

一橋大学審査学位論文

博士論文

20 世紀アメリカ合衆国の戦争と自立概念の変容

小滝陽

一橋大学大学院社会学研究科

AMERICAN WARS AND THE IDEOLOGICAL TRANSFORMATION
OF “SELF-RELIANCE” IN SOCIAL POLICY

YO, Kotaki

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

20 世紀アメリカ合衆国の戦争と自立概念の変容

目次

序章.....	1
第 1 部 総力戦と冷戦の中のリハビリ政策	
第 1 章 戦時動員解除と男性稼ぎ手モデルのリハビリ政策.....	33
第 2 章 総力戦と冷戦の中の障害者リハビリテーション.....	55
第 3 章 退役軍人病院におけるリハビリと赤十字女性ボランティア.....	72
第 2 部 ベトナム戦争とリハビリ政策	
第 4 章 戦時下南ベトナムの社会開発とリハビリ政策.....	91
第 5 章 戦時下南ベトナムのリハビリにおける「自立」概念の多様化.....	116
終章.....	138
参考文献一覧.....	151

序章

第1節 論文の問題関心と課題

本博士論文は、第二次世界大戦（以下、二次大戦）後のアメリカ合衆国（以下、アメリカ）政府と民間団体が、個人に求めた自立の意味と、その変化を考察する。

20世紀のアメリカ国家は、軍民双方の領域で国民に「自立」を求めた。二次大戦を経て、大規模な軍隊が恒常的に維持されるようになった冷戦期のアメリカでは、兵力と産業労働力の有効活用が国家的課題となったからである。大きな戦争が連続する時代に、兵士でも労働者でもあり得る男性にとって、軍隊と市民社会という二つの領域に速やかに適応することが自立の意味とされた。国家の側では、彼らを有用な「人的資源 (manpower)」とするために、医療と教育を柱とした各種の自立支援政策を軍民の境界や国境を越えて実施した。それは、国家安全保障政策の一部であった。その後、類似の政策は福祉改革の手段となり、その主たる対象も、男性から女性へと変化する。1960年代の末、共和党リチャード・ニクソン政権は、公的扶助の受給者に就労を義務づける政策を「ワークフェア」と呼んだ。さらに、「未婚の母」が受給するものと見なされた公的扶助は、1970年代の不況を経て、就労意欲を奪い、婚外子を増やし、福祉予算の肥大化につながるものと、非難されるようになった。¹1980年代のロナルド・レーガン政権による反福祉キャンペーンを経たこの流れは、民主党ビル・クリントン政権下で1996年の「個人責任と就労機会調整法」(Personal Responsibility and Work Opportunity Act、略称 PRWORA) に結実し、ニューディール改革により創設された公的扶助制度の一つである要扶養児童家族援助 (Aid to Families of Dependent Children、略称 AFDC) を廃止した。AFDCに代わって導入された「貧困家族への一時的扶助」(Temporary Assistance for Needy Family、略称 TANF) の規定は、個人が一定の要件を満たす限りにおいて扶助を受けられる権利 (エンタイトルメント) を制限しただけでなく、その受給条件においてワークフェアの徹底を要求する。その結果、福祉を離脱した多くのシングルマザーが、「自立」と称して劣悪な条件の職に就くことを余儀なくされた。²

20世紀後半の自立支援政策の展開に関する上記のようなナラティブは、狭義の福祉政策に関心を限定する限り、描き得ない。二次大戦後の国家安全保障政策としての自立支援と、世紀末の福祉改革におけるワークフェアを同一線上に位置づけることができないからである。そこで、両者の連続性を明確にするには、アメリカがベトナム戦争中に実施していた「自立」を促す政策に注目することが有効である。1950年代までにアメリカ国内で広まった自立支援政策は南ベトナムにおける「平定作戦 (pacification)」に転用される過程で、想定する自立の意味を大きく変えた。具体的には、それまで主流であった、男性が就労して家族を扶養することを自立と見なす考え方(「男性稼ぎ手モデル (male breadwinner model)」)が修正され、女性が家計に対して行う貢献や、核家族単位ではない生計の在り方が注目を

集めた。また、西洋由来の自立支援の機械的な当てはめではなく、政策の実施される現地の文化や社会構造に適合的な自立モデルを適宜に構想することも提唱された。おおよそ同じころ、アメリカ国内では、1967年の社会保障法修正により創設された「就労奨励プログラム（略称 WIN）」が、連邦政府の政策として初めて AFDC の受給者に就労を強制したが、これは、福祉受給者をむち打つ「アメリカ史上、最も時代に逆行する、人種差別的な法案（WIP）」として福祉権運動団体から激しい批判を浴びていた。³ところが、戦時下の南ベトナムでは、戦争被害を受けた女性に就労と「自立」を求める政策が、アメリカ国民にほとんど知られることなく実施されていたのである。ベトナムでの自立支援政策に生じた新しい視点は、その多くが後のワークフェア政策には受け継がれず、消えていく。しかし、女性の就労を「自立」と見なす視点だけはワークフェア・プログラムの中に生き残り、後年の新自由主義的な福祉改革を準備することになる。

20 世紀末の福祉改革が AFDC を受給する女性を標的とした理由については、すでに多くの議論が積み重ねられてきており、ベトナム戦争の影響だけをことさらに重視することはできない。⁴ここで強調したいのは、この戦争で生じた自立概念の変容に注目することにより、二次大戦後の軍事・安全保障政策と世紀末の福祉改革との、思想的・方法的な系譜関係が示される、ということである。それは、冷戦期の福祉国家形成と世紀末の新自由主義の興隆を連続した変化の過程のうちに捉える必要性をも示すことになるだろう。

もとより、20 世紀後半のアメリカで実施された就労支援や障害者リハビリテーションなどの福祉政策において、個人や集団が促される自立の意味は、一定ではなかった。二次大戦帰還兵の社会復帰事業では、男性稼ぎ手モデルが基本的な自立のイメージとされていたが、1950 年代末に行われた傷痍軍人の社会復帰プログラムでは、高齢の入院患者が病院を出て、家族や地域の中で生活することが自立とされた。また、同じころ実施された難民の再定住事業や都市の貧困対策事業では、女性の就労が福祉政策の目指す自立の定義に加えられていく。こうした変化を経たうえで、1960 年代後半、戦時下の南ベトナムで実施された戦争被害者支援が、自立概念の多様化を一気に推し進めたのである。このように、二次大戦からベトナム戦争までを複数の自立モデルが競合した時期と捉えるなら、1970 年代に突如としてアメリカ福祉制度の方向転換が生じたかのような従来の理解は見直されねばならない。まず、女性に就労を強制するワークフェアの起源については、これまで考えられてきたよりも早い時期にさかのぼらなければならなくなる。また、20 世紀末の福祉改革は、二次大戦後に生まれた様々な自立支援政策の経験の上に実施されていたことになり、1960 年代以前の福祉政策に対する単なる反動として捉えることはできなくなる。こうした点を踏まえ、20 世紀後半のアメリカ福祉政策の展開を、「男性稼ぎ手モデルから女性の就労強制へ」という単純な変化ではなく、自立概念の再定義が繰り返される複雑な過程として把握することが必要である。

福祉政策が想定する「自立」の意味を問うことは、誰が「本当の市民」とされたのかという問いとも不可分である。現代アメリカの福祉政策に特徴的な点として、福祉受給を権

利としてとらえる観念が弱いこと、国家による再分配機能が弱いこと、そして、労働による「自立」を尊ぶ風潮などがしばしば指摘される。労働者と雇用主の抛出で成り立つ社会保険が生活保障の中心に据えられたアメリカでは、生活困窮者への公的扶助は税のみで成り立つ数少ない再分配制度としての意義を有するが、同時に「公共の負担 (public charge)」として嫌忌され、給付の中身も最小限にとどめられてきた。公的扶助は、高齢者や障害者、幼い子どもを持つひとり親など、カテゴリー化された「経済的弱者」の一部が受け取るが、それによって市民としての他の権利を制限されることもある。⁵ここに、貧民への援助を「働けない者」のための例外的・残余的な措置と見なす救貧制度との共通点を見て取ることは可能である。イギリス植民地時代から、アメリカ社会は「貧民」が本当に「救済に値する」のかどうか、常に疑惑のまなざしを持って吟味し、救済を受ける者の市民的・政治的権利を制限してきた。このとき、公的な救済はあくまでやむを得ざる「必要悪」とされ、市民の条件たる労働による自立が目指すべき状態とされる。⁶

無論、このようなアメリカの福祉イデオロギーが植民地期から現代へと、そのまま受け継がれてきたわけではない。「自立」の意味も、それによって画される「本当の市民」の境界も、歴史的には変化してきた。20世紀初頭に成立し、現在では労働者の自然な権利として正当化されている社会保険制度にしても、19世紀のアメリカでは男性労働者の自立を脅かし、「二級市民化」する国家の不当な介入として、労働組合運動にすら否定されていた。⁷国家による労働者の生活保障が政策課題となるのは、ようやく1930年代のニューディール改革期に入ってからである。この動きは、半熟練・不熟練の労働者を「自立」した政治的市民として組織し、民主党の支持基盤に取り込もうとする動きと関連していたように見える。労働組合運動の保護を目的とした全国労働関係法（通称、ワグナー法）が成立した1935年に、老齢退職年金などの社会保険を設立する社会保障法も成立したことは、偶然ではない。⁸社会保険制度における自立とは、端的に、職を持った男性が妻と子どもから成る核家族を形成し、その生計を支えることを意味する。1939年の法改正による遺族年金と家族加給の制度化は、労働者がやむを得ざる理由で収入を喪失した際、かつて抛出された基金から保険金を支払い、家族を維持できるようにすることを連邦政府の役割とした。また、社会保障法は、それまで都市やタウン、カウンティの下でバラバラに行われてきた母子家庭の救貧行政を、連邦と州の補助・監督を受けて運営される同質性の高い公的扶助に転換させた。同法の成立と運用が、市民的権利の制限を伴う「施し」とされてきた救貧に「権利」の観念を導入したとの評価もある。⁹いずれにせよ、成立当初の社会保障法は、自立が標準的には男性市民の徳目であり、女性や子どもは男性や国家に庇護・扶養されるものだ、というイデオロギーを内包していた。¹⁰こうした「男性稼ぎ手モデル」にもとづいた福祉の思想と、女性の就労を市民の義務たる「自立」と規定し、AFDCの受給をスティグマ化した20世紀末の福祉改革は、一見して対立的である。

しかし、男性稼ぎ手モデルに依拠したニューディール由来の福祉思想を転換したことが福祉改革の歴史的意義だった、と結論づけるのは一面的である。上述したように、二次大

戦後のアメリカの福祉政策が想定する家族モデルは、1960年代以前からすでに変化を始めていた。そこでは、標準的な男性稼ぎ手モデルの世帯から漏れ落ちる、あるいは漏れ落ちかねない人々に対して、多種多様な形態をとる「自立」が要求された。そのために実施されたプログラムの中には、のちのワークフェアにつながる要素も見出せる。こうした点に注目すれば、1930年代に形成された福祉制度の変質は1960年代末にはじめて生じたと考えるよりも、二次大戦後に進んだ福祉政策の漸進的な変化の延長上にあったと考えるほうが適切に思える。前後の時代と比べて相対的に福祉史研究の蓄積が乏しい1940年代末から1960年代にかけての時期が、20世紀アメリカの福祉政策の変遷を理解する鍵なのである。

ところで、この複雑な変遷の過程には、戦争と冷戦が大きな影響を与えてきた。二次大戦後のアメリカの労働政策や経済政策は、これまでも、戦争や冷戦と関連づけて考察されてきている。¹¹一方、福祉政策については、軍事・外交との関係がほとんど問われることがない。そこで、本論文では、退役軍人のための福利や難民・戦争被害者の救援など、個人の経済的自立を促すために政府や軍によって繰り返し実施された民生政策に注目する。戦争と冷戦を背景に人々に「自立」を求めた種々の政策の連鎖という観点から、アメリカの福祉国家形成を再考するためである。

以上のような視点は、ニューディール体制の二次大戦後における「変質」を指摘する一連の研究から示唆を受けて、設定されている。1980年代以来、積み重ねられてきたアメリカ現代国家の研究は、労働者の政治参加の拡大や産業別労働組合運動の確立、不熟練・半熟練労働者と低所得層への再分配など、1930年代のニューディールで目指された一連の制度改革の方向性が、二次大戦をはさんで、経済的パイの拡大に重きを置く成長重視のリベラリズムにとってかわられたことを明らかにしている。¹²本論文もまた、二次大戦の前に構想された体制と、戦後に実現した体制の間の相違点に注目する。より具体的には、ニューディール期までに形成された男性稼ぎ手モデルの福祉政策が1970年代を待たずに他のモデルと競合するようになっていた事実を重く見る。1970年代以降の福祉改革とはニューディール由来の福祉政策の「転換」ではなく、二次大戦後に実施された各種の福祉政策の「手直し」だった、というのが本博士論文の主張である。これを論証することは、ニューディール改革の単純な継承ではない二次大戦後の福祉政策の固有性に光を当てる試みであり、ニューディール改革と世紀末の新自由主義的な福祉改革との間をつなぐ「失われた環」を、軍事と安全保障の領域に探す作業である。

分析の対象と分析視角ー「リハビリ政策」とジェンダー

ところで、労働による自立を尊ぶことと矛盾するように思われるが、現代のアメリカでは、公的機関による就労支援制度が北・西欧諸国より乏しい。これから労働者となる若者や転職を希望する「自発的な失業者」の教育と職業訓練は、政府や公的機関の提供すべきサービスとは位置づけられず、徒弟制や企業内の教育など市場のメカニズムによって調達

されるべきサービスとされる。公的な教育・職業訓練サービスの対象とされる人々は援助なしでは「働けない者」、もしくは軍務によって補償や見返りを与えられるべき者であって、あくまでも例外的な存在だとされる。¹³ 公的扶助と同様、救済に値する経済的弱者の枠が厳しく定められているのである。さらに、個人は公的扶助と就労支援という二つの制度の間でどちらのサービスを受けるべきなのか、やはり国家によって厳しく見定められることになる。

扶助と就労支援という二つの隣接した制度を「働けない者」のための残余としてひとくくりにしたうえで、社会保険の劣位に置き、前者を利用する人々を「二級市民」扱いするのはアメリカの福祉の目立った特徴である。この傾向は、福祉を受給する者に就労を強制する 1996 年の福祉改革以降、さらに強まっている。そして、アメリカの福祉政策が作り出すこの「二級市民」カテゴリーは、明確にジェンダー化されている。¹⁴

今日、女性を標的とする福祉の削減や就労圧力の強化もジェンダー化された福祉政策の一つに数えられるが、これは 1960 年代までの政策に対する反動だったといわれる。二次大戦後、北部の州で公的扶助の給付が寛大化されたことや、1961 年に創設された AFDC-UP が父親のいる家庭にも条件付きでの給付を認めたことなどから、公的扶助の受給者数は増加した。特に 1960 年代の増加は著しく、1960 年に 310 万人だった AFDC の受給者数は、1965 年に 430 万人、1969 年に 610 万人、そして、1974 年には 1 千 80 万人になった。¹⁵ この間、寡婦家庭を保護するという制度の位置づけには変化が生じた。1939 年に遺族年金が創設されたことで、従来 AFDC を受給していた寡婦の多くがそちらに移転したからである。折から未婚での出産や離婚などをきっかけとして AFDC を受給する女性が増加し、全体のうちの多数を占めるようになった。また、受給者の人種的構成にも変化が生じた。産業が郊外化し、中心部が空洞化しつつあった北部都市には、南部からアフリカ系アメリカ人（以下、黒人）が、そして、プエルトリコなどの中南米から移民が多数流入した。こうして、北部都市で AFDC を受給する非白人女性の比率が急増したのである。¹⁶ これらの変化に注目した共和党や民主党の保守派議員らは、あたかも AFDC 受給者の大半が黒人であるかのように語り、その「依存的な性格」や「怠惰」、「性的なだらしなさ」などを非難して、就労を要求した。さらに、保守派による攻撃の一方、1960 年代までの福祉拡大を主導したリベラル派も、働く夫と主婦のいる家庭を理想とするあまりに AFDC を否定的に捉え、結果として 1970 年代以降の福祉バックラッシュを容易にしたことも見逃せない。¹⁷ 二次大戦後に拡大した福祉政策への攻撃は、当の福祉政策自体に内在するジェンダー規範によって強化された面が否めないのである。

公的扶助を受給する女性に就労を強制するワークフェアも、単に二次大戦後のリベラルな福祉政策に対する反動としてではなく、リベラルな政策のジェンダー観を部分的に修正しながら生まれてきた。1970 年代以降のワークフェアの「新しさ」は、あくまで女性の公的扶助受給に対する攻撃と就労の強制を結びつけた点にある。連邦政府の就労支援政策自体は、二次大戦直後からすでに実施されていた。この時期、復員政策に組みこまれた就労

支援プログラムは、帰還兵が就労し、家族を形成することを後押ししたが、その対象は男性に限定されていた。その後、1960年代になると、連邦政府によって公的扶助を受給する女性への就労支援の体制が整えられた。1962年と1967年の社会保障法改正は、連邦政府がAFDCの受給者に対する州や自治体の就労支援サービスに対して75%の財政補助を行うことを定めた。¹⁸一方、南ベトナムにおいて、戦争被害者や戦死者遺族らを経済的に自立させるための職業訓練や託児所の運営が、アメリカの政府機関や民間団体の指導の下に広範に行われたことはあまり知られていない。その「サービス」の対象には南ベトナム兵士の妻や戦争寡婦、売春に従事する女性などが含まれていた。二次大戦の終結からベトナム戦争での敗北にいたる時期に、アメリカの就労支援政策はその対象を男性から女性へと拡大しつつ、戦争と軍事政策を民生の側から支える役割を果たしたのである。本論文では、こうした、個人に「自立」を求める国内外の政策を「リハビリ政策」の名で一括し、20世紀末のシングルマザーに対する就労強制政策（ワークフェア）の前段階として分析する。

より具体的には、軍事・外交政策と福祉政策の境界線上に位置するリハビリ政策を分析対象とする。アメリカのリハビリ政策は常に狭義の福祉政策としてばかり実施されてきたわけではない。公共事業型の一時就労プログラムではなく、教育・職業訓練と職業紹介によってキャリア形成を支援する政策が本格化したのは、二次大戦からの動員解除期であった。¹⁹こうした政策の対象は福祉受給者や失業者ではなく、主として兵士、もしくは元兵士の男性であった。1944年に制定された「復員兵援護法（通称 GI Bill of Rights, 以下 GI ビル）」は1600万人に上る二次大戦帰還兵の高等教育や中等教育、そして職業訓練に対する援助を行って、彼らの就労と社会復帰を支援した。こうしたプログラムは帰還兵個人の職業技能形成を支援しただけでなく、地域コミュニティの教育資源を拡大する役割も果たした。また、傷痍軍人に対するリハビリや職業訓練も同様に実施されたが、これらのプログラムには地域の慈善団体やアメリカ赤十字、退役軍人団体などを通して、多数の民間人ボランティアが協力した。その目的を一言でまとめるならば、男性兵士が生産的な身体を回復し、夫として、あるいは父親として家族を扶養できるようにすることであった。当時「最大の社会問題」と目された兵士の帰還と家族形成という課題を前に、地域社会の協力を得た男性の就労と経済的自立が企図されたのである。また、1950年代から1960年代にかけては、難民を対象とした再定住事業や、都市の貧困対策事業にリハビリ政策が取り入れられていく。さらに、ベトナム戦争下の南ベトナムでは、より大規模なリハビリ政策が実施される。アメリカ・南ベトナム両軍と解放勢力との激しい戦闘が続く中、ベトナムの農村では多数の難民と戦争被害者が発生し、その生活支援が社会秩序の安定のために必須となっていたからである。

このように、二次大戦後のリハビリ政策の多くが軍事・安全保障と密接なかかわりを有した。しかし、具体的なプログラムの中身や想定される「自立」のイメージは一様ではなかった。GIビルに代表される国内のリハビリ政策は、高等教育を受けてホワイトカラー労働者となる白人健常者男性とブルーカラー労働者となるその他の男性を選別しつつ、全体

としては若年男性の労働力化を推し進める人的資源政策だった。男性稼ぎ手モデルの核家族形成を支援する、こうした政策から最大の恩恵を受けたのは、すでに高校を修了した者も多い白人健常者男性であった。一方、非白人男性や障害者男性などは、白人健常者男性に比べればリハビリ政策の恩恵に与れない傾向にあった。大学の差別的な学生受け入れ方針に直面した障害者や、十分な教育歴を持たない黒人男性などは、GI ビルの高等教育プログラムからは排除されたのである。しかし、ブルーカラー労働への入り口となる職業訓練や徒弟プログラムへの支援は、こうした人々にも利用機会を開いていた。また、退役軍人向けのリハビリ政策でも重度障害者など就労が困難な人々を対象とするリハビリが試みられており、地域コミュニティと家族による包摂の重要性が政府によって主張されることもあった。

南ベトナムにおける難民と戦争被害者の支援には、政府機関と並んで多数の民間団体が関与したことから、担い手によって性格の異なる様々なリハビリ・プログラムが形成された。特に注目すべき点は、国家が傷痍軍人などの男性に提供するプログラムと、民間団体が女性や子どもを含む民間人戦争被害者に提供するプログラムとに、リハビリが二分化したことである。前者のプログラムは、リハビリ専門家の介入によって経済的・精神的な「自立」を促し、救援金や援助物資の給付を制限することに重きを置いた。就労を自立とみなし、公的扶助を「公共の負担」とするアメリカで培われてきた観念が、南ベトナムの民生政策にも持ち込まれたのである。これとは対照的に、民間団体によるリハビリ・プログラムでは、より多様な「自立」の定義が採用された。例えば、男性の稼ぎ手を失った戦争寡婦に対しては、託児サービスや職業訓練の利用による就労が勧められた。また、重度障害者の家族への復帰が困難と見なされた場合には、拡大家族や地域コミュニティによる包摂が推奨されたほか、重度障害者のみのコミュニンの創設も議論された。それどころか、リハビリにおける自立の意味はさらに拡大し、アメリカや西洋の文化的影響からベトナムの文化・伝統を保護することや、リハビリ・プログラムの運営を国家や外国の支配から切り離すことまで意味するようになる。戦時下のベトナムにおける深刻な社会・経済的混乱によって画一的な男性稼ぎ手モデルが断念されたことが、こうした変化の背景にあった。

このようにアメリカの福祉政策における「自立」の意味は、いわゆる「ワークフェア」の登場よりも前に、すでにその内実を変化させていた。この複雑な変化の過程を分析の対象とし、その歴史的文脈をとらえるには、女性の就労に対する意味づけや「家族」という語が指し示すものまでを問う必要がある。それには、当然ながらジェンダーの視点が不可欠である。

用語と概念について

以後、「リハビリ政策」を福祉史の一部として分析していくために、論文中で用いるいくつかの語句の使い分けとその含意を述べておきたい。

歴史研究の一分野としての福祉史は、国家以外の主体による慈善 (charity) や篤志行為 (philanthropy) なども分析対象とする。特に、アメリカの福祉制度は現在に至るまで、そのサービス提供において民間団体や宗教団体、営利団体の役割に多くを負っている。したがって、福祉を国家や公共団体による行為としてのみとらえることはできない。²⁰ また、福祉の内容には現金や生活物資の支給から、戸別訪問や生活相談、家事支援、託児まで幅広いものがある。そこで、本論文では、生活に困難を抱えた人々に対する家族や縁者以外からの援助であれば、すべて福祉に含まれるものと定義する。このように広く定義することで、国家によるリハビリ政策も、それと関連する民間の活動も、ひとしくアメリカ福祉史の一部として取り扱うことが可能になる。ただし、アメリカでは「福祉 (welfare)」という言葉が社会福祉のなかの特定の制度を指して狭く用いられることがある。具体的には、AFDC のような税を財源として運営される各種の生計援助プログラムを指し、「社会保障 (social security)」と呼ばれる拠出型の社会保険と対比される。こうした狭義の福祉とすでに述べた広義の福祉を区別するため、本論文中では前者を「公的扶助」と呼ぶ。

次に、「リハビリ (rehabilitation)」については、個人や集団に「自立」を促す行為を指す言葉として用いる。また、国家による政策を指す場合には「リハビリ政策」という言葉を用い、民間団体などもかかわって実施される個別のサービスは「リハビリ・プログラム」と称する。²¹ 一方、日本語で一般に「リハビリ」と呼称される障害者リハビリテーションは、本論文がリハビリと呼ぶものの一部をなす。二次大戦後のアメリカで医療行為や職業訓練などを含む障害者リハビリテーションが国家の政策として実施される場合、その主たる目的は障害者の就労と経済的な自立を実現することであった。²² これは本論文の言うリハビリ政策と重なるところが大きい。

第2節 先行研究の批判的考察

あらためて、本論文は 1940 年代末から 1970 年代初頭にかけてアメリカの国内外で実施されたリハビリ政策に焦点を当て、戦争や安全保障政策との関連が深い二次大戦後の福祉を、ジェンダーの視点から分析する。その目的は、現代アメリカ福祉制度の中核にある自立概念の形成と変容の過程を明らかにすることである。以下では、こうした課題と関係が深い先行研究を三つの領域に分けて整理し、リハビリ政策に注目する本論文の意義と方法上の特徴を示す。三つの領域とはすなわち、(1) 19 世紀末から 20 世紀初頭のアメリカ国家による「家族保護」を論じた研究、(2) 二次大戦後の福祉政策を論じた研究、そして、(3) 福祉政策以外の領域でのリハビリ政策について論じた研究である。(1) では、アメリカの社会政策における男性稼ぎ手モデルの普及とその背景を論じたうえで、20 世紀後半のリハビリ政策における自立概念の多様化について論じる意義を指摘する。(2) では、現代の公的扶助やリハビリ政策の特徴として「社会・経済構造への無関心」を挙げる議論を検討したうえで、このような特徴が形成された背景について、いまだ考察が不十分な点を指摘す

る。(3)では、狭義の福祉政策以外の分野で展開された二次大戦後のリハビリ政策が、アメリカにおける各種の「他者像」の形成と関わってきたことを先行研究から確認したうえで、ベトナム戦争によるリハビリ政策の多様化が、同化主義的なアジア観の変質と相関していることを指摘する。

(1) 南北戦争後の家族保護政策—子どもの保護から母子の保護へ

本論文が分析の対象とする二次大戦後のリハビリ政策が、当初、男性稼ぎ手モデルに基づいて実施されたことはすでに述べた。このモデルでは、父親が家の外で働き、母親が家庭内で家事と育児に専念することが求められる。これは「分離領域」に基づいたミドルクラスの家族規範であり、リハビリ政策だけでなく、19世紀末から20世紀にかけての福祉政策に幅広くみられるイデオロギーであった。こうした男性稼ぎ手モデルに基づく家族保護のためのプログラムは、南北戦争以降のアメリカの戦争と深くかかわって発展し、二次大戦後に修正されるまで継続する。

以下では、二次大戦後のアメリカにおけるリハビリ政策を考察する前提として、19世紀末から20世紀初頭における福祉政策や社会改革運動についての先行研究を概観する。その際、男性を主たる稼ぎ手と位置づけたうえで、家庭内の母子の生存とリスペクタビリティを保障することが、リハビリ政策を含む福祉政策の大きな関心だったことを確認する。これに対比することではじめて、二次大戦後のリハビリ政策が想定した「自立」モデルの多様性と画期性が明らかになるからである。

1865年の南北戦争終結から1935年の社会保障法成立までの70年間を通して、家族の維持や母子の結合に対する支援は連邦政府と州政府および自治体によって交互に、段階的に拡大された。この過程で、州と地方の政策に影響を与えた要因は様々あった。具体的には、技術革新による産業構造の変化、ヨーロッパからの移民を中心とする不熟練労働者の都市への流入、新しい児童心理学の知見、社会問題への対応を通じたミドルクラス女性の活動領域の拡大、ソーシャルワークをはじめとする新しい職業の登場などである。他方、連邦政府の政策に大きな影響を与えた要因は戦争であった。

19世紀後半、おもに北部都市や州政府、さらには連邦政府によって、家族への介入が試みられた。こうした政策を推進した社会改革者、慈善活動家、ソーシャルワーカーらは、住環境や衛生状態の悪化、労使対立など、産業化と人口の集中が生み出す問題から都市の秩序を防衛しようとした。このとき注目を集めたのが19世紀末に東・南ヨーロッパから到来した新移民の生活であった。彼らは、アングロ＝サクソン系の主流文化に容易に同化しない存在として他者化されたが、社会改革者たちはこの新移民集団に対する生活指導や育児指導、公民教育などを通して、ミドルクラスの規範を労働者階級に浸透させようとしたのである。なかでも、セツルメント運動や慈善団体が注目したのが次世代を育成する母親の役割であった。移民家族の再生産に介入し、女性の母親としての役割を擁護する試みが、

アメリカ的価値と民主主義を理解する市民を増やすことを目的とした「アメリカ化運動」の一部に組み込まれていった。²³

篤志家や慈善活動家らは移民労働者の規律化と生活改善の必要性を説く一方、多様な貧民救済の施策も展開した。彼らはまず、「友愛的な指導」と懲罰的な施設収容の両方によって貧民を更生させ、社会秩序を安定させることを試みた。貧民の施設収容、すなわち院内救済は1820年代から広がり始め、19世紀を通して主要な救貧の方法になった。一方、「科学的慈善」と呼ばれる1870年代頃からの民間の動きは、貧民に施設外で手渡される公的な救済（院外救済）を敵視し、「働けない者」の施設への収容と、「働ける者」に対する就労奨励を適切な措置とみなした。また、児童福祉への関心を高めた慈善活動家らは、福祉を利用する貧民が親から子へと依存的な「性格」を受け継ぐことを問題視し、子どもを家族から引き離そうとした。この過程で、救貧院に入所する家族から子供のみを分離し、孤児院に収容する動きや、西部などの農村へ労働力として寄託したり、里子に出したりする動きが拡大した。²⁴他方で、こうした動きに反発する都市の 아일랜드系移民居住区では、カトリックの女子修道院に孤児院が併設され、子どもたちをコミュニティで養育する動きが広がった。孤児のほか、働く母親にも支援の手を差し伸べた施設の運営には市政府の補助も行われ、信仰や人種、婚姻関係の有無を問うことなく困窮者を受け入れる、公私共同の福祉プログラムに発展した。²⁵1890年代に入ると児童福祉への関心はさらに高まり、子どもが低廉な労働力として扱われることや、生育のための適切な環境を与えられない情況に批判が向けられた。こうした変化を背景に様々な制度改革を求めた一連の動きを「児童救済」運動と呼ぶ。具体的な施策は、少年裁判所の設置、児童労働規制、義務教育制度の普及、母子の保健プログラムなど多岐にわたる。²⁶

児童福祉への関心が増す中で、20世紀初頭にはアメリカ福祉史において一つの画期を成す制度が生まれた。1911年にイリノイ州およびミズーリ州で導入され、急速に全国へと広がった「母子年金」である。先行研究は、主にミドルクラスの女性改革者らによって支持されたこの制度の目的が、夫を亡くした労働者階級の女性による家庭内での子供の養育を支援することであり、将来のアメリカ市民の健全な発達を促す制度として正当化されたことを指摘している。このような制度が生まれた背景には、子どもの養育における母子結合を重視する、改革者自身の価値観が反映されていた。彼らは、都市に流入する新移民の子供を家庭における教育を通して「アメリカ化」しようとしたのである。母子の結合を理想視するこのような家族規範は、女性を家庭に囲い込む「分離領域」のイデオロギーによって裏打ちされていた。つまり、母子の結合は、女性の「家庭性 (domesticity)」を保護するジェンダー規範とも不可分であった。母子年金制度には、家庭という「私的領域」における白人女性のリスペクタビリティを国家権力により保護する意味もあったのである。このことは、同制度が受給者にミドルクラスの価値観に基づいた生活態度を要求し、社会的な監視の目を向ける根拠ともなった。²⁷母子年金には、シングルマザーに対する経済的な援助と社会的な規律化という二つの側面があったといえる。

しかし、上記の制度は実態において母子家庭の生活を十分に支えたとは言い難く、労働者階級の受給者の多くは引き続き何らかの賃労働を続けざるを得なかった。²⁸また、母子年金の制度設計や運用の内実は州や自治体によって多様であり、すべての受給者に一律・平等な処遇がなされたわけでもない。S・J・クラインバーグがマサチューセッツ州フォールリバー、ペンシルバニア州ピッツバーグ、メリーランド州ボルチモアという三つの都市の母子年金を比較して論じたとおりに、この制度の設計と運用には各都市の経済構造や伝統、人種・エスニック構成の違いなどが色濃く反映した。例えば、ピューリタンの伝統の強いフォールリバーや黒人人口の多いボルチモアでは母子家庭の母親に対する就労圧力が強く、母子年金の給付は制限されていた。これに対して鉄鋼業をはじめとする重工業が基幹産業だったピッツバーグでは女性の労働力に対する需要が低く、男性労働者が職場での深刻な事故に遭いやすかったことなどから、比較的寛大な母子年金の給付が行われたという。²⁹さらに、当初から母子年金の対象と想定されていたのは寡婦あるいは扶養義務を果たさない男の妻と子どもであり、離婚した女性や「未婚の母」は救済に値しない人々として制度の対象から外された。なかでも黒人女性やメキシコ系の女性は最も差別され、制度の周縁、もしくは外側に置かれた。こうした人々は白人女性と異なり家庭外で働くことが「普通」であり、自身の労働で家計を賄うことが可能だとされたからである。彼らに対する年金は少額でよい、あるいは全く必要ない、と当局はしばしば判断した。また、非白人女性に対する母子年金の給付判断は白人工場主や白人家庭の労働力需要に合わせて恣意的に行われ、給付額にも厳しい制限が課された。³⁰こうした差別の存在は、東・南欧系の新移民に白人としての同化を促す一方、その他の「非白人」を劣位に置くことで、人種により階層化された国民秩序を形成しようとしたアメリカ化運動のあり方とも符合する。³¹未婚の母や非白人女性に対する分離領域の適用除外は、のちのAFDCの運用にも受け継がれていく。

白人母子の結合を支援する州や自治体の試みが母子年金の普及で一定の進展を見た一方、連邦政府による同様の試みは、すでに南北戦争の直後から、退役軍人の家族を対象に実施されていた。退役軍人福利が連邦政府による先駆的な福祉政策として歴史研究者の注目を集めたのは、1990年代である。かねてから退役軍人団体による利益集団政治や退役軍人福利制度の形成に関する研究は行われていたが、その多くは第一次世界大戦（以下、一次大戦）後の「ボーナス・アーミー (Bonus Army)」や二次大戦時のGIビルなど、著名な事件や法律に関する挿話的な記述にとどまってきた。³²これに対して、元軍人とその家族を対象とした福利をアメリカの福祉制度史に接合しようとする研究が、シーダ・スコッチポルの*Protecting Soldiers and Mothers*であった。同書は、社会福祉制度の整備で西欧諸国に遅れをとった19-20世紀転換期のアメリカで、他国に先んじて大規模な生活保障の制度が作られたことを指摘する。南北戦争後、北軍退役軍人とその家族を対象に支払われた障害・遺族年金は事実上の老齢年金として機能し、19世紀末の連邦財政支出のおよそ40パーセントを占める巨大な制度になっていた。スコッチポルは、この制度が退役軍人団体と政党政治家による利益集団政治と腐敗を媒介したことで、男性労働者の福祉に対する否定的なイ

メージを醸成したと指摘する。³³さらにスコッチポルは、男性向けの公的な社会支出に対する批判が強まる一方、母子を対象とした福祉は、投票権を持たず選挙や政党政治家とのつながりが薄いミドルクラスの女性団体によって支持されたことに注目する。政治腐敗のイメージと縁遠いこうした女性団体の活動が、母子年金制度の普及を促した、というのである。³⁴

しかし、退役軍人年金と母子年金がたどった軌跡を対比して捉えるこの議論には、ジェンダーの視点を重視する研究者から批判がなされた。ミーガン・マクリントックは、利益集団政治だけでなく、連邦政府による「家族の保護」への関心が退役軍人年金拡大の背景にあったと主張する。その上で、年金給付を決定する際に行われる兵士と家族の扶養関係や婚姻の正当性を問う審査、寡婦の生活に対する監視などを通して、19世紀後半の連邦政府が家族という「私的領域」に介入していたことを明らかにした。³⁵この指摘は、スコッチポルの著書において二項対立的に描かれた退役軍人年金と母子年金の間に、実は「母子の保護」や家族規範の擁護といった問題関心が通底していたことを示している。

連邦政府の家族保護に対する関心は20世紀にも受け継がれた。一次大戦に際して、連邦政府は兵士の留守家族に経済的な援助を与えた。1917年に制定された「戦時リスク保険法」は約210万人に「家族手当」を支払っている。また、この法律は兵士に家族を扶養する義務を課したため、兵士の妻や母親が政府に訴え出て、夫や息子の行動を規制することが可能になった。連邦政府による家族への介入は、一面において女性を規律化と保護の対象としたが、女性は常に受動的な存在ではなく、時に国家との交渉を通して男性を規律化する主体ともなり得た。³⁶さらに、国家は兵士の代理として家族を保護するだけでなく、兵士を経済主体として規律化し、彼ら自身に家族を保護させる政策も実施した。すなわち、傷痍軍人に各種の治療と訓練を行って就労させるための、障害者リハビリテーションである。ベス・リンカーは、一次大戦時のアメリカ陸軍による規格化された義肢の大量生産や、女性のセラピストを動員したリハビリ・プログラムの実施過程を分析し、連邦政府が家族を養う傷痍軍人の「男らしさ」を保護することで、人々の戦争への支持を取りつけようとしたと論じている。³⁷

ここで改めて、20世紀初頭までに実施された国家による家族への介入が、稼ぎ手としての男性の「男らしさ」と母親としての女性の役割に重きを置いたことを確認しておきたい。マイケル・ウィルリッチは、男性を主な対象とする社会保険と、シングルマザーを主たる対象とする公的扶助という二つの政策領域の両方が、家族扶養を男性の義務と見なすジェンダー・イデオロギーに立脚していたことを指摘している。ウィルリッチによれば、世紀転換期から20世紀初頭の裁判所は男性による家族扶養義務の不履行を違法化したが、このとき司法は男性稼ぎ手モデルをあるべき家族の姿として想定していた。³⁸すでに見たように、傷痍軍人のリハビリも同様のイデオロギーにもとづいており、男性に家族扶養の義務を果たさせるため、国家が個人の身体に働きかけた。さらに、これらの介入によっても家族の扶養がかなわない場合には、母子年金や家族手当などの制度を使って家族の生計を支

え、「母子の結合」を支援したのである。つまり、20世紀の前半に司法や行政によって実施されたリハビリ政策と公的扶助は、男性稼ぎ手モデルを媒介にして、互いに補完しあう関係にあったといえる。

しかし、二次大戦後になると、こうした相補関係には変化が生じる。従来であれば男性を主たる対象としていたリハビリ政策が、女性に対しても適用されるようになるからである。後述する先行研究の多くは、この変化が主として1960年代末からの福祉改革の中で起こったように描いている。しかし、いわゆる福祉政策とは異なる領域でも、同じような変化は生じていた。本論文は、二次大戦直後から1960年代にかけて実施されたリハビリ政策が、その対象を男性から女性へと拡大する過程を追う。これにより、南北戦争以来の連邦政府の福祉政策を強く規定してきた「男性稼ぎ手モデル」に、二次大戦と冷戦が生じさせた変化を論じていく。

(2) 二次大戦後の福祉政策

「男性稼ぎ手モデル」に限らず、二次大戦後のリハビリ政策は個人の「人的資本」の増加による労働市場への適応を自立と定義した。このことは、同時代の福祉政策に広くみられる、社会・経済の構造に対する関心の弱さと関係している。以下では、まず福祉政策における構造問題への無関心とその背景となった要因について、先行研究の議論を概観する。そのうえで、これまであまり語られてこなかった軍事と福祉の強い結びつきに注目することが、この問題を考える際に不可欠な視点であることを示す。

近年、1950年代をアメリカ福祉国家の形成期と見なす研究が相次いでいる。この時期に形作られた生活保障システムの特徴のひとつは、民間企業や労働組合、保険会社など、政府以外の幅広い事業主体が大きな役割を果たすことである。ジェイコブ・ハッカーは、民間企業の従業員福利や企業・個人単位の健康保険、労働組合が提供する保健プランを分析し、他の先進資本主義諸国に比べて政府の社会福祉支出の対GDP比が低いアメリカで、市場が社会サービスの重要な担い手となったことを論じる。一方、クリストファー・ハワードは、企業年金税額控除、住宅ローン金利控除、勤労所得控除、雇用税額控除などの税制が、市場による社会サービスの拡大を促してきたことを論じた。さらに、ジェニファー・クラインの研究は、ニューディール期に整備された社会保険制度を前提として、それを補完する民間企業福利が拡大したことに注目し、政府、企業、労働組合、保険会社が相互に影響しあって戦後の生活保障制度を形成する過程を描き出している。一方、こうした混合的な社会保障制度の負の側面に注目するマリー・ゴットシャルクは、民間の医療保険、生命保険、老齢年金などが拡大したために、二次大戦後の労働運動が全国民をカバーする普遍的な社会保障制度への関心を弱めたことを指摘し、市場に依拠するシステムの限界を指摘している。ゴットシャルクに限らず、アメリカの福祉を多元的に捉える上記の研究はいずれも、連邦政府の役割が小さく、市場の役割が大きいアメリカの福祉システムが、社会・経済的

平等を固定化する傾向が強いことを認めている。³⁹一方、こうした不平等なシステムの形成期である1950年代に、シングルマザーに「自立」と就労を促す政策や改革運動がスタートしていたことは、これまであまり論じられてこなかった。

1950年代に主に自治体のレベルで実施されたリハビリ政策には、まだしも、貧しい女性の社会・経済的地位を上昇させようとする意図があった。ジェニファー・ミテルスタッドによれば、1950年代にAFDCの前身である要扶養児童援助(Aid to Dependent Children, ADC)の受給者数の増加とその構成に変化が生じ、母子家庭の受給者を規律化する「リハビリテーション」に注目が集まったという。しかし、ミテルスタッドは、家族の「自立」を目的にして行われたリハビリが、必ずしも個々の福祉受給者の事情を無視して就労を求めるものではなく、その点でのちのワークフェアとは異なっていたことに注意を促している。ここでリハビリと呼ばれるものの中には、母親へのカウンセリングや生活指導、家族計画、保育、教育・職業訓練など、多様なプログラムが含まれている。⁴⁰こうしたプログラムの中身にも示されるように、リハビリが求める母親像には、家計のために働く労働者としての側面と、家庭における子どもの庇護者・養育者としての側面が共存していた。しかし、それでもなお、個々の母子家庭に対するカウンセリングを主な手法とした1950年代の福祉改革は、シングルマザーの困窮を生み出す社会や経済の構造は等閑視したと言わざるを得ない。⁴¹

シングルマザーに就労を強いることで母子家庭の自立を成し遂げようとする、1970年代以降の福祉改革は、かつての母子家庭に対するリハビリ政策にあった「温情主義」の側面すら取り去っていったように見える。⁴²母子家庭の貧困問題は扶助の受給と就労の二者択一で解決できるようなものではなく、女性が家族を養うに足る安定した雇用から排除される労働市場の構造も踏まえて、議論されるべき事柄だった。⁴³にもかかわらず、扶助を受給する女性の「依存的な生活態度」や「過剰なセクシュアリティ」に対する道徳的な観点からの非難が先行し、セーフティーネットの破壊を進めたのである。また、AFDCを廃止した1996年の福祉改革では、補足的保障所得、フードスタンプ、メディケイドなどの受給を申請する際に、市民権の有無や在留資格、アメリカへの入国の時期などを厳しく問う変更が行われたが、これは移民による福祉受給を狙い撃ちする排外主義的な政策であった。⁴⁴ここには、偏見にとらわれて社会・経済的な格差や差別の存在を無視する、福祉改革の特徴が見て取れる。⁴⁵

このように見てくると、シングルマザーへの性的・人種的偏見が、構造問題に無関心な福祉改革を呼び込んだと言えそうである。実際、扶助受給のスティグマ化によって、非白人女性の家庭生活を監視し、給付の水準を切り下げることが正当化された。また、奴隷制時代から、家内労働など黒人女性の労働に対する搾取が白人の生活を支えてきた経緯があり、南部と北部の両方で、黒人女性の低賃金労働を当然視する風潮が存在したことはつとに指摘されている。⁴⁶しかし、ワークフェアが福祉受給者の就労を「自立」として位置づけ、それ自体に価値があると訴えるためには、こうした論理だけでは不十分だった。とい

うのも、社会保障法の成立以後、公的扶助の受給を「権利」として捉える視点は行政手続きや司法判断を通してそれなりに普及しつつあったし、1960年代末の福祉権運動は、これをさらに充実した「社会権」へと押し上げようとしていたからである。また、AFDC受給者に就労を促すことは女性を家庭の外に追いやることであり、稼ぎ手としての男性の家庭における立場を弱めることだ、との黒人男性やリベラル派からの批判もあった。⁴⁷こうした流れを押し戻し、女性の就労による経済的自立を政策として追求する際に、それ自体を肯定的に位置づけるような政策の先例となったのが、二次大戦後のリハビリ政策であった。

福祉改革が、公的扶助の削減とあわせて就労の強制を進め、社会や経済の構造的問題を無視しようとした背景には、「援助なしには働けない者」を主な対象とする、アメリカのリハビリ政策の伝統が影響を与えていた。イギリス、ドイツ、フランスなどの西欧諸国では、労働者による公的な職業紹介や職業訓練の利用がアメリカよりも一般的であり、産業の誘致や失業補償制度などと並んで、「完全雇用」の土台とされる。そのため、これらの制度を利用することが即座に社会的スティグマとなることは考えにくい。これに対して、公的な就労支援が失業者や福祉受給者に限定されるアメリカでは、事情が異なる。1930年代や1960-70年代にアメリカ政府が実施した公共事業や職業訓練は、「非自発的な失業者」を主な対象とした救済施策であり、労働者自身の意思による職場の移動など、労働市場の日常的な機能を支援する仕組みではなかった。⁴⁸1960年代のリベラル派が支持した「商業的ケインズ主義」の下でも、失業への対応には減税による景気刺激のような間接的な対応が好まれ、産業技術の高度化に対応する職業訓練のような、直接的な労働市場政策は一般化しなかった。⁴⁹そのため、リハビリ政策は労働政策ではなく、資力調査つきの公的扶助と同じ福祉政策としての性格を色濃く持つ。両者は、「二級市民」のための制度としてひとくくりに扱われるのである。したがってリハビリ政策は、経済的な剥奪の著しい人々に対する例外的かつ一時的な措置と見なされ、公的扶助の代替物としての役割を期待される。そこに失業や貧困を経済システム全体の問題として捉える発想は乏しい。以上のような点を確認したうえで考えるべきことは、公的扶助やリハビリ政策が対応する失業や貧困を、構造的な不平等の結果として考える視座が抜け落ちた、その理由である。

こうした限界の歴史的な背景については、インテレクチュアル・ヒストリーの研究が重要な知見を提供している。20世紀における「貧困についての知」の変遷を論じたアリス・オコナーは、二次大戦後に貧困の原因が「貧困層」自身の文化の問題とされていく過程を詳細に論じている。これより前、大恐慌がアメリカを襲った1930年代に注目すると、社会科学は、失業の背景にある政治・経済や資本主義の構造問題を重視し、計画的な経済運営、社会保障制度や労働法制の整備など、連邦政府による対応を促していた。社会科学を後援した官僚や政治家は貧困それ自体を主たる政策の対象とはしなかったが、失業や老齢、疾病、障害、住宅不足など、貧困と深いかかわりを持つ個別具体的な問題に対処していた。一方、二次大戦後の社会学者たちは、共通の文化を有し、継承する社会集団として「貧困層」を捉え、その文化の再生産が貧困からの脱出を妨げていると論じた。このように、

貧困の原因を特定の集団の属性に帰する本質主義的な理論（いわゆる「貧困の文化論」）が影響力を持った背景には多岐にわたる要因があった。すなわち、経済成長のさなかの貧困が特殊な人々の問題とされ、その構造的な側面に目が向きにくくなったこと、個人の性格や心に注目する心理学などの学問が台頭したこと、冷戦下における家父長型家族の称揚で女性家長家族が異常だと断じられたこと、さらに、冷戦下でメキシコやプエルトリコなどの第三世界の貧困に注目が集まり、そこで得られた知見を国内へ転用しようとする動きが強まったことなどである。特に最後の要因はプエルトリコに注目したローラ・ブリッグズの研究でも論じられており、貧困の原因を社会と経済の構造に起因する格差と不平等ではなく、非白人女性による再生産の過剰に求める議論が、国際的な広がりを持ったことが指摘されている。⁵⁰

こうした先行研究の指摘に加えて本論文では、戦争と冷戦に対応するための人的資源政策であったことが、リハビリ政策から社会・経済の構造問題に対する関心を奪ったことに注目する。二次大戦退役軍人や傷痍軍人、民間の男性障害者、南ベトナムにおける戦争被害者など、国内外の多様な人々を対象としたリハビリ政策は、いずれも人種の違いや性差、障害の有無に起因する差別・格差を所与の前提とし、個人がこれに適応することを促した。ここには、個人の労働力を資源と見なすリハビリ政策の一貫した発想が影響を与えていた。戦時の動員体制下にせよ、冷戦期の「部分的動員」体制下にせよ、そこで実施されるリハビリ政策の主たる目的は「労働力全体」をもれなく活用することであった。また、公的扶助の受給者を就労に導くことで連邦政府や州政府、地方自治体の財源を節約することも、こうした人的資源政策の目的とされた。他方で、労働市場の構造の中で弱い立場に置かれる個人の地位や生活水準を改善するという目的は、二次的なものにとどまった。二次大戦終結当初、こうしたリハビリ政策の対象は退役軍人などの男性に限定されていたが、ベトナム戦争を経た1960年代末までには女性にも適用されるようになっていく。このとき、男性稼ぎ手モデルのリハビリ政策から、女性を主たる対象とするワークフェア型の福祉改革へと、社会・経済の構造に対する無関心が引き継がれていったのである。以上のようなプロセスを跡づけることにより、本論文は、福祉財政の拡大に対する反感と結びついた人種主義や性的偏見だけでなく、軍事・安全保障政策が内包するイデオロギーの影響を考慮に入れて、冷戦期アメリカの福祉史を再検討する。

(3) リハビリ政策における自立の概念と「他者」の像

本論文におけるリハビリ政策と自立概念の変化の分析は、20世紀後半のアメリカの外交・安全保障政策に含まれた、他者認識の分析にも通じる。

ベトナムでの開発援助政策とリハビリ政策に含まれた自立観は、アメリカとアジアの関係の変化に密接な関係を持って推移した。1970年代、ベトナムでの敗戦によりアメリカ政府は、それまで推し進めてきた地理的な他者の同化政策から手を引く経験をした。一方、

国内における人種的他者に対してはアメリカへの同化を「恩恵」と見なし、これを促すリハビリ政策を実施した。この間の動きに合わせて、自立のイデオロギーにも複雑な変化が生じた。

植民地化を進める西洋が「劣った東洋」についての知識と言説を作り出し、自他を対照することで支配-被支配の関係を再生産したという、エドワード・サイードの指摘は、アメリカ史の分野でも研究を刺激してきた。⁵¹ 西洋に劣る東洋というイメージは、アメリカ国内における移民の身体とアジアという地理的外部の両方に投影された。特に、中南米および太平洋に向かう帝國的膨張と、国内の産業発展に伴う移民の流入を同時に経験した19-20世紀転換期には、国外におけるアジア人と国内におけるアジア系アメリカ人のイメージが相関しつつ形成された。この点は、19世紀から現代までの大衆文化におけるアジア系アメリカ人の表象を分析したロバート・リー、19-20世紀転換期におけるアメリカの帝國的膨張と人種観の関係を分析したマシュー・ジェイコブソンらの研究に明らかである。⁵² また、アメリカ本土とフィリピンを横断してポスト植民地時代の米比関係を分析した中野聡の議論からは、本土内外をまたぐ他者観の形成が20世紀を通じた現象であったことが読み取れる。⁵³ さらに、こうした東洋の表象が、アメリカ本土外の空間における社会政策の中で形成されてきたことも注目される。アメリカが現地住民の生活に直接介入し、「近代化」させようとするとき、そこに「遅れた」他者の表象が生まれた。たとえば、ウォルビック・アンダーソンは、20世紀前半のフィリピンにおけるアメリカの公衆衛生政策が、アメリカの人種観の形成に寄与したことを指摘している。⁵⁴ 本論文の場合には、ベトナム戦争下の南ベトナムにおける社会政策を通して、従来とは異なるアジアの他者像が作り出されたことに注目する。

ベトナムでの敗戦がアメリカにもたらした変化の一つは、地理的他者との交流に対する楽観の喪失であった。クリスティーナ・クラインによれば、1950年代から1960年代に生み出された各種の「中間文化 (middlebrow culture)」は、一般のアメリカ人の間にアジアへの共感を醸成しようとした。共産主義陣営との対立が激しくなる中で、旧植民地諸国との友好関係を強く求めたアメリカ政府は、人種平等を肯定し、脱植民地化を進める国々への侮蔑的な態度を改め、外交的な孤立主義を転換することを、自国民に求めた。その際、想像上のアジアはアメリカ人が共感を持って交流すべき対象とされ、アメリカの技術と文化と価値観を吸収することのできる、同盟国として位置づけなおされた。⁵⁵ こうした動きは、アメリカの援助によって自由と民主主義を獲得するアジアの友好国民のイメージが流布する背景となった一方、1960年代以降、アメリカの主流的価値に適合する努力を惜しまない勤勉で忍耐強いアジア系アメリカ人の像 (モデル・マイノリティ) を作り出す素地ともなった。ベトナムでのリハビリ政策における男性稼ぎ手モデルの放棄とは、上記のような交流と共感を基調とする冷戦期のアジア観が、一部、挫折したことを示す現象である。

アメリカの敗戦は、1950年代から続く南ベトナムへの開発援助と、「民主主義」の移植プロジェクトに終止符を打った。このとき、共産主義の勢力伸長を抑えられないベトナムは、

アメリカ・モデルの近代化を無効にする異質な他者になった。ただ、この変化は 1975 年の共産主義者によるベトナム統一によって突如として生じたわけではなく、すでに 1960 年代の後半から進行していた。南ベトナムでのアメリカのリハビリ政策は、戦況の悪化と戦争の「ベトナム化 (Vietnamization)」にともなって平定作戦における重要性を増していくが、ほぼ同時に、従来の自立概念の標準であった男性稼ぎ手モデルに対するこだわりを放棄していく。それは、男性労働力の不足する戦時下のベトナムの現実にアメリカ流のリハビリを適応させるための努力であると同時に、西洋とは異なるベトナムの社会や文化への適応であるとも理解されていた。南ベトナムとアメリカの違いを強調するリハビリの言説には、アメリカ政府がインドシナでの軍事的負担を放棄し、それを南ベトナム政府に肩代わりさせようとする政策転換の影響が見て取れる。他方で、リハビリにおいてベトナムの自主性を強調する言説には、反戦やアメリカ帝国主義に対する批判が反映された面もある。アメリカ政府に批判的な民間の人道援助団体は、自ら実施するリハビリ・プログラムの中でベトナムと西洋の異質性を強調しつつ、アメリカがベトナムに押しつける「近代化」を批判していた。このことが、アジアの「他者」のアメリカからの「自立」に焦点を当てたリハビリ・プログラムに影響を与えた。

このような変化は、ベトナム戦争以前に実施された「他者」を対象とするリハビリ政策と対比することで、より鮮明になる。比較的良好に知られた冷戦期のリハビリ政策の一つに、アメリカ先住民に都市への再定住を促した連邦政府の「インディアン転住プログラム」(以下、転住プログラム)がある。ドナルド・フィクシコやラリー・バートらは、1950 年代に開始されたこのプログラムを分析する中で、内務省インディアン局が、約 3 万人を対象に生活支援や就労支援、職業訓練を行ったことに触れている。先住民の都市化は二次大戦中の徴兵や戦時産業への雇用によりすでに一定の進展を見ていた。しかし、1950 年代に入ると、先住民が居留地を出て主流社会に同化するよう求める圧力はさらに強まった。冷戦下で共産主義を想起させる土地の部族所有に対する反感が増すとともに、経済成長によって都市の労働力需要が増大したからである。こうした変化に応じて先住民を都市へ引きつけるため、インディアン局のパンフレットはスーツに身を固めた会社重役や白い家の郊外生活に象徴される経済的成功のイメージを流布した。⁵⁶

先住民の都市における経験について 20 世紀のロサンゼルスを中心に検討したニコラス・ローゼンタールによれば、1950 年代の転住プログラムは、先住民がジェンダーの面でも白人ミドルクラスの家族規範に同化することを求めたという。先住民の居留地外での就労を支援するというこのプログラム(その趣旨から、のちに「インディアン雇用支援プログラム」と改称された)の最大の目的は、彼らの都市への移住によって居留地の人口を減らし、インディアン局が居留地に行く各種の援助を削減することであった。同時に、インディアン局は、先住民の都市における社会的・経済的成功が「家父長主義的」な核家族への同化を通して成し遂げられるべきだと考えていた。そのため、転住プログラムの応募資格は「インディアン家族の家長」に限定された。それは、「インディアン男性」であれば、既婚でも、

独身でも応募可能であることを意味したが、他方で、先住民女性の場合には独身であることがプログラム応募の条件となった。既婚女性は、あくまでプログラムに応募するインディアン男性の扶養家族という立場に置かれたのである。加えて、シングルマザーはインディアン局の職員から同プログラムへの申請を思いとどまるよう公式・非公式の圧力を受けたという。⁵⁷ここから、1950年代のインディアン転住プログラムは明確に「男性稼ぎ手モデル」に基づいた同化政策であったと見ることができる。

対照的に、二次大戦後のアメリカにおける難民受け入れ政策では、女性の積極的な就労が促された。1956年のハンガリー動乱に対するソビエト連邦の軍事介入、さらに、1958年のキューバにおけるバティスタ政権の打倒とフィデル・カストロらによる革命政権の樹立は、それぞれアメリカに向かう難民の波を作り出した。冷戦期の反共政策の一環として彼らの受け入れを進めたアメリカ政府は、通常の移民割り当て枠を超えた外国人の流入に対する国内からの反発を緩和する必要に直面し、難民がアメリカ社会に適応可能な望ましい人々であると宣伝するキャンペーンを開始した。その際、ハンガリーからの難民に対しては、男性が労働し、女性が家庭で子どもを養育し、豊かな消費生活を享受するという、冷戦期の白人ミドルクラスに典型的な家族像があてはめられた。一方、キューバ難民についてもその「白人性」が強調されたが、同時に、低賃金であっても厭わずに働く勤勉さを男女の別なく有していることが、その美点として強調された。カール・ボン・テンポールの研究によれば、こうした相違の背景には、フロリダ州マイアミ周辺に集中するキューバ難民が福祉を受給し、財政上の負担となることへの地域住民の反感があったという。⁵⁸難民というアメリカ社会にとっての「他者」が、ジェンダー規範の面での同化よりも経済的な自立を優先して求められる中で、リハビリ政策の男性稼ぎ手モデルが動揺したのである。

アメリカのリハビリ政策における男性稼ぎ手モデルの変容がより決定的な形で生じた場は、繰り返しになるが、南ベトナムであった。1950年代以降の南ベトナムでは、大規模な建設・土木工事に付随して、地域の社会資本整備のために比較的小規模な開発プログラムが実施されていた。詳しくは第2部で論じるが、こうしたプログラムの中にリハビリが組み込まれていた。1960年代末以降、「近代化論(modernization theory)」に基づく国家建設の失敗が明らかとなり、その基礎とされたコミュニティ単位の社会開発の手法にも限界が指摘されると、目前の社会問題に対処する小規模なプログラムの模範として、二次大戦以来のリハビリ政策の経験がさらに注目を集める。ただし、リハビリ政策の男性稼ぎ手モデルには修正が加えられ、戦時下のベトナムの実情に即した新しい自立概念が模索されていく。インドシナにおける反共国家建設の一部として始まったリハビリ政策は、アメリカ型の近代化を押しつける同化主義的な開発援助にとっても、一つの転機になったのである。

冷戦期アメリカの開発政策に関する歴史研究は、20世紀初頭の都市移民居住区における生活改善運動にまで射程を伸ばすこともあるが、多くの場合、両大戦間期を論述の起点とする。⁵⁹その後の分析の時間軸上には、開発援助にまつわるいくつかの問題点が繰り返し現れる。すなわち、資源配分の不平等に立ち入らない社会開発の限界、政治的な決定主体

としての住民に対する援助側の不信や偏見、アメリカ政府や援助ワーカーによる開発計画と近代化イデオロギーの押しつけ、これに対するホスト国や地域コミュニティの反発などである。⁶⁰このような研究の問題点としては、開発援助政策が陥った隘路や矛盾のあり方が時代や場所を問わず相似形で現れるように描かれ、時系列的な変化を踏まえた動態的な分析とならないことが挙げられる。長期的な視野に立って開発援助の歴史的展開を描くのであれば、これらのプログラムを、いつでも代わりばえのしない同一モチーフの繰り返しとして叙述することは避けなければならない。特にジェンダー・イデオロギーに注目した場合、開発援助は適用される国や地域が変わっても常に同じような形態をとる固定的なプログラムではなく、ローカルな条件に合わせて変化する柔軟性を持っていた。この点を明らかにするために、ベトナムでの開発援助に含まれたりハビリ政策に注目することは有益である。なぜなら、女性の就労や、中間集団による個人の包摂など、1950年代までのリハビリでは周縁にあった論点が、1960年代以降の南ベトナムでは重要性を増すからである。

1960年代半ばまで、冷戦期アメリカの開発援助政策において、女性の役割や地位の変化が男性のそれと切り分けて議論されることはほとんどなかった。共産主義に対抗するイデオロギーとしてケネディ政権期に盛んに提唱された近代化論によると、開発の恩恵は生活水準の上昇と民主主義の拡大といった形で男女を問わずもたらされることになっており、そのモデルは地域を問わず適用可能な普遍性を有するとされたからである。⁶¹グローバルな近代化を達成したモデル国家としてアメリカを想定し、脱植民地化を進める「伝統社会」を開発の初期段階に位置づける近代化論に対しては、1960年代末までに、社会学者から様々な批判が加えられるようになっていた。しかし、歴史家マイケル・レイザムによれば、近代化論に基づく開発援助が途上国の女性の地位に与える悪影響を指摘する議論の登場は、1970年代を待つという。これ以後、特定の産業セクターや社会集団の経済的利益が先行して増大すると他の集団にもそれが波及するという「トリクルダウン」理論や、開発によって不可逆な社会的平等が進行するといった楽観的予測に、フェミニストの研究者が中心となって批判を加えていく。⁶²例えば、デンマークの経済学者エステル・ボザラップは、外国からの農業技術の移植や急速な都市化の経済的恩恵は男性に偏重して配分され、女性は伝統的な農村経済における役割を失い、失業や低賃金労働に追いやられると指摘した。⁶³

しかし、こうした社会学者らの指摘よりもわずかに早い1960年代後半には、すでに開発援助の現場で、工業化や都市化、移住といった変化が、女性に与える影響が議論され始めていた。特に、南ベトナムでは、アメリカ主導の開発や戦争が伝統的な農村秩序の動揺と崩壊を引き起こす中、家族や地域の機能を維持する女性の役割が注目を集めた。農村の破壊と徴兵による男性労働力の減少、難民の大量発生、スラムの拡大といった問題が生じる中では、「銃後」を担う女性への期待が大きくならざるを得なかったのである。本論文で注目するリハビリ政策は、こうした期待を背景にして、開発援助政策の固定的なジェンダー規範に変化を生み出した。リハビリ政策を立案・実施した人々の関心は、社会秩序の維持や政府による支配の安定化、あるいは徴兵の円滑な実施などにあり、ジェンダー間の不

平等や女性の厚生それ自体を問題とするフェミニストの関心とはおのずから異なっていた。しかし、稼ぎ手男性不在の中、家族を経済的に支える女性の負担が大きくなる以上、これを政策として援助することが、戦争遂行にとって不可欠と考えられたのである。さらに、当時のアメリカ軍関係者や援助ワーカーは、ベトナムの文化や社会、歴史などがいかに西洋と異なるかを力説して、これを正当化した。

個人主義に対する共同体主義、産業社会に対する農業社会など、アメリカとベトナムの相違点を際立たせるステレオタイプは、前者の後者に対する介入と同化主義的な態度を批判し、ベトナムの現状に適合した社会政策の必要性を訴える根拠となった。ジュディ・ウーは、アジアの革命運動や植民地解放闘争に共感を寄せたアメリカの反戦運動家や反帝国主義の活動家が、アジアを理想化し、オリエンタリズムにおける西洋と東洋の優劣を逆転させたことを指摘している。⁶⁴ウーが言うところの「ラディカル・オリエンタリズム」の生成は、もちろん、本論文で論じるリハビリ政策の転換とは質的に異なる過程である。ベトナム戦争末期のリハビリ政策は、東洋と西洋の違いを強調し、アメリカ・モデルの単純な適用を困難と見なしたが、だからといって西洋の東洋に対する優越を否定したわけではない。しかし、ベトナム戦争の敗北は、アメリカの軍事力の限界だけでなく、社会的・文化的なアメリカニゼーションの限界と悪影響をあらわにし、二次大戦後の開発援助政策の正統性を揺るがしたことは確かである。このような契機を経て、従来、成人男性人口の人的資源化と男性稼ぎ手家族の保護を主たる課題としてきた冷戦下の社会政策の経験が、女性の公的扶助受給者に就労を強制する新自由主義的な統治に組み込まれていったのである。

第3節 論文構成および史料について

最後に各章の概略と主に依拠する史料を示す。本論部分は5つの章から成り、二次大戦後のアメリカ国内におけるリハビリ政策を扱う第1章から第3章を第1部、南ベトナムにおけるリハビリ政策を扱う第4章と第5章を第2部とする。

第1章

本章では、二次大戦後のリハビリ政策の出発点となったGIビルと、1952年に制定されたその後継立法「朝鮮戦争復員兵援護法」（通称、朝鮮戦争GIビル）の制定過程を分析し、両者の性格の違いを生み出した冷戦の影響について考察する。二次大戦からの動員解除を混乱なく進めるために制定されたGIビルは、退役軍人限定の福利制度でありながら、従軍世代の多くに経済的な恩恵をもたらし、地域間の教育資源の再分配も実現した。しかし、朝鮮戦争の勃発にともなって再度制定された朝鮮戦争GIビルの福利は、二次大戦時のGIビルに比べて大きく削減された。リハビリ政策としての朝鮮戦争GIビルは、冷戦下の「長期にわたる部分的動員体制」に組み込まれることで経済資源の再分配への関心を失い、個人の「自己責任」による人的資本投資を原則として経済的な自立を補助する法律になった

からである。以上の過程を追うことにより、本章では、二次大戦後のリハビリ政策が冷戦の出発点において軍事政策としての性格を強め、福祉政策としての機能を弱めたことを論じる。分析には、アメリカ連邦議会の公刊史料と、退役軍人に職業訓練を施した私立学校の史料を主に用いる。

第2章

本章では、二次大戦中から戦後にかけて実施された障害者リハビリテーションのプログラムに焦点を当て、「人的資源政策」が男性の就労を促すことに関心を集中させ、社会・経済の構造問題に対する関心を失っていく経緯を考察する。二次大戦中の軍隊で始まり、戦後になって退役軍人病院へと受け継がれた傷病兵のリハビリ・プログラムは、戦後のリハビリ政策のモデルとなった。傷痍軍人リハビリテーションの責任者は、障害の有無にかかわらず能力を発揮できる有用で自立した男性労働力を作り出すため、「全人的」アプローチを提唱した。それは、個別の障害の有無にかかわらず、個人の能力の全体的な発揮によって自立を成し遂げようとする、リハビリの「哲学」であった。その究極の目的は、「長期にわたる部分的動員」に耐えうる兵士と産業労働者、すなわち人的資源を確保することであった。リハビリ政策の唱道者は、この全人的理念が冷戦期アメリカの「民主主義」の理念に通底するものであると主張し、対外的なプロパガンダとしても活用できると述べた。

こうした議論を受け、政策として具体化された全人的リハビリは、あくまで障害者に自助努力を促すことを基調とした。退役軍人庁は、地域コミュニティにリハビリへの協力を求める一方、企業に対する障害者雇用の義務づけなど労働市場の構造改革に踏み込む必要は認めなかった。人的資源政策として生まれたリハビリの理念は、冷戦のイデオロギーと結びついて「男性稼ぎ手モデル」の正統性を強化するとともに、障害者差別や社会・経済の構造的な問題に対する関心を封印したのである。以上の分析には、アメリカ国立公文書館（National Archives and Research Administration, 以下 NARA）が所蔵する退役軍人庁史料を主に用いる。

第3章

リハビリ政策が男性に及ぼした影響を論じる前2章に対し、本章では、二次大戦後のリハビリ・プログラムにおける自立の理念が女性に及ぼした影響に焦点を当てる。二次大戦後の退役軍人病院で拡大したボランティアの活用は、安全保障政策としてのリハビリ・プログラムに郊外の白人女性を数多く動員した。その活動は兵士に対する地域コミュニティの善意と奉仕として表象されたが、実態は、全国規模の民間団体のネットワークと自動車を活用した、地域横断的な活動であった。また、病院でのボランティア業務の内容も、両大戦間期以前とは一線を画す専門性と労働規範を求められるものとなった。「男性稼ぎ手モデル」のリハビリ政策が、ミドルクラス女性の空間的な活動範囲と社会的役割を拡張し、ボランティアの意味を変えたのである。背景には、専門化の傾向を強める戦後のリハビ

り医療と、男性の自立を補助する役割を女性に期待する戦後のジェンダー規範の双方が影響を与えていた。医師とボランティア女性の協働による男性の労働力化を目指した国家規模のプロジェクトは、20世紀半ばにおける社会的・文化的な変化を取り込みつつ展開したのである。本章の分析には、NARAが所蔵するアメリカ赤十字史料を主に用いる。

第4章

第2部冒頭にあたる本章では、ベトナム戦争中の南ベトナムで民生政策を策定したアメリカの機関「民生作戦地方開発支援計画（Civil Operations and Revolutionary Development Support, 略称CORDS）」に焦点を当て、戦時下における男性稼ぎ手モデルの相対化を考察する。1967年に設置されたCORDSは、農村部における解放勢力との戦いを勝ち抜くために各種の社会政策を立案し、南ベトナム政府に実施を促した。当初、地域コミュニティ単位での総合的な開発を重視したCORDSであったが、1968年初頭の「テト攻勢」以後、そのプログラムの重点を「最も困窮する人々」を対象とした個別的な福祉政策に移していく。なかでも、職業訓練や就業支援を通して個人の経済的自立を促すリハビリ政策が、その中心に置かれた。この過程で、社会開発のプログラムに含まれた女性に対する関心が、リハビリ政策に受け継がれる。徴兵や戦傷死によって男性の稼ぎ手が減少する戦時下の南ベトナムでは、女性が家計の維持に不可欠の役割を果たすようになっていただけでなく、地域社会の秩序維持において女性が果たしてきた役割にも目が向けられたからである。CORDS内部の議論では、稼ぎ手としての女性を中心とした家族の紐帯を維持することで、社会秩序の安定を図る必要性も指摘されていた。しかし、こうした問題関心は、1970年以降、アメリカ軍の撤退に向けた準備の中でなし崩し的に放棄され、リハビリ政策は男性稼ぎ手モデルに回帰していく。その背景には、戦争の「ベトナム化」のために実施された南ベトナム陸軍の兵員増と、それにとまなう社会の軍事化が影響を与えていた。本章の分析には、NARAが所蔵する東南アジア派遣軍資料を主に用いる。

第5章

本章では、民間団体が中心となって実施した南ベトナムでのリハビリ・プログラムに焦点を当て、「男性稼ぎ手モデル」を標準としてきた冷戦期のリハビリ政策が、より多様な自立概念を含むものへと変化する過程を考察する。農村部の戦争被害者の中でも、特に南ベトナム政府機関の届かない女性や重度障害者のリハビリは、アメリカの冷戦政策に批判的な反戦団体を含む、多種多様な民間団体によって担われた。そこでは、男性の働き手を失った寡婦家庭や、就労の難しい重度障害者など、「男性稼ぎ手モデル」の外に置かれた人々に「自立」が促された。この場合の自立が意味するものは、個人の就労による生計の維持には限定されず、障害者のみの共同農場の運営、家族と地域に支えられる生活、あるいは、ベトナムの文化や伝統の保持といった幅広い内容が含まれていた。結果として、冷戦期のリハビリ政策の中心にあった自立の概念は相対化され、西洋由来のリハビリが理念

のレベルで変化を迫られることになる。この背景には、ベトナム戦争の長期化によって生じた同化主義的な開発援助への懐疑や、アメリカの帝国主義的なインドシナ政策を批判する文化論的言説の広がりなどが影響を与えていた。本章の分析には、南ベトナム国内でリハビリ・プログラムを運営した民間団体の史料と、冷戦期のリハビリ政策に民間人の立場から関与した医師の個人資料などを主に用いる。

終章では、まず、二次大戦後のリハビリ政策の展開とその自立概念の変遷が 20 世紀アメリカ福祉史において持った意義を論じる。次に、リハビリ政策の経験のうちで、20 世紀末の福祉改革に受け継がれたものと受け継がれなかったものを弁別する。最後に、リハビリ政策と福祉政策の観点からアメリカ現代国家の特徴を再考して、まとめとする。

¹ Susan L. Thomas, “Race, Gender, and Welfare Reform: The Antinatalist Response,” *Journal of Black Studies* 28, no. 4 (March, 1998): 419-446; Joanne L. Goodwin, “‘Employable Mothers’ and ‘Suitable Work’: A Re-evaluation of Welfare and Wage-earning for Women in the Twentieth-century United States,” *Journal of Social History* 29, no. 2 (1995): 253-274.

² 佐藤千登勢「アメリカ合衆国における福祉国家の再編と市民権－1996年福祉改革法の移民への影響－」『地域研究』第28号(2008年); Heather Boushey, “Former Welfare Families Need More Help: Hardships Await Those Making Transition to Workforce,” Briefing Papers, Economic Policy Institute, 2002 (http://www.epi.org/publication/briefingpapers_123/), 2016年8月31日接続確認; Maria Cancian, “Rhetoric and Reality of Work-Based Welfare Reform,” *Social Work* 46, no.4 (2001): 309-314.

³ 土屋和代「アメリカの福祉権運動と人種、階級、ジェンダー－「ワークフェア」との戦い」『越境する1960年代－米国・日本・西欧の国際比較』油井大一郎編(彩流社, 2012年), 170-179; Felicia Kornbluh, *The Battle for Welfare Rights: Politics and Poverty in Modern America* (Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press, 2007), 96-100.

⁴ 最も新しいところでは、南部を地盤とする民主党議員の思惑と行動をワークフェア型の福祉改革の背景として重視する、以下の研究が挙げられる。Eva Bertram, *Workfare State: Public Assistance Politics from the New Deal to the New Democrats* (Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press, 2015).

⁵ Linda Gordon, *Pitied but not Entitled: Single Mothers and the History of Welfare* (New York: Free Press, 1994); Alice Kessler-Harris, *In Pursuit of Equity: Women, Men, and the Quest for Economic Citizenship in 20th-Century America* (Oxford: Oxford University Press, 2001); Barbara J. Nelson, “The Origins of Two-Channel Welfare State: Workmen's Compensation and Mothers' Aid,” in *Women, the State, and Welfare*, ed., Linda Gordon (Madison, WI: University of Wisconsin Press, 1989): 123-151; Suzanne Mettler, *Dividing Citizens: Gender and Federalism in New Deal Public Policy* (Ithaca: Cornell University Press, 1998).

⁶ 歴史社会学者チャド・アラン・ゴールドバーグは、市民的権利と政治的権利に加えて、社会的権利をシティズンシップの3類型とする、T・H・マーシャルの議論を念頭に置きつつ、少なくともアメリカでは、19世紀から福祉国家以後の現在まで、国家による救貧が社会的権利とは見なされず、市民的権利および政治的権利との「交換物」と見なされる状況が続いているという。Chad Alan Goldberg, *Citizens and Paupers: Relief, Rights, and Race, from the Freedmen's Bureau to Workfare* (Chicago: University of Chicago Press, 2008), 2-3.

⁷ George Cilmory Higgins, *Voluntarism in Organized Labor in the United States, 1930-1940* (New York: The Catholic University of America Press, 1945), 59-72.

⁸ 日本では、中島醸が、組織労働者を支持基盤にして労働者階級と低所得層全体の利益を実現しようとした人々（「労働リベラル派」）の、ニューディール改革における役割とその構想を解き明かしている。中島醸『アメリカ国家像の再構成—ニューディール・リベラル派とロバート・ワグナーの国家構想』（勁草書房, 2014年）。同じ1935年に成立したワグナー法と社会保障法の立法過程を分析して、ニューディール期に構築された国家機能の特質を「複合的・多元的国家機能論」という視点から論じる以下の研究も参照。紀平英作『ニューディール政治秩序の形成過程の研究—20世紀アメリカ合衆国政治社会史研究序説』（京都大学学術出版会, 1993年）。

⁹ Karen M. Tani, *States of Dependency: Welfare, Rights, and American Governance, 1935-1972* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2016).

¹⁰ Kessler-Harris, *In Pursuit of Equity*, 130-141.

¹¹ ブライアン・ワデルは、ニューディール期に民生官僚が主導した社会・経済改革に不満を持つ産業界と軍部が、二次大戦を経て提携するなかで「安全保障国家 (national security state)」の形成を進めたことを指摘した。この安全保障国家は、積極的な対外政策を望む産業界・軍需企業の利害を強く反映する一方、国内問題に対しては分権的で消極的な対応を選んだとされる。Brian Waddell, *The War Against the New Deal: World War II and American Democracy* (Dekalb, IL: Northern Illinois University Press, 2001)。さらに、二次大戦後、資本主義・自由主義陣営の盟主を自認するアメリカが、巨大な軍事力と世界規模の基地ネットワークを有し、ドルを基軸通貨とする国際的な経済体制の中心となるなかで、その国内体制に変化を生じさせたことに注目する研究もある。後藤道夫は寡占的な軍需産業による経済成長の牽引という視座から、冷戦のアメリカ国内経済への影響を指摘している。また、戦後の「コンセンサス」構築の過程を考察したウエンディ・ウォールは、労使間の協調と自由な市場経済システムを二次大戦後の支配的なイデオロギーとして喧伝する、産業界と広告業界の取り組みを明らかにしている。後藤道夫「帝国主義と大衆社会統一—現代帝国主義把握の歴史的構図」『現代帝国主義と世界秩序の再編』第二部、渡辺治、後藤道夫編（大月書店, 1997年）, 160-166; Wendy L. Wall, *Inventing the “American Way”: The Politics of Consensus from the New Deal to the Civil Rights Movement* (Oxford: Oxford University Press, 2008)。新しいところではジェームズ・スパローが、ニューディールではなく、二次大戦を通じた「戦争国家 (warfare state)」の形成こそが連邦政府の拡大における最大の契機だったと論

じている。James T. Sparrow, *Warfare State: World War II Americans and the Age of Big Government* (Oxford: Oxford University Press, 2011).

¹² 二次大戦後のリベラリズムが構造問題への関心を弱めた歴史的背景については、ステイブ・フレイザーとゲイリー・ガースルの編になる論集以来、多くの研究で論じられている。Steve Fraser and Gary Gerstle eds., *The Rise and Fall of the New Deal Order 1930-1980* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1989); Alan Brinkley, *The End of Reform: New Deal Liberalism in Recession and War* (New York: Alfred A. Knopf, 1995).

¹³ 日本労働研究機構『資料シリーズ no. 136 教育訓練制度の国際比較調査, 研究 ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス、日本』2003年, 日本労働研究機構 (http://www.jil.go.jp/institute/siryo/index_jil.html) ; 原ひろみ『労働政策レポート vol. 2 アメリカの職業訓練の政策評価—サーベイを通じて』2004年, 7-8, 労働政策研究・研修機構 (<http://www.jil.go.jp/institute/rodo/index.html>) , 2016年5月9日接続確認。

¹⁴ 性差を参照点にして不平等な権力関係を正当化／自明化するとともに、法や慣習、ときには暴力を通して、それ自体が社会関係を規定する力も持つジェンダーは、人種と並びアメリカ福祉制度の構築に中心的な役割を果たしてきた。現代の労働や福祉の場に広くみられる女性の従属的地位や「貧困の女性化」にも、ジェンダーは絶大な影響を与えている。Linda Gordon, *Pitied but Not Entitled*; Alice Kessler-Harris, *In Pursuit of Equity*.

¹⁵ James T. Patterson, *America's Struggle against Poverty in the Twentieth Century*, 4th ed. (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2000), 166.

¹⁶ たとえば、1960年にニューヨーク市に住む非白人の半分以上は、プエルトリコや南部など州外の出身者だったといわれる。こうした新来の住民に対する給付が市の福祉予算拡大の大きな部分を占めていた。特に1960年代中葉の福祉給付の拡大は著しく、1966年に59万8千人だった市内の公的扶助受給者は、翌年には70万人を超えた。このことは、富裕な住民の市外への転出の動きとあいまって、ニューヨーク市の人口に占める公的扶助受給者の割合を押し上げていた。Kornbluh, *Battle for Welfare Rights*, 92.

¹⁷ Marisa Chappell, *The War on Welfare: Family, Poverty, and Politics in Modern America* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2010).

¹⁸ Jennifer Mittelstadt, *From Welfare to Workfare: The Unintended Consequences of Liberal Reform, 1945-1965* (Chapel Hill, NC: North Carolina University Press, 2005), ch.4: 107-129; Andrew J. Morris, *Limits of Voluntarism: Charity and Welfare from the New Deal through the Great Society* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2011), ch.5 and 6: 148-217.

¹⁹ 福祉受給に代わる生計の道として就労を促す連邦政府の政策は、1930年代の大恐慌期に始まった。この頃、雇用促進局や公共事業局、民間資源保存局などのニューディール機関が失業者に職を与えた。Nancy E. Rose, "Gender, Race, and the Welfare State: Government Work Programs from the 1930s to the Present," *Feminist Studies* 19, no.2 (1993): 319-342. こうした失業対策事業は基本的に男性を優先して雇用したが、介護など、いくつかの職種では女性も雇用の対象となった。

雇用促進局が実施した慢性疾患の患者の在宅介護事業では失業中の女性が家事労働者として派遣され、事業終了までに45州で3万8千人の女性が雇用された。Eileen Boris and Jennifer Klein, *Caring for America: Home Health Workers in the Shadow of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press, 2012), chapter 1: 19-39.

²⁰ 福祉に限らず、社会研究や政策研究、教育、社会運動の支援など幅広い役割を果たしてきたアメリカの篤志行為に関する通史として、以下を参照。Olivier Zunz, *Philanthropy in America: A History* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2012)

²¹ リハビリという概念を定義するに当たり、以下を参照した。Mittelstadt, *From Welfare to Workfare*, 11.

²² 医療分野としての障害者リハビリテーションの発展に関しては、以下を参照。Virginia A. M. Quiroga, *Occupational Therapy: The First 30 Years 1900 to 1930* (Bethesda, MD: American Occupational Therapy Association, 1995); Glenn Gritzer and Arnold Arluke, *The Making of Rehabilitation: A Political Economy of Medical Specialization, 1890-1980* (Berkeley, CA: University of California Press, 1985).

²³ Gwendolyn Mink, *The Wages of Motherhood: Inequality in the Welfare State, 1917-1942* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1996), chapter 1: 3-26.

²⁴ Michael Katz, *In the Shadow of the Poorhouse: A Social History of Welfare in America* (tenth anniversary edition, New York: Basic Books, 1996), 107-113.

²⁵ Maureen Fitzgerald, *Habits of Compassion: Irish Catholic Nuns and the Origins of New York's Welfare System, 1830-1920* (Urbana, IL: University of Illinois Press, 2006).

²⁶ Katz, *Shadow of Poorhouse*, chapter 5: 117-150.

²⁷ Mink, *Wages of Motherhood*, chapter 2: 27-52. 母子年金については以下も参照。Molly Ladd-Taylor, *Mother-Work: Women, Child Welfare, and the State, 1890-1930* (Urbana: University of Illinois Press, 1994), ch.5: 135-166.

²⁸ 母子年金の運用の実態に注目したジョアンヌ・グッドウィンは、同制度が受給者に就労を求めたことに注目する。グッドウィンによれば、イリノイ州クック郡およびシカゴの年金は母子家庭の賃労働収入を補助する機能を果たしていた。Joanne Goodwin, *Gender and the Politics of Welfare Reform: Mothers' Pensions in Chicago, 1911-1929* (Chicago: University of Chicago Press, 1997), 7-8, and 169-172.

²⁹ S. J. Kleinberg, *Widows and Orphans First: The Family Economy and Social Welfare Policy, 1880-1939* (Urbana: University of Illinois Press, 2006).

³⁰ Mink, *Wages of Motherhood*, 49-52.

³¹ 国民内部の「複合性」を前提に、人種やエスニシティにより個人を集団へと分類しながら、「序列的」に統合しようとする20世紀前半のアメリカ・ナショナリズムについては、以下を参照。中野耕太郎『20世紀アメリカ国民秩序の形成』名古屋大学出版会、2015年。

³² Keith W. Olson, *The G.I. Bill, the Veterans, and the Colleges* (Lexington, KY: University Press of Kentucky, 1974); Suzanne Mettler, “The Creation of the GI Bill of Rights of 1944: Melding Social and Participatory Citizenship Ideal,” *Journal of Political History* 17 (October 2005): 345-374; Theodore R. Mosch, “The GI Bill: A Breakthrough in Educational and Social Policy in the United States” (PhD diss., The University of Oklahoma, 1970); Jennifer D. Keene, *Doughboys, the Great War, and the Remaking of America* (Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 2001). 退役軍人団体とその活動については、以下を参照。Stuart C. McConnell, *Glorious Contentment: The Grand Army of the Republic, 1865-1900* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1992); Alec Duncan Campbell, “The Invisible Welfare State: Class Struggle, the American Legion and the Development of Veterans’ Benefits in the Twentieth Century United States” (Ph.D. diss., University of California, Los Angeles, 1997); William Pencak, *For God & Country: The American Legion, 1919-1941* (Boston, MA: Northeastern University Press, 1989). 1930年代におけるアメリカ在郷軍人団 (American Legion) と対外戦争復員軍人連合会 (Veterans of Foreign Wars) の会員獲得をめぐる競争を分析し、後者が、退役軍人だけでなく高齢者や失業者など民主党政権に対する批判勢力の結集点となったと主張するステファン・オーティスの研究は、政治史の分野で退役軍人団体の役割を論じた近年の重要な成果である。Stephen R. Ortiz, *Beyond the Bonus March and G. I. Bill: How Veterans Politics Shaped the New Deal Era* (New York: New York University Press, 2009).

³³ Theda Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1995), 272-278.

³⁴ 北軍軍人への恩給と投票行動の関係を分析し、19世紀末の政党政治について論じた研究として、以下も参照。Heywood T. Sanders, “Paying for the ‘Bloody Shirt’: The Politics of Civil War Pensions,” in *Political Benefits: Empirical Studies of American Public Programs*, ed., Bary S. Rundquist (Lexington, KY: Lexington Books, 1980): 137-159. また近年では、二次大戦後の軍人福利と福祉政策の歴史的関係を問う研究も現れている。Jennifer Mittelstadt, *The Rise of the Military Welfare State* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2015); 拙稿「冷戦期アメリカ軍の軍人家族保護政策」『歴史評論』第780号 (2015年4月): 51-63.

³⁵ Meagan J. McClintock, “Civil War Pensions and the Reconstruction of Union Families,” *Journal of American History* 83 (September 1996): 456-80.

³⁶ Karl Walter Hickel, “Entitling Citizens: World War I, Progressivism, and the Origins of the American Welfare State, 1917-1928” (Ph.D. diss., Columbia University, 1999); K. Walter. Hickel, “War, Region, and Social Welfare: Federal Aid to Servicemen’s Dependents in the South,” *Journal of American History* 87 (March, 2001): 1362-1391.

³⁷ Beth Linker, *War’s Waste: Rehabilitation in World War I America* (Chicago: Chicago University Press, 2011). アナ・カルデン=コインによれば、一次大戦傷痍軍人に対するリハビリ・プログラムでは、女性の理学療法士による痛みを伴うマッサージが兵士の「男らしさ」をかえって動揺させ

たという。Ana Carden-Coyne, “Painful Bodies and Brutal Women: Remedial Massage, Gender Relations and Cultural Agency in Military Hospitals, 1914-18.” *Journal of Culture and War Studies* 1 (May, 2009): 139-158. 一次大戦傷痍軍人に対する経済的な補償については、以下を参照。Karl Walter. Hickel, “Medicine, Bureaucracy, and Social Welfare: The Politics of Disability Compensation for American Veterans of World War I,” in *The New Disability History: American Perspectives*, eds., Paul K. Longmore and Lauri Umansky (New York: New York University Press, 2001): 236-267.

³⁸ Michael Willrich, “Home Slackers: Men, the State, and Welfare in Modern America,” *Journal of American History* 87 (September, 2000): 460-489.

³⁹ Jacob S. Hacker, *The Divided Welfare State: The Battle Over Public and Private Social Benefits in the United States*, (Cambridge: Cambridge University Press, 2002); Christopher Howard, *The Hidden Welfare State: Tax Expenditures and Social Policy in the United States* (Princeton: Princeton University Press, 1997); Jennifer Klein, *For All These Rights: Business, Labor, and the Shaping of America's Public-Private Welfare State* (Princeton: Princeton University Press, 2003); Marie Gottschalk, *The Shadow Welfare State: Labor, Business, and the Politics of Health Care in the United States* (Ithaca, NY: ILR Press, 2000).

⁴⁰ Mittelstadt, *From Welfare to Workfare*. また、二次大戦後の社会サービスの提供に民間慈善団体が果たした役割に注目するアンドリュー・モリスも、家族への外部からの介入が拡大した経緯を論じている。社会保障法が連邦政府による公的扶助制への支出を定めたことで、慈善団体は低所得世帯に対する生活費援助の負担を軽減された。結果、これらの団体は複合的な問題を抱えるミドルクラスの家族や夫婦に対してカウンセリングや生活相談などの「治療 (therapy)」を行う、社会サービスの担い手に自らを変容させたという。1960年代になると、こうしたセラピーの手法を AFDC を受給する家族への介入にも用いるようになり、福祉受給からの脱却を助けると宣伝するようになった。それはまさに、本論文がリハビリと呼ぶものであった。Andrew J. F. Morris, *Limits of Voluntarism*.

⁴¹ それは、この福祉改革が参考とした障害者のリハビリ・プログラムにおいても同様である。Ruth O'Brien, *Crippled Justice: the History of Modern Disability Policy in the Workplace* (Chicago: University of Chicago Press, 2001), ch.1-3: 27-106.

⁴² 小林勇人「初期ワークフェア構想の帰結—就労要請の強化による福祉の縮小—」『コア・エシックス』第2号(2006年): 103-114.

⁴³ Katz, *Shadow of the Poorhouse*, 308-309; Bertram, *The Workfare State*, ch.4.

⁴⁴ 佐藤「アメリカ合衆国における福祉国家の再編と市民権」.

⁴⁵ ジル・クァダーニョの以下の研究は、1960年代の「貧困との戦い」が、南部と北部の両方で強い反対にあい挫折したことや、人種偏見に基づく反発を惹起したことを指摘している。ここから、アメリカの福祉制度の限界を規定する主たる要因が人種差別であると論じている。Jill Quadagno, *The Color of Welfare: How Racism Undermined the War on Poverty* (Oxford: Oxford

University Press, 1996). ニューディール期に形成された社会保障システムの中に、すでに人種差別が組み込まれていたことを指摘する以下の研究も参照。Mary Poole, *The Segregated Origins of Social Security: African Americans and the Welfare State* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2006).

⁴⁶ Joanne Goodwin, “‘Employable Mothers’,” 261; Teresa M. Amott, “Black Women and AFDC: Making Entitlement Out of Necessity,” in *Women, State, and Welfare*, ed. Gordon: 280-300.

⁴⁷ Chappell, *War on Welfare*.

⁴⁸ Margaret Weir, “The Federal Government and Unemployment: The Frustration of Policy Innovation from the New Deal to the Great Society,” in *The Politics of Social Policy in the United States*, eds. Margaret Weir, Ann Shola Orloff, and Theda Skocpol (Princeton: Princeton University Press, 1988): 149-190.

⁴⁹ 例外的に、ガイアン・マッキーの研究は、脱工業化する都市中心部の衰退と失業問題に公的な対応を行おうとしたフィラデルフィアの事例を分析し、都市政治のレベルでは社会・経済の構造問題を重視する改革的なリベラリズムが二次大戦後も存続したことを指摘している。Guian A. Mckee, *The Problem of Jobs: Liberalism, Race, and Deindustrialization in Philadelphia* (Chicago: University of Chicago Press, 2008).

⁵⁰ Alice O'Connor, *Poverty Knowledge: Social Science, Social Policy, and the Poor in Twentieth-Century U.S. History* (Princeton: Princeton University Press, 2001); Laura Briggs, *Reproducing Empire: Race, Sex, Science, and U.S. Imperialism in Puerto Rico* (Berkeley, CA: University of California Press, 2002). 「貧困の文化」論と黒人家族の社会問題化については、以下も参照。Katz, *Undeserving Poor*, 16-23; Regina G. Kunzel, *Fallen Women, Problem Girls: Unmarried Mothers and the Professionalization of Social Work, 1890-1945* (New Haven, CT: Yale University Press, 1993), 152-165.

⁵¹ エドワード・W・サイド『オリエンタリズム』平凡社, 1986年.

⁵² ロバート・G・リー『オリエンタルズー大衆文化の中のアジア系アメリカ人』岩波書店, 2007年; Mathew Frye Jacobson, *Barbarian Virtues: The United States Encounters Foreign Peoples at Home and Abroad, 1876-1917* (New York: Hill & Wang, 2001).

⁵³ 中野聡『歴史経験としてのアメリカ帝国—米比関係史の群像』岩波書店, 2007年.

⁵⁴ Warwick Anderson, *Colonial Pathologies: American Tropical Medicine, Race, and Hygiene in the Philippines* (Durham, NC: Duke University Press, 2007).

⁵⁵ Christina Klein, *Cold War Orientalism: Asia in the Middlebrow Imagination, 1945-1961* (Berkeley, CA: University of California Press, 2003). クラインや後述するジュディ・ウーの研究もそうであるように、18-19世紀のイギリス・フランスを中心としたサイドのオリエンタリズム論をアメリカ現代史の分析に応用する際には、一定の概念的修正が行われることが多い。他方で、メラニ・マカリストーのように、20世紀後半におけるアメリカの中東観を分析する際、サイドのオリエンタリズム概念の通用範囲には限界があることを自覚したうえで、あえて概念自

体を改変することはせず、より多様な形態の他者像の分析の一部に位置づけようとする研究者もいる。Melani McAlister, *Epic Encounters: Culture, Media, and U.S. Interests in the Middle East, 1945-2000* (Barkley, CA: University of California Press, 2001), 8-12. 二次大戦後のアメリカのオリエンタリズムや他者観について論じた研究として、以下も参照。Douglas Little, *American Orientalism: The United States and the Middle East since 1945* (3rd edition, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2008).

⁵⁶ Donald L. Fixico, *Termination and Relocation: Federal Indian Policy, 1945-1960* (Albuquerque, NM: University of New Mexico Press, 1986); Larry W. Burt, “Roots of the Native American Urban Experience: Relocation Policy in the 1950s,” *American Indian Quarterly* 10, no.2 (1986): 85-99.

⁵⁷ Nicolas G. Rosenthal, *Reimagining Indian Country: Native American Migration and Identity in Twentieth Century Los Angeles* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2012), 55-56.

⁵⁸ Carl J. Bon Tempo, *Americans at the Gate: The United States and Refugees during the Cold War* (Princeton: Princeton University Press, 2008), 79-80, and 126-127.

⁵⁹ 冷戦期アメリカの開発援助政策を「近代化論」の盛衰と合わせて分析したデイビッド・エクブラッドによると、1933年にニューディール政策の一つとして開始されたテネシー川流域開発公社（略称 TVA）のコミュニティ開発には、職員と地域住民のための職業訓練や技術教育が、すでに組み込まれていた。大規模開発と一体化した同様の取り組みは、二次大戦を経て、大韓民国（以下、韓国）や西アフリカ諸国、中東、ラテンアメリカ、インドなど様々な場所に伝播していくことになる。David Ekbladh, *The Great American Mission: Modernization and the Construction of an American World Order* (Princeton: Princeton University Press, 2010), 53-57.

⁶⁰ Alyosha Goldstein, *Poverty in Common: The Politics of Community Action during the American Century* (Durham, NC: Duke University Press, 2013); Michael E. Latham, *The Right Kind of Revolution: Modernization, Development, and U.S. Foreign Policy from the Cold War to the Present* (Ithaca: Cornell University Press, 2011); Nick Cullather, *The Hungry World: America's Cold War Battle against Poverty in Asia* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2010).

⁶¹ ケネディ政権期の近代化イデオロギーと開発政策の関連を分析した以下の研究を参照。Michael E. Latham, *Modernization as Ideology: American Social Science and “Nation Building” in the Kennedy Era* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2000).

⁶² Latham, *Right Kind of Revolution*, 174-175.

⁶³ Ester Boserup, *Women's Role in Economic Development* (New York: St. Martin's Press, 1974).

以下も参照。Ingrid Palmer, “Rural Women and Basic Needs Approach to Development,” *International Labour Review* 115, no.1 (1977): 97-107; Jane S. Jaquette, “Women and Modernization Theory: A Decade of Feminist Criticism,” *World Politics* 34, no. 2 (1982): 267-284.

⁶⁴ Judy Tzu-Chun Wu, *Radicals on the Road: Internationalism, Orientalism, and Feminism during the Vietnam Era* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 2013).

第1部 総力戦と冷戦の中のリハビリ政策

第1章 戦時動員解除と男性稼ぎ手モデルのリハビリ政策

はじめに

二次大戦中の1944年に制定された「復員兵援護法」いわゆる「GI 権利章典 (GI Bill of Rights、以下、GI ビル)」は、アメリカの歴史において単なる復員政策を超えた意義を持つことが、しばしば強調されてきた。たとえば、2008年8月、民主党大統領候補として「対外戦争復員軍人連合会」(Veterans of Foreign Wars、以下、復員軍人連合会)の大会に出席したバラク・オバマは、自らの祖父の経験を引き合いに出しつつ、次のようにGI ビルを讃えた。GI ビルは、大恐慌と二次大戦を生き抜いた「最も偉大な世代」に属する二次大戦退役軍人たちが「平和の中で夢を実現させ」、「世界史上最大のミドルクラス集団の支柱」となることを助けた。そして、オバマ自身もまたその「遺産の一部」であり、「それが無ければ、今日、この場に立つこともかなわなかった」と。¹

GI ビルとは、二次大戦から帰還する兵士の社会復帰を支援するために制定された法律である。その中身は、除隊時の一時金にはじまり、職業紹介や失業保障といった再就職の支援、高等教育や職業訓練を受ける際の経済的援助、住宅・農業・起業のための融資保証など、多岐にわたる。シーダ・スコッチポルは、このGI ビルが若年層の就業を支援して、キャリアと家族の形成期にある人々に「投資」するプログラムだったと評価している。²本論文の問題関心に沿って言えば、GI ビルとは、20世紀の連邦政府が実施した最も著名で、包括的なリハビリ政策ということになる。なかでも高等教育の受講支援プログラムは、二次大戦従軍世代の高学歴化とミドルクラス化を推し進めたことで、つとに名高い。現在も「GI ビル」の名を冠された福利は存在し、退役軍人に就学支援を提供し続けている。³しかし、法律の名称は引き継がれたものの、その内実は朝鮮戦争を境に大きく変質した。以下では、GI ビルと、1952年に制定された後継立法「朝鮮戦争復員兵援護法」(以下、朝鮮戦争GI ビル)の相違に焦点を当て、二次大戦後のリハビリ政策が、その出発点において経済的資源の再分配という視点を失っていく過程を分析する。⁴

そもそも二次大戦GI ビルの運用は多くのマイノリティをその属性によって福利から排除する点で、再分配に逆行する性格を有していた。この法律は、元兵士が就労し、安定した家族形成ができるよう支援することを目的としたが、家族の経済活動の中心が男性であることは当然の前提になっていた。消費とシティズンシップの関係に注目するリザベス・コーエンが指摘するとおり、GI ビルは、高等教育の受講や職業訓練だけでなく、失業補償金や住宅・起業・農業のための融資など、家族形成の基礎となりうるさまざまな福利を男性だけに提供し、女性を排除したのである。また、マルゴット・キャナデイの研究は、GI ビルを主管した退役軍人庁が、「同性愛者 (homosexual)」を同法の福利から排除したことに注目している。ここから、20世紀中葉に拡大した連邦政府の行政権力がセクシャリティを基準として個人を分類し、家族を形成する資格をもとにシティズンシップを階層化したと

指摘する。さらに、コーエンやデビッド・オンクストが指摘する通り、黒人退役軍人は深南部を中心に GI ビルの受給において明白な差別を受けていた。つまり GI ビルは、白人の異性愛者男性だけが高等教育を受け、賃金の稼ぎ手になり、不動産を所有し、融資を受けるに値する、と暗黙の裡に想定していたのである。⁵

ただし、GI ビルの職業訓練援助は、他のプログラムよりも幅広い人々に利益をもたらすプログラムだった。二次大戦後の大学進学率の上昇に隠れて見過ごされがちだが、職業訓練学校での学びを支援する GI ビルのプログラムは、傷痍軍人や低所得層、人種的マイノリティの就業機会の拡大に寄与した。⁶このプログラムの重要な特徴のひとつは、退役軍人が暮らす地域コミュニティの教育資源を拡大したことである。GI ビルによる職業教育需要の増加に伴い、各地に新設の職業訓練学校が出現した。これらの学校は退役軍人庁から学費と補助金の支払いを受け、多様な職種の教育を提供した。それは、経済的な機会に乏しい近隣地区の住民にとって、安定した職業キャリア形成の入り口となる共有財産であった。ところが、朝鮮戦争の勃発前後から GI ビルによる職業教育支援はその射程を狭めていく。それには、1940年代末から強まったリベラルな社会政策に対する攻撃と、冷戦の激化に対応した軍拡という、二つの要因が影響を与えていた。

二次大戦の終結から朝鮮戦争の勃発に至るまでの間、GI ビルに対しては毀誉褒貶、様々な評価がなされたが、なかでも GI ビルを強く批判したのは、連邦政府の権能の拡大と市場への介入を嫌悪する共和党議員、および人種関係への関心から「州の権利」を主張する南部民主党議員であった。⁷1930年代のニューディール改革による一連の立法によって連邦政府の権限が拡大した後も、依然として、アメリカの福祉制度は中央政府の権限の弱さと高度な分権性を特徴としていた。共和党議員らは、GI ビルをこうした伝統からの逸脱と見なしたのである。⁸また、南部民主党議員らは、州政府や地方自治体の管理を受けずに連邦政府から直接支払われる GI ビルの福利が、黒人退役軍人の経済機会を拡大し、地域の人種関係に影響を与えることを警戒した。さらに、GI ビルの利用に伴う退役軍人や教育機関の不正行為がマスメディアで報じられると、同法への批判は広範な世論の後押しを受けるようになり、その運用に対する連邦議会の監視が強められた。

朝鮮戦争の勃発という事態は GI ビルへのこうした批判を緩和し、その存続を可能にするように作用した。戦時中、最大で350万人以上に増えたアメリカ軍の兵士を再び市民社会に迎え入れるため、新しい GI ビルが必要とされたのである。さらに、軍事力による共産主義の「封じ込め」のための「部分的動員」を視野に入れて、平時にも引き続き同様の制度が必要との認識が、政府と議会に広がった。GI ビルは、総力戦の事後処理のための一時的な法律から、冷戦の恒常的な兵力動員を支える軍事政策へと位置づけを変えられ、朝鮮戦争後もその正統性を維持し、ついには代表的なリハビリ政策となっていく。⁹

しかし、GI ビルへの批判は法律を消滅させるには至らなかったものの、その社会政策としての射程を大きく狭めた。批判を受けた GI ビルの運用ルールの改定によって、退役軍人庁から職業訓練学校への補助金支払いに対する監視の目が強められた。また、カリキュラ

ムや学校運営に対する行政の介入が強められた。さらに、朝鮮戦争 GI ビルの立法過程では、退役軍人の選択を尊重し、質の低い職業訓練学校を淘汰するためと称して、学費の支払い方法に大きな改変が加えられた。これらの改正は、不正を防止し、財政の無駄を省くといった理由だけでなく、戦争によって継続的に発生する「退役軍人個人」の利益を守るといった観点からも正当化された。しかし、こうした論理に基づく改正の裏で、退役軍人庁からの安定した学費の支払いにより支えられていた多くの職業訓練学校は経営危機に直面することになる。また、退役軍人庁から学校への直接的な財政援助など、退役軍人以外の人々に利益をもたらすとされたプログラムは、軍事政策としての GI ビルの本来的な目的とはそぐわないと見なされ、削減された。その結果、地域間の教育資源の再分配に寄与した GI ビルは、政府が退役軍人個人に限定して資本投資するプログラムに矮小化されていく。

以下では、20世紀中葉における GI ビルの変容を、連邦政府のリハビリ政策から社会・経済の構造改革への関心が失われていく一連の過程として分析する。第一節では、二次大戦 GI ビルの制定をめぐるリベラル派と退役軍人団体、議会内保守派の議論を分析する。そのうえで、ニューディール以来の福祉改革の再活性化を企図したリベラル派と兵士の社会復帰支援を追求する退役軍人団体の関心が、南部民主党議員の抵抗を経て調整され、巨大な福利政策として成立した経緯を示す。第二節では、二次大戦終結後における退役軍人福利政策への擁護者と批判者のどちらもが、朝鮮戦争の勃発に端を発する兵員数の拡大と、冷戦下における徴兵制の継続を自らの立場の正当化に用いたことを指摘する。その結果として、「退役軍人の利益」に奉仕する政策の正統性が高まったことも示す。最後に第三節では、二次大戦 GI ビルの運用をめぐる議論と朝鮮戦争 GI ビルの議会審議に注目し、軍拡にともなう再編で GI ビルの職業教育支援が縮小する過程を分析する。こうした作業を通して、再分配的な意義を持っていた政策が、市場の機能に依存した「自己責任型」の人的資本投資プログラムに変質していく背景を明らかにする。

第一節 二次大戦 GI ビル—総力戦から平時への転換

二次大戦 GI ビル成立の背景

二次大戦 GI ビルがそれ以前の退役軍人福利政策と異なる点は、兵士の社会復帰のための包括的な支援を戦時中から周到に準備し、傷痍軍人以外の退役軍人にまで拡大したことである。第一次世界大戦（以下、一次大戦）以前には、退役軍人全体を対象として実施される除隊時の福利は少なく、彼らへの手当ては戦後しばらくの時間が経ってから実施されるものが中心であった。¹⁰二次大戦中の政府内では、こうした過去の経緯が計画的な復員プログラムの欠如として批判的に振り返られるようになった。特に国防における資源利用の計画を任とした「国家資源計画委員会」（以下、計画委員会）は、政府の無計画な動員解除が一次大戦後における大量失業の一因であると指摘していた。¹¹

その名称に端的に表れているように、計画委員会を構成したのは経済と市場への国家介入に積極的な人々であり、彼らは動員解除政策にニューディール左派の政治構想を反映させようとしていた。¹²従来、フランクリン・ローズベルト大統領をはじめとする政権関係者の多くは、傷痍軍人以外の退役軍人への福利を特定の集団に対する不当な利益供与とみなしていた。¹³しかし、1938年以降、保守派からの反発が強まり、ニューディール改革の停滞が明らかになると、大戦からの動員解除を計画的な経済運営や社会保障政策の拡大に結びつけようとする動きが、ニューディール自身の中から出てくる。政権内部でも最も改革志向の強い人々が集ったとされる計画委員会はその中心となり、1943年6月、「動員解除と再適応」と題されたレポートを作成する。このレポートは、二次大戦後の政策目標に「完全雇用」を挙げ、福祉国家的な制度改革の展望を示した。戦時産業の平時への転換にとまなう一時的な生産の縮小期に帰還兵の大量失業が起こることを懸念する計画委員会は、まず、州毎の失業保険制度の不平等をなくして全国的な給付の標準を確立することや、最大限多くの労働者をカバーするために同制度を見直すことを提唱した。また、退役軍人への雇用支援と既存の制度との整合性を保つため、労働省雇用安定局が退役軍人と一般の失業者に対する職業紹介業務を一括することも求めた。¹⁴ここには、退役軍人福利行政を主管する退役軍人庁よりも、一般国民向けの社会保障政策や労働政策を実施する省庁の役割を重視する計画委員会の考えが見て取れる。¹⁵このような構想こそ、のちのGIビルにつながる議論の出発点であった。

しかし、GIビルがその対象となる人々の範囲を広げ、社会政策としての規模を拡大する際には、同法の原案を作成した「アメリカ在郷軍人団」(American Legion、以下、在郷軍人団)が、より大きな役割を果たした。一次大戦直後の1919年に結成された在郷軍人団や、1914年に米西戦争・米比戦争の退役軍人団体を統合して結成された復員軍人連合会などの団体は、全国に支部を置いて地域レベルから退役軍人を組織する圧力団体であり、議会や連邦政府の動向に大きな影響を及ぼした。特に、両大戦間期を通じて最大の退役軍人団体となった在郷軍人団の政治的影響力がGIビルの成立に不可欠であったことは、スコッチポルが指摘する通りである。¹⁶また、スザンヌ・メトラーによれば、在郷軍人団のGIビルは、計画委員会による教育・職業訓練援助の構想と比べて、より手厚い内容だった。計画委員会が原則1年以内の教育・訓練を限定的な数の退役軍人に提供することしか想定していなかったのに対して、GIビルは最長4年までの教育・訓練の受講を、希望するほとんどの利用者に認めたからである。¹⁷

他方で、在郷軍人団の法案成立における主導権は、計画委員会の構想に含まれた包括的な福祉制度改革の構想を阻害する役割も果たした。GIビルの立法過程を詳細に分析したデイヴィス・ロスが指摘するように、在郷軍人団のGIビルは、帰還兵向けの福利を一般の福祉や社会保障制度の運用から切り分け、独立した制度にしようとするものだったからである。¹⁸スコッチポルやメトラーらの研究はこの点を軽視しているため、福祉制度の全体像を考慮に入れた計画委員会の構想と、退役軍人の利益のみを念頭に置いた在郷軍人団の構想

がどのように調整され、実際の二次大戦 GI ビルに結実したのかが明らかでない。GI ビルには、在郷軍人団とニューディーラー双方の意図が反映されていたが、その度合いはスコッチポールとメトラーが十分に検討していない議会審議のなかで決まっていた。

法案の提出当初、在郷軍人団とリベラル派の議員、政府との間には一定の合意があり、退役軍人福利政策を一般の福祉・社会保障政策と関連づけ、連邦政府の権限を強める方向で調整が図られていた。しかし、結果から見ると、退役軍人庁の権限は拡大し、リベラル派の構想は後退したのだが、それはなぜか。以下では、在郷軍人団が一人の強硬な南部民主党下院議員を懐柔して自らの側に取り込み、リベラル派に譲歩を強いたことを論じていく。

GI ビルの議会審議

GI ビルの各条項のうち特に激しい議論になったのは、失業保障と教育支援プログラムであった。本節の結論を先取りして言えば、これらの条項をめぐる議論を通して在郷軍人団と保守的な南部議員の連合が形成され、リベラル派の目論見が防がれたのである。

教育支援プログラムをめぐる主要な論点は、それが退役軍人福利を担当する退役軍人庁によって運営されるべきか、それとも教育行政を担当する社会保障局教育課によって運営されるべきか、という点にあった。この論点は、同条項の運用を連邦政府が担うべきか、それとも州政府が担うべきかという論点ともつながっていた。

法案を起草した在郷軍人団は、当初から退役軍人庁が全国一律の基準を用いて同条項の運用を担当すべきだ、と強く主張していた。先行する上院の法案 (S.1509) がプログラムの実施主体に分権性の強い連邦教育課を指定していたことと対比すれば、在郷軍人団の意図は明確であった。¹⁹このことは下院本会議で教育支援プログラムへの批判が噴出する原因になった。下院教育委員会の長で、教育課とつながりの深いグラハム・バーデン (ノースカロライナ州選出) は、退役軍人庁による「州権」の侵害が起こるとして、在郷軍人団の法案に激しく反対した。バーデンは州当局が認可しない学校に対して退役軍人庁が認可を与える権限に特に強く反対し、認可権限を州当局に限定するという修正案を提出したのである。²⁰在郷軍人団案のプログラム運営から自身と関係のある教育課が排除されたことが、バーデンの反発の一因であったことは否めない。しかし、少なくとも表向きには、従来の州主導の教育行政に比べ、退役軍人庁主導のプログラムが中央集権的なものであることが、反対理由とされていた。そして、このようなバーデンの批判に、「州権」を重視する他の南部議員の多くも賛同していたのである。

ところが、バーデン修正は下院退役軍人委員会の委員長ジョン・ランキン (ミシシッピ州選出) による熱心な反対で、否決されてしまう。²¹ランキンは、アメリカの戦争に参加した人々による教育施設の選択を州当局の判断で限定してしまう恐れがあると指摘し、バーデン修正を批判した。²²これは一見して奇妙な成り行きであった。というのも、ランキンは従

来、強い「州権」論者だったからである。ランキンは戦前から下院退役軍人委員会に在籍し、在郷軍人団などの退役軍人団体や退役軍人庁とも強いつながりを持つ、この分野の有力議員であった。露骨な人種差別主義者、反ユダヤ主義者、反共・反労働組合主義者として知られたランキンは、ニューディールの労働政策・福祉政策が南部の人種関係や労働市場に影響を与えることに反感を持ち、連邦政府の介入を拒む「州の権利」をしばしば主張していた。そのランキンが、自身の立場とは矛盾する主張を行ってまで、教育支援における連邦政府の役割、すなわち退役軍人庁の役割を擁護したのである。

このようなランキンの「変節」に対しては、議場の南部議員から即座に批判の声が上がったが、彼は考えを変えようとはしなかった。²³もともと連邦軍に入隊した兵士への福利は連邦政府の権限の領域にあり、州権論でこれを批判することに無理があったことは否めない。また、退役軍人委員会の長であるランキンには帰還兵をスムーズに社会復帰させるという課題が課せられていた。さらに言えば、ランキンに限らず議員の多くにとって、戦後、政治的な影響力を増すことが予想される在郷軍人団の意向を無視することは難しかった。これらの理由から、ランキンは自らの州権論を反故にし、在郷軍人団が望む退役軍人庁の権限強化を容認したのである。²⁴在郷軍人団という強力な後ろ盾に加え、連邦政府の福祉機能の拡大に概して否定的な保守派の南部民主党議員まで味方につけた GI ビルの議会通過は、これで安泰に思えた。

一方、GI ビルをめぐるのは、当初から上院のリベラル派議員と在郷軍人団の間で調整が行われ、両者の協力による法案成立が目指されていたことも見逃せない。例えば、民主党リベラル派の重鎮ロバート・ワグナー上院議員（ニューヨーク州選出）は在郷軍人団案への修正を提起し、失業保障は連邦社会保障局が担うこと、また、退役軍人庁長官と選抜徴兵局・雇用安定局の代表で構成される「退役軍人就業斡旋委員会」を雇用安定局内に設置することを主張していた。これは、退役軍人福利ではなく、労働政策や社会保障を主管する行政機関の機能を強化する提案である。この修正について上院の財務小委員会で説明したワグナーは、「在郷軍人団との間の合意」が存在すると述べていた。²⁵その後、上院本会議に提出されたワグナー案は3月24日に全会一致で可決されている。そのまま行けば、在郷軍人団の案よりも、かつての計画委員会の構想により近い GI ビルが出来る可能性すらあった。

ところが、失業保障と職業紹介サービスをめぐる審議の中で在郷軍人団とランキンの協力関係が強まると、在郷軍人団はリベラル派議員と距離を取り始めた。実は法案審議の開始当初、ランキンは失業保障プログラムに激しく反対し、GI ビルの成立自体を危機的な状況に追い込んでいた。在郷軍人団に宛てた手紙の中でランキンは、失業保障が退役軍人から就労の意欲を奪うことで、彼らが失業状態にとどまり続ける可能性を指摘し、同条項を強く批判した。²⁶最終的にランキンは失業保障プログラムを受け入れたものの、在郷軍人団は大いに慌てさせられたのである。²⁷ところが、この混乱は在郷軍人団にとって予期しない利益を生んだ。それは、失業保障と職業紹介条項の細部について上院側から譲歩がなされ

たことである。失業補償は給付内容の面でほぼ上院案どおりとなりつつも、ランキンら下院側の主張にのっとり運営の主体が退役軍人庁となった。さらに、ワグナーが主張した退役軍人就業斡旋委員会が労働省の外部に移動させられた。²⁸これらは給付内容を維持した上で退役軍人庁の権限を強化する変更であり、むしろ在郷軍人団の当初案に近い内容であった。ランキンの激しい反発を再来させまいとする上院側が、GI ビル運営権限の移動を認めさせたためと考えられる。こうしてGI ビルは、その大部分を退役軍人庁が担当する退役軍人のための法律となり、在郷軍人団の意図はほぼ十全に達されたのである。

第二節 朝鮮戦争とGI ビルの意義をめぐる議論

GI ビルと退役軍人庁への批判

ここまで見てきたように、GI ビルは、在郷軍人団、リベラル派議員、南部議員の間の複雑な駆け引きを経て成立し、退役軍人庁が主管する、退役軍人のための法律となった。しかし、この法律は、直接の受益者である退役軍人の経済的な「自立」を助ける以上の意味を持った。すでに述べたように、二次大戦従軍世代の高学歴化とミドルクラス化を促すことで、戦後アメリカの経済的繁栄の土台を築いたからである。法律の中身が周知されるとともにその利用を希望する退役軍人は急増し、1949年にはGI ビルを高等教育に利用する退役軍人が200万人を超えた。プログラム終了時点までには、実に780万人がGI ビルを利用して何らかの教育や職業訓練を受けている。²⁹こうした教育プログラムの成果だけをとっても、GI ビルの戦後における存続は自明の流れであったように思える。しかし、同様の法律が将来の戦争においても施行される見通しは、実は不透明であった。当時、GI ビルの運用に関わる不正や職権濫用、退役軍人庁の非効率な行政が報道され、問題視されていたからである。³⁰

GI ビルを含む退役軍人福利への批判は、福祉制度の公平性を重視するリベラル派と、福祉制度の拡大を抑制しようとする共和党議員や産業界がともに与する、超党派的なものであった。1947年7月、議会により設置され、元大統領ハーバート・フーヴァーが委員長を務めた「連邦行政機関の組織に関する委員会」（以下、フーヴァー委員会）のレポートは、そうした批判の代表例である。省庁の再編と効率化を目指したフーヴァー委員会では、財政規律を重んじる共和党議員が重要な役割を果たしたが、委員の構成は民主・共和両党の代表によるものであった。同委員会の提案のうち最も野心的だったのは、各省庁が個別に運営する医療プログラムを「統合医療庁」に一元化し、連邦政府の病院運営を効率化する案であった。これは、1948年度の医療関連支出のうち61%を占める退役軍人庁の予算を縮小するとともに、退役軍人福利を福祉制度一般に包摂するという、リベラル派の目論みを反映していた。³¹また、連邦政府の予算配分を担当する予算局も退役軍人庁の支出削減に熱心で、退役軍人に対する福利を特定集団への正当性の無い利益供与と見ていた。予算局

は、労働省など他の機関による退役軍人福利の拡大も警戒しており、退役軍人を一般の国民から区別し、特殊な社会集団として優遇することの政治的な危険性を指摘していた。³²

1948年に陸軍准将のカール・グレイが退役軍人庁長官に就任すると、同庁への批判はさらに強まり、GIビルに対する見直しの機運もますます高まっていく。前任のオマール・ブラッドレイ将軍は、病院運営を含む退役軍人庁の効率化に積極的な姿勢を取り、組織内部の改革者として世論の支持を受けていた。しかし、ブラッドレイの後を継いだグレイは病院改革の中心人物であった医務総監ポール・マグナソンとの確執を深め、ついには彼を罷免してしまうなど、世論に逆行する行動が多かった。³³「二次大戦出征兵士会」（通称「アムベッツ」）の代表ジョン・スミスは、ハリー・トルーマン大統領への手紙の中で、「アムベッツは、カール・グレイの任期中に退役軍人たちが深刻な世論の不人気にさらされるようになってしまったと感じています」「彼の指導の下で、退役軍人庁は連邦政府の歴史上、最も多くの調査を受ける官庁になってしまいました」と嘆いている。また、こうした世論が退役軍人福利に対するバッシングへとつながる可能性に、警戒感を示していた。³⁴二次大戦後、GIビルに代表される退役軍人福利の急速な拡大の陰で、その先行きの不確かさが増していたのである。

朝鮮戦争の勃発と退役軍人福利の正当性をめぐる議論

こうした不確かさは、しかし、1950年6月以降、急速に解消されていく。「共産主義の脅威」と朝鮮戦争を受けて、ヨーロッパとアジアの二正面における軍事的封じ込めを狙ったトルーマン政権は、それを可能にする大規模な軍隊を必要とした。戦後も継続すると思われるこの兵力動員に対応するためには、兵士を集める選抜徴兵制度の継続だけでなく、除隊する兵士を社会に復帰させるための法整備も不可欠だった。こうした背景の下、GIビルの存続が正当性を得たのである。

GIビルの継続を前提に行われた二次大戦 GIビルの運用に関する調査は、こうした状況の変化を端的に示している。1950年8月、トルーマンはGIビルにまつわる腐敗の実態調査を議会に要請した。これに応えた下院により、テキサス州選出のオーリン・ティークを長として「GIビルにおける教育と融資保証プログラムに関する調査のための特別委員会」（以下、ティーク委員会）が設置された。1年半をかけてGIビルに関わる不正、行政の不備、条文上の問題点に関する調査を行ったティーク委員会は、そのレポートのなかで、不正受給に関わった教育機関や退役軍人の行動を厳しく批判した。しかし、二次大戦からの動員解除にGIビルが果たした役割それ自体については、はっきりと肯定的な評価を下したのである。³⁵

ティーク委員会設立の2ヶ月前に勃発した朝鮮戦争は、アメリカの軍備縮小の流れを転換させていた。二次大戦後、アメリカは軍隊の規模を縮小し続けていた。軍事費は1946年の約44億ドルから1948年の約13億ドルに減少し、兵員数も1946年の750万人強から1948年の

150万人弱にまで減少した。同年6月には、志願兵の確保に苦しむ軍の要請で平時の選抜徴兵制が復活したが、兵員需要が満たされた翌年末には再び停止している。議会は徴兵予算を削り、その継続自体に疑義を呈していた。³⁶こうした軍縮の流れを変えたのが、朝鮮戦争における地上戦だったのである。戦争直前の米軍の兵員総数は約146万人であったが、1952年には約364万人にまで拡大した。戦後になっても兵員数は戦前より高い水準に維持され、1971年まで、最低でも約250万人の兵力が維持されていく。³⁷

退役軍人庁や在郷軍人団は、この兵員増を退役軍人福利拡充の好機と捉え、退役軍人庁の軍事的な重要性と「退役軍人の利益」を前面に押し出すキャンペーンを開始した。こうした動きの一例が、退役軍人庁による「国防機関」認定の要求であった。1951年1月、連邦人事院の「人員調達に関する決定に際して国防機関と考えられるもののリスト」に同庁が名を連ねた。³⁸さらに在郷軍人団もこうした認定の法制化を要求し、「すでに第三次世界大戦は始まっており、それは10年続くであろう」などと主張した。またグレイも、トルーマンに対して退役軍人庁の地位を保障する行政命令を重ねて要請した。³⁹これは、国防省や国家安全保障資源委員会、予算局などの反対により実現せずに終わるが、退役軍人向けの福利を戦争遂行に不可欠なものとして位置づけようとする努力は執拗に続けられていく。⁴⁰

しかし、朝鮮戦争による兵力の拡大は、退役軍人福利のさらなる充実にまではつながらなかった。議会では、朝鮮戦争の退役軍人に対する福利を二次大戦の時よりも縮小しようとする動きが活発だったからである。これは、二次大戦と比較して小規模な朝鮮戦争の動員では、退役軍人の帰還が米国の経済・社会全体を巻き込むものとは捉えられていなかったことに主な原因があった。⁴¹むしろ、冷戦下の戦争・紛争に対応する必要から軍隊の規模を一定以下には縮小できないなかで、長期にわたって財政的に維持可能な退役軍人福利のモデルをいかに構築するかという問題が提起された。1952年2月、朝鮮戦争 GI ビルの公聴会で、「国家資源への過剰な負担なしに」兵士の帰還を支援する新しいアプローチが必要である、と発言した予算局のフィリップ・ヒューズはこの点を踏まえていた。⁴²さらに同年9月、予算局は上院議員宛てに、以下のような文書を送っている。

われわれは、かつてこの国が直面したことの無い状況に入っていこうとしています。それは、長期にわたる部分的動員という状況です。(下線強調一筆者) そのことが退役軍人福利の観点から持つ含意は、前例の無いものです。(中略) ひとつには、退役軍人福利の受給資格を持つ人口の割合が着実に増え続けるでしょう。退役軍人の数が増えれば、退役軍人福利プログラムの潜在的な費用は増えます。第二に、法的にもそれ以外の仕方でも、戦時の兵役と平時の兵役の間の以前のような区別を、もはやはっきりとは引けません。新しい GI ビルを国連による朝鮮での軍事行動が行われている時期の全ての兵士に拡大すれば、同様の福利を将来の徴兵と予備役兵の現役への強制徴収全体に拡大することを意味してしまうのは、不可避だと思われます。⁴³

ここから読み取れる予算局の意図は、「長期にわたる部分的動員」としての冷戦が退役軍人福利の膨張をもたらすことを見越し、それをできるだけ抑制したい、というものであった。今後、長期にわたって大規模な常備軍を維持しなければならぬというのに、戦時と平時の間の区別が曖昧化する。そのとき、GI ビルの適用対象となる退役軍人の範囲が際限なく広がってしまうことを、予算局は恐れていた。

しかし、こうしたヒューズの発言を裏返せば、予算局がGI ビルの存続自体は容認していたということでもある。在郷軍人団や退役軍人庁が福利に関わる財政支出を維持することを求め、予算局や議会共和党がそれを削減するように求めたことから、両者は対立した。しかし、いずれの側も冷戦の長期化に伴う退役軍人人口の増加を前提として、GI ビルの存続には同意していたのである。二次大戦からの動員解除政策の一環であったGI ビルは、朝鮮戦争を契機として、恒常的な軍事制度として存続することになった。

残る問題は、朝鮮戦争GI ビルの具体的中身について論者の間で意見の隔たりが大きいということであった。次節では、教育支援プログラムの議会審議に焦点を当て、GI ビルに対するさまざまな陣営の思惑がどのように作用し、朝鮮戦争GI ビルの中身が形作られたのかを分析する。その際、地域コミュニティに対する教育資源の再分配機能については、その意義がほとんど失われたことを指摘する。

第三節 朝鮮戦争GI ビルと職業訓練プログラムの縮小

「退役軍人の利益」という論理

朝鮮戦争GI ビルの議会審議はティグ委員会により作成された法案(H.R.7656)を中心に行われ、二次大戦GI ビルからの各条項の改正に賛成の側と反対の側のどちらも、「退役軍人の利益」を掲げて主張を戦わせた。

両大戦間期以来、退役軍人福利に向けられた批判は、(1) 連邦財政の効率化と節約を求める立場と、(2) 退役軍人福利の特権的な性格を問題にする立場の、大きく二つに分けることができた。朝鮮戦争GI ビルの審議では、連邦政府の支出と権限の拡張を批判する共和党議員など(1)の立場が勢いを持った。その一方、福祉制度の公平性を重視する(2)の議論は関心を集めなくなった。これは、朝鮮戦争で退役軍人福利の国防・軍事政策としての評価が高まったためである。この他、南部人種秩序の維持を重視するランキンなどがGI ビルの批判に加わっていた。

審議では、まず失業保障プログラムが強い批判を受けた。二次大戦中からこのプログラムに強い嫌悪感を示していた下院退役軍人委員会のランキンは、退役軍人による不正受給を理由に再度これを攻撃し、不正を行う者はごくわずかだとする退役軍人団体の反論を退けて、条項自体を削除してしまった。⁴⁴そこで、失業保障条項の無い下院案と、それを残した上院案が両院協議会での調整に回された。結局、運用の主体を退役軍人庁から労働省へ

と移した上で同条項は辛くも存続することになったが、受給期間の上限は従来の半分となり、受給申請の審査は各州の失業補償法等の規定に準じて州当局が行うことと改定された。⁴⁵州の権限が拡大し、全国統一基準による失業保障が後退したのである。

職業教育の支援プログラムについても不正による財政支出の肥大化が問題にされ、補助金支払いの厳格化が議論された。この場合、退役軍人自身の不正に対する批判よりは、むしろ彼らを受け入れる学校の不正に批判が集中した。先に述べたティーク委員会のレポートは、実際には在籍していない退役軍人を生徒として報告し当局から補助金や学費を詐取する学校や、退役軍人の入学を見込んで設立されたものの十分な教育を提供できない「即席の学校」が不適切な支出を生んでいると指摘していた。こうした教育機関への批判は、退役軍人福利をあくまで兵士個人への補償と捉える議論と組み合わせ、プログラムの縮小を招くことになる。

ティーク委員会が不正防止の方法として推奨したのは、一定の金額を退役軍人自身に前もって手渡し、自分で授業料を支払わせる、新しい学費給付の方法であった。ティークはこの方式を、退役軍人に対する「奨学金」のようなものと説明し、これを採用することで教育機関が関与する不正を減らせると主張した。⁴⁶退役軍人個人の責任を強化し、市場の機能を活用するというこの方式は、連邦政府権限の強化を嫌うロバート・タフト上院議員（オハイオ州選出）など、共和党保守派にも受け入れやすいものであった。その反面、奨学金方式が導入されると自身の教育行政への関与が縮小されることになる退役軍人庁は、この改正に消極的であった。⁴⁷

ティークらは、退役軍人自身に学費が手渡される新しいシステムが、最も直接に「退役軍人の利益」を実現できるという論理で、反対を退けた。⁴⁸教育行政における退役軍人庁の影響力を減らしたい教育課のアール・マクグレイスもこの改正を支持し、「GI ビルの目的は教育機関への援助でなく、退役軍人への援助だ」と述べている。⁴⁹こうした個人への援助を強調する論理が使われることで、退役軍人の利益擁護者を自認する退役軍人庁や退役軍人団体は新しい支払い方式を受け入れざるを得なくなったのである。

学校や退役軍人による不正を減らす必要性は、ティーク委員会に指摘されるまでもなく、すでに退役軍人庁自身が主張していたことであった。ただし、不正防止の具体的な方法について、同庁は独自の考えを有していた。ティークやタフトらが退役軍人の「自己責任」の強化を訴えたのに対し、退役軍人庁は行政的な監督の強化によって不正に対処しようとしたのである。1948年の前半まで、同庁はGI ビル教育行政の分権化を進めており、教育機関に対する管理の主導権を州に移管することや、学生のコース変更を学校の自主管理に任せることなどを、方針として打ち出していた。⁵⁰これは主として行政予算削減のための動きだったが、ニューヨーク州の福祉団体などは、退役軍人のコース選択が困難になり、彼らの社会復帰に悪影響を与えるだけでなく、結果としてGI ビル予算の浪費が増えると反発していた。⁵¹そこで退役軍人庁は、GI ビル利用者に劣悪な学校を選ばないよう警告し、就職につながりやすい職種を選ぶよう呼びかけを行った。また、各州の教育部局による情報提供

や退役軍人団体による相談を通じて、GI ビル利用者を支援しようとした。⁵²さらに、1949年9月の通達（退役軍人庁指令 I-A）は、GI ビルを利用する退役軍人が1944年以降に設立された学校への入学を希望する場合、その必要性を退役軍人庁に説明することを義務づけたのである。しかし、こうした動きは、行政権限の強化を嫌うタフトらと、職業訓練学校の反発を同時に招いた。⁵³タフトは、退役軍人による学校選択の自由を保障する二次大戦 GI ビルの改正案を成立させ、上記の通達を無効化した。⁵⁴退役軍人庁と議会内保守派との間には、不正の防止や支出抑制という問題関心が共有されていながら、その方法論において立場の違いが見られ、退役軍人庁による規制強化の試みが一旦は退けられたのである。

ところが、翌年、ティークが主導して成立した法律により退役軍人庁の望む規制強化が実現する。この法律は、二次大戦 GI ビルを利用する学校は設立から1年以上たっていないこと、退役軍人がコースを変更する際には退役軍人庁が定めた基準に則って州当局によるガイダンスを受けなければならないことなどを定めた。⁵⁵こうした規制強化の流れは朝鮮戦争 GI ビルにも受け継がれ、公的な認可を受けていない設立2年以内の学校では同法の教育・職業訓練援助を利用できないことが定められた。また、ある学校が GI ビルの補助を受けるためには、その学生・生徒数の15%以上が「退役軍人以外」でなければならないという条件もつけ加えられた。⁵⁶これらの規定により、退役軍人を主な顧客とする質の低い教育機関を淘汰し、「退役軍人の利益」を保護できるとされたのである。

退役軍人庁と保守派議員たちは、GI ビル予算の効率的な利用と「退役軍人の利益」の保護という共通の目標を掲げながら、それぞれに異なる方法を提示した。その結果、退役軍人自身の裁量と責任を強化しつつ、当局による教育機関への介入・規制も強化するという、一見して矛盾する法改正や行政規則の改定が行われた。これらの改変に共通した背景を挙げるとすれば、それは、公的な支援を受ける職業教育機関とそれを利用する退役軍人の意図や能力に対する、根深い不信感であった。このような不信感に端を発した GI ビルの改変は、コミュニティに対する教育資源の再分配という、同法の機能を弱めるように作用していく。以下では、二次大戦 GI ビルにおける教育支援プログラムの規制強化と引き続く朝鮮戦争 GI ビルでの同条項の改正が、私立の職業訓練機関と退役軍人の職業教育に与えた影響について分析する。

個人のための GI ビル

すでに見たように、退役軍人庁は1940年代末から GI ビルを利用する職業訓練学校への指導・監督を強化しており、朝鮮戦争の勃発時にはすでにその影響が出始めていた。例えば、ボストンの「ノースベネットストリート工業学校」の例が挙げられる。同校は1881年に設立された長い歴史を持つ非営利団体で、小規模ビジネスの社会的重要性を訴えて、家具製作、宝飾品の製作・修理、板金、時計修理、製図、看板塗装、広告ポスター製作など、幅広い分野の職業教育を行っていた。卒業生に対しては、住宅取得や緊急時のための無利子融

資のほか、無料の職業紹介サービスも提供し、ボストンや北東部周辺だけでなく、西部や南部の諸州でもビジネスを支援していた。この学校では二次大戦後、GI ビルを利用する退役軍人学生の割合が急増し、1949年時点では昼コースの生徒のうち99パーセントが退役軍人となった。この学校に対して、退役軍人庁はコスト削減と授業時間数の増加を同時に求めた。学校側は、それでは赤字が避けられず、学校の存続が危うくなると反発した。また、退役軍人庁の意図が「即席の学校」の排除であって良心的な学校の駆逐ではないはずだと訴えた。⁵⁷ほかにも、退役軍人庁がニューヨーク市内にある「アメリカラジオ技術専門学校」にコース運営費の削減を求めた際には、学校側が経営に大きな支障が出ると主張し、コース自体の廃止を表明した。これにより、8月以降、700人以上の退役軍人が影響を受ける可能性が出て、混乱が広がった。⁵⁸

退役軍人庁による監視と規制の強化は、設立から日が浅い学校に対して、より深刻な影響を与えた。「マンハッタン食肉加工専門学校」は、黒人労働者の雇用と組合への組織化が進む食肉産業の学校として、1949年にニューヨーク市ハーレムに開校した。1950年6月、退役軍人庁は教科書代金に関する不透明な経理を理由に、同校への補助金支払いを延期した。これに対して学校側は、財源不足が生じたためハーレムとブルックリンの施設を一時閉鎖すると発表した。すると、これに不満を持つ生徒約150人がニューヨーク市内の退役軍人庁事務所に集まり抗議を行った。結局、学校がニューヨーク市教育委員会などの指名する会計管理者を受け入れるという条件つきで、退役軍人庁による学費支払いは再開された。⁵⁹1950年時点で、マンハッタン食肉加工専門学校に登録する生徒1500人のほとんどは退役軍人であり、教員の多くもやはり退役軍人であった。こうした点から同校は、GI ビルに依拠して設立された典型的な新設校だったといえる。一方で、黒人新聞『ニューヨーク・エイジ』は、同校の開校式典にニューヨーク市議会議長が参加したこと、同校の設立理由が「ハーレムの近隣雇用を拡大することへの関心」にあること、退役軍人庁とニューヨーク市教育委員会から教育環境の高さを認められていること、さらに、ハーレムの市民団体リーダーが顧問を務めることなどを好意的に報じていた。⁶⁰地域社会から一定の評価を得ていた新設の職業訓練学校が、GI ビル批判の高まりのなかで存続の危機を経験していたのである。⁶¹

こうした事例を踏まえ、朝鮮戦争 GI ビルの審議過程では、黒人議員から学校認可基準の厳格化に反対の声があがった。前項で見たように、朝鮮戦争 GI ビルにおいては最低15%が退役軍人以外の生徒であることがプログラム利用の要件になり、公的な認可を受けていない設立2年以内の学校ではそもそも GI ビルを利用できないことになった。これでは、生徒の大半が GI ビルを利用するマンハッタン食肉加工専門学校のような新設校は締め出されてしまう。そこで、アダム・クレイトン・パウエル Jr. (ニューヨーク州選出) とウィリアム・ドーソン (イリノイ州選出) の二人の黒人下院議員、は、朝鮮戦争 GI ビルの議決の際にこの点に抗議し、棄権票を投じたのである。⁶²しかし、こうした懸念について上院の公聴会で意見を求められたティークは、ひと言「(全生徒・学生が黒人退役軍人の学校は) それほど多くない」と簡単に答え、議論を打ち切ってしまった。⁶³

しかし、GI ビルによる職業教育プログラムの縮小が地域コミュニティに与える影響を懸念する声は、黒人コミュニティ以外からも上がっていた。ローリー・バトル下院議員（アラバマ州選出）は、学校認可の基準が厳格化されることで、もともと教育機関の不足している南部で新設校の増加が阻害され、退役軍人が他の地域と比べて不公平な条件の下に置かれることになることと不満を述べている。⁶⁴また、テキサス州のリオ・グランデ溪谷地域で職業訓練学校を経営する人物は、ティーグに対して、貧しいメキシコ系住民が多く住む同地域の教育に、GI ビルのプログラムを通じた資金流入が必要であると訴え、学校認可基準の厳格化に不安を述べた。⁶⁵南部は、GI ビルによる教育支援の利用が全国平均以上に活発な地域であり、GI ビルを通して教育機関に支払われる退役軍人庁の財政支援から利益を得ていた。ゆえに、こうした地域では、GI ビルの改正に対する反発が特に強かったと考えられる。⁶⁶

一方、職業教育の受け手である退役軍人自身に注目すると、GI ビルの改正から特に大きな影響をこうむったグループは、南部の黒人退役軍人と、傷痍軍人であった。職業紹介や失業保障、融資保証といった他のGI ビル福利と比べ、教育・職業訓練援助は相対的に大きな門戸を黒人退役軍人に開いていた。なかでも南部の黒人退役軍人による同援助の利用は活発であった。⁶⁷一方、傷痍軍人による職業訓練援助の利用率も高かった。その原因のひとつは、傷痍軍人を受け入れる高等教育機関の数が極めて限られていたことであった。退役軍人庁も、傷痍軍人が大学に進学するのではなく、職業リハビリテーションのための法律（公法16号）を利用して職業訓練を受けるように、彼らを誘導していた。⁶⁸その結果、職業訓練学校の多くで傷痍軍人が学生数の大きな割合を占めるようになった。例えば、ノースベネットストリート工業学校の場合、1949年の昼コースの受講者のうち約40%を傷痍軍人が占めていた。⁶⁹これらの人々がGI ビルの改正による私立校淘汰の影響をとりわけ強く受けたのである。

しかし、GI ビル関連の不正に関心を向けるメディアもティーグの改正案を支持したため、反対の声はかき消されてしまった。⁷⁰そもそも、ティーグ委員会のレポートは、新設の職業訓練学校が地域コミュニティにおいて果たす役割に十分な検討を加えず、学校による不正にばかり関心を向けていたが、この点をマスメディアが批判的に報道することはなかった。

71

二次大戦GI ビルと比べた場合、朝鮮戦争GI ビルによる教育支援の利用は低調であった。二次大戦GI ビルでは有資格者の51%がプログラムを利用したのに対して、朝鮮戦争の退役軍人の場合は27%にとどまっている。同時代の論評はこうした変化の理由として、朝鮮戦争の退役軍人の多くが二次大戦にも従軍したため、すでにGI ビルを利用した経験があったこと、これと関連して入隊以前に高等教育を修了した兵士が増えていたこと、さらに、アメリカ経済が好調で除隊後の就職が容易であったことなどを挙げていたが、上で論じたような利用条件の厳格化が利用率の低下につながったことも指摘している。⁷²なかでも、中等教育と職業訓練を希望する退役軍人の割合は、二次大戦GI ビルにおける70%から、朝鮮戦争

争 GI ビルにおける50%に下がっている。⁷³こうした職業教育受講者の減少は、しかし、戦後における高等教育の急速な普及のなかで、見過ごされていったのである。

おわりに

GI ビルは、連邦政府の福祉政策ではなく、あくまで退役軍人という特殊な集団の経済的自立を支援する法律として成立した。こうした GI ビルの基本的性格は、二次大戦中の立法過程ですでに定まっていた。同法の審議における主導権が、ワグナーらのニューディール左派から在郷軍人団へと移行したことがその背景にあった。在郷軍人団はランキンのような南部議員と協力して、退役軍人福利が福祉制度一般に包摂されることを防いだのである。

こうして出来上がった二次大戦 GI ビルは、しかし、単に退役軍人個人の利益となるにとどまらず、地域間の教育資源の再分配にも寄与した。帰還兵に高等教育の機会を拡大したことで名高い同法は、傷痍軍人や低所得層、人種的マイノリティ出身の兵士に対しては、職業訓練の受講機会を拡大した。同時に、GI ビルは私立の職業訓練学校の新設を促し、既存の学校の経営を安定させ、近隣の教育資源を増やした。GI ビルは、二次大戦従軍世代のミドルクラス化を助けただけでなく、地域間・コミュニティ間の社会・経済的な格差を縮小する効果を有したのである。

ところが、こうした GI ビルの再分配機能は朝鮮戦争 GI ビルの成立までに失われていく。GI ビルに関連する不正の報道で、特に新設の民間職業訓練学校に対する批判が高まったからである。共和党保守派や南部民主党議員など、GI ビル予算の削減を求める人々が力を得て、GI ビルによる職業訓練プログラムの縮小につながるような行政システムの改変を進めた。

1950年6月の朝鮮戦争の勃発によって、GI ビル自体が消滅することは回避された。この戦争でアメリカ軍の兵力が増加し、戦後も共産主義を「封じ込め」るための軍事力の維持が求められ続けたからである。共産主義の拡大を効果的に押しとどめるためには、従来よりも大規模な常備軍を徴兵制によって維持する必要があると、戦後も退役軍人の発生は続くと考えられた。いつ終わるとも知れない冷戦（「長期にわたる部分的動員」）に対応して徴兵制が維持される限り、退役軍人を社会へとスムーズに迎え入れるためのプログラムは不可欠と見なされたのである。こうして、GI ビル型の福利を継続することが、行政府と議会の間で幅広く合意された。

しかし、「退役軍人の利益」を強調する GI ビル擁護の論理と、市場システムの活用による不正撲滅という発想は、GI ビルの職業訓練援助プログラムを根本から変質させた。具体的には、補助金を学校へ直接給付する方式が廃止され、退役軍人自身に一括給付するシステムが導入された。これにより、地域の教育機関に対する連邦政府の支援が縮小し、職業訓練学校の多くで経営が不安定化した。二次大戦 GI ビルが持っていた、地域間の再分配機能が失われたのである。職業教育プログラムは GI ビル批判の矢面に立たされ、同法存続の

ための犠牲になった。GI ビルの擁護者の多くは、評価の高い高等教育プログラムの意義を強く押し出しながら、職業訓練プログラムの意義については積極的に語ろうとしなかった。また、GI ビルを軍事政策の一部として正当化する支持者たちは、同法の意義をあくまで退役軍人個人の貢献に報いることに限定し、職業訓練学校への支援の意義を無視した。退役軍人個人の利益を超えた、近隣地区全体への各種学校の貢献は、GI ビルのメリットとしては認められなかったのである。

一連の経過は、二次大戦後のリハビリ政策全体の性格を強く規定していく。兵士の動員解除に合わせて、就労とキャリア形成、家族形成を支援することを旨としたGI ビルは、二次大戦後の代表的なリハビリ政策のひとつに数えられる。そのような法律が、当初、退役軍人個人の就労だけでなく、地域間の職業教育資源の再分配機能を有していたということは、二次大戦直後のリハビリ政策に格差の縮小につながる要素が含まれていたことを意味する。朝鮮戦争GI ビルにおいてその機能が失われたことは、戦後アメリカのリハビリ政策が社会・経済の構造改革から距離を置く、大きな流れを予見させるものでもあった。事実、これ以後、男性向け、女性向けを問わず、アメリカのリハビリ政策は、「人的資本」を増大させる職業訓練を通じて、そのプログラムが名宛人とする個人を労働市場に適応させようとしていくのである。

¹“Obama Delivers Remarks at the VFW Convention,” *Washington Post (WP)*, August 17, 2009, <http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2008/08/19/AR2008081901532.html> (accessed December 24, 2012).

²Theda Skocpol, “The GI Bill and U.S. Social Policy, Past and Future,” *Social Philosophy and Policy* 14 (June, 1997), 100.

³ “History and Time Line, Education and Training,” the U.S. Department of Veterans Affairs, <http://www.benefits.va.gov/gibill/history.asp> (accessed October 21, 2015).

⁴本稿では、前者を後者から区別する必要上、「二次大戦GI ビル」と表記する場合がある。

⁵ Lizabeth Cohen, *A Consumers' Republic: The Politics of Mass Consumption in Postwar America* (New York: Alfred Knopf, 2003), 138-143, and 166-173; Margot Canaday, *Straight State: Sexuality and Citizenship in Twentieth-Century America* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2009); Nancy E. Cott, *Public Vows: A History of Marriage and the Nation* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2000), 190-191; and David H. Onkst, “‘First a Negro ... Incidentally a Veteran’: Black World War Two Veterans and the G.I. Bill of Rights in the Deep South, 1944-1948,” *Journal of Social History* 31 (Spring, 1998): 517-543.

⁶二次大戦は、GI ビル以外にも連邦政府の職業訓練プログラムが拡大される契機となっていた。戦時中には連邦政府の主導で戦時産業労働者の技能教育が行われていたほか、動員解除期の1946年には各州の職業教育に対する連邦政府の補助金予算を拡大するジョージ＝バーデン法が制定されている。Howard R. D. Gordon, *The History and Growth of Vocational Education in America* (Boston, MA: Allyn and Bacon, 1999), 50, and 68.

⁷二次大戦期の退役軍人を優遇する諸立法に注目し、普遍主義的な福祉構想の後退を論じたマンも、戦後の退役軍人福利政策が、広範な世論から批判を受けていたことには十分な注意を払っていない。また、GI ビルについてはほとんど触れていない。Anastasia Mann, “All for One, But Most for Some: Veterans Politics and the Shaping of the Welfare State during the World War II Era” (PhD diss., Northwestern University, 2003). 例外的に朝鮮戦争 GI ビルを取り上げたモッシュの研究も、同法が二次大戦 GI ビルの延長線上に成立したものと評価しており、二次大戦 GI ビルと朝鮮戦争 GI ビルの間に起こった変化の意味は論じていない。Theodore R. Mosch, “The GI Bill: A Breakthrough in Educational and Social Policy in the United States” (PhD diss., University of Oklahoma, 1970), 110.

⁸失業保険基金は州ごとに運営され、連邦政府が補助を行う公的扶助の内容や給付基準にも地域差が大きかった。この点を論じた研究の一例として以下を参照。Suzanne Mettler, *Dividing Citizens: Gender and Federalism in New Deal Public Policy* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1998).

⁹「安全保障国家」の成立を論じたホーガンや、「民間防衛」の分析から冷戦文化を論じたオークスなどの先行研究は、この時期に、官・民を問わない様々な領域で米国の政治と社会が軍事化したことを論じている。Michael J. Hogan, *A Cross of Iron: Harry S Truman and the Origins of the National Security State, 1945-1954* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 1998); Guy Oakes, *The Imaginary War: Civil Defense and American Cold War Culture* (Oxford: Oxford University Press, 1994).

¹⁰ Mary R. Dearing, *Veterans in Politics: The Story of the G.A.R.* (Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press, 1952); Theda Skocpol, “America’s First Social Security System: The Expansion of Benefits for Civil War Veterans,” *Political Science Quarterly* 108 (Spring, 1993): 85-116; Stephen R. Ortiz, “‘The New Deal’ For Veterans: The Economy Act, the Veterans of Foreign Wars, and the Origins of New Deal Dissents,” *Journal of Military History* 70 (April, 2006): 415-438.

¹¹ National Resources Planning Board (NRPB), *After the War, 1918-1920* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1943).

¹²計画委員会について、詳しくは以下を参照。Marion Clawson, *New Deal Planning: the National Resources Planning Board* (Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 1981).

¹³議会が大恐慌下で一次大戦の退役軍人に対するボーナスの前倒し支払いを求めた際、ローズベルトは法案への署名を拒否し、以下のように述べた。「ある男性が恐慌によって経済的に困窮している場合、たとえ彼が退役軍人であったとしても、その扱いは、恐慌に苦しむ他の全ての人々に対するものと同じでなくてはなりません。」 “The President Vetoes the Bonus Bill, May 22, 1935,” in *The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt* 4 (New York: Random House, 1938).

¹⁴NRPB, *Demobilization and Readjustment: Report of the Conference on Postwar Readjustment of Civilian and Military Personnel* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1943), 18, 19-22,

39-41, 56-57, 60 and 68-69.

¹⁵戦前の雇用安定局は、労働省内の部局としては例外的に、主要な業務を州政府にゆだねていた。しかし、二次大戦が始まると、各州の雇用安定局がその機能と権限を連邦政府に委譲し、連邦政府の財源のみで戦時における人的資源の配置業務が行えるようになっていた。Leonard P. Adams, *The Public Employment Service in Transition, 1933-1968: Evolution of a Placement Service into a Manpower Agency* (Ithaca, NY: New York State School of Industry and Labor Relations, 1969), 27-31.

¹⁶Skocpol, “GI Bill,” 106-107. 在郷軍人団の会員数は、1941年の110万人から、1946年には332万人に増えている。American Legion Membership and Post Activities Section, *The American Legion National Membership Record—1920-1972* (Indianapolis, IN: American Legion National Headquarters, 2005).

¹⁷Suzanne Mettler, “The Creation of the GI Bill of Rights of 1944: Melding Social and Participatory Citizenship Ideal,” *The Journal of Political History* 17 (October, 2005), 345-374 352-357, and 363-364.

¹⁸Davis R. Ross, *Preparing for Ulysses: Politics and Veterans during World War II* (New York: Columbia University Press, 1969), 102.

¹⁹*Veterans' Omnibus Bill*, S. 1617, 78th Cong., 2nd sess, January 11, 1944.

²⁰Ross, *Preparing for Ulysses*, 112-115.

²¹*Servicemen's Readjustment Act of 1944*, Public Law 346, *U.S. Statute at Large* 58, pt.1 (1944), 290.

²²*Congressional Records*, 78th Cong. 2nd sess., 1944, 90, pt. 3: 4342.

²³*Ibid.*, 4344.

²⁴ランキンや在郷軍人団の念頭には、分権性の高い退役軍人庁の組織構造によって、連邦法としてのGIビルも分権的に運用できるという見通しがあった。というのも、1930年に設立された退役軍人庁は、複数の州を横断的に監督する広域の行政区分を持たず、各州の事務所の独立性が強いという特徴を持っていた。そのため、退役軍人庁が担う福利業務には、各々の州や地方が抱える特殊な事情や利害が反映しやすかったからである。実際に南部の事務所では、地域社会の人種差別を反映して黒人退役軍人への差別的な対応が行われた。Kathleen J. Frydl, *The G.I. Bill* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2011), 6-7.

²⁵Ross, *Preparing for Ulysses*, 106-107; Senate Subcommittee of Veterans' Legislation of the Committee on Finance, *Veterans' Omnibus Bill: Hearings on S.1617*, 78th Cong., 2nd sess., 1944, 105-116.

²⁶ランキンは、「わが州からは5万人の黒人が兵役についています。私の意見では、もしこの法案が現在の形で通過すれば、彼らの大多数が少なくとも1年間は失業状態にとどまり、たくさんの白人も同じようにするでしょう」と語っている。John E. Rankin to E. A. Hiller, April 25, 1944, “H, H.R.78 A-F39.1,” RG233, Records of the United States House of Representatives Committee on Veterans Affairs, National Archives and Records Administration (NARA), Washington D.C., cited in

Ross, *Preparing for Ulysses*, 108.

²⁷在郷軍人団と退役軍人庁は、失業保障の運営で州の裁量を確保すれば、ランキンの危惧する問題は避けられると考え、彼を説得しようとした。Edward Humes, *Over Here: How the G.I. Bill Transformed the American Dream* (Orlando, FL: Harcourt, 2006), 225.

²⁸*Servicemen's Readjustment Act*, 294 and 297-298.

²⁹Suzanne Mettler, *Soldiers to Citizens: The GI Bill and the Making of the Greatest Generation* (Oxford: Oxford University Press, 2005), 41-42.

³⁰Frydl, *GI Bill*, 195-196, 205.

³¹The Commission of Organization of the Executive Branch of the Government, *The Hoover Commission Report on Organization of the Executive Branch of the Government* (New York: McGraw Hill, 1949), 335-355.

³²Harold Smith to the President, April 29, 1946, "Veterans' Employment Service, 552-B," box 1392, Official File (OF), Harry S. Truman Library (HST), Independence, MO.

³³"Chief Medical Director of VA Fired in Management Dispute," *Los Angeles Times (LAT)*, January 15, 1951, 2.

³⁴John L. Smith to Harry S Truman, October 11, 1951, "Veterans' Organization AMVETS, 82 nd," folder "HR82A-F16.4," box 792, RG233.

³⁵House Select Committee to Investigate Educational Training, and Loan Guaranty Programs under GI Bill, *Investigating Education and Training Programs under GI Bill*, 82nd Cong., 2nd sess., H. Rep.1375, 1952.

³⁶この背景には、核兵器を中心にすえた軍事戦略が通常兵力の必要性を低下させることへの期待が存在していた。George Q. Flynn, *Conscription and Democracy: The Draft in France, Great Britain and the United States* (Westport, CT: Greenwood Press, 2002), 234-235; John Whiteclay Chambers II, *To Raise an Army: The Draft Comes to America* (New York: Free Press, 1987), 270; Melinda. Pash, "Standing in the Shadow of the Greatest Generation: Men and Women of the Korean War" (Ph.D. diss., University of Tennessee, 2008), 11-12.

³⁷ Bureau of Census, "Statistical Abstract: Historical Statistics, No. HS-51, National Defense and Veterans-Summary: 1900-2002," Bureau of Census, <http://www.census.gov/statab/hist/HS-51.pdf> (accessed December 24, 2012).

³⁸これにより、退役軍人庁の元連邦政府職員に対する再雇用指名は、他の省庁に対して優先されることが決まった。G. H. Sweet to All Managers, VA Field Stations, "Designation of the VA as a Defense Agency," February 14, 1951, folder "020 Cores.," box 42, 000 Series, 1917-1953, Policy and General Administration Files, 1917-1959, Records of the Department of Veterans Affairs (VA), RG15, NARA.

³⁹"31 Non-Defense Agencies Cut \$580 Million, Few Jobs Hit," *WP*, October 11, 1950, 1; "War III Here Now, Legionnaires Warned," *WP*, February 27, 1951, 7; Carl R. Gray Jr. to Harry S Truman,

March 28, 1951, folder “031.1 Executive Orders,” 1923-1951,” box 42, 000 Series, 1917-1953, RG15.

⁴⁰国家安全保障資源委員会のハワード・ラスク議長は、行政命令が退役軍人庁の人員問題を解決しないだけでなく、軍隊への徴用を恐れて同庁への勤務を希望する医療関係者を増やす可能性がある」と指摘した。さらに、退役軍人病院の人員不足が他の機関と比べて特に深刻なわけではないとした。Robert L. Dennison to Howard A. Rusk, April 3, 1951; Howard A. Rusk to Robert L. Dennison, April 20, 1951; Secretary of Defense to Boniface R. Maile, April 16, 1951; Harry S Truman to Carl R. Gray, n.d., “Government Agency Files, Veterans Administration-Department of Medicine and Surgery,” box 10, Raymond R. Zimmerman File, Staff Member and Office Files (SMOF), HST.

⁴¹1959年の時点で、生存している二次大戦退役軍人は約1524万3千人、これに対して、朝鮮戦争の退役軍人は約544万8千人であった。そのうち、94万1千人は両方の戦争で従軍した人々である。Administrator of Veterans Affairs, *Annual Report for Fiscal Year Ending June 1959* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1960), 6-7.

⁴²House Committee on Education, Training, and Other Benefits for Veterans, *Hearings on H.R.59, 296, 297, 353,474, 1217, 1505, 1624, 1882, 2095, 2153, 2335, 2376, 4107, 4171, 4392, 4526, 5038, 5040, 5702, 5869, 5872, 5896, 6045, 6096, 6372, 6377, 6391, 6425, 6426, 6427, 6428, 6432, 6462, 6474, 6579, 6756, 6757, 6895*, 82nd Cong., 2nd sess., 1952: 1431-1432.

⁴³Acting Director of Bureau of Budget to James E. Murray, September 14, 1952, “Korean War, Jun.-Dec., 1952,” folder “HR82A-F16.4,” box 777, RG233.

⁴⁴House Committee, *Benefits for Veterans*, 1546-1547. ランキンは失業保障の代案として、除隊時に支払われる一時金の増額を主張していた。しかし、予算局の試算によれば、除隊一時金による対応には失業保障の2~3倍のコストが必要とされていた。H. F. Lawton to Harry S Truman, June 7, 1952, “GI Bill of Rights (Korea),” box 1330, OF.

⁴⁵*Veteran’s Readjustment Assistance Act of 1952*, Public Law 550, *U.S. Statute at Large* 66 (1952), 684.

⁴⁶House Select Committee, *Investigating Education and Training*, 1-2.

⁴⁷Senate Special Subcommittee on Veterans’ Education and Rehabilitation Benefits of the Committee on Labor and Public Welfare, *Veterans’ Readjustment Act of 1952: Hearings on H.R.7656*, 82nd Cong., 2nd sess., 1952: 99-100.

⁴⁸*Ibid.*, 25-26.

⁴⁹House Committee, *Benefits for Veterans*, 1353-1354.

⁵⁰“GI School Rules Eased Veterans Now May Change Their Courses in Varied Institutions,” *New York Times (NYT)*, April 1, 1948, 46; “VA Reduces Job Training Supervision: Direct Oversight to Be Given Disabled Only, Say Officials,” *LAT*, April 19, 1948, 1.

⁵¹“Training Cut Oppose: Welfare Group Sends a Protest to Veterans Administration,” *NYT*, March 22,

1948, 26.

⁵²退役軍人庁は、ダンスや、ある種の飛行技能訓練、人格開発などを掲げた学校が娯楽目的の学校であり、職業訓練として不適切な可能性が高いと警戒を呼びかけた。このほか、職種全体の労働需要に対して過度の希望者が集まる場合は、その職種を避けるよう注意した。例えば、ニューヨーク州で1200人の退役軍人が登録していたある学校の場合、雇用不足から、登録する学生全体の5%以上が就職できないだろうと指摘されていた。“VA Warns Ex-GI's To Study Schools: Inferior Instruction and Lack of Jobs Are Discussed in Guide Pamphlet,” *NYT*, July 19, 1948, 20; “Waste in Training Veterans Decried: Col. Page Tells Legionnaires That Programs Must Lead to Gainful Occupation,” *NYT*, August 31, 1948: 2.

⁵³「マサチューセッツ州職業訓練学校協議会」などは退役軍人庁指令反対のロビー活動を行っていた。Massachusetts Council of Vocational Schools, “An Urgent Appeal,” October 5, 1949, folder “IIAvii.51. 1949,” box 53, Series II, North Bennet Street Industrial School Records (NBSIS), Arthur M. Schleginger Library, Harvard University, Cambridge, MA.

⁵⁴Robert Thompson, “VA Agrees to Modify GI Limitation: Labor Committee Senators Obtain Recent Order on Easing Training,” *WP*, September 30, B1; “VA Order on Veterans’ Study Attacked School Leaders,” *WP*, October 1, 1949, 7.

⁵⁵“House Votes to Ban GI ‘Recreational’ Courses,” *LAT*, May 12, 1950, 1.

⁵⁶*Veteran’s Readjustment Assistance Act*, 667.

⁵⁷このあとの学校と退役軍人庁の交渉経過は詳らかでないが、退役軍人向けコースは存続したようである。NBSIS, “Analysis of Costs of Full Time Trade Courses,” October 20, 1949, folder “IIAvii.51. 1949”; George C. Greener to William J. Blake, October 26, 1950, folder “IIAvii.53. 1950”; To the National Association of Private Schools, December 11, 1950, folder “IIAvii.54. House of Rep. to Investigate G.I. Bill,” box 52, Series II, NBSIS.

⁵⁸最終的に学校側がコストカットを受け入れ、コースは存続した。“School-Cost Row Menaces Veterans: 700 May Lose Radio Courses: Institute Says It Faces Loss of \$1,000 a Week,” *NYT*, July 22, 1950: 19; “Radio School to Continue: American Institute Seeks Higher,” *NYT*, July 27, 1950:26.

⁵⁹“VA Suspends Pay to School for G.I.’s: ‘Irregularities’ Are Shown by Audit of Books of Meat Cutters Institution,” *NYT*, June 30, 1950, 33; G.I. School Accepts Trustee Proposal: 1,500 Meat Cutters’ Training to Continue Under Financial Proposal under VA,” *NYT*, July 1, 1950, 17.

⁶⁰*New York Age*, March 19, 1949, 8. 同校については雑誌『ニューヨーカー』も校長のインタビューと教室訪問記を掲載しており、一定の注目を集めていたことがうかがわれる。“Hacks and Boners,” *New Yorker*, July 2, 1949, 16.

⁶¹北部における食肉加工業は、戦前から、黒人の雇用と待遇の向上、熟練、労働組合への組織化などが起こった業種であった。Philip McMichael, *The Global Restructuring of Agri-Food Business* (Ithaca: Cornell University Press, 1994), 129-134; Walter Fogel, *Negro in Meat Industry* (Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press, 1970); Thomas N. Maloney, “Degrees of

Inequality: The Advance of Male Black Workers in the Northern Meat Packing and Steel Industries before World War II,” *Social Science History* 19 (Spring, 1995): 31-62.

⁶²C. P. Trussell, “New G.I. Rights Bill is Passed by House,” *NYT*, June 6, 1952, 1.

⁶³Senate Special Subcommittee, *Veterans’ Readjustment Assistance Act*, 37.

⁶⁴*Cong. Rec.*, 82nd Cong., 2nd sess., 1952, 98, pt.5: 6391.

⁶⁵James F. Miller to Olin E. Teague, March 13, 1952, “Servicemen's Readjustment Act (SRA) Education 1951,” box 787, HR82A-F16.4, House Veterans Committee Records.

⁶⁶ティーンも、白人向け・黒人向けを問わず教育機関の数が不足していた地域に、GI ビルによって多数の私立校が設立されたことは認めていた。Senate Special Subcommittee, *Benefits to Veterans*, 37-38.

⁶⁷全国平均では、白人退役軍人の 43%がこの援助を利用したのに対して、非白人の退役軍人は 49%の利用率であった。南部に限って言えば、白人の 50%に対し、非白人の 56%がこれを利用している。Mettler, *Soldiers to Citizens*, 55.もちろん、運営の現場では彼らに対する差別が厳然として存在し、黒人向けの適切な教育機関は常に不足していた。また、その設備も人員も不十分であった。David H. Onkst, “‘First a Negro...Incidentally a Veteran’: Black World War Two Veterans and the GI Bill of Rights in the Deep South, 1944-1948,” *Journal of Social History* 31 (March, 1998), 523-532; Sarah E. Turner and John Bound, “Closing the Gap or Widening the Divide: The Effect of the GI Bill and World War II on Educational Outcomes of Black Americans,” *Journal of Economic History* 63 (March, 2003), 153.

⁶⁸ Sarah F. Rose, “The Right to a College Education?: The G.I. Bill, Public Law 16, and Disabled Veterans,” *Journal of Policy History* 24 (January, 2011): 26-52.

⁶⁹NBSIS, “Full Time Trade Courses.”

⁷⁰『ワシントン・ポスト』の論説は「ティーン氏の提案は十分に穏当なもの」と評している。“Fly-By-Night Schools,” *WP*, March 12, 1950, B4.

⁷¹アルチュラーとブルーミンは、1950年代にGI ビルを利用する職業訓練学校に対して繰り返された批判の背後に、階級的・人種的な偏見があったかもしれないと示唆している。Glenn C. Altschuler and Stuart M. Blumin, *The GI Bill: A New Deal for Veterans* (Oxford: Oxford University Press, 1996), 164-167.

⁷²Pash, “Standing in the Shadow,” 331-336; Benjamin Fine, “Few Korean G.I.’s Going to College,” *NYT*, October 4, 1954, 27; “Korean War Veterans Are Not Flocking to Colleges as They Were Expected to Do,” *NYT*, October 24, 1954, E9; U.S. President’s Commission on Veterans’ Pensions, *The Historical Development of Veterans’ Benefits in the United States: A Report on Veterans’ Benefits in the United States* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1956), 256-258.

⁷³President’s Commission, *Veterans’ Benefits*, 293. 一方で、大学進学を選ぶ黒人退役軍人の割合は増加していた。Altschuler and Blumin, *The GI Bill*, 209.

第2章 総力戦と冷戦の中の障害者リハビリテーション

はじめに

GI ビルと同じく二次大戦に端を発し、冷戦期に受け継がれたもう一つのリハビリ政策が、男性障害者のリハビリテーションであった。兵士の大量帰還を前にゼロから作られたGIビルと比べて、戦時中の軍隊による傷病兵の軍務復帰プログラムから発したアメリカ政府の障害者リハビリテーション政策は、軍事としての色彩をより濃厚に有した。ちなみに、アメリカ軍が最初の大規模なリハビリ政策に着手したのは一次大戦の時である。ヨーロッパの前線における兵士の心身の大規模な破壊は、アメリカ陸軍に規格化された補装具（義肢）の大量生産や、理学療法・作業療法の実施を促した。¹しかし、国家によるこうした試みは、一次大戦の動員解除期を過ぎると縮小され、動員された医療人材の多くも民間医療機関や家庭へと戻っていった。²平時には小規模な兵力しか有しないこの頃のアメリカ軍に、自前で大規模なリハビリのシステムを維持し続ける必然性はなかったのである。ところが、二次大戦で再び拡大したリハビリ・プログラムは戦後も存続し、その対象は傷痍軍人から民間の障害者にまで広げられた。先行研究には、この間の経緯を戦争や冷戦といったより大きな事象に照らして理解しようとする視点が乏しく、二次大戦後のアメリカ国家が障害者リハビリ政策の拡大を図った背景も明確でない。³本章では、戦時動員体制の解除と冷戦の深化にともなってリハビリ・プログラムが「軍から民へ」と移転し、男性稼ぎ手モデルに沿った自立の理念が軍事や福祉といった政策領域の境界を越えて広がっていったことを論じる。

戦時中の軍隊の病院や戦後の退役軍人病院は、総合的なリハビリ医療の実験場であった。そこでは、医療、心理面でのケア、軽度の軍事訓練、各種の技能教習、学科教育、就労カウンセリング、ソーシャルワークなど多様な方法が組み合わせられ、兵士の軍務復帰・社会復帰が目指された。これらのプログラムは、戦時体制や「長期にわたる部分的動員」に対応するという広義の軍事的要請を踏まえ、有用な兵士と産業労働力を創り出すことに腐心した。このことは、障害者のリハビリがGIビル以上に社会や経済の構造問題に無関心となり、身体機能の回復による個人の経済的「自立」に焦点化する背景となった。障害者を人的資源として活用する、あるいは、それがかなわぬまでも「公共の負担」となることは防ぐ。それがリハビリ政策の基本的な課題とされ、兵士から退役軍人、さらには民間人にまで対象が拡大していく。その際、男性の就労に的を絞った自立の概念が冷戦における「アメリカ的生活様式」の理念、すなわち男性稼ぎ手モデルと結びつけられることで、リハビリ政策は純粋な軍事政策以上の意味を帯びた。男性障害者の就労による経済的自立と家族形成は「アメリカ民主主義」の理念を具現化するものとされ、他国へ輸出されていくのである。

以下では、軍事と関連して拡大したリハビリ政策の展開、個人の身体に焦点化したプロ

プログラムの特徴、リハビリ政策の正当化に用いられた冷戦の意味論をそれぞれ分析していく。第一節では、二次大戦中の軍隊内で軍務復帰のために実施されたリハビリが、戦後の傷痍軍人の社会復帰支援に転用される経緯を跡づける。その際、リハビリの目的が戦時における兵力の有効活用から戦後社会の秩序維持へと変化したにもかかわらず、障害者を潜在的な人的資源として見るプログラムの基本的な性格は継承されたことを指摘する。第二節では、戦後の退役軍人庁が実施した傷痍軍人医療とリハビリの改革について、同時代の医療政策全般をめぐる議論との関係に留意しながら、分析する。具体的には、専門医療の拡大と地域コミュニティによる雇用支援を重視した同庁のリハビリ・プログラムについて検討する。第三節では、朝鮮戦争の勃発に伴い退役軍人庁のリハビリ・プログラムが軍事的な性格を強める一方、民間人向けのリハビリにも安全保障上の意義が与えられたことを論じる。あわせて、冷戦期のプロパガンダ政策の文脈において、男性稼ぎ手モデルのリハビリ政策が「アメリカ民主主義」の理念を表象するものと見なされたことに注目し、リハビリ政策と文化冷戦との関係も分析する。⁴

第1節 二次大戦兵士のためのリハビリ・プログラムとその戦後への継承

ハワード・ラスクと回復期プログラム

二次大戦中の陸軍航空隊で実施された「回復期プログラム」は戦後のリハビリ政策のモデルとなっただけでなく、当該分野の重要人物が世に出るきっかけともなった。このプログラムの責任者を務めたハワード・ラスクは、戦後、退役軍人庁の傷痍軍人リハビリ・プログラムの助言者となっただけでなく、1947年には「国家安全保障法」に基づき設置された大統領の諮問機関「国家安全保障資源委員会 (National Security Resource Board, NSRB)」に、リハビリの専門家として在籍した。さらに、ラスクは連邦社会保障局の職業リハビリ課長メアリー・スウィツァーなど、政府内部のリハビリ政策推進者とも個人的な親交を築き、医師としてはニューヨーク大学に自身の名を冠したりハビリ研究所を設立することになる。もともとはミズーリ州の内科開業医だったラスクは、回復期プログラムの創設者として、一躍、リハビリ医療の権威になったのである。

ラスクが、傷病兵のケアに最初に取り組んだのは、ミズーリ州セントルイス近郊のジェファソンバラックスにある航空隊の病院だった。ラスクが病院長として着任した当初、南北戦争時代から続く病床数 1000 ほどのこの病院では、回復期にある患者の多くがなすこともなく退院を待っている状態であった。1942 年 9 月に陸軍中央からの視察を受けた際、傷病兵の軍務復帰を加速せよと指示されたラスクは、まず軽症と思われる患者を退院させる措置を取った。ところが、部隊に復帰したこれらの患者のうち 9 割が 48 時間以内に再入院してきてしまったのである。⁵いまだ回復期にある兵士たちは激しい訓練や軍務に耐えることが出来なかった。そこでラスクは、ベッドでの安静状態と軍務との間をつなぐ回復期プ

プログラムを思いついた。

回復期プログラムの具体的な中身について、当初はラスク自身も手探りであった。彼が最初に導入したのは、ベッドに寝ている患者がそのままの状態で行える軍用機の識別訓練や、気象・数学・歴史などの学科教育であった。⁶同年12月には、約250ある航空隊病院のすべてで、ジェファソンバラックス同様の回復期プログラムを採用することが決まる。⁷その後も、各病院で実施された新規のアイデアを取り込みながらプログラムは拡大し、体操、非識字者への読み書き教育、初等数学、合衆国軍教育研究所(U.S. Armed Forces Institute, USAFI)のテキストを使った高校から大学レベルの教育などが実施された。⁸また、軍務に耐えないと判断され除隊が決まった者には、国内での民間防衛のための教育、除隊の原因についての説明、障害に関するガイダンスなどが行なわれた。このプログラムの特徴として、75%の教官が自らも回復期の兵士だったことが挙げられる。⁹このことは、各病院の創意と工夫に立脚したプログラムの性格を表すと同時に、軍全体での専門家の不足という事情も反映していた。

回復期プログラムを通して、ラスクは、「全人的リハビリ(whole-man rehabilitation)」という概念を生み出した。航空隊本部に宛てた44年12月のレポートの中で、ラスクは回復期プログラムの2年間を振り返り、その基本哲学について、「身体的な回復と心理的な調整、教育、就労ガイダンス、再社会化を通じた、一人の人間全体に対する処置であり、名前を持った個人に対する処置である」と述べている。それは、軍務や就労のための訓練と医療行為との間に位置する中間的なプロセスを重視したプログラムであった。具体的には、医療や理学療法と同時に軽度な作業や体操、学習などを課すことで、軍務と就労に向けた心身の回復を徐々に行ったのである。ラスクは「すべての航空隊兵士は入隊前と同等かそれ以上に良好な状態で市民社会へ帰還する」というヘンリー・アーノルド将軍の言葉を引き、これを実現するのがプログラムの目的だと説明した。こうしたプログラムによって、以前であれば除隊を余儀なくされた傷病兵の多くが軍務に留まり、あるいは自立したコミュニティの一員として市民社会へ帰還することができた、とラスクは主張している。¹⁰

リハビリの歴史において航空隊のプログラムが画期的だった点は、それまで個別の領域として発展してきた医療、教育、職業訓練、社会サービスを統合したことである。19世紀後半から20世紀の前半、様々な医療分野の権威確立と並行して、各種リハビリ技法やセラピーの専門職化も進んだ。その一方、障害者の教育や職業訓練も戦争と関連して拡大した。一次大戦中に連邦政府の職業リハビリテーション(Vocational Rehabilitation, 以下VR)が実施されたほか、各州のVRプログラムに連邦の支援が行われた。しかし、この時期のVRは職業技術の習得を目指した教育と訓練が中心で、医学的・理学的なアプローチとは一線を画していた。¹¹全人的リハビリとは、こうした医療と教育の間の分離を克服し、両者が互いに補い合うような関係を築こうとする理念だった。

開始当初の回復期プログラムはボランティアや傷病兵自身に支えられる手作りのものだったが、時間が経つにつれ、専門性と実験的な医療の色彩を強めていく。1943年9月には

航空隊病院の中に専門の「回復センター」が設置され、その後、単独の施設として独立する。ニューヨーク州ポーリングのリハビリセンターはそのような施設の第一号であった。施設のプログラムに従事する医師や運動指導員、セラピストなど、あらゆるスタッフは、当初、ニューヨーク大学理学療法科の顧問ジョージ・ディーヴァーがマンハッタンで運営する「身体障害者研究所」で教育を受けた。その後、受講者が増えるとロングアイランドのミッチェルフィールド基地に講習の場を移した。¹²ラスク自身が回顧するところによれば、ポーリングの回復期プログラムの中身は語学、経理、民法及び軍法、写真術、天文学、グラフィックデザイン、計器飛行、ジャーナリズム、航海術、物理学、無線力学、無線工学、速記、タイピング、木工、販売技術など多岐にわたっている。¹³このほか、患者の希望によりペットの犬を支給したり、付属の農場で家畜の世話をさせたりしたが、これはアメリカ史上はじめて大規模に実施されたアニマルセラピーとされている。¹⁴また、回復期プログラムは患者家族に対しても適用され、兵士の妻たちに対する美容教室なども行われた。¹⁵

1943年7月以降は、陸軍全体で航空隊と類似したプログラム（「軍務復帰プログラム」と呼ばれた）が実施される。ここでも USAFI の通信教材・自習教材を使って高校・大学レベルの教育や職業教育がなされた。また、兵士が試験を通過すれば高校卒業の資格や大学の単位を取得することもできた。また就労訓練プログラムとして、ボランティアの講師による時計修理や写真撮影技術、自動車整備の授業が行われたほか、自動車の運転教習も行われた。さらにプログラムの一環として、病院周辺の工場で多数の患者が有給の労働に従事した。¹⁶

また、技能講習や学科教育とは別に、兵士の国家や軍に対する同一化を促進し、傷病兵同士の連帯感を醸成して士気を維持することが重視された。こうした目的のために、集団スポーツが奨励され、患者有志が館内ラジオで前線部隊の移動と国家行事について放送し、グループディスカッションに参加し、国内外の社会・経済的な問題について解説を受けたりしたのである。¹⁷

さらに、回復期プログラムは、軍務や訓練で負った病気とケガの療養にとどまらず、兵士の自信喪失やコンプレックスなど、個人のライフヒストリーに関わる領域にまで介入する場合があった。スポーツレクリエーションのプログラムについて報じる回復期プログラムのニュースレターに、こうした事例が報告されている。兵士たちの中には、球技等の集団競技に自信が持てず、チームメイトに遠慮するものがいた。彼らは、「自分はチームに求められていない」「役に立たない」などと漏らし、競技に積極的に参加しようとしなかったという。こうした兵士を仲間たちが励まし、チームとしての団結を高めることで自信を取り戻させたエピソードが、プログラムの大きな効果として紹介されている。¹⁸レクリエーションに消極的な兵士たちの態度は、戦場で仲間を失った経験や、精神的な消耗が原因と考えられたため、回復期プログラムの対象となった。しかし、彼らの消極的な態度は必ずしも軍隊経験に起因するとは言い切れないように思われる。事例によっては、個人の成育歴に起因するコンプレックスと、軍隊で負った心の傷の影響とが截然とは区別できない。回

復期プログラムでは、それら全体をケアの対象として、能動的な兵士を作り上げようとしていた。

このように、全人的リハビリの理念は傷病兵のニーズの個別性を重視し、精神的な葛藤や性格までを含めた対応を謳った。しかし、具体的な成果として報告されたことの多くは、抽象化された数字であった。例えば、兵士の再入院を 25%減らした、感染症患者の回復期間を 30~40%短縮した、といったものである。¹⁹個人としての患者の自立や能力開発を強調する全人的リハビリは、兵力の有効活用と兵士の士気向上という人的資源政策の目的に沿うことではじめて正当化されるものであった。

リハビリ・プログラムの戦後への継承と「脅威」としての退役軍人イメージ

軍隊におけるリハビリの目的は兵士を軍務に復帰させることであった。それはあくまで総力戦を勝ち抜くための軍事政策であって、任務に耐えないと判断され、除隊扱いになった兵士のケアには二次的な位置しか与えられなかった。それでも大戦中の軍隊が除隊する兵士のための社会復帰プログラムを実施したのは、本来それを担うべき退役軍人庁に業務を拡大する意志と準備がなかったからに過ぎない。²⁰その退役軍人庁は、ようやく二次大戦後になって軍隊に倣い、大規模な傷痍軍人のリハビリと社会復帰プログラムを開始する。戦時の兵力確保を目的として実施された軍隊でのリハビリは、どのように退役軍人庁へと引き継がれたのだろうか。

二次大戦傷痍軍人に対して大規模なリハビリが実施された背景には、彼らに付与された「社会の脅威」というイメージがあった。終戦直後のハリウッド映画に現れる傷痍軍人の表象を分析したデビット・ガーバーは、戦後の合衆国社会が彼らに向けた視線の中身が「哀れみと恐れ」であったと指摘する。たしかに、二次大戦末期から終戦直後にかけての時期には、大衆文化やマスメディア上の評論、社会学者や心理学者の発言といった形で、兵士の復員にともなう「問題」の発生を予見する言説が増加していた。ガーバーによると、退役軍人庁のある役人は、二次大戦退役軍人は「かつてどの国も経験したことの無い心理的な問題を引き起こすだろう」と述べたという。²¹なかでも、退役軍人に対する恐れをとりわけ強調したのが社会学者ウィラード・ウォーラーとその著書『退役軍人が帰ってくる』(1944年)であった。本書は南北戦争後のクー・クラックス・クラン(KKK)や一次大戦後のドイツにおけるファシズム運動に退役軍人が果たした役割を指摘し、二次大戦退役軍人の帰還が合衆国における「最も重大な問題」となると警告していた。そして、「退役軍人が生まれ故郷に再び溶け込むまで、彼は社会に対する脅威である」(原文イタリック)と断言したのである。²²ウォーラーは、人を殺す訓練を受け、上官の命令に服従することを教え込まれ、心身に傷をおった兵士たちは、再び舞い戻った市民社会で様々な困難に直面し、それを乗り越えることができない場合には社会に対する憎悪をつのらせると説明した。

ウォーラーらが指摘した問題は軍隊でも深刻に受け止められ、傷痍軍人の市民社会への

適応に関する調査が行われた。1945年3月に提出された陸軍省教育・情報部門の内部レポートは、中西部のいくつかの都市に在住する二次大戦傷痍軍人301名にインタビューを行い、彼らが抱える困難と心理についての分析を行っている。調査対象となった兵士はすべて白人で、全員に海外への配属経験があった。ほとんどが歩兵で、半数は実戦を経験している。およそ半数は精神疾患を理由に除隊しているが、除隊の直接の理由以外に心身両面の不調を訴える者が多かった。4分の3は25歳以上で、ほぼ全員が家族と同居し、45%に配偶者がいた。²³

この小規模な調査について注目すべき点は、そこに現れた傷痍軍人の生活実態の断片ではなく、むしろ、陸軍が傷痍軍人をどのような存在として捉えていたかを示す部分である。レポートの結論は調査対象者のうちの15%が社会への適応や就職に深刻な問題を抱えているというもので、特に精神疾患を抱えた者にその傾向が強いとされた。²⁴また、多くの調査対象者に共通する感情として民間人への憤りがあることが指摘された。アメリカの戦争のために戦地へ赴き心身を負傷したにもかかわらず、社会によって冷遇されたり、人々の無理解に遭遇したりしたとき、傷痍軍人たちは強い怒りを感じると説明されている。²⁵また、このような民間人への憤りの一方で、傷痍軍人が自分には特別な権利が与えられていると考える傾向があることも指摘された。アメリカの戦争のために戦地に向かった自分たちは、復員後の社会で何らかの見返りを保証されるべきだという考えである。これは必ずしも傷痍軍人に限ったことではなく、退役軍人全体に共通するとされた。²⁶レポートは、傷痍軍人が集団としてどのような見返りを求めるのか定かでないとしているが、その時々ニーズや不満によって、就職優遇や医療など何らかの福利が求められるだろうと予測している。ただし、退役軍人の市民社会への適応が進めば、特別な集団としての意識は薄れていくだろうとも予想していた。²⁷そこでレポートが強調したのは、退役軍人・傷痍軍人の不満を抑えるために彼らが生業を得ることの重要性であった。²⁸

このような問題関心にに基づき、戦時のリハビリ・プログラムを傷痍軍人の社会復帰に応用するよう、軍による呼びかけがなされる。戦争終結の前後にラスクも関わって作成された航空隊の小冊子は、こうした動きの一環であった。²⁹この冊子の目的は、戦時中の回復期プログラムで蓄積されたリハビリの基本哲学とその実践経験を、戦後の市民社会や民間の医療・リハビリに継承することであった。そのなかで、二次大戦傷痍軍人の社会復帰にリハビリが果たす役割も論じられている。特に注目されるのは、集団としての傷痍軍人がコミュニティにとっての「問題」となるという予測を「完全な誤り」として否定し、彼らの社会復帰を楽観的に捉えていた点である。そのうえで、リハビリ・プログラムが踏まえるべき「原則」として以下の二点が挙げられた。ひとつは、「ハンディキャップを乗り越えられるかどうかは、障害それ自体ではなく、障害を持つ個人にかかっている」というものであった。これは、障害を乗り越えるには人間の能力全体を活用する必要があるとする「全人的」な発想に基づいていたが、同時に、傷痍軍人の社会復帰に関して、本人の自助努力と責任を強調する原則でもあった。そして、もうひとつ強調された点は、傷痍軍人に就労

と社会参加の場を用意することの重要性であった。ただし、傷痍軍人を社会の一員として受け入れるために努力を求められるのは、国家ではなく地域コミュニティであった。専門家による援助には限界があり、傷痍軍人を受け入れるための方法はコミュニティ自身の「熱意と成熟と経験」から生み出されるべきだ、とされたのである。ラスクは、傷痍軍人自身と彼らを取り巻く地域コミュニティのそれぞれに、自助努力を要求していた。

他方、政府による公的な支援の枠組みも整えられていく。傷痍軍人のリハビリについては、1943年の「退役軍人VR法」が退役軍人庁による傷痍軍人への教育・職業訓練の提供を定めている。このほか、同年の公法113号は、州のVRプログラムに含まれる理学療法に対して連邦からの助成を認めたほか、知的障害者と精神障害者をサービスの対象に加え、障害が軍務と関係しないために退役軍人VR法の対象外となる人々にもVRを提供する体制を整えた。³⁰

空前の兵力動員をともなう二次大戦も終わりに近づくと、傷痍軍人の帰還が社会秩序上の問題として浮上したが、戦時の軍隊にしてみれば、除隊後の兵士のケアは自らの責任の範囲を超えるものであった。³¹しかし、もし傷痍軍人が雇用という「居場所」を得られなければ、彼らは家族による扶養や公的扶助に依存した「公共の負担」となる。まして、市民社会への憎悪を強めれば、社会秩序にとっての脅威とすらなり得る。こうした政府の不安に応じて、ラスクは軍隊で実践されたリハビリ・プログラムの有効性を訴えたのである。1945年10月にニューヨーク医学会で公演したラスクは、手足を失ったり、視覚・聴覚を失ったりするなど重度の障害を持っていても、リハビリによって有用な労働者になり得ると強調し、リハビリの有効性とその経済的な効用を主張していた。³²

第2節 二次大戦後の退役軍人病院改革

専門医療の重視

二次大戦で傷ついたり、病気を患ったりした兵士の数は67万人を超えた。その数は退役軍人病院や関連施設の受け入れ能力を大きく上回っていたため、70か所を超える病院の新規着工と30万の病床増設が計画された。医師は1945年時点で3600人を新たに確保する必要があると見積もられ、翌年にはさらに倍の数が必要になると予想されていた。さらに、退役軍人病院が直面した課題は、患者受け入れ能力の不足だけでなく、そこで提供される医療の質にもあった。特に、僻地の退役軍人病院で問題が深刻であった。両大戦間期に連邦政府が退役軍人病院の建設を始めると、一部の政治家がこれを地元への利益誘導に利用するようになり、先端的な医療機関や医師の集まる都市部から遠く離れた農村に多くの病院が作られることになった。これらの孤立した病院は十分な設備と医療スタッフを確保することができず、障害が慢性化したり、高齢化したりした退役軍人のための介護施設に近いものになった。ほかに、退役軍人病院の医師や医療スタッフが連邦人事院によって任用

されることも問題とされた。政治家による人事への介入で、医療の質が下がっていると考えられたからである。³³

このように、規模の面でも質の面でも立ち遅れた退役軍人庁の医療を改善するという問題関心は、戦時中から存在していた。しかし、本格的な取組みが始まったのは戦後であった。³⁴この任を負って陸軍からやって来たのが、ヨーロッパ戦線の英雄オマール・ブラッドレイ中将と、軍医のポール・ハウリー少将だった。また、ノース・ウェスタン大学の整形外科医ポール・マグナソンなど民間の医師たちも、ハウリーを補佐するために招聘された。³⁵さらに、リハビリ部門の助言者としてラスクにも協力が求められた。³⁶トルーマン大統領の強い要請により退役軍人庁長官となったブラッドレイは、ハウリーに退役軍人病院の改革を一任し、軍と公衆衛生局をモデルとした退役軍人庁医療部門の刷新を命じる。³⁷退役軍人庁の医療改革の責任者となった二人が陸軍の出身であったことは、戦中から戦後へと受け継がれたリハビリ・プログラムの連続性を示している。そして、陸軍のプログラムが傷病兵の軍務復帰を目指したように、退役軍人庁のプログラムは傷痍軍人の労働者としての社会復帰を目指した。のちにハウリーは、医療プログラムの究極の目標がVRによる傷痍軍人の労働力化にあり、それが達成できなければ同プログラムには意味がないと医師たちの前で発言している。³⁸ハウリー以下、退役軍人庁に集った医師たちは、各自の専門分野の最新医療を導入し、細分化された領域ごとに医師のコントロールを確立することで、この目標を達成しようとした。

こうした方針の下、退役軍人病院改革の骨子が、1946年1月の「退役軍人庁医務局（Department of Medicine and Surgery, DMS）設置法」（公法293号）により定められた。³⁹この法律の意図を一言でまとめれば、退役軍人庁における医師の権限を大幅に拡大し、特に専門医による病院支配を促進することであった。具体的には、DMSのトップである退役軍人庁医務局長に就任できるのは医師のみとされたほか、医務局長は退役軍人庁長官に直属するポストとされ、医療政策に関して排他的な権限を得ることになった。また、医務局長は人事院を通さずに医師や専門スタッフを任用できることになり、優秀な人材の確保に必要な裁量権が与えられた。さらに、退役軍人病院と全米の医学部との間の協力関係を構築することで、専門的な人材の確保と養成が企図された。退役軍人病院に隣接する大学の医学部長に協力を要請して「学部長委員会」を編成し、彼らを病院の運営や人事に関与させ、医師を斡旋させたのである。また、各々の医学部に在籍する専門研修医（レジデント）は研修先として退役軍人病院を選択することが可能になり、専門医の教育・訓練と傷痍軍人の治療が結びつけられた。⁴⁰

しかし、こうした退役軍人庁の医療プログラムをすべての医師たちが支持していたわけではない。特に、全米医師会（American Medical Association, AMA）が退役軍人庁の医療・リハビリ政策に不信感を抱いていたことは、状況を複雑にした。AMAは専門家の育成と医師の権威の確立という面でDMSを評価しつつも、退役軍人庁による傷痍軍人への無償の医療サービスがいずれは公的な医療保険につながるものだと批判していた。⁴¹こうした声を受

けたハウリーは、傷痍軍人の居住地の周辺で医療とリハビリを提供する「ホームタウン医療プログラム」を構想し、AMA 内で大きな影響力を持つ個人開業医など、地域の医療従事者に協力を呼び掛けた。これには AMA も好意的で、1947 年 11 月までに 35 州の医師会がこのプログラムに参加している。⁴² 退役軍人庁は、医師の資格認定や医療スタッフの斡旋、退役軍人病院が存在しない地域での医療などで、AMA とそこに所属する医師たちの協力を取りつけた。ハウリー率いる DMS は、民間の医師達との間に緊張を伴う協力関係を構築しようとしていたのである。

1947 年にハウリーの後を継いで医務局長となったマグナソンも、DMS による傷痍軍人のリハビリがアメリカ医療の全体構想の中に位置づけられるべきであると訴え、民間の医師たちに協力を求めた。1949 年 9 月にマグナソンの指示で作成された DMS のレポートは「全国的な医療のための計画」と題され、退役軍人庁を含む連邦政府の医療政策全体について論じている。レポートは、強制加入の医療保険制度創設を目指しリベラル派と、医療への公的介入を頑なに拒否する AMA のいずれの立場も退けた上で、医療問題に対処する方法を提案していた。それは、連邦政府や州の支援によって、全米のコミュニティに「最新の設備」と「最高の医療専門家」を備えた診療所を建設し、すべての人々が（ときには無料で）アクセスできるようにすることであった。マグナソンが考える医療政策の役割とは、州や地方と協力しながら医療専門家を育成することと、病気の診断を通して国民を医療に誘導することだった。⁴³

DMS の「ホームタウン医療プログラム」を下敷きにしたと思しいマグナソンの診療所案は、二つのことを示している。一つ目は、二次大戦後の退役軍人病院におけるリハビリ・プログラムが、専門医療を農村部にまで広げようとする野心的な構想の中に位置づけられていたこと、二つ目は、その構想を高度な専門医療を担う大学医学部のような機関だけでなく、個人開業医のような地域の医療資源をも活用して、実現しようとしていたことである。⁴⁴

地域コミュニティとリハビリ

「ホームタウン医療プログラム」の構想からもわかるように、傷痍軍人の就労を目標とするリハビリ・プログラムにおいては、地域コミュニティの協力を得ることが専門医療を充実させることに劣らず重視された。ブラッドレイは傷痍軍人の社会復帰において地域社会が果たすべき役割の大きさを繰り返し訴えた。特に強調されたのは、傷痍軍人の雇用を促進するため、事業主や社会の側が自発的に行動することの重要性であった。最大の退役軍人団体である在郷軍人団を前にしてスピーチを行ったブラッドレイは、諸外国において、傷痍軍人雇用の数値目標を産業界に課す動きがあることに言及しつつ、アメリカの場合には、強制ではなく「国民的良心」によって対応すべきだと述べた。⁴⁵ こうした地域社会による障害者雇用への協力という枠組みは、1945 年に開始された「全国身体障害者雇用週間」

など、傷痍軍人以外の障害者に対する施策でも中心となっていく。⁴⁶

退役軍人庁の業務に対する地域の支援を引き出す際には、退役軍人団体が大きな役割を果たした。特に在郷軍人団は「全国リハビリ委員会」を組織し、退役軍人庁をはじめとする政府機関や州などの業務を補佐した。在郷軍人団は全国で1600人以上を退役軍人庁のオフィスに派遣し、傷痍軍人関連の事務処理業務に当たらせていたほか、傷痍軍人の法定代理人業務も実施していた。また、地域コミュニティにおける傷痍軍人支援として健康相談員や保険アドバイザーを置くよう、全国の支部に呼びかけていた。⁴⁷

医療機関としての専門性を高める退役軍人病院にも、専門家の業務を補佐するボランティアは数多く導入された。オハイオ州クリーブランド郊外のクライル退役軍人病院では、高校レベルの学科教育や就労のための訓練などが実施されていた。また、同病院では、陸軍病院だった二次大戦中から時計修理のクラスが継続し、視覚に障害のある女性退役軍人のための家事訓練なども行われていた。戦時中に軍隊が実施していたのと同様のプログラムが、退役軍人庁により実施されていたことが分かる。⁴⁸こうしたプログラムの実施に当たっては、在郷軍人団の女性補助会員や赤十字の女性ボランティア、クリーブランド教員協会などが人員の派遣を行っていた。⁴⁹こうしたボランティアの活動については、次章で詳しく分析する。あらかじめ述べておけば、退役軍人病院において、専門医療の重視とボランティア業務の拡大は相互に矛盾するものではなく、むしろ相補的なものとして捉えられていた。

第3節 朝鮮戦争と障害者リハビリテーション拡大の試み

朝鮮戦争の勃発により、傷痍軍人だけでなく、産業労働者に対するリハビリも連邦政府の課題として浮上した。朝鮮戦争は冷戦が実際の武力衝突に転化し得ることを示しただけでなく、アメリカが勝利をおさめられなかったことから、市民社会を含めた戦時動員体制が長期に渡って続くことをトルーマン政権に実感させた。この「長期にわたる部分的動員」の見通しが、それまで産業労働者としては二次的な地位しか与えられなかった障害者を「人的資源」として利用すべきだという主張に、説得力を付与したのである。

国防動員局（以下、動員局）の特別調査委員会が作成したリハビリ政策についてのレポートは、こうした変化を反映し、障害者の労働力を活用することの重要性を説いた。動員局は、朝鮮戦争の戦時動員施策を強力に調整・推進するため、1950年12月に設置された連邦政府の独立機関であり、その「人的資源委員会」にはラスクも所属していた。同委員会に宛てられたレポートは、冒頭近くで、病気やケガによる年間25万人の労働力の喪失に注意を喚起した。そして、1951年9月までの一年間で約62万人にも上った徴兵が軍事上やむをえない労働力の喪失であるのに対して、病気やケガによる労働力喪失は、ほとんどの場合リハビリによって解決可能な問題だと指摘した。⁵⁰

レポートは、戦時下のリハビリについて、「慈善や感情的な顧慮ではなく、(中略) 経済

的な健全性の観点から検討している」と述べ、「現実的」な関心を強調していた。その上で、主に人的資源の活用と財政への貢献という二つの視点からリハビリ・プログラムを意義づけている。前者については、将来の戦争までを見越して潜在的な労働力を掘り起こすことが安全保障の観点から重要であるとした。また後者については、障害者のリハビリと雇用の拡大にかかる費用を差し引いても、彼らが労働者となり納税者となることが財政に貢献するとしている。⁵¹

同レポートは、戦争遂行という国家レベルの課題からリハビリ政策の重要性を論じる一方で、「強力で効果的な対策の出発点は常に（中略）コミュニティである」とも指摘していた。⁵²民主主義の表現としてのリハビリ・プログラムは、草の根レベルの自発性によって開始され、地域の実情に合わせたものにならなければ機能しないからである。このようなプログラムの具体例として、テネシー州東部の中心都市ノックスビルの取り組みが挙げられた。

ノックスビルが位置するノックス郡は、各種鉱工業を中心に400の産業を抱え、テネシー溪谷流域開発公社（TVA）の本部と水力発電施設が立地し、大戦中には原爆開発の関連施設なども擁する工業地帯であった。⁵³22万5千人の人口を持つ同郡で1951年に開始された「プロジェクト・ノックスビル」では、地域の経済団体や労働組合、慈善団体、近隣団体などが、リハビリセンターの設立や障害者に対する職業訓練、障害者の雇用促進キャンペーンを展開した。一方、連邦と州の官吏は助言と指導の役割を担ってノックスビルに乗り込んだ。テネシー州 VR 課長のハンク・スミスなど州政府のスタッフは、連邦 VR 課からの派遣人員とともに、地元の産業界、医療関係者、労働組合、大学関係者らによるプロジェクトの立ち上げを促している。二次大戦以来、軍需産業や原爆開発を通じた戦争協力の経験もあった同地域では、朝鮮戦争に伴う戦時動員体制の構築がスムーズで、コミュニティの活動もいち早く組織されたのである。動員局のレポートは人的資源の有効活用と障害者の社会参加の模範的事例として、このプロジェクトを取り上げていた。⁵⁴

一方、州政府は同じプロジェクトに動員局とは異なる目的を見出していた。それは、障害者のリハビリによって、公的扶助を受ける家族を減らすことであった。スミスは、ノックス郡で AFDC の前身に当たる要扶養児童援助（Aid to Dependent Children, ADC）を受けると主張していた。⁵⁵これをふまえて、リハビリにかかる費用と福祉支出との差し引きがプラスになると判断された約250人の障害者にリハビリが実施された。就労が比較的容易な人々へのリハビリは、経済的な合理性の観点からコミュニティの理解を得られやすく、戦時政策としてのプロジェクトの趣旨とも合致したからである。一方、重度の障害を持ち、就労がより難しい人々へのリハビリは、この時点では将来的な目標に留められた。⁵⁶

連邦と州がそれぞれに異なる意義や目的をプロジェクト・ノックスビルに付与したことは、のちのリハビリ政策の多義的な性格を先取りしていた。州がこのプロジェクトに期待した、公的扶助の受給者を減らし、福祉財政を削減するという役割は、1960年代末からの

ワークフェア政策の主たる動機として、先行研究が指摘する点と同じである。他方で、同じプロジェクトの意義として連邦政府が強調したのは、動員体制下で障害者の労働力を有効活用することであった。生産年齢人口の就労による自立というリハビリ政策の目標が、軍事と福祉をつなぎ合わせる接点となっていたことがわかる。

さらに、こうした経済面でのメリットのほかに、動員局のレポートは障害者のリハビリが冷戦下で持つ、もう一つの意義を挙げていた。それは、できるだけ多くの人々を労働に向かわせることによって「アメリカ民主主義」の理念を表現することであった。レポートは、「障害者のリハビリと雇用に含まれる原則は、強いアメリカを計画するにあたって健全なものか」と問い、「能力ある障害者の活用と、彼らを仕事に向かわせるための準備に必要な手続きは、この国を強くしてきた民主的プロセスのまさに本質を反映している」と結論づけた。⁵⁷そのうえで、障害者のリハビリが果す対外的な「デモンストレーション」の効果を謳って、以下のように述べている。

この国は、民主主義の概念が実際に機能していることを世界に対して説明するための巨大なプログラムを実施中である。このプログラムと国防動員プログラムの背景には、世界規模の巨大なイデオロギー闘争がある。この国は、誰もが教育を受け、仕事に励み、家族を養い、働く意志と能力しだいで上昇が見込める機会の土地だと思われる。本委員会は、障害を持つ市民に機会を拡大することが、この原理を表現するのに最も良い方法だと考えている。⁵⁸

1947年3月のいわゆる「トルーマン・ドクトリン演説」によって、共産主義との善悪二元論的な闘争を宣言した後、アメリカ政府はアジアやアフリカ、ラテンアメリカ諸国の民衆の「心と精神 (hearts and minds)」をつかむ戦いを開始した。⁵⁹1949年1月のトルーマン演説で公表された「ポイント・フォー計画」など、開発途上国への経済援助と社会開発支援もこの一環であった。⁶⁰民主主義や自由主義、資本主義など、アメリカのイデオロギーに経済的な利益が伴うことを強調し、諸国民の支持を得ようとしたのである。こうしたアメリカ冷戦外交の潮流を踏まえた上記レポートは、障害者リハビリテーションが可能にする就労と社会参加、家族の安定が、アメリカ民主主義の理念に社会・経済的な利益を伴わせるものだと主張していた。つまり、レポートが「民主主義」と呼ぶものは、大衆的な政治参加でもなければ、産業の管理・運営に労働者が参加する「産業民主主義」でもなく、就労と家族の形成という経済的機会が、万人に開かれている状態を指すのであった。

障害者のリハビリが冷戦外交の一環として、実際に海外へ輸出されていくのは朝鮮戦争後のことである。そこでもラスクは精力的に活動し、韓国での民生・医療支援に携わった。その後は、陸軍からの依頼でリハビリ医療普及のためにタイに行き、インドでは保健福祉大臣の要請でリハビリ専門家の教育を行うなどした。⁶¹さらに、1960年代末以降の南ベトナムにおけるリハビリ政策においても中心的な役割を果たすことになる。こうしたラスクラ

の働きを含め、リハビリ政策がアジアへ輸出されていく過程について、くわしくは第2部で検討することになる。

おわりに

朝鮮戦争の停戦が近づくと、慢性の重度障害者に対するリハビリ政策にも一定の進展が見られた。特に、退役軍人庁のリハビリ・プログラムに一早い変化が生じた。ロサンゼルス退役軍人医療センターでは、病院での治療と介護ユニットをつなぐ中間ケアのシステムを導入することによって、治療後の傷痍軍人が介護施設に滞留する状態が改善されていた。また、就労できない施設入所者に対しても、その能力発揮を促す取組みが一定の進展を見ていた。施設内に作業場が併設され、参加者に賃金が支払われるなど、施設外で働くことが難しい人々のリハビリにも一定の関心が向けられたのである。こうした事例は、他の退役軍人庁介護ホームでリハビリを導入するきっかけにもなった。⁶²

さらに、共和党ドワイト・アイゼンハワー政権の初期には、ラスクと親しい連邦VR課長スウィツァーらの働きかけによって「1954年連邦VR法」が成立し、リハビリテーション政策の規模と予算が増やされた。これが可能になったのは、リハビリ政策が国民を自立した労働力に作り変え、結果として福祉の削減に貢献するという論理が、福祉財政の拡大に批判的な共和党支持者にも受け入れやすいものだったからだ、と言われる。⁶³継続的な障害者リハビリテーション政策の基礎は、二次大戦と朝鮮戦争を契機として、民主党政権により整備された。しかし、リハビリは、ADCなど無拠出給付型の福祉を抑制する就労支援として理解され、なおかつ、冷戦下のアメリカ民主主義を具現化するとされたことで、「アメリカ的生活様式を守る戦い」を繰り広げるアイゼンハワー政権にも受け入れられたのである。⁶⁴

ところで、ここまで見てきたものも含め、1950年代初頭までのリハビリ政策は、あくまで男性稼ぎ手モデルを想定していた。就労による社会参加も家族の扶養も、いずれも男性市民の義務と権利であるからこそ国家による積極的な保護の対象となった。一方、「分離領域」のジェンダー・イデオロギーにおいて、私的領域に属するとされた女性たちは、リハビリ政策において、男性とは異なる役割を与えられた。次章では、保守的なジェンダー規範が称揚された1950年代に、リハビリ政策への「自発的な」参加を通して、郊外の自宅と近隣地区を飛び出し、活動領域を拡大した白人ミドルクラスの女性たちに注目する。これにより、リハビリ政策が依拠したイデオロギーの輪郭をジェンダーの視点から描き出すだけでなく、冷戦下の安全保障の論理が女性の社会的役割とボランティアズムをいかに再定義したのかを検討していく。

¹ Beth Linker, *War's Waste: Rehabilitation in World War I America* (Chicago: Chicago University Press, 2011).

² Virginia A. M. Quiroga, *Occupational Therapy: The First 30 Years 1900 to 1930* (Bethesda, MD:

American Occupational Therapy Association, 1995); Ana Carden-Coyne, “Painful Bodies and Brutal Women: Remedial Massage, Gender Relations and Cultural Agency in Military Hospitals, 1914-18,” *Journal of Culture and War Studies* 1 (May, 2008): 139-158.

³ Richard Verville, *War, Politics, and Philanthropy: The History of Rehabilitation Medicine* (Lanham, MD: University Press of America, 2009); Martha L. Walker, *Beyond Bureaucracy: Mary Elizabeth Switzer and Rehabilitation* (Lanham, MD: University Press of America, 1985); Edward Berkowitz, *Rehabilitation: The Federal Government's Response to Disability* (New York: Arno Press, 1980); Edward Berkowitz, *Disabled Policy: America's Programs for the Handicapped* (New York: Cambridge University Press, 1987).

⁴ 文化冷戦についての研究は多数あり、研究対象も多岐にわたるが、一例として以下を参照。Laura A. Belmonte, *Selling the American Way: U.S. Propaganda and the Cold War* (Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press, 2008); Donna Alvah, *Unofficial Ambassadors: American Military Families Overseas and the Cold War, 1946-1965* (New York: New York University Press, 2007); 貴志俊彦, 土屋由香編『文化冷戦の時代—アメリカとアジア』国際書院, 2009年。

⁵ Howard A. Rusk, *A World to Care for: The Autobiography of Howard A. Rusk, M.D* (New York: Random House, 1972), 9-11.

⁶ *Ibid.*, 17-19.

⁷ Howard A. Rusk to Headquarters of the Army Air Forces, “A Report on the Convalescent and Rehabilitation Program in the Army Air Force: The First Nine Month’s Experience,” Oct. 1, 1943, folder 262, Howard A. Rusk Papers (HR), University of Missouri, Columbia, MS.

⁸ 1943年7月の陸軍省規定により、軍事以外の教育を全軍の兵士に提供するために設立された。本部はウイスコンシン州マディソン。

⁹ Rusk, “Convalescent and Rehabilitation Program,” 3.

¹⁰ Howard A. Rusk to Headquarters of the Army Air Forces, “The Convalescent Training Program in the Army Air Forces: A Summary of Two Years’ Experience,” Dec. 1 1944, Folder 263, World War II Series: Rehabilitation Programs Miscellaneous, 1942-1946, Rusk Papers.

¹¹ Gritzer and Arluke, *Making of Rehabilitation*, 52-60.

¹² Rusk, *World to Care for*, 64.

¹³ *Ibid.*, 75.

¹⁴ National Institute of Health, “The Health Benefits of Pets: NIH Technology Assess Statement Online, September 10-11, 1987,” National Institute of Health, <http://consensus.nih.gov/1987/1987HealthBenefitsPetsta003html.htm> (accessed December 2, 2010).

¹⁵ Rusk, *World to Care for*, 74-75.

¹⁶ 以上の記述は、オハイオ州クライル陸軍病院（のちに退役軍人病院に転換）の事例による。Myrtle A. Anderson, “Educational Reconditioning at Crile VA Hospital” (M.A. thesis, Kent State University, 1948), 3-4 and 12.

-
- ¹⁷ See Anderson, “Crile VA Hospital,” 12-13; and Rusk, “The Convalescent Training Program in the Army Air Forces,” 3.
- ¹⁸ Army Air Force Convalescent-Rehabilitation Training Program, “Information Letter,” February, 1945, Folder 245, Rusk Papers.
- ¹⁹ Rusk, “Convalescent and Rehabilitation Program,” 5-6.
- ²⁰ Gritzer and Arluke, *Making of Rehabilitation*, 93.
- ²¹ David A. Gerber, “Heroes and Misfits: The Troubled Social Reintegration of Disabled Veterans in ‘The Best Years of Our Lives,’” *American Quarterly* 46 (December, 1994), 549.
- ²² Willard Waller, *The Veteran Comes Back* (New York: Dryden Press, 1944), 6-16.
- ²³ War Department Army Service Forces Information & Education Division, “Veterans’ Readjustment to Civilian Life, Study no.109, March 23, 1945,” iv-vi, box 35, Confidential Files, White House Central Files, Harry S Truman Library (HST), Independence, MO.
- ²⁴ *Ibid.*, ii, and 23.
- ²⁵ ある傷痍軍人は、戦場で負った障害を否定されたうえに、「うそつき」と呼ばれたので、酒場で喧嘩を起こしたと語っている。*Ibid.*, 5.
- ²⁶ *Ibid.*, 18-20.
- ²⁷ *Ibid.*, 132-133.
- ²⁸ *Ibid.*, 133-134.
- ²⁹ Convalescent Services Division Office of the Air Surgeon Headquarters, “A Series Unit of Programs on the Reintegration of the Returned Soldier to Community Life,” n.d., folder 263, Rusk Papers.
- ³⁰ See Gritzer and Arluke, *The Making of Rehabilitation*, 92; Esco Obermann, *A History of Vocational Rehabilitation in America* (Minneapolis, MN: T. S. Denison and C.O., 1965), 179-182 and 286-287; and Mark D. Van Ells, *To Hear Only Thunder Again: America’s World War II Veterans Come Home* (Lanham, MD: Lexington Books, 2001), 137.
- ³¹ 連邦 VR 法改正(公法113号)は現役兵の軍務復帰のためのリハビリを再調整(reconditioning)と呼んで、これを軍が担当することとし、退役軍人の社会復帰のためのリハビリ(rehabilitation)は退役軍人庁が担当することと定めている。
- ³² Rusk, “Planned Convalescence,” *Bulletin of New York Academy of Medicine* 22 (September, 1946), 465-476.
- ³³ Michael D. Gambone, *The Greatest Generation Comes Home: The Veteran in American Society* (College Station, TX: Texas A&M University Press, 2005), 38-42; and Christine Sadler, “Veterans’ Lack of Doctors Held ‘Shocking,’” *Washington Post*, October 31, 1943: M6; Leo Egan, “Veteran Hospitals Widely Criticized,” *New York Times*, May 16, 1945: 36.
- ³⁴ “Comment on Rogers Bill,” *Journal of American Medical Association (JAMA)* 128 (May 12, 1945), 140.

³⁵ マグナソンは戦時中から退役軍人病院の改革案を温めていた人物で、当時の退役軍人庁長官フランク・ハインズにこれを提案したが退けられるという経験を持っていた。Paul B. Magnuson, *Ring the Night Bell: The Autobiography of the Surgeon* (Boston, MA: Little, Brown and Company, 1960), 269.

³⁶ Gritzer and Arluke, *Making of Rehabilitation*, 110.

³⁷ エドワード・バーコヴィッツが行ったインタビューによれば、ラスクも退役軍人庁の医務局長に就任できるよう働きかけを行っていたようである。Berkowitz, *Rehabilitation*, 118-119.

³⁸ Minutes of the Fifth Meeting of the Special Medical Advisory Group (SMAG), December 8, 1947, folder: "Fifth Meeting SMAG, December 8, 1947," box 10, Records of Advisory Committees, RG15, Veterans Administration Records, National Archives and Records Administration (NARA), Washington D.C., 12.

³⁹ Public Law 293, *U.S. Statute at Large* 59 (1946): 675-679.

⁴⁰ 1946年8月までに、全米77の医学部のうち、63か所が退役軍人庁の専門研修医プログラムに参加していた。Gambone, *The Greatest Generation Comes Home*, 47. さらに、このあと、専門医療偏重に対する一般医の反発があり、一般研修医(インターン)も受け入れられることになった。Minutes of the Fourth Meeting of SMAG, September 19, 1947, folder "Fourth Meeting SMAG, September 19, 1947," box 10, RG15, 9.

⁴¹ Ibid., 7-8.

⁴² "Report of Board of Trustees at the Cleveland Interim Session," *JAMA* 136 (January 24, 1948), 263-264.

⁴³ Magnuson to Robert L. Dennison, November 2, 1949, folder "Veterans Hospitals, 1946 - Feb, 1950," box 4, Robert L. Dennison Files, Staff Members and Office Files, HST.

⁴⁴ 医療保険改革の議論が行き詰ったトルーマン政権の末期に、「国民の保健ニーズに関する大統領委員会」の議長に指名されたマグナソンは、かつて退役軍人庁医務局長時代に作成したのとはほぼ同じ趣旨のレポートを大々的に発表する。このレポートは、連邦一州共同のVRプログラムを拡大し、リハビリ・センターを普及させるなど、リハビリ・プログラムの拡大も提案していた。President's Commission on the Health Needs of the Nation, *Building America's Health* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1952-53).

⁴⁵ "Draft of Address by Omar N. Bradley at 46th Annual Encampment of VFW, Chicago, October 2," 1945, folder "Speeches (1945), box 9; "Draft of Address by Omar N. Bradley before National Employment Committee of AL, Washington D.C., February 20, 1946"; and "Draft of address by Omar N. Bradley before the National Council of Social Work, Buffalo, May 22, 1946," folder "Speeches (1946)," box 11, Omar N. Bradley Papers, Manuscript Division, Library of Congress, Washington, D.C.

⁴⁶ Obermann, *History of Vocational Rehabilitation*, 348-350.

⁴⁷ James F. O'Neil, "It Still Hurts," *American Legion Magazine* 44 (February, 1948), 16.

-
- ⁴⁸ Anderson, “Educational Reconditioning,” 84-86.
- ⁴⁹ Ibid., 48-52.
- ⁵⁰ Task Force on the Handicapped, “Final Draft: Report to the Chairman, Manpower Policy Committee, Office of Defense Mobilization,” January 11, 1952, folder 391, Rusk Papers, 8.
- ⁵¹ Ibid., 40-43.
- ⁵² Ibid., 54.
- ⁵³ ノックスビル近郊のオークリッジに建設された研究施設では、マンハッタン計画の一環としてウラン235の分離を行っていた。George E. Webb, “Local Press Response to the Atomic Bomb Announcements, August-September 1945,” in *The Atomic Bomb and American Society: New Perspectives*, ed. Rosemary B. Mariner and G. Kurt Piehler (Knoxville, TN: University of Tennessee Press, 2009), 44.
- ⁵⁴ Task Force, “Final Draft,” 43-50.
- ⁵⁵ “Needs Being Surveyed to Aid Severely Handicapped Persons,” *East Tennessee Labor News* 19, no.11 (March 29, 1951), 6, Knoxville-Oak Ridge Area Central Labor Council Collection, Georgia State University Library.
- ⁵⁶ Task Force, “Final Draft,” 48.
- ⁵⁷ Ibid., 7.
- ⁵⁸ Ibid., 43.
- ⁵⁹ 紀平英作『パクス・アメリカーナへの道—胎動する戦後世界秩序』山川出版社, 1996年, 238-243.
- ⁶⁰ 西川秀和「ポイント・フォー計画の歴史的意義—冷戦戦略の一環としての発展途上国援助計画」『社会学論集』第8号, 2006年: 227-238.
- ⁶¹ Rusk, *World to Care for*, 200-215 and 220-224.
- ⁶² Minutes of the Thirtieth Meeting of CCC, Medical Section, March 10, 1953, 1-4; Minutes of the Thirty First Meeting of CCC, Executive Session, September 29, 1953, 32, folder “Minutes-CCC 1952-1953 [folder 2 of 2],” box 2, Records of Advisory Committees, RG15.
- ⁶³ Walker, *Beyond Bureaucracy*, 149.
- ⁶⁴ これと対照的に、アイゼンハワーは、障害年金制度の創設が VR プログラムによる就労支援の取り組みを鈍化させると主張し、これに反対していた。しかし、1954年の中間選挙で上下両院を制した民主党が主導して、1956年に社会保障法改正が行われた結果、老齢・遺族・障害年金制度が成立した。くわしくは以下を参照。Dominick Pratico, *Eisenhower and Social Security: The Origins of the Disability Program* (New York: Writers Club Press, 2001).

第3章 退役軍人病院におけるリハビリと赤十字女性ボランティア

はじめに

本章では、退役軍人病院のリハビリ・プログラムのために無給で働いた女性たちに焦点を当て、安全保障政策が想定する自立の観念が冷戦期のボランティアズムに与えた影響を考察する。

1963年にアメリカとヨーロッパ諸国の病院を比較した社会学者ウィリアム・グレイザーは、アメリカの病院に顕著な特徴として、多数のボランティアの存在を挙げている。グレイザーは、彼らが「公共への奉仕の精神」と経済的な余裕をあわせ持ったミドルクラスだとして、アメリカの階級構造から病院ボランティアの活発な活動を説明した。¹しかし、こうしたボランティア活動の盛り上がりには、グレイザーの指摘する経済的な条件だけでは説明しきれない背景がある。1950年代とは、冷戦と核戦争への不安を背景に、アメリカの「豊かさ」の象徴としての「家族」が尊ばれた時代である。²この時代に、アメリカの保守的な「コンセンサス」をまさに象徴すると見なされた白人ミドルクラス女性が自動車に乗って家を出て、自宅から遠い病院へと通っていた。特に退役軍人病院では、二次大戦の終結から1950年代を通して、年間数万人の女性とその10分の1程度の数の男性が無給のボランティア業務に従事していた。そこには、リハビリの理念に基づいて男性の「自立」を助けるケア・ワーカーとしての役割があり、女性を私的領域に「封じ込め」ようとする家族規範から部分的にせよ逸脱することが許されていた。³また、従来、女性特有の「素朴な善意」の発露と見なされてきたボランティア活動の意味も書き換えられた。アメリカ赤十字をはじめとする大組織のネットワークによって地域横断的に集められた女性たちは、「草の根の慈善活動」の延長では把握できない、医療と隣接した業務を行うようになったのである。

病院ボランティアの中でも、特に赤十字のそれに注目すると、20世紀後半のボランティアズムについて従来あまり論じられてこなかった一面が際立つ。この時期の医療や福祉、法制度を論じた先行研究の多くは、主に有給で働く専門職者の活動に焦点を当て、無給のボランティアによる非専門的な業務の広がりは見逃してきた観がある。⁴近年の研究は、20世紀の後半にも州や自治体レベルの福祉提供で民間団体が大きな役割を果たしたことを論じているが、その場合にも、福祉サービスの実践者として取り上げられるのは主にソーシャル・ワーカーなど有給の専門職者である。⁵ところが、福祉や医療の専門教育を受けずに無給で働くボランティアは20世紀後半のアメリカ社会においても重要な労働力であり続けた。二次大戦後のアメリカでは、戦時・平時を問わず民間人の国内における「自発的」な協力が軍事政策の一部に組み込まれ、軍隊の病院や退役軍人病院、退院後の患者が暮らす地域コミュニティなどで活用されていたのである。⁶

女性の病院ボランティアが求められた背景を分析すると、二次大戦後のリベラリズムに

含まれたジェンダー・イデオロギーの特徴が浮かび上がる。ソーニャ・ミシェルは、戦後の映画に描かれる復員兵のロマンスの中で、妻や恋人が男性の「男らしさ」を保護しようとすることに注目する。ミシェルによれば、映画の中の女性は自身のセクシュアリティと自発性を抑制して、男性に主導権を保証する。こうした女性たちの献身により復員兵の社会復帰が促されるという物語構造が、戦後の映画では反復された。⁷多数の女性ボランティアが集められた退役軍人病院の機能も、これと相似形を成している。すなわち、男性の生産的な身体を回復し、市民社会における経済的な自立を後押しすることが、退役軍人病院の役割であった。家庭や性愛関係においてそうであるように、退役軍人病院の女性ボランティアは男性の労働力の再生産を支援する役割を期待されていた。男性稼ぎ手モデルに即した二次大戦後のジェンダー・イデオロギーは、女性の役割を家庭と郊外住宅地の外部に拡張していたのである。

二次大戦後の病院では、医療専門職によるヘゲモニーの確立と非専門ボランティアの増加という一見して矛盾する事態が同時に進行したが、この現象も、帰還兵の社会復帰という国家的課題を背景に置くことで、理解できる。レベッカ・プラントによれば、二次大戦後、帰還兵への接し方について恋人や妻が助言を求める相手として、母親など年長の女性ではなく、精神科医や医師などの男性が推奨されたという。⁸退役軍人病院においても巨大な戦時動員解除に対応する中で、世代を超えた女性同士の結びつきが否定され、若年女性と医療専門家の連携が重視されたのである。専門化が進む退役軍人病院でボランティアの利用が拡大するプロセスは、まさにこうした言説の形成が現実の事態と相関して進行していたことを示している。二次大戦後の映画や言論に表れるジェンダー秩序に特有の、帰還兵の社会復帰を支える医師と女性の協働という構図は、国家機関において、ほぼそのまま再現されていたのである。

以下では、両大戦間期までとは異なる二次大戦後の赤十字ボランティアの特徴と、それを生み出した 20 世紀半ばの社会的諸条件に留意しながら、冷戦期のアメリカ国家が男性の自立支援に白人ミドルクラス女性の無給労働を動員する経緯を検討していく。第一節では、入院中の二次大戦帰還兵が市民社会との心理的な接点を求めていることを退役軍人庁が認識し、病院ボランティア・プログラムの拡大を決断する経緯を追う。第二節では、退役軍人庁と赤十字によるボランティア・プログラムの構築過程に注目し、ボランティアの動員と訓練が、官僚的な仕組みを持つ民間組織によって、病院の近隣地区を越えて組織されたことを指摘する。また、こうしたプログラムの成立にとって、自動車による女性の移動の自由の拡大が不可欠の前提であったことを示す。続く第三節では、専門化するリハビリ医療の理念と男性稼ぎ手モデルにもとづく性役割の規範が、効率的な院内ワーカーとしての赤十字ボランティアの理想像に与えた複合的な影響を検討する。最後に第四節では、1950年代末の退役軍人病院におけるリハビリの主目的が、急性期の患者の就労から、障害の慢性化した患者の退院に移ったことで、入院患者の「自立」に地域コミュニティの果たす役割が拡大したことを示す。

第一節 退役軍人病院と赤十字ボランティア

1900年に連邦議会の特許を受けたアメリカ赤十字は、現役の兵士と退役軍人の福利向上に協力する義務を負っていた。⁹兵士の社会復帰を支援するボランティア・プログラムも、こうした活動の一環として位置づけられる。退役軍人病院でのボランティア業務は幅広く、看護、理学療法、作業療法、レクリエーション、心理ケア、ケース・ワーク等々、有給の病院スタッフによる各種の仕事を補佐したほか、食堂・売店の運営や患者への職業技能の指導、入院患者家族の送迎なども行った。退役軍人庁はボランティアの役割を有給スタッフの雑務からの解放と定め、その業務内容が専門スタッフの業務に介入することを警戒した。しかし、そのような制限の中でも、ボランティアは患者の医学的、社会的、感情的ニーズに幅広く対応する様々な業務を自ら工夫した。

退役軍人病院におけるボランティア・プログラムのモデルとされたのは、二次大戦中の軍隊における同様のプログラムであった。フォスター・ダレスが著したアメリカ赤十字の歴史によれば、1943年から1944年にかけて、約40万人のボランティアが陸・海軍の病院で働いたという。¹⁰こうした病院ボランティアの積極的な活用は、それ以前の軍の政策とは異質なものであった。

一次大戦中の軍隊にも赤十字のボランティア・プログラムは存在した。陸軍の基幹病院であるウォルター・リード病院（ワシントンDC）では、包括的な障害者リハビリテーションのプログラムが整備され、整形外科医、理学療法士、作業療法士、栄養士、補装具技師らが集まって、傷痍軍人の身体機能の再建に取り組んでいた。彼ら専門スタッフの業務を補佐することが、無給で働く非専門職ボランティアの役割だった。活動の中心となったのは、その制服の色から「グレイ・レディー」とあだ名される「病院奉仕およびレクリエーション部隊」である。その業務内容は病棟を訪問して飾りつけをしたり、患者の話し相手となったりするほか、レクリエーションの場を設けたり、娯楽を提供したりすることであった。また、「技能指導部隊」はプロの芸術家や工芸家などで組織され、患者に技術習得の機会を提供した。それらは患者の気晴らしや娯楽を目的に行われる場合もあれば、作業療法の一部として行われる場合もあった。¹¹

しかし、一次大戦期の軍隊による病院ボランティアの活用は、全体として見れば消極的なものにとどまった。これは、リハビリを担当する軍医たちの間に、女性による「甘やかし」が患者の自立を阻むという観念が存在したからである。陸軍軍医局は、ボランティアが戦時下の流行に流されて兵士を崇拜したり、好奇心から兵士に近づいたりすることを苦々しく思い、病院への出入りを厳しく制限していた。また、兵士に対しても病院ボランティアの女性と親しく付き合うことをいませた。¹²他方、ボランティアの非専門性も、軍がその導入をためらう理由になっていた。大戦中には、看護師の不足に対処するべく看護助手ボランティアの導入が検討されたこともあった。しかし、全米看護師協会と全米病院

協会から、ボランティアの利用が看護の専門性を低下させ、病院業務に支障をきたすという強い反対を受けたため、実現されずじまいとなった。¹³

これと対照的に、より大規模な兵力の動員がなされた二次大戦時には、軍の病院の人手不足がさらに深刻となり、病院業務を補う民間ボランティアが積極的に活用された。また、このころまでには、ボランティアとの交流やレクリエーションへの参加が兵士の精神に良い影響を与えることを、軍医たちも認め始めていた。¹⁴

二次大戦中の軍病院における赤十字ボランティアの業務は、患者の生活上のニーズや心理的なニーズに合わせて作り出される側面があり、すべての中身をあらかじめ定められる性質のものではなかった。当時、赤十字が許可していたものだけでも、ボランティア業務の中身は多岐にわたる。具体的に列挙すると、患者の気晴らしの手伝いや話し相手、娯楽の提供、パーティーやピクニックの企画、患者が希望する物品の買い出し、自動車での送迎、院内への生花の供給と管理、図書室の管理や読み聞かせ、手紙の代筆などである。¹⁵しかも、こうした役割は単なる雑用に終わるものではなく、病院内における患者の精神衛生や治療効果の向上に資することが期待されていた。また、女性ボランティアは兵士の生活上の世話を焼くなかで、あたかも「母親のように」彼らを保護し、励まし、規律化する存在となった。たとえば、カリフォルニア州パサデナにある陸軍駐屯地の病院では、赤十字のボランティアが補装具の使用訓練に積極的でない患者の気分を盛り上げようと、声かけを行っていた。¹⁶白人ミドルクラスの女性ボランティアが、労働者階級出身の兵士や人種／エスニック・マイノリティ出身の兵士に対して庇護者・監督者として振舞うこともあった。パサデナ病院のボランティア業務責任者がワシントン DC の赤十字本部に提出した月例の報告書は、ボランティアが「落ち着きのない」プエルトリコ出身の兵士たちをベッドで安静にさせたこと、病院内の環境に対する理解が不十分な黒人兵士の不安を和らげたこと、読み書きができないことを他の入院患者にからかわれた兵士を慰め、励ましたこと、そして、英語のできない中国人兵士が自宅に帰る際に駅まで付き添い、深く感謝されたことなど、様々なエピソードを誇らしげに書いている。¹⁷このほか、ボランティア・スタッフが雇用や家族関係など、患者の個人的な事情に立ち入って悩みを聞くことも珍しくはなかった。¹⁸こうした行為はボランティアの業務として事前にマニュアル化できる性質のものではなく、患者のニーズに応える中で自然発生的に生まれてきたものである。様々な事情を抱えた患者に対するボランティアの感情的な接触は、業務に限定があっても消え去るものではなかった。

二次大戦中の軍隊が赤十字ボランティアを積極的に活用したことと比べると、同様のプログラムに対する退役軍人庁の取り組みは、当初、きわめて緩慢であった。1945年に東海岸（ワシントン DC とインディアナ、ケンタッキー、メリーランド、オハイオ、ペンシルバニア、バージニア、ウェスト・バージニアの各州）の退役軍人庁の医療施設をめぐる赤十字スタッフは、ボランティアの活動状況を視察・報告し、その問題点を列挙している。これによると、いくつかの施設では退役軍人庁の指導によりボランティアの利用自体が禁

止されていたほか、働いている赤十字スタッフの多くは一次大戦のころからのベテランが多く、高齢で、二次大戦退役軍人のケアに求められる知識や技術の進歩にほとんど追いつけていないとされた。さらに、赤十字によって訓練を受けたボランティアと、退役軍人団体や地元の団体が送り込む短期のボランティアの間で、業務や待遇面の差が存在しないことも問題視された。赤十字のスタッフは、病院に訓練の不足した短期ボランティアがいる場合、背後には「ローカルな政治」の影響があるようだと言及し、ボランティアの訓練やプログラムの継続性が軽視されている状況を嘆いた。¹⁹

戦争直後に軍から退役軍人庁へと移ってきた高官たちも、赤十字と同様、病院ボランティアの不足を憂慮していた。彼らが懸念したのは、ボランティアの不在が入院患者に与える「失望感」であった。現役時代に軍隊の病院で多くのボランティアと接し、ケアされてきた経験を持つ傷痍軍人たちは、除隊して移送された退役軍人病院でボランティアの姿を見る機会が極端に少ないことに気づいた。傷痍軍人は、除隊した自分に社会が関心を失っているのではないかと不満を口にしたのである。²⁰こうした状況に危機感を持った退役軍人庁は赤十字と会合を重ね、病院ボランティアの受け入れ拡大を決定する。前章で述べたとおり、1946年1月の公法293号によって設置された退役軍人庁の医務局(DMS)は、病院の運営を医療専門職者によって掌握するべく努めていた。それにもかかわらず、医師たちが専門スタッフ以外の人々を病院に招き入れたのは、ボランティアが患者の精神に及ぼす影響を重く見たからである。

二次大戦が終わると、退役軍人庁は短期間で全国的なボランティアの活用計画を作り上げた。1946年4月、オマール・ブラッドレイ長官は、退役軍人庁の中央、地方事務所、そして各病院のレベルでボランティア団体の活動を調整する「ボランティア業務全国諮問委員会」を創設する。委員会には、退役軍人病院のボランティア業務に参加した300の団体を代表して、23の福祉団体及び退役軍人団体が出席した。なかでも、連邦議会の特許を受けて退役軍人に奉仕する義務を負う規模の大きい団体を中心となり、ボランティア業務の方針について定期的に協議することになった。代表的な組織には、アメリカ在郷軍人団、海外戦役復員軍人連合会、アメリカ傷痍軍人協会、アメリカ軍人奉仕連合会(United Service Organizations)、そして赤十字などが含まれる。²¹1948年には、これらの団体を通して毎月6万人が退役軍人病院でのボランティアに参加し、総計で31万時間の業務がなされたという。²²

第二節 赤十字によるボランティア募集の広域的性格

退役軍人病院のボランティアは、どのようにして集められたのだろうか。まずは、ミドルクラスの女性たちが頻繁に触れるメディア上で広報がなされた。雑誌『レディース・ホーム・ジャーナル』の公報欄を担当するマーガレット・ヒッキーは、朝鮮戦争開始後間もない1950年8月、同誌の女性読者に向けて退役軍人病院でのボランティア活動を紹介する

コラムを書いている。それによれば、退役軍人病院のある医師はボランティアの働きについて、「最新の薬や医薬品よりも多くの奇跡を起こしている」と称賛していた。また、ボランティアが「地域コミュニティでの生活を常に思い出させる存在」として入院中の退役軍人たちに待ち望まれている、という退役軍人庁長官カール・グレイの言葉も紹介されている。²³ヒッキーは、弁護士としての仕事の傍らキリスト教女子青年会（YWCA）や赤十字などの組織に所属し、様々な慈善活動・社会奉仕活動に従事してきた人物である。二次大戦中には戦時人的資源委員会の女性諮問委員会に在籍して女性労働力の動員計画にかかわるなど、国家の戦争遂行に女性の力を役立てるべく働いた。²⁴ヒッキー自身は、いわゆる「ふつうの主婦」ではなく、エリート専門職と呼んで差支えない経歴の持ち主であるが、長らく無給の奉仕活動に関わってきた経験から、女性たちに対して「草の根の善意」を安全保障に役立てるよう説いていた。

では、こうした呼びかけに答えて退役軍人病院で働くボランティアは、どのような背景を持つ人々だったのか。団体・地域ごとの詳細なデータはないものの、1960年に発表された退役軍人庁の報告書が、おおよそのボランティア像を描き出している。それによれば、1959年5月には1万1千人のボランティアが退役軍人病院で働いていた。彼らは5000を超える地域組織に所属し、全国157か所の退役軍人病院で活動していた。報告書によると、典型的なボランティアは以下のような人であった。すなわち、3年以上にわたって同一のボランティア業務につき、週一回勤務で1か月平均21時間働く、有給の職を持たない中年の女性である。こうした平均的なボランティアの姿は、病院によって、あるいは地域によってほとんど違いがなかったという。²⁵ボランティアが退役軍人病院で働き始めた個人的な動機について報告書は語らないが、働き始めるきっかけの多くが対面での勧誘だったとしている。病院ボランティアの3分の2以上が他のボランティアやボランティア組織の関係者に誘われており、3割近くは自身が所属する地域の団体の会合で退役軍人病院のボランティア業務を知るようになっていた。²⁶ここには、一見したところ、地域コミュニティの活動に積極的な「ふつうの主婦」という、従来からのボランティア像の典型が表れているようにも見える。

ただし、退役軍人病院で働くボランティアの中でも赤十字から派遣された人々は、他組織のボランティアと一線を画す特徴を有していた。まず、なによりも数の面で他組織を引き離していた。赤十字ボランティアは退役軍人病院ボランティア全体の中で最大の集団であった。1949年の最初の5か月間を取ってみると、毎月平均2万人の赤十字ボランティアが全国の病院で勤務していた。さらに、勤務時間数の総計から見ると、退役軍人病院におけるボランティア業務の半分以上が赤十字の人員によって担われていた。²⁷必要な場所に十分な人員を送るため、赤十字は様々な工夫を凝らした。まず、各退役軍人病院にボランティア業務を統括・促進する現地責任者を常駐させ、赤十字と病院長の間の調整役を務めさせた。さらに、赤十字の組織内に退役軍人病院サービス部門を立ち上げ、有給スタッフを配置して、ボランティアの確保に当たらせた。²⁸また、人数だけでなく、業務の質という点

でも、赤十字ボランティアは特別だった。特に看護助手部門の運営には細心の注意が払われた。赤十字は、全米看護師協会および全米病院協会から認証を受けて、自前の看護助手訓練プログラムを開設した。ボランティアの養成を自らの手で行わなければ、サービスの水準を維持できない、というのが赤十字中央の考えだったからである。²⁹また、病院ごとのボランティアの募集業務についても、全国本部や広域の地域事務所が監督する、というのが赤十字の方針だった。これは、各地域の自発性に任せた募集では十分な数のボランティアを確保できなかったという、苦い経験を踏まえた判断であった。1948年に、赤十字の理事会は各地域の現場監督業務のための予算を削減し、多くの現地責任者を解任した。その結果、25か所の退役軍人病院から赤十字の有給スタッフが消えるという事態が生じた。これには、退役軍人病院と退役軍人団体、そして、赤十字の各地方分会が不満を漏らし、赤十字本部に抗議がなされた。ボランティアの募集業務に目に見える支障が生じたからである。³⁰赤十字本部も有給スタッフ不在の影響を分析し、ボランティアに対する指導と指揮の不足、業務の重複や非効率の発生、「スタッフ間の協調の全般的な欠如」といった問題の発生を確認した。さらに、遠隔地にある退役軍人病院や小規模な赤十字分会では、有給スタッフの働きなしに地元でボランティアを確保するのがほぼ不可能な実態が確認された。³¹以後、赤十字はボランティアの募集と訓練を広域で統括し、質と量を維持する方針を堅持していく。

このような方針にのっとり行われた募集活動の結果、病院ボランティアの居住地は広範囲に分散した。この点をよく示すのが、ボランティアの病院までの通勤問題である。ほとんどのボランティアは病院まで車で30分程度の距離を通勤していた。さらに、全体の25パーセント以上は通勤に片道1時間近くかけ、14パーセントは片道1時間半以上かけていた。ボランティア全体の4分の3近くは通勤に自家用車を用い、15パーセントだけが公共交通機関を利用し、さらに10パーセントの人々は所属する団体の送迎を受けていた。長すぎる通勤距離や適当な交通手段の欠如、あるいは駐車場の不足などが、ボランティアを募集する際の障碍になっていた。³²こうした事実から指摘できる点として、ボランティアの多くが病院の近隣に居住していたわけではなかったということ、そして、自動車の普及がボランティアの遠出を可能にしていたことが挙げられる。ボランティアの募集にはローカルなつながりのなかでの対面による説得が不可欠だったとはいえ、病院から離れて住むボランティアをネットワーク化するのは、あくまで赤十字のような地域横断的な組織にこそ可能な仕事であった。

退役軍人病院で働くミドルクラスの女性たちが、ボランティアという言葉が暗示する「草の根」の活動よりもはるかに広い地理的範囲を移動するには、二次大戦後における自家用車の急速な普及と道路網の整備が不可欠であった。1946年から1959年の13年間で、自動車の登録台数は約3600万台から約7100万台へと2倍近くに増え、都市部における乗用車の総走行距離も約1484億車両マイルから約2799億車両マイルへと、やはり2倍近くに増えている。³³二次大戦後のボランティアが奉仕することを想定された「地域コミュニティ」

とは、それ以前よりも大きな空間的広がりを持つ概念であり、これを支えたインフラが自動車だったのである。退役軍人病院における赤十字ボランティアの活動は、1950年代の都市と郊外における移動空間の広がりを反映し、「地元密着」というボランティアの通俗的なイメージに修正を迫る特徴を有していた。

第三節 赤十字ボランティアの理想像

二次大戦後の病院ボランティアの「新しさ」は、その移動距離の大きさに限られない。殊に、二次大戦後、専門スタッフによる医療行為とボランティアによる業務の間の直接的な関わりが強まったことは特筆すべき点である。このころから、病院ボランティアの役割は、症状の軽い患者の身の世話や話し相手以上のものになっていった。例えば、ニューヨーク州ノースポートの退役軍人病院では、グレイ・レディーが音楽鑑賞や気分転換の機会を患者に提供していたが、それは単に娯楽目的の活動ではなかった。ボランティアは、精神科の患者がインスリン療法や電気療法を受けた後に、「人格の完全な再統合」に至るための環境を整える役割を担っていたのである。さらに、同病院の精神外科プログラムでは、ルーコトミー（前頭葉白質切断手術の一種）を受けた患者に対して、グレイ・レディーが術後の訓練プログラムを実施していた。このプログラムは初歩的な発話から始まり、「語彙の使用、象徴の構築から、外界での日常的な行為、適切なマナー、そして、倫理的な判断に基づいた行為」の訓練に至るものであった。³⁴こうした傾向は民間病院でのボランティアにも見られたもので、例えば、小児麻痺患者のリハビリに赤十字ボランティアが協力するなどの事例が確認できる。³⁵両大戦間期までの病院ボランティアの業務が患者の気晴らしを助ける「コンパニオン」としての性格を持っていたとすれば、二次大戦後のボランティアは医療との隣接性がより高い業務に従事したのである。

こうした変化の背景として挙げられるのは、福祉や医療の世界における専門職の権威の強化、二次大戦中のボランティア・プログラムの経験の蓄積、そして、若年女性による中・高等教育の受講機会の拡大などであろう。³⁶しかし、ボランティアに求められる役割の変化に最も関連が深い要因は、おそらく、ハワード・ラスクらにより提唱されたリハビリの理念である。心身の機能的欠損の回復を図るだけでなく、現に有している身体機能の全体的な活用を通して生産的な生活にいたる、という全人的リハビリの考えに立ったとき、ボランティアの役割は、患者の身の回りの世話をし、入院生活を快適な状態に保つだけでは足りなくなる。ボランティアは自助の原則を患者に教え、彼らの独立心を刺激する存在でなければならない。『レディース・ホーム・ジャーナル』のジョアン・ヤンガーは、期待されるボランティア像のこうした変化について、『慈悲深く、気前の良いレディ (lady bountiful)』は去り、働き手としての役割に重きが置かれるボランティア・ワーカーが参入するのだ」と述べている。³⁷「慈悲深く、気前の良いレディ」とは、もともと、20世紀の初頭に専門職化を推し進めていたソーシャル・ワーカーたちが使い始めた表現である。主に、福祉サービ

スの分野で競合する福音派の慈善団体を批判し、自らと区別するために用いられる言葉であった。³⁸そのような言葉が、自身も専門家ではない病院ボランティアによって、同じボランティアを批判するために用いられている。その意味するところは、ミドルクラス女性が入院患者に無原則な善意を発露することはもはや不適切となり、専門スタッフの指示の下、患者のリハビリを支援するスタッフの一人としてふるまうことがボランティアの理想像となった、ということである。赤十字もまさにこのようなボランティアの理想像を強調した。1947年の赤十字全国大会のフォーラムでは、「慈悲深く、気前の良いレディ」に対する批判的な意見が会場から出された。一方、あるべきボランティアの役割として強調されたのは、患者に対する安易な同情を慎み、心身の機能と自信の回復を助け、患者が地域コミュニティの運営や活動に参加するのを支援することであった。³⁹

だが、旧来の「レディ」としての「女らしさ」を否定したからといって、赤十字ボランティアが「女らしさ」自体を否定したと考えるのは誤りである。一家の稼ぎ手としての男性の「男らしさ」を再建することこそが、冷戦期の「女らしさ」のイデオロギーの核心にあったという先行研究の指摘を想起すれば、男性の経済的自立を促す効率的な無給労働者とは、まさに、この時代の支配的なジェンダー規範に合致するボランティア像だったと言えよう。理想のボランティア像に近づくため、退役軍人病院の赤十字ボランティアたちは、まず実践的なケアの知識とスキルを素早く習得することを要求された。⁴⁰ただし、赤十字は、最低限の訓練を受けた有能なボランティアを迅速に育てるという観点から、医師による極端に専門的な講義よりも、短期間の実地訓練と講習を重視した。⁴¹ジェンダーによる職域の区分と階層化された業務遂行のシステムは、厳然と維持されていたのである。

第四節 慢性障害者の脱施設化プログラムと赤十字ボランティア

二次大戦および朝鮮戦争の復員兵の社会復帰がひと段落した1950年代後半以降、赤十字ボランティアの仕事として大きな比重を占めるようになったのが、障害が慢性化した傷痍軍人の社会復帰支援であった。朝鮮戦争の戦費増大にともなう予算削減により、退役軍人病院では患者の退院を促す障害者リハビリテーションの重要性が増した。⁴²長期入院による財政・人員上の負担を緩和することが求められたからである。二次大戦の終結から時間が経つなかで、退役軍人病院の入院患者に占める急性期患者の割合は減り、医療では症状の改善が見られない慢性患者の割合が増えていた。また、一次大戦の退役軍人が高齢化し、継続的な診療を受けるケースが増えたことも、入院患者数の高止まりにつながっていた。退役軍人庁が入院を認めた患者の数は1946年の35万人弱から徐々に増えて、1963年には60万人を超えている。⁴³ また、病院だけでなく、介護施設に入所する退役軍人の増加も問題視されていた。DMSの諮問機関である主任諮問委員評議会（以下、諮問評議会）は、1950年の段階ですでに約1万7千人の介護施設入居者と2千人の入居希望者がいることを指摘し、リハビリにより長期入所者の退所を促すことを推奨していた。⁴⁴同じころ、民間の病院

では、収益性の高い専門医療に特化するため、病状の固定化した慢性患者や支払い能力の低い患者の退院措置がすでに進められていた。⁴⁵訪問看護師協会によれば、1950年代初めまでに、同協会がスタッフを派遣する在宅患者の半分が病院からの紹介を受けた退院患者になっていた。⁴⁶退役軍人病院も、遅ればせながら、この動きに倣うことになる。こうした変化の中で、ボランティアの役割は、男性の労働力化を促すことから、障害者・高齢者の介護を病院から地域社会に橋渡しすることに変わっていく。

DMSが傷痍軍人の退院を促す専門プログラムのモデルにしたのは、第2章でも言及したロサンゼルス市の退役軍人医療センターである。精神衛生クリニックと職業技術講習所も併設する同センターのスタッフは、1952年の報告書で、新規入院患者の91パーセントがリハビリに適合し、そのうちの23パーセントは施設外の地域コミュニティや介護施設でより「有用」になることができると断言していた。このセンターを模範にして、155か所の退役軍人病院が、理学療法、作業療法、身体矯正を患者に提供する「理学医療およびリハビリ部門」を設置する。⁴⁷以後、外来クリニックやデイケア施設、回復センター、介護ホーム、保護作業所、社会復帰訓練所などの施設や、場合によっては患者の自宅で行われるリハビリ・プログラムが、DMSの業務の大きな部分を占めるようになっていく。

さらに、ソーシャル・ワーカーが患者と退院後の生活設計を話し合い、傷痍軍人の社会復帰を促進する、という趣旨のプログラムも始まった。ボランティアや専門家による生活支援と外来での医療支援の手配を主な内容とした、このプログラムは、「退院後の生活計画プログラム」（以下、生活計画）と名づけられ、50か所の退役軍人病院で導入された。⁴⁸リハビリ・プログラムとしての生活計画が高齢の退役軍人に求めた「自立」とは、一言でいえば、病院を出て退役軍人庁の医療予算削減に協力することであった。1963年にアメリカ老人病学会の機関紙に掲載されたニュージャージー州イーストオレンジの退役軍人病院からの報告は、慢性の神経系疾患を持つ高齢入院患者に退院を促した生活計画の、経緯と成果を説明している。これによれば、慢性患者向けのリハビリの目的は、患者の情緒を安定させ、身体機能を最大化することで、彼らを「家」に帰すことであった。そのためには、患者本人だけでなく、家族が退院に向けたプログラムの意味と意義を理解し、納得することが重要だとされた。DMS局長として慢性患者の脱施設化を指揮したウィリアム・ミドルトンは、本人と家族の感情とニーズに最大限配慮することが、患者を退院させるカギだと述べている。生活計画の開始当初に問題となったのは、病院でこそ生存できると思い込んだ患者が、退院させられることに強い拒否感と不満を示すことであった。しかし、本人と家族に対する粘り強い説得と、不安を解消するための丁寧な計画策定の段階を踏むことで、最後には前向きな反応を引き出すことができたという。結果、イーストオレンジ病院ではプログラムの開始後、神経系の慢性疾患を持つ高齢患者の退院数が大きく増え、平均入院日数も短縮された。1950年代までとの大きな違いは、これらの退院患者がはじめから就労を期待されてはおらず、病院を出て、家族や他の施設の中で自分に可能な範囲の「自立」生活を送ることを求められていた、という点である。⁴⁹

生活計画には、当初からボランティア団体の関与が要請されたが⁵⁰、赤十字ボランティア部門は既存のプログラム内で十分な貢献を行っていると考え、生活計画に特化した人員の派遣には消極的であった。それにもかかわらず、退役軍人庁は赤十字の協力を求め続ける。⁵¹それは、この頃までにはすでに、赤十字ボランティアの活動は地域コミュニティの善意を象徴的に示すという点で重要なだけでなく、リハビリ・プログラムの遂行そのものにとって不可欠な要素となっていたからである。

1960年代初頭、赤十字ボランティアはDMSの慢性障害者向けリハビリ・プログラムに深く入り込んでいた。まず、精神障害を持つ退役軍人のためのデイケア施設にボランティアが派遣された。⁵²また1961年には、赤十字ボランティアの中で最も専門的な訓練を受けた看護助手ボランティアが、退役軍人庁による慢性障害者向けリハビリ・プログラムへの関与を拡大している。⁵³同時期、ボランティアの労働時間に関する統計にも、急激な変化が起こった。1960年度には、退役軍人病院のボランティアは総計で300万時間をレクリエーション業務に、123万時間を看護補助業務に、そして、退院後の患者の社会復帰支援を含む理学医療とリハビリに45万時間を費やしていた。ところが、1963年度にはボランティア業務の350万時間が理学医療およびリハビリ部門に使われるようになった一方、レクリエーション業務は統計データ上から消えてしまった。⁵⁴こうした業務時間の分類が、実際の業務内容の変化をどこまで反映していたのかはつまびらかでないが、少なくとも慢性障害者の脱施設化のためのリハビリに重点を置く方針が、ボランティアに関する統計データの外観に影響を与えていたことは指摘できる。こうした背景の下、二次大戦および朝鮮戦争の退役軍人の入院が減少しても、退役軍人病院でのボランティア活動の時間は年々増え続けたのである。

こうした変化の中で、リハビリを補助する「ワーカー」としての赤十字ボランティアのアイデンティティも、徐々に認知されていった。患者の中には、赤十字ボランティアをリハビリに不可欠なスタッフではなく、病棟での世話人と見なす傾向が依然として根強かったが、それでも、ボランティアがリハビリの進展に与える積極的な効果を賞賛する患者はいた。⁵⁵二次大戦から朝鮮戦争期にかけて形成された新しいボランティア像は、冷戦期の退役軍人庁における日常業務に引き継がれ、定着していったのである。

さらに、退役軍人庁の側では、適切な講習と訓練を受けたボランティアが窓口となって、病気や障害に関する知識が地域コミュニティに普及することも期待していた。理学医療とリハビリを専門とするベイラー医科大学のルイス・レビットは、1962年に諮問評議会に報告書を提出し、以下のように述べている。すなわち、入院患者のケアや医療について適切な情報を摂取したボランティアは、「広報大使」として病院と地域コミュニティの関係性を大いに発展させるだろう、と。⁵⁶家庭性と結びついた「女らしさ」を体現し、コミュニティを代表するという伝統的な役割を保ったまま、医療知識と「自立」の理念の市民社会への伝播という新しい役割も求められたのが、二次大戦後の女性ボランティアという存在であった。

おわりに

二次大戦後の退役軍人庁が赤十字に対して病院ボランティア・プログラムの拡大を求めたのは、軍の病院に比べてボランティアの数が明らかに少ないことを問題視したためだった。現役の兵士と同等の関心を社会から向けられていない、と退役軍人が不満に感じることは、動員解除期における社会秩序の維持を任とする退役軍人庁にとって看過できないことだった。加えて、ボランティアの存在が患者のリハビリに対する参加意欲を高めることも期待された。このとき、全国規模の組織網を持つ赤十字が、「地域コミュニティ」から退役軍人病院へとボランティア労働力を集める窓口の役割を担った。

この役割を引き受けるにあたって赤十字は、他組織のボランティアと自組織のボランティアの質の違いを強調した。専門医療に傾斜する二次大戦後の退役軍人病院において、非医療業務を担当するボランティアの不安定な立場を改善する必要があったからである。素人の領分を超えて医療業務に介入したり、無原則に患者を甘やかして自立を妨げたりする存在として、懐疑的な目を向けられていたボランティアは、医療行為と非医療行為の境界線を厳守することで病院スタッフの信頼を得ようとした。結果として、無制限の慈悲を振りまく「レディ」ではなく、病院スタッフの指示のもと、業務を適切に遂行する「ワーカー」であることが、赤十字ボランティアの理想となった。こうした理想像に近づくため、ボランティアは病院内のルールを熟知し、あくまで補助労働者として患者の「自立」を促す効率性を身につけなければならなかった。さらに、1950年代末以降、退役軍人病院の主たる関心が高齢患者の退院のためのリハビリ・プログラムに移るなかで、女性ボランティアは、患者のケアを家族と地域社会にスムーズに引き継ぐための橋渡し役となることを求められていく。この時、「自立」が意味したものは、就労ではなく、障害を持つ人々が病院の外側の市民社会で生きることであった。病院における医療行為と病院の外における介護が分離していく20世紀後半の趨勢が、リハビリ政策における「自立」の意味を変化させ、そのことがボランティアの役割の変化につながっていた。

しかし、リハビリ政策の一翼を担う病院ボランティアにとって、非医療業務と医療業務の間の境界線はあいまいであった。無資格のボランティアにとって、患者の気晴らしや慰めを提供することは依然として重要な役割の一つとされていたが、二次大戦後はこれに加えて、患者のリハビリを補助し、訓練に対する動機づけを高め、場合によっては術後の回復や社会復帰を補佐することも任務とされた。「隣人の勧めにより退役軍人病院で働くようになった白人ミドルクラスの主婦」という平均的なボランティア像は、戦間期の病院ボランティアと大きく異なるものではない。しかし、求められる業務と参加態度の中身は様変わりしたのである。「女性らしい」思いやりや慈悲深さ以上に(あるいは、それらに加えて)、適正な業務の範囲を逸脱しない自己規律と、患者の自立という目的に適った合理性や効率性、そして、創意工夫が重視された。

二次大戦後の赤十字ボランティアに特徴的なこうした在り方は、同時代の支配的なジェンダー規範と通底する面がある。赤十字ボランティアの活動は「地域コミュニティ」の善意を退役軍人病院へ届けるだけでは十分とは見なされず、患者を病院外の生活へと橋渡しし、市民社会に復帰させる役割を期待された。これは、男性稼ぎ手モデルの家族において女性が期待される役割を、退役軍人病院での仕事に敷衍するものだった。

伝統的なボランティア像とは異なる二次大戦後の病院ボランティアの特徴として、その行動半径の広さも挙げられる。退役軍人病院のボランティアは、自らが居住する都市郊外の住宅地から病院へと自動車通勤した。このことは、DMS がたびたび言及した「コミュニティ」という言葉が、多分に修辭的なものであったことを示している。ボランティアの病院での働きは「地域コミュニティ」における草の根の善意と責任感の発露として表象されたが、その実際の活動は官僚主義的な大組織を通して国家安全保障の機構に組み込まれていた。長距離を移動するボランティアを大量に集めるにあたって、退役軍人庁はローカルな草の根の小結社ではなく、赤十字や有力な退役軍人団体の女性補助組織の働きに依存した。これらの組織は、全国本部と州や自治体レベルの支部の間に緊密な連携を持ち、いくつかの都市や自治体をカバーする広域の活動単位を有した。それは、連邦政府からの大規模な人員提供の要請にこたえやすい体制だったといえる。都市、州、連邦などのレベルに階層化された全国組織のネットワークが、主に大学キャンパス脇に立地する退役軍人病院に、郊外の白人ミドルクラス女性を送り込んでいたのである。

二次大戦以後、退役軍人病院と外部社会との結びつきは地理的な意味での近接性によって形成されるものではなくなった。国家の要請に応え、広域的にリクルートされた個人がボランティア業務の担い手となったからである。国家と大組織が統括する、こうした活動を通して、医師をはじめとする医療専門家と白人ミドルクラス女性の接点が生まれた。冷戦期アメリカの安全保障政策は、男性の労働力を再生産する医師とボランティアの協働を、病院という制度を媒介にして強化し、女性を医療専門家のジェンダー化されたヘゲモニーの下に置いたのである。

¹ William A. Glaser, “American and Foreign Hospitals: Some Sociological Comparisons,” in *The Hospitals in Modern Society*, ed. Eliot Freidson (London: The Free Press, 1963), 62-63.

² Elaine Tyler May, *Homeward Bound: American Families in the Cold War Era* (New York: Basic Books, 1988).

³ 保守的な家族規範が優勢だったと考えられてきた 1950 年代にも、女性の就労や社会活動は順調に拡大していたことが明らかになっている。詳しくは以下の論集を参照。Joanne Meyerowitz ed., *Not June Cleaver: Women and Gender in Postwar America, 1945-1960* (Philadelphia, PA: Temple University Press, 1994).

⁴ Paul Starr, *The Social Transformation of American Medicine: The Rise of the Sovereign Profession and the Making of a Vast Industry* (New York: Basic Books, 1982); James H. Capshew, *Psychologist on the March: Science, Practice, and Professional Identity in America, 1929-1969* (Cambridge, UK:

Cambridge University Press, 1999); Daniel J. Walkowitz, *Working with Class: Social Workers and the Politics of Middle-Class Identity* (Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press, 1999); Felice Batlan, *Women and Justice for the Poor: A History of Legal Aid, 1863-1945* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2015).

⁵ Andrew J. F. Morris, *Limits of Voluntarism: Charity and Welfare from the New Deal to the Great Society* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008).

⁶ 二次大戦後の医療における病院の役割の拡大については、以下を参照。Rosemary Stevens, *In Sickness and in Wealth: American Hospitals in the Twentieth Century* (Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 1999).

⁷ Sonya Michel, “Danger on the Home Front: Motherhood, Sexuality, and Disabled Veterans in American Postwar Films,” *Journal of the History of Sexuality* 3, no. 1 (July, 1992): 109-128. また、ルース・フェルドシュタインは、上記のような女性の理想像の裏面として、白人男性の自立と主体性を毀損する過剰な母性や、黒人男性の自尊心を毀損する支配的な母親が、人種偏見や民主主義の機能不全の原因として繰り返し語られたことも論じている。Ruth Feldstein, *Motherhood in Black and White: Race and Sex in American Liberalism, 1930-1965* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 2000).

⁸ Rebecca Jo Plant, “The Veteran, His Wife, and Their Mothers: Prescriptions for Psychological Rehabilitation after World War II,” *American History* 85 (1999): 95-105.

⁹ アメリカ赤十字と国際赤十字運動の歴史については以下を参照。Julia F. Irwin, *Making the World Safe: The American Red Cross and a Nation's Humanitarian Awakening* (Oxford: Oxford University Press, 2013); John F. Hutchinson, *Champions of Charity: War and the Rise of the Red Cross* (Boulder, CO: Westview Press, 1996).

¹⁰ Foster Rhea Dulles, *The American Red Cross: A History* (Westport, CT: Greenwood Press, 1950), 379.

¹¹ Susan Watson, “Red Cross Retrospective - The Gray Lady Service,” American Red Cross, <http://www.redcross.org/news/article/Red-Cross-Retrospective-The-Gray-Lady-Service> (accessed April 19, 2016).

¹² Beth Linker, *War's Waste: Rehabilitation in World War I America* (Chicago: Chicago University Press, 2011), 132.

¹³ Dulles, *American Red Cross*, 387-388; Jennifer C. Telford, “The American Nursing Shortage during World War I: The Debate over the Use of Nurses' Aides,” *Canadian Bulletin of Medical History* 27, no.1, 2010: 85-99.

¹⁴ レクリエーション療法についての概観として、以下を参照。Leandra Bedini, “The ‘Play Ladies’ – The First Therapeutic Recreation Specialists,” *Journal of Physical Education, Recreation, and Dance* 66 (October, 1995): 32 – 35.

¹⁵ Joan S. Jones and Parle Dow to Dean Witter, March 30, 1944, folder “Hospital and Recreation

Corps: General Plans,” box 930, Group 3: 1935–1946, Records of the American National Red Cross (ARC), RG200: Gift Collections, National Archives and Records Administration (NARA), College Park, MD.

¹⁶ Maude M. Roof, “Narrative Report for Months of February and MRG200h, 1946,” folder “California Pasadena Area Station Hospital General,” box 1722, Group 3: 1935–1946, Records of the American National Red Cross (ARC), RG200: Gift Collections, National Archives and Records Administration (NARA), College Park, MD.

¹⁷ Eloise Roadcap, “Narrative Report for Months of August and September, 1945,” folder “California Pasadena Area Station Hospital General,” box 1722, Group 3, RG200.

¹⁸ 赤十字の class 1000 と分類される史料群には、各地の支部から送られてきた、軍病院及び退役軍人病院でのボランティア活動の定期報告書が収められている。そこでは、赤十字スタッフによる患者と家族への多岐にわたる援助が、上に挙げた以外にも数多く記されている。

¹⁹ Mrs. Oscar N. Solbert to Mrs. F. Trubee Davison, January 24, 1945, “Re: Volunteer service in Veterans Facilities,” folder “Veterans Administration Hospitals, 1945,” box 966, Group 3, RG200.

²⁰ Roy Johnson to J. F. O’Brien, December 11, 1944, “Additional Coverage of VA Hospitals by Field Directors,” folder “Veterans Administration Hospitals, 1935-1944,” box 966, Group 3, RG200.

²¹ The Administrator of Veterans Affairs, Annual Report of the Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1947 (Washington D.C.: Government Printing Office, 1948), 19.

²² The Administrator of Veterans Affairs, *Annual Report of the Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1948* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1949), 35-36.

²³ Margaret Hickey, “Volunteers Are a Link with the Community,” *Ladies’ Home Journal* 67 (August, 1950): 150.

²⁴ “Hickey, Margaret Wynne, (1902-1994),” Doris Weatherford, *American Women during World War II* (New York: Routledge, 2009): 203-204.

²⁵ VA Voluntary Service Subcommittee on Recruitment and Retention of Volunteers, “Recruitment and Retention of Volunteers for Service in Veterans Administration Hospital,” 9, presented to the VA Voluntary Service National Advisory Committee, April 28-29, 1960, folder “Veterans Administration 1951-,” box 1233, Group 4, RG200.

²⁶ VA Voluntary Service Subcommittee, “Recruitment and Retention of Volunteers,” 10-11.

²⁷ “The American National Red Cross Service in Veterans Hospitals: Revision of Statement Sent to Board of Governors in September 1949,” October 24, 1949, folder “Veterans Administration 1947-1964,” box 1233, Group 4, RG200.

²⁸ “Origin and Growth of Service in Veterans Hospital,” June 2, 1947, folder “Veterans Administration Volunteer Nurses’ Aides 1947-1950,” box 1233, Group 4, RG200.

²⁹ Marry B. Settle to Area Assistant Directors, December 6, 1950, “Nurse’s Aides”; Mrs. W. Jasper Dubose and Nellie Ogilvie, January 26, 1949, “Volunteer Nurse’s Aide Service Veterans

Administration Hospital,” folder “Veterans Administration Volunteer Nurses’ Aides 1947-1950,” box 1233, Group 4, RG200.

³⁰ “Revision of Statement.”

³¹ “Summary of Questionnaire Findings on Veterans Administration Hospitals and Centers from which Service in Veterans Hospitals Staff Have Been Withdrawn,” folder “Veterans Administration Hospitals – Summary of Findings on Veterans Administration Hosp from which RG200 staff has been drawn,” box 1267, Group 4, RG200.

³² VA Voluntary Service Subcommittee, “Recruitment and Retention of Volunteers,” 8.

³³ Public Roads Administration, *Highway Statistics 1946* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1947), 12, and 71-72; Public Roads Administration *Highway Statistics 1959* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1960), 14, and 97-98, Office of Highway Policy Information, “Publications Archive,” <https://www.fhwa.dot.gov/policyinformation/hsspubsarc.cfm> (accessed April 19, 2016); 合衆国商務省編（斎藤眞・鳥居泰彦監訳）『新装版アメリカ歴史統計—第2巻 植民地時代～1970年』東洋書林, 1999年, 718.

³⁴ Margaret Hagan, “Gray Ladies and Psychiatric Patients,” *The Volunteers*, April 1948, 4-5, 8, and 10.

³⁵ “Volunteers Serve Polio Victims,” *The Volunteers*, March 1948, 10.

³⁶ 1910年から1935年にかけての統計を見ると、アメリカでは男女を問わず、後期中等教育進学率の急速な拡大が起こっていた。この時期、南部を除くと、女子の高校卒業率は60%を超えている。Claudia Goldin, “America’s Graduation from High School: The Evolution and Spread of Secondary Schooling in the Twentieth Century,” *Journal of Economic History* 58 (June, 1998): 345-374.

³⁷ Joan Younger, “The Volunteer Worker, 1947 Style,” *Ladies’ Home Journal* 64 (March, 1947): 57.

³⁸ Regina G. Kunzel, *Fallen Women, Problem Girls: Unmarried Mothers and the Professionalization of Social Work, 1890-1945* (New Haven, CT: Yale University Press, 1993), 44-45.

³⁹ Elizabeth B. Jones, “Reports of Forums, Veterans Administration Hospitals, American Red Cross National Convention,” folder “Veterans Hospitals, 1947,” box 1266, Group 4, RG200.

⁴⁰ 1946年に赤十字の地域責任者の一人が述べたところによれば、赤十字のボランティア・プログラムが他のコミュニティ団体のそれに勝る唯一の点は、病院内での業務のような個別の活動に特化した訓練プログラムを提供していることであった。Gwen O’Neal to Juliet France, 15 May 1946, “Training for Hospital and Recreation Corps,” folder “Hospital & Recreation Corps Training,” box 931, Group 3, RG200.

⁴¹ 1945年には、この方針に基づき、「病院およびレクリエーション部隊」が海軍病院におけるボランティア講習の内容を変更している。Eunice V. Willner to Mary N. Swiggert, April 10, 1945, “Lecture Course for Hospital & Recreation Corps,” folder “Hospital & Recreation Corps Training,” box 931, Group 3, RG200.

⁴²予算不足により、DMS は 1950 年度に 3000 人の人員削減を行わねばならなかった。”Minutes of the CCC on March 27–28, 1950,” folder “Minutes – Council of Chief Consultants 1950–1951,” box 1, Records of Advisory Committees, RG 15, Records of the Veterans Administration, National Archives and Records Administration, Washington D.C.

⁴³アメリカ合衆国商務省『新装版アメリカ歴史統計—第 2 巻』, 1150.

⁴⁴ “Minutes of the CCC on September 25, 1950,” folder “Minutes – Council of Chief Consultants 1950–1951,” box 1, Records of Advisory Committees, RG15. 南北戦争後、北軍退役軍人の介護施設として、「国立傷痍志願兵の家」が全国に設置された。1930 年に、これらの施設を退役軍人庁が吸収し、退役軍人病院の建設が本格化するまで、同庁による傷痍軍人ケアの中心は介護施設の運営であった。Patrick J. Kelly, *Creating A National Home: Building the Veterans’ Welfare State, 1860-1900* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1997).

⁴⁵ Stevens, *In Sickness and in Wealth*, 250.

⁴⁶ Karen Buhler-Wilkerson, *No Place Like Home: A History of Nursing and Home Care in the United States* (Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 2001), ch.9: 183-202.

⁴⁷ “Minutes of the CCC on March 10, 1950”; “Minutes of the CCC on September 25, 1950,” folder “Minutes – Council of Chief Consultants 1950–1951,” box 1, Records of Advisory Committees, RG15.

⁴⁸ 1958 年 4 月のボランティア諮問委員会の席上、退役軍人庁のスタッフは参加団体の代表に対して、一部の退役軍人が病院を出た後、自宅や地域コミュニティにおける生活上のニーズを自力では満たせない、あるいは、そもそも帰る家や地域を持たない現状があることを指摘し、協力を求めている。“Fact Sheet, Planning for the Patients’ Discharge,” April 1, 1958, Distributed at the 20th National VAVS Committee, folder “Planning for Patients Following Discharge,” box 1267, Group 4, RG200.

⁴⁹ David L. Anderson, “Hospital Discharge of the Geriatric Patient: A Team Progress,” *Journal of American Geriatric Society* 11, no.3, 1963: 266-277.

⁵⁰ 註 47 参照。(“Fact Sheet, Patients’ Discharge,” RG200.)

⁵¹ Raphael A. Henry to Jane L. Betterly, October 8, 1959, “VA Post Discharge Planning Committee,” folder “Planning for Patients Following Discharge,” box 1267, Group 4, RG200.

⁵² James Betterly to Area Directors, October 20, 1960, “VA Day Care Centers,” folder “Veterans Administration Day Care Centers for Mental Patients (Half-Way Houses),” box 1267, Group 4, RG200.

⁵³ John C. Wilson to Truman H. Solverud, April 27, 1961, “Volunteer Nurse’s Aide Experiment in Veterans Administration Hospitals,” folder “Veterans Administration 1947-1964,” box 1233, Group 4, RG200.

⁵⁴ The Administrator of Veterans Affairs, *Annual Report of the Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1960* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1961), 32-33; *Annual Report of the*

Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1963 (Washington D.C.: Government Printing Office, 1964), 37.

⁵⁵ “Report of Veterans Administration Nursing Service – American Red Cross Volunteer Nurses Aide Pilot Study,” March 1963, folder “Veterans Administration 1947-1964,” box 1233, Group 4, RG200.

⁵⁶ Lewis A. Leavitt, “Volunteers in VA’s Medical Program,” folder “Veterans Administration 1947-1964,” box 1233, Group 4, RG200.

第2部 ベトナム戦争とリハビリ政策

第4章 戦時下南ベトナムの社会開発とリハビリ政策

はじめに

ベトナムでの地上戦にアメリカ合衆国（以下、アメリカ）軍が参入して2年近く経った1967年5月、「民生作戦地方開発支援計画（Civil Operations and Revolutionary Development Support, 略称CORDS）」が創設された。国家安全保障問題担当の大統領補佐官でもあったロバート・コマーが提案し、リンドン・ジョンソン大統領が承認して組織されたCORDSは、ベトナム共和国（以下、南ベトナム）国内の民生機関とアメリカ軍の活動を調整し、平定作戦（pacification）を一元的に進めるためのプログラムであった。¹組織図の上では在ベトナム・アメリカ軍の一部局でありながら、文民が統括する事実上の独立機関としてアメリカ合衆国国際開発局（United States Agency for International Development, 略称USAID）をはじめとする政府機関やアメリカ軍の人員も指揮したCORDSは、1973年2月に廃止されるまで、解放勢力²とそのシンパの探索・逮捕・殺害などを行うかたわら³、軍事作戦を民生面から支援することも任務とした。具体的には、農村におけるインフラ整備、生計の道を失った難民や戦争被害者に対する金銭・生活物資・医療などの提供のほか、職業訓練や職業紹介などの就労支援政策を立案し、南ベトナム政府に実施を促すことも、この任務に含まれる。特に就労支援は、ベトナムの民衆が外部からの援助に頼らず自ら生計をたてられるようになるためのプログラムとして、重視された。なかでも、戦闘の巻き添えや徴兵によって男性の稼ぎ手を失った女性に対する支援は、社会政策における従来のジェンダー・イデオロギーに見直しを迫ることになる。本章では、このようなCORDSの民生政策と就労支援に焦点を当て、冷戦期アメリカの社会政策が目標とした「自立」の観念にベトナム戦争が与えた影響を考察する。

CORDSの成果に対する評価は、現在にいたるまで、肯定・否定いずれの要素も含む両義的なものである。一方には、CORDSが軍事と民生を統合し、南ベトナム政府の支配地域を安定させたことで、農村部における戦況が好転したとの指摘がある。⁴他方で、CORDS初代の長官であるコマーは自分の指揮した組織の成果に否定的であった。コマーによれば、CORDS設立の時点で南ベトナム政府の支配を確立する試みはすでに取り返しのつかないほど失敗しており、民生を重視する平定作戦の試みも結局は「小規模すぎ、遅すぎた」という。⁵これらの議論は、CORDSの平定作戦の成否に関しては異なる見解を示すものの、CORDSが設立から廃止まで一貫した目的と方針を有したかのように描き出す点では共通している。

ところが、CORDSの民生作戦の指針は状況に合わせて変化しており、時系列的な分析を抜きにして、その活動の意味を捉えることはできない。南ベトナム政府の脆弱な存立基盤を安定させるという最も基本的な目的は、組織の消滅まで維持された。しかし、そのために用いられる方法は時期により異なったのである。設置間もない頃のCORDSは、1950年

代以来、南ベトナム国家建設の中心にあった開発を重視して、民生政策を進めようとしていた。しかし、1968年の初頭に行われた解放勢力による都市部への一斉攻撃（いわゆる「テト攻勢」）後には、個人と家族を単位とするリハビリ政策が重要性を増すことになる。このとき参考にされたのは、二次大戦後の傷痍軍人に対する社会復帰支援や、キューバ難民のアメリカへの再定住事業などであった。単純化を恐れずに言えば、冷戦を背景に進められてきた二種類の社会政策の系譜が、1960年代最大の国家事業ともいべきベトナム戦争において有効性を試され、最終的に、大規模な開発よりも、小規模なリハビリが選び取られていった。本章では、上記の経過に対してベトナム戦争末期の戦局が与えた影響に注目し、戦時下において目まぐるしく変化するリハビリ政策の目的と理念について考察する。

テト攻勢を挟み、開発からリハビリへCORDSの民生政策の重点が移行したとはいえ、両者を二項対立的に捉えるべきではない。南ベトナムにおいて両者は必ずしも截然と区別されてはおらず、前者に含まれた問題関心の多くを後者が引き継いだからである。この点を理解する前提として、南ベトナムにおける開発という言葉の含意をより精密にとらえておく必要がある。歴史家クリストファー・フィッシャーは、CORDSの平定作戦が冷戦期アメリカの開発政策の指針である「近代化論」を戦争に応用したものだだったと評したうえで、その失敗が単にベトナム戦争でのアメリカの敗北につながっただけでなく、アメリカ知識人の内部で近代化論への信頼を毀損する一因となったと指摘している。ここで想定されているのは、土木事業や基礎的な社会インフラの整備、効率的な行政システムの構築、資源の集約などに重きを置いた開発である。⁶しかし、設置当初のCORDSが南ベトナム政府に推奨した「開発」の中には、いわゆる「コミュニティ・ディベロップメント（community development, 以下CD）」型の小規模な社会開発も含まれていた。冷戦期にアジア各地で実施されたCDは、地域共同体の自助に対する外部の支援によって、村落や都市街区の開発を進めようとする比較的小規模なプログラムであった。そこでは、家の外での女性の労働が拡大する戦時下の南ベトナムの現実を踏まえ、地域コミュニティによる保育や教育サービスの提供が推奨された。開発援助といえ、アメリカ的な規範を押しつけるものと思われがちだが、実際には、アメリカ国内の社会政策で主流をなした男性稼ぎ手モデルが相対化されていたのである。

このような開発援助の特徴が、のちのリハビリ政策に受け継がれていく。テト攻勢後、アメリカ世論がベトナムでの戦争に懐疑的になり、アメリカ軍のベトナムからの撤退が計画され、長期的な展望を持った開発計画の実施が困難になった。そのため、CORDSの民生プログラムは、困窮する個人や家族を対象とした小規模な福祉政策に的を絞っていく。なかでも、物資や金銭の給付ではなく、医療や職業訓練に重きを置きリハビリ政策が重視された。CORDSの平定作戦における民生プログラムの中心が、共同体を単位とした社会開発から、職業訓練と家族単位の生計維持を重視する政策に移行した、と言うこともできる。こうしてCDと入れ替わるように採用されたリハビリ・プログラムも、当初は男性稼ぎ手モデルに縛られることなく、女性や未成年者、高齢者などに就労を促すことを重視していた。

社会開発の中で生じた新しい視点が、リハビリ政策にも革新をもたらそうとしていたのである。

ところが、1970年以降の南ベトナムのリハビリ政策は、男性稼ぎ手モデルへ急速に回帰する。アメリカ軍の撤退準備として進められた戦争の「ベトナム化」がその背景にあった。アメリカ軍から南ベトナム陸軍 (Army of the Republic of Vietnam, 略称 ARVN) に戦争遂行の実質的な役割を移譲するベトナム化は、後者の大幅な兵員増を必要とし、多数のベトナム人男性の徴兵が計画された。ところが、このころ、不十分な補償を一因として ARVN の傷痍軍人や家族、戦死者遺族の政府に対する不満が高まっていた。この不満が徴兵忌避と人心の動揺につながることを恐れた CORDS は、難民や戦争被害者、傷痍軍人など、苦境にある個人に幅広くリハビリを実施するよう、南ベトナム政府に働きかけていく。⁷しかし、当の南ベトナム政府は、乏しい人的・物的資源を傷痍軍人のリハビリに集中させ、女性や未成年者、高齢者などを多く含む、民間人のリハビリにはほとんど関心を向けなかった。CORDS にしても、アメリカのベトナムに対する関与縮小の流れの中で、これを黙認したうえ、リハビリ・プログラム拡大のための積極的な援助も行わなかった。両者の不作為が、リハビリ政策の狭隘化につながったのである。

以下、第一節では、南ベトナムで行われた CD 型の社会開発についての議論を、先行するニューヨーク市の貧困対策事業の影響に注目して分析する。その際、南ベトナム地域社会の再建が、賃金稼得者であり、家族の紐帯の要でもあるという、女性の二重の役割を中心に論じられていたことに注目し、男性稼ぎ手モデルの相対化を軸とした、社会開発思想の革新を指摘する。第二節では、テト攻勢後に難民問題が深刻化するなかで、小規模なリハビリ・プログラムが CORDS の民生政策の議論の中心になっていく経緯を分析する。その際、先行するキューバ難民の再定住支援政策が与えた影響にも注目しつつ、南ベトナムにおけるリハビリ政策の初期構想が、男性稼ぎ手モデルの範疇を超える内容を有していたことを指摘する。第三節では、傷痍軍人とその家族の不満により戦争のベトナム化が妨げられることを懸念した CORDS が、リハビリ政策のさらなる拡大を議論するものの、人的・財政的な負担は拒否して、なし崩しのベトナム撤退に至る経緯を分析する。これにより、アメリカ軍の撤退と戦争のベトナム化にともなう社会のさらなる「軍事化」が、リハビリ政策における男性稼ぎ手モデルの回帰をもたらしただけでなく、社会開発や人的資本投資のような積極的な目的を含まない、社会統制のためのリハビリ政策を生み出したことを明らかにする。

第1節 戦時下の南ベトナムにおける平定作戦とコミュニティ・ディベロップメント

1960年代末の南ベトナムにおける社会開発事業は、アメリカ国内の都市コミュニティ改良事業から影響を受けて進められた。1967年、USAIDの南ベトナム事務所は、包括的な福祉計画策定のため、フォーダム大学の社会事業学部長ジェームス・ダンプソンに調査と提言

を依頼した。ダンプソンは、1959年から1965年までニューヨーク市福祉局の局長を務めた黒人の社会事業専門家で、同市の福祉部門のトップになった初のソーシャルワーカーでもある。⁸

ダンプソンと彼が率いるチームは、南ベトナムにおいて、狭義の社会福祉にとどまらない内容を持つ、開発の必要性を主張した。南ベトナムの福祉が、農村での平定作戦や、難民の帰還と再定住の事業、保健、教育、労働など、他の政策分野と深い関連を有することから、福祉のみを単独で論じることはできないと考えたからである。それよりも、農村や難民キャンプ、都市のスラムなどにおいて住民が互助的な活動や共同作業によるインフラ整備を行い、「社会変革」に向けて自助努力することが、広範な社会問題の解決につながる最大の福祉政策だと考えたのである。ダンプソンらの報告書は、地域の包括的な発展と生活向上のための取り組みを意味する「社会開発」という概念の中に、生活物資の援助や就労支援のような狭義の福祉を包含していた。また、同報告書は、社会開発によって南ベトナムの人的資源が豊かになり、経済開発との相乗効果を起こすことで、戦争の勝利と「国家建設」という長期的な課題の進展が期待できるとも述べている。⁹

こうした社会開発の中に含まれる具体的な福祉のイメージは、ニューヨーク市福祉局長時代の貧困対策事業の経験を通して、ダンプソンが培ったものだった。ダンプソンが局長をつとめた時代のニューヨーク市は、主に男性を対象とした職業訓練を重視して、都市の貧困問題の改善に取り組んでいた。1962年、ニューヨーク州は連邦政府の許可を受けて、ADCの受給者に一時的な就労を課すプログラムを導入するよう各自治体に促す。これに対してニューヨーク市の社会福祉諮問委員会は、福祉受給者に対する有償労働の義務づけが「懲罰」になりかねないとして、拒否した。かわりに、同委員会は職業訓練の拡充を推奨したのである。¹⁰

ここには、産業構造の変化を貧困問題や家族崩壊の原因と見なし、その解決策として男性の「人的資本」形成を重視するニューヨーク市当局の姿勢が反映されている。1960年10月、市内で開催された「オートメーション化と社会福祉に関する会議」の席上、ダンプソンは、今後、男性による家族の放棄や離婚が増える恐れがあると発言した。ダンプソンによれば、現在進行するオートメーション化は肉体労働の知的労働への置き換えを促すため、労働市場における男女間の競争を激化させる。結果として、妻の収入が夫の収入を上回る家庭が増加することが予想されるが、このことは家庭内に不和を生み出す原因になるというのである。特に、南部から北部都市へ移住した黒人やプエルトリコ移民の間では、夫より高い賃金を稼ぐ妻の存在が男性による家族放棄の原因の多くを占めているとされた。こうした問題に対処するには、若年男性を中心に産業の高度化に対応した職業訓練を施すことが必要だ、とダンプソンは主張したのである。¹¹1965年には市の労働局が5万人の若者に無料の職業訓練を施す計画を発表したが、ダンプソンはこのプログラムに公的扶助を受給する1万人を優先的に採用するよう要請した。これと歩調を合わせるように、ニューヨーク市の労働局は計画の対象者を100万人にまで増やすことを希望し、「貧困との戦い」を

標榜する連邦政府に補助金を要請した。¹²また、同年1月にダンプソンが作成したプログラムの素案も、その優先順位の第一番目を、「若者に対して、ニューヨーク市におけるトータルな生活の完全な参加者となり、安定した親になるために必要とされる教育・職業技能・経験を得る機会を拡大する」こと、と定めている。¹³特に男性が家族を養うのに必要な技能を形成することで、家族問題を緩和し、男性稼ぎ手世帯の形成を支援するというのが、ダンプソンらニューヨーク市当局の意図だった。

ただし、実際の貧困対策事業は男性向けの職業訓練プログラムに限定されなかった。1962年5月に発表されたマンハッタン南部のバワリー地区における近隣改良事業では、福祉局の主導で職業紹介や職業訓練を拡大するほか、精神科クリニックなどの保健施設の建設や、公営住宅の建設を進めることも検討された。また、1964年には、やはり福祉事業の一環として、働く母親の子どもを近隣の家庭で預かることに補助金を出す託児プログラムがブロンクスで実施された。¹⁴ダンプソンらは、職業訓練による男性稼ぎ手モデルの維持を重視したが、母子家庭への支援ではそれに固執することなく、母親の労働を支援する諸施策をもって解決を図ろうとしていたのである。ここに表れているのは、現実の家族形態の多様性から出発するニューヨーク市の貧困対策事業の柔軟性である。男性稼ぎ手世帯の形成は重要な目標とされたが、すでに存在する母子家庭の紐帯の維持はそれに優先するものとされ、女性の就労が家族崩壊につながらないようにしくみを構築しようとしていた。このように、女性の世帯主のためのプログラムを重視するダンプソンは、南ベトナムでの難民支援にも同様の視点を適用する。そこではニューヨーク市のプログラム以上に、女性の就労と地域コミュニティの協力という視点が強調された。

戦争により生じた家族の崩壊や都市化による社会秩序の動揺に対処するにあたり、ダンプソンらは、女性や若者に焦点を当てた社会福祉を重視した。報告書は南ベトナムにおける「無計画で歯止めのきかない都市化のプロセス」は、家族関係の崩壊、非行、犯罪といった問題を生み出していると指摘したうえで、こうした問題が「長引く軍事活動と関係する諸条件」によって悪化していると述べた。そもそも、南ベトナムにおける急速な都市化の原因の一つは、戦闘の激化や政府による強制移住政策で農村部に多数の難民が発生したことだった。また、戦争によって寡婦や孤児が急増したことも、都市への人口流入と家族の不安定化の大きな原因になっていた。それゆえ、南ベトナムの社会福祉は、難民キャンプや一時再定住センター、あるいは都市のスラムに居住する「家族」を最優先の対象とすべきだと報告書は主張したのである。男性の減少する農村で、コミュニティ・センターや託児所、保健・栄養・育児に関する教育、女性や若者を対象とした職業教育の機会の拡大など、多様な社会福祉のプログラムを提供し、「正常な家族の機能」の崩壊と社会秩序の不安定化に対処することが重要だとされた。¹⁵ニューヨーク市の貧困対策事業と同様、ここでも、母子家庭の現実に合わせてプログラムを構築しようとする、ダンプソンの姿勢が見て取れる。

ところで、家族への注目は1960年代アメリカの貧困対策事業に共通する特徴でもある。

ジョンソン政権の労働副長官として「貧困との戦い」に関わったダニエル・パトリック・モイニハンが、1965年に『黒人家族』と題する報告書を発表し、アメリカ黒人が抱える様々な問題の原因を、母子家庭や「女性家長家族」といった家族形態にもとめ、激しい議論を巻き起こしたことはよく知られている。¹⁶ ダンプソンは、こうしたアメリカ国内における福祉と社会改良事業の潮流を適宜改変しながら、南ベトナムの平定作戦に持ち込んだのである。

一方、男性の不在による家族の崩壊に注目したのは、アメリカ側の福祉ワーカーに限ったことではなかった。南ベトナム政府の福祉担当者もまた、家族問題に注目し、その処方箋として草の根の社会開発の実施を推奨したのである。その背景には、当時の開発事業における世界的な潮流が影響を与えていた。

南ベトナムを含めて、1950年代のアジアの農村では、コミュニティの伝統的な構造と文化を尊重する外部の適切な支援があれば、農民は自らのニーズを自覚し、自力で開発を達成できるという考え方が、政府によって「上から」広められた。農村における「援助された自助 (aided self-help)」を強調するこの思想は、「コミュニティ・ディベロップメント (CD)」と呼ばれた。歴史家ヒュー・ティンカーによれば、アメリカ国内のスラム改良事業で用いられていた CD という用語が、1950年代初頭に開発途上国の農村改良プロジェクトに対して突如使われるようになり、1956年には国連の文書で公式に用いられるまでに流行したという。¹⁷ インドのウツタル・プラデシュ州での農村改良事業に注目した歴史家ニック・カラサーは、そこで行われた CD の特徴を以下のように描いている。インドで CD 事業を提唱した人々は、農村の精神的な価値と西洋の物質的な達成の調和を重視した。彼らは、フォード財団やポイント・フォー・プログラムの援助を受けたインド政府に対して、農村が民衆にとって最も重要な共同体であると説き、その決定を尊重するように推奨した。しかし、CD が強調する自主性の建前にもかかわらず、実際の事業は外部から派遣された開発要員が農民を駆り立てる構図に陥りがちであった。政府から農村へ派遣された要員は、農民に無償の労務提供を要求した。一方で、彼らは農村の有力者が主導する意思決定の正統性にはしばしば疑問を呈し、開発の目標や活動の方針への介入を強めていった。こうして、農村の自助が奨励される一方、その自己決定は形骸化したのである。しかも、地主から小作農への農地再分配といった社会・経済の改革をとまなわない CD の手法は、貧農の生活水準をほとんど上昇させなかった。¹⁸

これらの明らかな限界にもかかわらず、南ベトナム政府が社会開発に積極的な姿勢を示した背景には、軍事的な理由が存在した。彼らは、農村における開発事業と治安維持を同時に進めるだけでなく、平定作戦の両輪として統合し、支配地域の安定を図ろうとしたのである。1966年2月にホノルルで行われたジョンソン大統領との協議の席上、南ベトナムのグエン・バン・ティエウ大統領とグエン・カオ・キ首相の二人は、「軍事上の必要と全国的な開発、政府の効率性の上昇、そして、社会改革」の間でバランスを取る方針を表明した。こうした方針に基づいて提起された政策が、「農村開発中核要員」と呼ばれる開発ワー

カーの育成であった。彼らは、解放勢力との激しい戦いが続く農村で、インフラ整備事業を担う人材として構想された。南ベトナム陸軍（略称 ARVN）や地元民兵に守られた中核要員の助けを借りながら、農村住民自身が開発を推し進め、学校や診療所、産科クリニックなどの施設を整備し、南ベトナム政府の支配地域を拡大・発展させることが上記の政策の趣旨だった。¹⁹

軍事政策と CD を結びつける南ベトナム政府の発想は、1950 年代末から 1960 年代半ばにかけて繰り返し試みられた政策の延長上にあった。ゴ・ディン・ディエム政権期の農村開発事業を分析したエドワード・ミラーは、南ベトナム政府の中に開発事業を軍事作戦の一部と捉える傾向があったことを指摘している。全ての農民を「国民経済の建設という大事業」に糾合するとディエムの宣言を受けて、1957 年に開始された「農地開発プログラム」は、農民の新開地への移住によって農村の過剰人口問題を解決することを目指し、運河建設などの土木工事と農地開拓を進めた。この事業の目的は大きく分けて二つに分けられ、一つは、コミュニティのために働く「エートス」を農民に獲得させること、もう一つは、軍事的な面から国内の支配と治安の安定化を実現することであった。また、1959 年からメコン・デルタ地域で始まった「アグロヴィル計画」は、耕地面積当たりの人口が少ないメコン・デルタに他地域から農民を移住させるとともに、すでに住んでいる農民と合わせてその居住地を集約し、ゲリラとの接触を断ったうえで耕作に当たらせるものであった。この事業も、乏しい予算の中で公共施設やインフラの建設を行うため農民の自助を強調し、彼らの自弁と労務提供を要求した。そして、1961 年に開始された「戦略村落プログラム」が、南ベトナムにおける CD 事業と軍事政策の結びつきをさらに強めた。ディエムの実弟で大統領顧問だったゴ・ディン・ニューが構想したこの事業は、国家建設につながる「社会革命」を達成するために、村や集落の政治的意思決定を担う評議会の設立を促すなど、自助と自己決定を謳う CD 型の事業であった。ここで求められる「自助」には、農民自身が軍事訓練を受け、治安維持に参加することも含まれていた。村や集落の周囲に防護柵を築き、住民の出入りを規制するなどして農民と解放勢力の分断を図ったこの事業は、軍事化された CD 事業の典型であった。²⁰

このように軍事と一体となった 1960 年代初頭までの CD の経験の上に立って、南ベトナム政府は、家族と地域コミュニティの機能を再建し、戦争が生み出す諸問題に対応する社会開発を構想した。1968 年 9 月にニューヨークの国連本部で開かれた「社会福祉に関する閣僚級国際会議」の席上、南ベトナム政府代表は自国における社会開発と社会福祉の取り組みについて報告した。彼らは、家族の崩壊によって生じる「道徳的・精神的価値」の破壊を防ぐことの重要性を強調して、戦時における社会福祉政策の意義を説明した。報告は、戦争と早すぎる近代化、無計画な都市化が南ベトナムの家族を崩壊させ、社会の伝統的な価値と規範を揺るがしていると述べる。例えば、戦時国家の要請により工場やオフィスで働かざるを得なくなった女性は家庭から「解放」された。しかし、その結果として、彼女の家族は崩壊するか、あるいは「伝統的な構造」を失い、売春、浮浪、物乞い、少年非行

などといった社会問題の温床になっている。こうした問題に対する対策として、南ベトナムの代表が挙げたのが、外部からの支援を受けた地域コミュニティの強化であった。具体的には、集会機能を備えたコミュニティ・センターや娯楽を提供する地域団体の活動をとおして、若者が日々の生活における適切な振る舞いと「真の道徳的・精神的価値」を見出せるように善導することなどであった。²¹ディエム政権期以来、南ベトナム政府は外来の社会開発手法である CD を、南ベトナム国民の間に「協働の原理」を涵養するものとして推奨してきた。²²単なる経済開発の道具としてではなく、「上から」のナショナリズム形成の道具として CD を位置づける南ベトナム政府のこうした立場は、1960年代末にも維持されていた。この文脈において、彼らは、育児や教育など女性の家庭内での役割を地域社会に肩代わりさせ、戦時においても、次世代の道徳的な南ベトナム国民を育てさせようとしたのである。

一方、アメリカと南ベトナム両政府の政策に批判的な人々も、共同体の自己決定とベトナムの文化的伝統を尊重する社会開発の重要性を認めていた。1969年10月、国際的なエキュメニカル運動の組織である「世界教会評議会」は、戦争の終結を見越した南ベトナムの復興支援についての方針を得るため、グエン・タン・カンとドン・ルースの二人を3ヶ月間の現地調査に派遣した。その報告書は、まさに農村の共同的な伝統に立脚した社会・経済開発と社会福祉を推奨していた。ルースは、1958年から1967年までの約10年間、国際ボランティア奉仕団 (International Voluntary Service, 以下 IVS) に所属し、南ベトナムでの人道援助事業に従事してきた人物であり、アメリカ政府に批判的な人道援助ワーカーとして有名であった。²³IVS の職を辞した後、世界教会評議会に属して南ベトナムでの活動を続けていたルースは、カンとともにアメリカ人の援助ワーカーや南ベトナムの政府関係者、ボランティア団体のメンバー、難民キャンプの人々、路上で生活する孤児、酒場で働く女性、ARVN の兵士など、多種多様な人々と議論し、アメリカのインドシナ政策に対する批判を随所に込めた報告書を作成する。

「戦後の南ベトナムにおける活動の優先順位に関する一提案」と題されたこの報告書は、「村」ごとの CD 事業が南ベトナムの人々の生活を改善する鍵になると結論づけた。報告書によれば、ベトナムにおける村とは単に小規模な村落を意味するのではなく、むしろ共同体と類似の概念である。特に戦争のような危機の最中において、人々は「家族」と「村」を自らのアイデンティティの拠り所とする。それは都市にも存在するものであり、儒教や仏教の伝統とも結びついたベトナム社会の最重要単位であった。また、村はそれぞれに異なる独自の規範や構造を有し、国家の介入を容易には受けつけない。こうした村の独立性と民衆の生活の密接な結びつきを強調するルースとカンは、子どもの非行や寡婦の増加、都市の再開発、障害者の支援といった様々な問題を別個に取り扱うのではなく、村の機能を強化することによって総合的に解決するべきだと主張したのである。²⁴

その上で、報告書はベトナムの社会開発において農村が果たすべき役割を具体的に列挙した。いわく、もともと農業国であるベトナムでは、都市住民の多くも農村での生活をロ

マン化し、そこに帰ることに高い価値を見出している。一方、戦争が終われば、軍隊の動員解除に伴う人口の吸収と食糧自給への復帰、外貨獲得などの課題に対応しなければならず、その時、農業開発の優先順位は極めて高い。孤児などの社会的弱者を支援する際にも、村の共同的な取り組みと、それを支援するボランティア団体の役割がカギになる。また、こうしたことは通常の村だけでなく、難民キャンプについても当てはまる、と報告書は述べている。²⁵

1960年代末に現れた南ベトナムの社会開発をめぐる多様な議論には、いくつかの共通点があった。すなわち、戦争による「家族の崩壊」を、様々な社会問題の主たる原因と見なしたこと、軍備の拡張や都市化にともなう女性の役割の変化を認識し、女性の経済活動を支援しようとしたことなどである。また、多くの論者が、共同体の「自主性」を重んじることを疑問の余地なく重要なことと考えていた。戦争を批判する民間団体も含めて、CDの有効性自体には合意が存在したのである。さらに、こうした合意の背景として、西洋とベトナムの文化や社会構造の違いに注目する視点が、複数の論者により共有されていたことも指摘できる。

共同体の役割を重視するこのような社会開発論は1970年代に入っても提唱され続けるが、その政策形成への影響力は、1968年初旬のテト攻勢後、少なくともCORDSの内部では急速に減少していく。一方、従来、あくまで社会開発の一部に過ぎなかった個別的な福祉プログラムが、CORDSの関心をより強く引くこととなり、ここに、男性稼ぎ手モデルではない「自立」のイメージが引き継がれていく。

第2節 テト攻勢後の難民問題とリハビリ政策の拡大

1968年以降、CORDSは農村コミュニティの全体的な開発への関心を弱め、政策の重点を経済的な困窮が著しい人々に対するプログラムへと移した。背景には、年頭の解放勢力による攻勢で露わになった南ベトナム政府への民衆からの支持の欠如と、それに対するCORDSの危機感があった。1968年に作成されたCORDS難民部門の「行動計画」は、その冒頭で、経済的に最も困窮する人々が解放勢力のプロパガンダの標的になっていると指摘し、サイゴン政府への民衆の忠誠を確保するには、こうした人々に対する包括的な社会サービスが重要だと主張した。しかし、この段階ではまだ、困窮者に対する経済的機会の提供と生活再建のための手段として、共同体の相互扶助と社会開発事業に期待がかけられていた。また、南ベトナム政府の保健・社会福祉・難民省が、財政負担の大きい施設型の福祉よりも、都市と農村の双方における自助型の開発事業に重点を置いていることも肯定的に評価されていた²⁶。ところが、この「行動計画」とほぼ同時期にCORDS難民部門が作成した別の福祉政策指針では、社会開発事業の優先順位は他の政策と比べて特に高いものとはされなかった。南ベトナムの「戦後復興」を視野に入れたこの指針も、依然として難民を最重要問題と位置づけていた。しかし、これに対処する方法としては、主に就労支

援を意味するリハビリが第一に挙げられたのである。その際、南ベトナム政府に期待された役割は、民間団体や地方組織による活動を支援することと、その中核を担う専門家を育成することであった²⁷。これらの専門家が関与することを想定された活動は、もはや、いわゆる開発事業ではなく、戦死者遺族や孤児、貧困高齢者など、カテゴリー化された特定の対象を「生産的で自立した社会の一員」とする福祉プログラムだった²⁸。

ディエム政権期から南ベトナム国家建設の中心に位置づけられてきた農村開発の構想が、その重要性を減じた原因の一つは、政府による農村支配それ自体の挫折である。南ベトナムの開発担当者は治安の安定しない農村への関心がもともと弱く、開発プロジェクトの実施場所は都市部に偏重していた²⁹。特にテト攻勢以降、南ベトナム政府の民生部門は戦争被害者への緊急支援業務にかかりきりとなり、長期的な目標を掲げた農村開発に取り組む余裕を失った。1970年代初頭に至るまで、南ベトナム政府とCORDSは社会開発による農村部の長期的な安定を構想しながら、実際には戦争が個人に与える負の影響を緩和するという、短期的な課題に忙殺されたのである。

こうした課題を生み出す最大の要因が難民であった。南ベトナム政府にとっての難民問題は、1954年のジュネーヴ協定締結後、カトリック教徒を中心とした90万人近くの人々が北緯17度線を越えて南側に到来したことに始まる³⁰。その後、農村を巡る解放勢力との戦闘の激化や政府による住民の集団強制移動、1965年以降の戦争の「アメリカ化」、ラオス・カンボジアへの戦域の拡大を経て、難民や移住民の数はさらに増えていく。エドワード・ケネディ議員が長を勤めるアメリカ議会上院の小委員会は、1965年の夏までに戦争の結果生じた難民数を38万人から50万人の間と見積もった。しかし、これは事態の深刻さを過小評価しており、1966年の議会の調査では160万人以上と推計された³¹。結局、1967年末までで300万人にものぼり、テト攻勢後、さらに100万人近く増加したとも言われる南ベトナムの難民は³²、単にアメリカ軍やARVNと解放勢力との間の戦闘の副産物だったわけではない。それは、枯葉剤の散布や農村住民の強制移住など、農民を解放勢力の根拠地から南ベトナム政府の支配地域に隔離しようとする意図的な政策の結果でもあった³³。

こうした難民問題の深刻化に対して、CORDS戦争被害者部門（難民部門から改称）は、授産事業や職業訓練など、個人の就労を促すリハビリ政策で手当てを行おうとする。その出発点となったのが、1968年9月下旬にCORDS難民部門の主任ジョン・トーマスが提出した「社会福祉の行動計画」であった。ロバート・コマーの関心を引いたこの計画は、民間のボランティア団体が主導し、対象者を限定して行ういくつかのモデル・プロジェクトの概略を示したもので、ダンプソンらの報告書が求めた包括的な社会開発の計画に比べると、はるかに小規模かつ個別的な内容だった。しかし、そこで挙げられた福祉プロジェクトは、女性や若者のリハビリに重きを置く点で、ダンプソンの報告書との共通点も有していた。具体的に推奨されたのは以下の4つのプロジェクトである。第一に、障害者のための就業支援と授産事業を専門とするグッド・ウィル・インダストリーズが職業リハビリテーションを行うこと。第二に、都市で売春を行う女性とスラムの貧困高齢者を対象に、救世軍が

中心となってモデル・リハビリ事業を行うこと。第三に、都市の路上で生活する孤児の非行防止を目的に、アジア・キリスト教奉仕団やキリスト教児童基金などが孤児のベトナム人家庭への委託事業を行うこと。そして、最後に、カトリック救援奉仕団が福祉・医療・教育のための援助チームの編成と派遣の事業を行うことであった。こうした小規模なプロジェクトの提案に対しては、南ベトナムが抱える社会問題の抜本的な解決につながらないといった批判もなされたが、トーマスは、小規模かつ民間主導の計画であるからこそ南ベトナム政府に必要とされる予算や人員の規模が小さく済み、より実現可能性が高いのだと自身の提案を正当化した。トーマスは、アメリカの撤退後も南ベトナム政府が単独で実施できることがプロジェクトの要件になると考えていた³⁴。

しかし、当初、CORDS の社会開発の指針とされたダンプソン・レポートは、トーマスが提案するような個別的で対象者を絞った福祉プログラムには大きな関心を示していなかった。そこで、トーマスら CORDS 難民部門のスタッフは、自分たちが推奨する個別の福祉プログラムが、いかにダンプソン・レポートが掲げる広範な目的の実現に寄与するものかを訴えねばならなかった。

このとき注目されたのが、ダンプソンらが優先課題とした「正常な家族」の再建と「社会の安定」という目標であった。トーマスは障害者を扶養する家族の負担や、売春、非行、子供と老人の遺棄などの形を取って表れる「家族生活の崩壊」という問題は、ほとんどの場合、ダンプソンらが対処を呼びかけた「家族のまとまりを危うくする戦争関連の現象」であり、これに対処するのが自身の提案なのだと主張した。また、トーマスはこうした小規模なモデル事業の実施について、アメリカ政府への批判を和らげる意味もあると言う。特に、アメリカを中心とする各国軍隊の存在がベトナムにおける売買春問題の主要な原因になっているとの見方が広まる中で、数百人の売春婦にリハビリを施し、雇用に結びつけることができれば、アメリカのイメージを改善するはずだと説いた³⁵。難民政策をアメリカの戦争遂行におけるプロパガンダの一環と位置づけるトーマスは、「家族」の擁護を謳うことでアメリカへの支持を増すことができると考えていたのである。リハビリの重要性を強調する、こうしたトーマスの提言は、CORDS 難民部門社会福祉課のプログラムの基調となっていく。翌 1969 年初頭以降、同課は難民に対する緊急援助から、長期的な生活支援へと、民生政策の重点を移していくのである³⁶。

リハビリ政策における「家族」への注目と、女性の就労への積極的な姿勢は、ダンプソンらとの齟齬を埋め合わせるための単なる方便ではなく、ベテランの「難民専門家 (refugee man)」であるトーマスの経験から導き出されたものであった。ミネソタ州で育ったトーマスは、ミネアポリスのセツルメント・ハウスに出入りして移民向けの社会事業を直に見聞した。二次大戦のヨーロッパ戦線で兵役を務めた後は、1945 年に連合国救済復興機関によるポーランド人の祖国帰還事業に参加し、イスラエルへの移住を希望するユダヤ人の支援を行った。そして、キューバ革命後に、キューバ難民プログラムの責任者となっている³⁷。その後、南ベトナム国内における難民政策のアメリカ側担当者になったトーマスは、難民

の実態把握のための登録システムや、民間団体を活用した福祉提供など、キューバ難民の再定住事業で蓄積したノウハウを南ベトナムに伝えた³⁸。こうしたノウハウの中に、家族を単位とした経済的自立の支援や女性に対する支援が含まれていたのである。

トーマスがかかわったキューバ難民受け入れ政策では、一部で女性の就労が促された。1958年のキューバにおけるバティスタ政権の打倒とフィデル・カストロらによる革命政権の樹立は、アメリカに向かう難民の波を作り出した。冷戦期の反共政策の一環として彼らの受け入れを進めたアメリカ政府は、通常の移民割り当て枠を超えた外国人の流入に対する国内からの反発を緩和する必要に直面した。そこで政府は、難民がアメリカ社会に適応可能な望ましい人々であると宣伝するキャンペーンを開始する。キューバ難民については、その「白人性」が強調される一方、低賃金であっても厭わずに働く勤勉さを男女の別なく有していることが美点として強調された。カール・ボン・テンポーによると、この背景には、フロリダ州マイアミ周辺に集中するキューバ難民への生活支援が財政上の負担となることへの、地域住民の反感があったという³⁹。難民というアメリカ社会にとっての「他者」が、ジェンダー規範の面での同化よりも経済的な自立を優先して求められる中で、リハビリ政策の男性稼ぎ手モデルが動揺したのである。

キューバ難民プログラムでは、家族を養う勤勉な労働者であることが難民のアメリカ社会への適応の鍵になると位置づけられた。難民のアメリカへの受け入れ当初、連邦政府による支援は、保健・教育・福祉省の家族支援課が給付する補助金を中心であった。しかし、1962年の末以降、難民の家族構成や健康状態、職業技能、英語力などを把握したうえで、彼らにアメリカ国内での就業を促し、これを拒否する者には補助金を停止するという、家族の「経済的自立」を進める政策が取られた。こうした活動においては、支援スタッフが難民家族全体を対象としたカウンセリングを行い、その当座のニーズを満たすと同時に、できるだけ早い段階で一家の稼ぎ手に対する語学教育や職業教育を行うことが不可欠とされた⁴⁰。また、キューバ難民には仕事をえり好みせず働くことが求められ、かつて医師や弁護士、裁判官、会計士などの専門職についていたキューバ人男性の多くが、マイアミの職業訓練学校に通い、女性に混じってレストラン給仕などの仕事を学んだ⁴¹。

すでに述べたように、キューバ難民家族の自立支援プログラムにおける「稼ぎ手」は、必ずしも男性ばかりを指していなかった。キューバ難民には、冷戦期の白人ミドルクラスの規範である男性稼ぎ手モデルが、完全には当てはめられなかったのである。難民支援のための経済的負担の増大により、フロリダ州デイド郡のマイアミ周辺に集中するキューバ難民に対しては、近隣住民の反感が高まっていた。同郡に暮らす難民は連邦政府の経済的援助を受けてはいたが、同時に、子どもが通う学校や成人のための語学教育の運営など、地元とフロリダ州にも一定の財政負担が生じていた。これに加えて、キューバ人と地元住民との細かな生活習慣の違いが、両者の軋轢を高めていた。連邦社会福祉局の関係者は、この反難民感情が放置されると、デモなどの形を取って顕在化するのではないかと恐れられた⁴²。そこで、キューバ人家族のフロリダから他地域への転住が推奨される。ニューヨー

クやニュージャージーなどの東海岸諸州を中心に、多くの難民が家族単位でフロリダ外へと移り住んでいった⁴³。この再定住に際して最も重視されたのが、難民家族が経済的に自立し、転住先の地域社会にとって負担とならないようにすることであった。そのために、女性の就労も推奨されたのである。

連邦政府のキューバ難民プログラムがフロリダから定期発行していたニュース・レターには、様々な家族の再定住と就労の物語が掲載された。そこでは地域経済に貢献するひとかどの職業人となった男性のエピソードと並んで、女性の労働参加も報告されている。地域の学校で教師として働くキューバ人女性や、保育教育を受けた女性のほか、ニューヨークの被服産業で働く女性なども紹介され、女性の経済的自立が好意的に報じられた。被服工場の女性たちは休暇を利用してフロリダを再訪し、その地のキューバ人女性にニューヨークへの移住と就労を勧めたという。連邦政府は、女性の就労を生活援助からの脱却とアメリカ社会への適応につながるものと位置づけ、肯定したのである⁴⁴。

このような難民支援プログラムを指揮した経験を持つトーマスにとって、女性の就労を重視する民生プログラムを南ベトナムでも行うことは、自然な選択であった。史料からうかがい知れる範囲では、トーマスが提案した4つの福祉プログラムは実行に移されなかったようである。しかし、同様のプログラムを求めていたのは彼一人ではなかったことも読み取れる。4つのプログラムの策定後にも、売買春や少年非行、少年院の劣悪な環境、孤児の生活といった多様な問題に対処するよう、地方政府からサイゴンに要請が届いていたのである⁴⁵。ところが、南ベトナム政府が実施した現実のリハビリ・プログラムは、男性稼ぎ手モデルの家族再建策に偏重していく。その主な原因は、次節で見ると、傷痕軍人のリハビリ・ニーズの拡大であった。

第3節 傷痕軍人デモと男性稼ぎ手モデルのリハビリ政策

テト攻勢後、アメリカ軍の撤退に合わせた ARVN の兵員増により、従来、難民問題ほど深刻に捉えられてこなかったもう一つの社会問題が注目を集めた。それは、傷痕軍人とその家族、そして、戦死者遺族の増加による社会不安の発生であった。この問題は、幅広い福祉事業、なかでも就労を支援するリハビリ政策の実施を、CORDS と南ベトナム政府に促した。

1970 年の上旬から夏にかけて、南ベトナムの傷痕軍人とその家族、および戦死者遺族は政府による生活援助を求めて示威行動を行った。2 月半ばころから、サイゴン市内の障害者リハビリ施設（「国立リハビリ研究所」）を退去させられた少数の傷痕軍人とその家族が、同施設と向かい合った一区画に、所有者の許可なく小屋を建てて居住し始めた。3 月 8 日、およそ 30 人にまで増えた傷痕軍人とその家族は、これを排除しようとした警察官 30 人と衝突する。この過程で投石などを受けた警官 4 人が負傷し、憲兵が出動する事態になった。

⁴⁶ 南ベトナム政府の公安要員は、指導者である元 ARVN 中尉が著名な仏教徒グループのシ

ンパであり、彼らの意を受けて現政権の評判を落とすための行動を取った、との情報を集めてきた。一方で、元中尉は「ベトコン」からデモの方法について助言を受けたと話した。さらに、デモに参加したメンバーをサイゴン市内の傷痍軍人団体が支援していたとの情報や、ティエウ大統領の信用失墜を狙うキ副大統領や、野党政治家の関与があったとする憶測も流れた。⁴⁷様々な噂が飛び交う中、傷痍軍人を中心とする退役軍人およびその家族の示威行動は、グループ内部で分裂を起こしたり、傷痍軍人以外の運動を惹起したりしながら、より激しくなっていく。

これ以降に傷痍軍人が関与した事件を CORDS の史料から時系列で整理すると、元軍人やその家族が、軍務を根拠として国家による補償措置を要求し、生存の可能性を拡大しようとしていたことが見えてくる。4月25日には、およそ百人の傷痍軍人が傷痍軍人協会本部から議会下院まで行進し、そこで夜を明かした。彼らの要求の中心は政府による住宅の提供であった。掲げられた横断幕には、「もし政府が無責任な態度を取り続けるなら、退役軍人は政権変更を実施する」と書かれていた。⁴⁸5月末に退役軍人省前で行われたデモでは、「政府による施しは受け入れない」と書かれた横断幕が掲げられ、あくまで権利としての保護を求める姿勢が明確に示された。また、デモ隊は、政府がテト攻勢の罹災者用住居を傷痍軍人に割り当てようとしていることについて、「退役軍人と他の人々との分断を招くものだ」と批判した。その後、退役軍人大臣と面談したデモの代表は、住居の割り当て計画の撤回を要求するとともに、こうした計画の策定過程から傷痍軍人が排除されていることに抗議し、計画の再検討を約束させた。⁴⁹ところが、6月になるとサイゴン市内の戦争罹災者向け住宅に傷痍軍人とその近親者ら数百人が許可なく住むようになり、本来の入居予定者らと対立する事件が連続して起きた。⁵⁰8月にはサイゴン市内で戦争寡婦協会のメンバーが政府による住宅の提供を求めて区画占拠を行った。さらに、退役軍人のための福利を拡充する法律（後述）が7月に制定されたのを受けて、タイニン省で民間非正規防衛隊⁵¹の元兵士が ARVN の兵士と同等の退役軍人福利を求めるデモを行った。⁵²8月18日には、サイゴンに近いドンナイ省の省都ビエンホアの一區画に住居を建てようとした傷痍軍人が警察により排除され、負傷者を出した。翌日、この件に抗議する傷痍軍人のデモが大統領官邸前で実施され、これを排除しようとした治安部隊との衝突で傷痍軍人側に負傷者が出た。その後、デモのリーダーと退役軍人省との間で傷痍軍人の処遇をめぐる交渉が行われたが、不調に終わる。9月3日夜から4日にかけては、サイゴン市内とその周辺で傷痍軍人と警察の激しい衝突が連続して起きた。3日夜には、住宅地区の一部を占拠しようとした傷痍軍人の集団が、これを阻止しようとした警官隊と自動小銃や手榴弾を用いて戦った。警察は市内各所で取締りを強め、多数の傷痍軍人を逮捕したほか、彼らの住居を撤去するなど実力行使をいとわない姿勢を強めた。また、「地元住民」による傷痍軍人の住居への放火も発生した。翌4日にはサイゴンと隣接するザーディン省で、傷痍軍人の呼びかけに応えた退役軍人団体が省知事の執務室を占拠した。⁵³

傷痍軍人による示威行動が始まった当初、CORDS の関心は、事件の裏にあるかもしれな

いサイゴン政権内部の権力闘争や、反政府的な仏教徒や解放勢力の動向に向けられていた。しかし、傷痍軍人グループの不満の大きさを認識するにしたいが、軍人やその家族が抱える困窮こそが主たる事態悪化の要因だと認識していく。CORDSは1970年6月の推計で南ベトナムに少なくとも21万人以上の退役軍人がいること、さらに、解放勢力との戦争に動員されている現役兵士が順次復員することで、この数が大きく増えることを知っていた。これに対して、前年3月に設立されたばかりの南ベトナム退役軍人省は、関係法令の未整備と人員および予算の不足により、実効性のある退役軍人への生活援助や福利の提供を行えていなかった。特に、生計の道を持たない傷痍軍人や戦死者遺族の不満は強く、政府による現金給付や住宅の提供が強く求められていたのである。CORDSはこうした退役軍人の不満が社会秩序の動揺につながることを警戒しただけでなく、彼らに対する生活保障の欠如が、いずれ退役することになる現役兵士の士気まで下げてしまうのではないかと恐れていた。⁵⁴ 国家に補償を求める傷痍軍人らの行動は、CORDSの軍事的関心を引いたのである。その結果、南ベトナム政府の退役軍人政策に対して、CORDSによる介入が行われた。

CORDSは、第一に、傷痍軍人および戦死者遺族への補償の中心となる法律の制定と、これを実施するための行政規定の整備を南ベトナム政府に求めた。これを受けて7月9日に公布された退役軍人福利法は、傷痍軍人や戦死者遺族に対する年金の増額のほか、傷痍軍人およびその家族に対する優先的な医療提供、職業訓練、就業斡旋、住宅提供など、様々な福利プログラムの実施を定めた。⁵⁵

しかし、経済不安と政府の人手不足は福利給付の実施を強く制約し、結果として、金品の支給に頼らない福祉プログラムの必要性が高まった。当時、各種福利の給付に先立って速やかな受給者の確定が優先課題とされたが、大量の行政事務を実行する人員は不足していた。⁵⁶ また、CORDS内部では、現金給付の拡大がインフレを悪化させることが懸念され、救済対象となる戦争被害者の範囲を限定することと、金銭以外による生活支援を重視することが話し合われていた。⁵⁷ これらの点を考慮し、傷痍軍人と戦死者遺族の要望が大きい公営住宅の建設と、職業訓練や就業斡旋などの計画策定が急がれた。⁵⁸

一方、元軍人とその家族への対応だけが進むことに対して、CORDS内部から異論も出された。国内の難民や戦争被害者も傷痍軍人と同様に深刻な生活問題を抱えるなか、民間人のリハビリも必要とされていたからである。コマーの後任となったCORDSの長ウィリアム・コルビーは、補佐官たちが作成した退役軍人とその扶養家族に関する報告に対して、この観点から注文をつけている。コルビーはまず、民間人障害者のためのプログラムと傷痍軍人のためのプログラムを統合する必要性を強調した。なかでも、職業リハビリテーションのプログラムについては、退役軍人省、教育省、社会福祉省、労働省の各プログラム、そして、サイゴン政権側に転向した元解放勢力に対する「社会復帰」のプログラムを、同時に行うべきだと述べている。その理由としてコルビーは、傷痍軍人に対する職業リハビリテーションが退役軍人省単独では実施不可能な規模であること、民間人戦争被害者向けの同様のプログラムも、同程度かそれ以上の規模で実施する必要があることの二点を挙げ

た。⁵⁹

こうして、退役軍人政策と民間人向けの福祉政策の統合が議論されていくことになる。1970年11月には、南ベトナムを再訪したダンプソンがコルビーと面会し、過去3年間の南ベトナムにおける社会開発と社会福祉のプログラムに明確な目標と優先順位が欠けていたことを指摘した。この批判に同意したコルビーは新しい社会開発の計画を南ベトナム政府に作成させるよう補佐官らに指示し、かつてのダンプソン・レポートでは曖昧だった政策の間の優先順位を明確にすることを求めた。これを受けて、CORDSの戦争被害者部門は以下の四つを暫定的な優先分野とした。すなわち、戦争被害者や難民の帰村事業と定住地の開発、農村部における開拓事業、戦争被害者の職業リハビリテーション、そして、退役軍人に対する補償プログラムである。⁶⁰これらの政策分野の中でも、傷痍軍人と民間人の双方を対象とした職業リハビリテーションは、戦争の「ベトナム化」プロセスにおける重要課題とされていく。

しかし、結局のところ、南ベトナム政府のリハビリ・プログラムの対象は傷痍軍人に限定された。激しい地上戦で多数の兵士が負傷しても、ARVNは自前のリハビリ・プログラムを用意しようとはせず、その負担を民生機関である国立リハビリ研究所に肩代わりさせていた。その結果、今度は民生機関のリハビリ・プログラムから、民間人障害者を受け入れる余地が失われた。⁶¹軍隊によるリハビリ資源の独占によって、戦争寡婦や子どもなど多様な人々を含む民間人のリハビリの拡大が断念されたのである。それは、元兵士を対象とした政府のリハビリ・プログラムが、男性稼ぎ手モデルに偏重することを意味した。

こうした事態の背景には、CORDSの不作为も影響を与えていた。コルビー自身は、アメリカがベトナムから「良心的」に撤退しようとするならば、リハビリこそが最優先されるべきプログラムだと、CORDS内部の会議で明言していた。また、彼の部下たちも、特に民間人障害者の職業リハビリテーションに資源を集中する必要性を指摘していた。しかし、一方で、1970年時点でリハビリを必要とする民間の重度障害者は16万人にものぼり、さらに10万人以上の寡婦や孤児のためのリハビリも必要と試算されるなかで、これに匹敵するプログラムを実施することはそもそも不可能だと、CORDSは判断していた。アメリカ政府がベトナムへの関与を減少させようとするなか、長期的な予算拡大はあり得ないからであった。リハビリの提供が可能な人口は最大でも年間1万人ほどと見積もられており、この規模のプログラムを継続しながら撤退するほかない、とされたのである。この点について、気休め以上の実効性あるプログラムは実施できないという投げやりな声も、CORDSの内部では聞かれた。⁶²そもそも、コルビーは、戦争犯罪を除く軍事活動によって発生した難民や戦争被害者に、当事国(この場合は南ベトナム)の政府が法的な補償の責任(responsibility)を負うとは考えていなかった。コルビー以下CORDSの幹部は、秩序を安定させるうえで戦争被害者のベトナム社会への再統合が必要と考えていたし、同盟国の人々を見捨てていくことに対する「やましき」も感じてはいた。しかし、民衆の生活再建と南ベトナムの戦災復興に対する責任を負うつもりは毛頭なかったのである。⁶³

前述したダンプソンのレポートや、南ベトナム政府官僚のスピーチ、そして、カンとルースの報告書などは、いずれも、戦争による人口移動と農村住民の都市化が南ベトナムの社会に混乱をもたらし、旧来の秩序を動揺させる原因だと指摘していた。生計の基盤となる土地や家財、そして、身近な人々とのつながりを失った膨大な数の難民は村落の組織化を困難にし、自助ベースの社会開発を非現実的なものにした。こうした事態は、明らかにCORDSや南ベトナム政府が生じさせたものである。これに対応する措置として、トーマスらが女性をはじめとする民間人戦争被害者のリハビリの実施を提唱した。男性不在の家族を崩壊から守り、社会秩序を安定させるためには、女性に対する支援が欠かせないと考えられたからである。しかし、状況を好転させるだけのリハビリ政策と、それに伴う人的・財政的負担を負うことを、CORDSは拒否したのである。

おわりに

1954年のジュネーヴ協定以来、軍事的にも経済的にも外国の援助なしでは存続がままならない南ベトナム政府を、アメリカ政府がかろうじて支える状態が続いていた。しかし、ベトナムの反共国家を自立させる試みは、アメリカ軍による北爆と大規模な地上戦、そして、CORDSの平定作戦をもってしても、成功しなかった。⁶⁴しかし、本章の目的は、アメリカ主導の民生政策の効果を検証することではなく、その歴史的な意味をより広い文脈に置きなおして再検討することであった。そうして明らかになったのは、テト攻勢の前後で生じたCORDSの民生プログラムの見直しにも関わらず、社会開発からリハビリ政策へと、男性稼ぎ手モデルを修正する試みが継承されたことであった。

CORDSの設置当初、南ベトナムにおける民生政策の中心は、住民の自助を強調する社会開発、すなわちCDであった。1960年代後半になると、こうした事業の目的として、家族の保護と社会秩序の維持という要素が重要性を増す。このとき大きな役割を果たしたのが、かつてニューヨーク市における貧困対策事業を指揮した一人のソーシャルワーカーの提言だった。彼は、女性の家庭外での労働が拡大する現状を認めたくて、従来は女性が担ってきた家族内での役割を地域コミュニティが肩代わりすることを提唱した。これが、ひいては地域の秩序維持と安定につながるものと考えたからである。社会開発において家族の再建を重視する考え方は同時代のアメリカ国内にも広がっており、これが折から流行するCDと結びついていった。南ベトナム政府の行政官や戦争に反対する民間援助団体のスタッフも同様の考えを有していたことから分るように、開発による家族と共同体の維持という視点は、ベトナム戦争に対する立場のいかんを問わず、広範に共有されたものであった。

1968年初頭にテト攻勢が起きると、南ベトナムの社会政策の中心はCDから、より個別的な福祉プログラムに移行していく。農村部における支配が安定しないことや、開発要員の不足などのため、従来型の包括的な社会開発プログラムが有効な施策とはならなかったからである。そこで、CORDSは民生政策の重点を変え、戦争により生活が脅かされた人々

の不満を和らげ、社会不安を鎮めるための対症療法的な政策に軸足を移す。同時に、ARVNの増強を急ぐCORDSは、退役軍人の不満を解消する役割を、個人に就労を促して、家族の自立を達成する、リハビリ政策に期待した。軍人・民間人双方の不満を抑えつつ、秩序を維持するためのプログラムとして、リハビリが脚光を浴びたのである。このとき、具体的なプログラムの立案には、かつてキューバ難民の再定住支援を指揮した一人の行政官が大きな役割を果たした。家族単位の経済的自立と女性の就労を重視する彼の提言を受け、CORDSは、男性稼ぎ手モデルに限定されないリハビリ・プログラムの実施を検討する。先行する社会開発の中に含まれていた女性に対する関心を受け継ぐ形で、二次大戦以来のリハビリ政策の革新が提唱されたのだった。

おおよそ同じころ、アメリカ国内では、1967年の社会保障法修正により創設された「就労奨励プログラム（略称WIN）」が、連邦政府の政策として初めてAFDCを受給する女性に就労を強制したが、これは、福祉受給者をむち打つ法案（WIP）として福祉権運動団体から厳しい批判を浴びていた。⁶⁵ところが、戦時下の南ベトナムでは、戦争被害を受けた女性に就労と「自立」を求める政策が、アメリカ国民にほとんど知られることなく議論されていたのである。

しかし、アメリカ軍の撤退に至るその後の経過の中で、南ベトナム政府が実施したリハビリ・プログラムは、再び、その対象を男性に限定した。傷痍軍人や戦死者遺族らの抗議運動のほか、難民と戦争被害者の増加もあり、軍民双方を対象としたリハビリのニーズは高まっていた。しかし、南ベトナム政府のリハビリ資源は、ほとんどが傷痍軍人のために使われた。ARVN自身は兵士のリハビリに関心を示さず、民生機関がその負担を受けもつことになったからである。結果、女性を含む民間人障害者や戦争被害者のリハビリがないがしろにされた。また、CORDS内部で提案された戦争被害者向けのリハビリ・プログラムも、その多くは実施されずじまいとなった。すでにベトナムからの撤退を議論し始めていたCORDSには、南ベトナムのリハビリ政策に十分な支援を行う用意がなく、自らの良心の呵責を紛らわせるにとどまったのである。その結果、女性の就労に対する支援を強調するプログラムは後退し、元兵士の男性を主たる対象とした男性稼ぎ手モデルが、従来通り、リハビリ政策の基調となっていった。

¹ Thomas W. Scoville, *Reorganizing for Pacification Support* (Washington D.C.; Government Printing Office, 1982).

² 本論文では、南ベトナムで結成された「民族解放戦線（National Liberation Front、以下NLF）」に加え、北緯17度線を越えて南下・浸透したベトナム民主共和国の正規軍なども含めた総称として「解放勢力」の語を用いる。今井昭夫は、南部ベトナムでの解放戦争の主体はNLFではなく、民主共和国の正規軍も編入された「ベトナム南部解放軍」だったと指摘している。今井昭夫「南部メコン・デルタにおけるベトナム戦争ーヴィンロン地方における解放勢力側の戦士8人への聞き取り調査」『東京外国語大学論集』第74号（2007年）、

121-139 頁; 今井昭夫「ベトナム中部クアンガイ省におけるベトナム戦争の記憶」『東京外大東南アジア学』第 16 号 (2011 年) , 65 頁.

³ William Rosenau and Austin Long, *The Phoenix Program and Contemporary Counterinsurgency* (Santa Monica, CA: RAND Corporation, 2009), 3-15.

⁴ Lewis Sorley, *A Better War: The Unexamined Victories and Final Tragedy of America's Last Years in Vietnam* (Orland, FL: Harcourt, 1999); Hans Binnendijk and Patrick M. Cronin, eds., *Civilian Surge: Key to Complex Operations* (Washington, D.C.: National Defense University Press, 2008), 3-4, National Defense University, file:///C:/Users/dell/Downloads/ADA492662.pdf (accessed April 29, 2016).

⁵ Ross Coffey, "Revisiting CORDS: The Need for Unity of Effort to Secure Victory in Iraq," *Military Review* (March-April 2006), 16. 1960 年代半ばにサイゴンの日本大使館で土地改革の進捗状況を USAID の資料から分析した木村哲三郎は、南ベトナム政府の農村支配が破綻していることは、その時点ですでに明らかだったと回顧している。木村哲三郎「戦時下の南ベトナム経済—土地革命と被援助経済の構造」『東アジア近代史』第 11 号 (2008 年) : 154-177.

⁶ Christopher Fisher, "The Illusion of Progress: CORDS and the Crisis of Modernization in South Vietnam, 1965–1968," *Pacific Historical Review* 75, no. 1 (2006): 25-55.

⁷ 「戦争被害者」について、南ベトナム政府と CORDS 戦争被害者部門は異なる定義を用いていた。前者は戦争被害者を、「自宅に部分的もしくは全体的な被害を受けている、さらに／あるいは、殺害された、もしくは負傷したが、難民のように居住地を一定期間にわたって離れることを余儀なくされていない者」と定義していた。一方、後者は戦争被害者を「戦争や戦争に関わる活動の結果、身体に深刻な障害を負ったり、親や夫、家屋、生活を喪失したりした者」とより幅広く定義した。CORDS の定義では、1970 年 3 月時点で、難民と別に 57 万 2 千人の戦争被害者がいるとされた。"Refugee Program Assessment for March 1970," folder "Bunker Reports 1/2," box 15, War Victims Directorate, Refugee Division, General Records, Headquarters, Military Assistance Command Vietnam, Civil Operations and Revolutionary Development Support (CORDS), RG472, U.S. Forces in Southeast Asia, NARA.

⁸ Douglas Martin, "James R. Dumpson, a Defender of the Poor, Dies at 103," *New York Times* (NYT), November 8, 2012, http://www.nytimes.com/2012/11/09/nyregion/james-r-dumpson-a-defender-of-the-poor-dies-at-103.html?_r=0 (accessed April 1, 2016).

⁹ James R. Dumpson, Kenneth W. Kindelsperger, and Susan Pettiss, "Report of the Social Welfare Task Force to USAID Vietnam and Washington," folder 1618-06A, box 1, War Victims Directorate, Refugee Division, General Records, Headquarters, Military Assistance Command Vietnam, Civil Operations and Revolutionary Development

Support (CORDS), RG472.

¹⁰ Paul Crowell, “Relief Unit Backs Training for Jobs: Report to Mayor Opposes ‘Made Work’ Program,” *NYT*, February 13, 1962: 28; “Work Relief Plan Is Revised by U.S.: State Is Permitted to Use Employables on Projects,” *NYT*, February 27, 1962: 20.

¹¹ James R. Dumpson, “The Social Impact of Automation,” December 6, 1963, folder 11, box 060295, Subject Fill III Sub Series, Julius CC Edelstein (Wagner Staff) Series, Robert F. Wagner Documents Collection, La Guardia and Wagner Archives, <http://www.laguardiawagnerarchive.lagcc.cuny.edu/COLLECTIONS.aspx?ViwType=1&ColID=6> (accessed April 1, 2016). こうした発想の背景には、1950年代に普及した「人的資源理論」が影響を与えていたと考えられる。経済学者のジョン・ガルブレイスやゲンナー・ミュルダール、エリ・ギンズバーグ、E・ワイト・ベイクらの社会学者は、オートメーションをはじめとする産業構造の変化に、職業訓練などの人的資本蓄積で対処することを推奨していた。Guian McKee, *The Problem of Jobs: Liberalism, Race, and Deindustrialization in Philadelphia* (Chicago: University of Chicago Press, 2008), 91-92. しかし、こうした主張は同時代のリベラル派の一部からは効果を疑問視された。たとえば、雇用の総量を増やさないまま個人の人的資本蓄積を促したところで失業者の全体数には変化が生じないとか、職業教育の内容が現代の産業が求める水準に達していないといった批判がなされた。James T. Patterson, *America’s Struggle against Poverty in the Twentieth Century, 4th ed.* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2000), 123-125.

¹² Mayor Urges U.S. Move For Better Job Training, *NYT*, July 30, 1963: 39; Damon Stenson, “Automation Tied to Home Tension: Dumpson Sees Welfare Rise in Desertion and Divorce,” *NYT*, October 10, 1963: 23.

¹³ James R. Dumpson, Maxwell Lehman, Herman Badillo, “Suggested Objectives and Criteria for Program Selection” discussed in Anti-Poverty Operations Board, January 7, 1965, folder 13, box 060302, Edelstein Series, La Guardia and Wagner Archives, <http://www.laguardiawagnerarchive.lagcc.cuny.edu/COLLECTIONS.aspx?ViwType=1&ColID=6> (accessed April 29, 2016).

¹⁴ Laymond Robinson, “Child Day Care to Be in Homes: Plan Lets Working Mothers Utilize City Neighbors Instead Big Centers,” *NYT*, February 17, 1964, 33; “City Seeking U.S. Aid to Train Million Workers With Few Skills,” *NYT*, January 11, 1965, 45.

¹⁵ Dumpson, Kindelsperger, and Pettiss, “Report of the Social Welfare Task Force,” 6, 10, 13, and 30.

¹⁶ Michael Katz, *The Undeserving Poor: from the War on Poverty to the War on Welfare* (New York: Pantheon Books, 1989), 44-52; Daniel P. Moynihan, *The Negro Family: The Case for National Action* (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1965).

¹⁷ Hugh Tinker, “Community Development: A New Philosopher’s Stone?” *International Affairs* 37, no.3 (July, 1961), 309, and 322. 冷戦期に流行した CD 事業の「起源」と見なせるものについては、20 世紀初頭にアメリカの都市で流行したセツルメント・ハウス運動や一次大戦後のヨーロッパ戦災復興事業、ニューディール期の南部黒人農民育成事業、そして、20 世紀中葉のソ連やスウェーデン、植民地インド、プエルトリコなどにおける住宅改良事業など、様々なものが指摘されている。中野聡 『『自助』の福音—コールド・ウォーリアーズのフィリピン体験 (2)』『歴史経験としてのアメリカ帝国—米比関係史の群像』岩波書店, 2007 年, 213-274; Richard Harris, “The Silence of the Experts. ‘Aided Self-Help Housing’ 1939-1954,” *Habitat International* 22, no.2 (1998): 165-189; Richard Harris, “Slipping through the Cracks: The Origins of Aided Self-help Housing, 1918-53,” *Housing Studies* 14, no. 3 (1999): 281-309.

¹⁸ Cullather, *The Hungry World*, 76-94.

¹⁹ Fisher, “The Illusion of Progress,” 35-36.

²⁰ Edward Miller, *Misalliance: Ngo Dinh Diem, the United States, and the Fate of South Vietnam* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2013), 171-184, and 231-247; Richard A. Hunt, *Pacification: the American Struggle for Vietnam’s Hearts and Minds* (Boulder, CO: Westview Press, 1995), 20-30.

²¹ “Report of the Vietnamese Delegation,” on the International Ministerial Level Conference on Social Welfare, September 3-12, 1968, folder “Social Welfare ‘68,” box 4, Refugee Division, CORDS, RG472.

²² Miller, *Misalliance*, 172, 176, 181-182, and 234-238.

²³ 南ベトナムで活動するもっとも有力な民間団体の一つである IVS は、農業支援や教育、保健、土木などの社会開発事業をベトナム人の「自助」によって進めることを重視した。しかし、同じ援助団体であるカトリック救援奉仕会などが USAID と契約して活動したのとは異なり、アメリカ政府の開発援助計画の一部と見なされることを拒否した IVS は、自主財源による独自の活動を展開していた。また、「ピープル・トゥ・ピープル」を活動のスローガンとした IVS は、アメリカ側の援助ワーカーによる一方的な知識と技術の押しつけを嫌い、ベトナムの人々との相互交流を志向する点でも、他の団体との違いを打ち出していた。ところが、1960 年代の半ば以降、ベトナム戦争に対するアメリカの軍事的関与が急速に強まり、1967 年 5 月には軍事と民生を統合する CORDS が設置される中で、IVS はアメリカ軍からの執拗な協力要請と活動への介入を受けるようになった。Paul A. Rodell, “International Voluntary Services in Vietnam: War and the Birth of Activism, 1958–1967,” *Peace & Change* 27, Issue 2 (April, 2002): 225–244.

²⁴ Nguyen-Tang Cahn and Don Luce, “An Approach to Post-War Service Priorities in South Vietnam,” October, 1969, folder “Historical Data 1970 [1969],” box 15, Refugee

Division, CORDS, RG472.

²⁵ ただし、ルースとカンは、開発援助によってアメリカによる戦争の不道徳的な性格を糊塗することはできないと、釘をさすことは忘れなかった。Cahn and Luce, “Post-War Service Priorities,” 33.

²⁶ CORDS Refugee Division, “Action Plan 1968-69,” folder “Social Welfare ‘68,” box 4, Refugee Division, CORDS, RG472.

²⁷ “Perspective on Social Welfare Vietnam – FY1969/1970,” folder “Social Welfare ‘68,” box 4, Refugee Division, RG472.

²⁸ Ibid.

²⁹ United State Senate, Committee on Foreign Relations, “Vietnam: Policy and Prospects, Hearings Before the Committee on Foreign Relations United States Senate on Civil Operations and Rural Development Support Program,” February 17-20 and March 3, 4, 17, and 19, 1970, 91st Congress, 2nd Session, cited in “A Legacy of Vietnam: Lessons from CORDS,” Mandy Honn, Farrah Meisel, Jacleen Mowery, et. al., *InterAgency Journal* 2, no. 2 (2011), 43.

³⁰ Miller, *Misalliance*, 98.

³¹ Carter, *Inventing Vietnam*, 59-60.

³² Ibid, 240; 吉澤南『ベトナム戦争—民衆にとっての戦場』（吉川弘文館，2009年），198-203.

³³ ガブリエル・コルコ（陸井三郎監訳）「第19章 ベトナム共和国軍の建設と南ベトナム農村をめぐるたたかい」『ベトナム戦争全史—歴史的戦争の解剖』（社会思想社，2001年）。

³⁴ Robert W. Komer to Donald Macdonald, September 20, 1968; and John F. Thomas to Robert W. Komer, “Essential Social Welfare Programs for 1969,” September 20, 1968, folder “Social Welfare ‘68,” box 4, Refugee Division, CORDS, RG472.

³⁵ Thomas to Komer, September 20, 1968.

³⁶ CORDS Refugee Directorate Social Welfare Division, memorandum, n.d., folder “War Victims Files 1/4,” box 10, Refugee Division, CORDS, RG472.

³⁷ African American Registry, “Administrator of Humanity, John Thomas,” http://www.aaregistry.org/historic_events/view/administrator-humanity-john-thomas (accessed July 3, 2016).

³⁸ John F. Thomas, “New Approach to the Refugee Problem in South Vietnam,” folder “Refugees / General ‘68,” box 4, Refugee Division, CORDS, RG472.

³⁹ Carl J. Bon Tempo, *Americans at the Gate: The United States and Refugees during the Cold War* (Princeton: Princeton University Press, 2008), 79-80, and 126-127.

⁴⁰ 1965年にアメリカ政府の交渉代理を務めるハバナのスイス大使館とキューバ外務省の

間で交わされた「合意覚書」では、キューバからアメリカへと難民を送り出す際に、すでにアメリカに居住しているキューバ出身者の子供、親、兄弟が最優先されることになった。

John F. Thomas, “Cuban Refugees in the United States,” *International Migration Review* 2 (1967): 46-57.

⁴¹ Mary Ellen Smith, “Cubans Retrain,” *Christian Science Monitor*, September 9, 1962, no page, a newspaper clipping in folder “Cuban Refugee Program, Education, 2 of 2,” box 6, Cuban Refugee Program, RG 47, Social Security Administration Records, NARA.

⁴² Ellen Winston, “Cuban Refugees - Whitehouse Meeting at 9:00 p.m., October 15, 1965,” folder “FY1966, Cuban Refugee Program Resettlement General,” box 3, RG47 Social Security Administration Records, NARA.

⁴³ 1964年5月の段階で、すでに7万7千人のキューバ難民がマイアミから他都市や他州に移住していたが、依然として約8万人のキューバ人がマイアミに残留していた。さらに、このうちの約4万人が生活支援を受けていた。News Release, “‘One More Opportunity’ in Every City Asked for Cuban Refugees,” May 7, 1964, folder “FY 1964, Cuban Refugee Program, Welfare Assistance & Services,” box 1, RG47.

⁴⁴ US Cuban Refugee Program, “The Fellow Refugees of Clothing Industry Opportunities,” *Re-settlement RE-CAP* (August, 1965), folder “F.Y. 1968, Cuban Refugee Program, Resettlement, General,” box 3, RG47.

⁴⁵ Thomas to Komer, September 20, 1968.

⁴⁶ 事件発生の3週間前、国立リハビリ研究所で処置を受けた傷痍軍人12人が、治療後に宿舎からの退去を求められた。彼らは政府による住宅の提供を求めて空き地に住み始め、徐々にその数を増やして、警察との衝突に至ったのである。傷痍軍人たちは車椅子やバイク、自転車などでバリケードを築き、ブロック・石・空き瓶などを投げて警官の接近を防いだ。“Demonstration by RVN Disabled Veterans and Their Families on 8 March 1970”; Fact Sheet,” March 26, 1970, folder “MN of War Veterans, 1970, 3 of 4,” box 2, War Victims Directorate, War Veterans Division, CORDS, RG472.

⁴⁷ キ副大統領は、2月1日に退役軍人団体の前で演説し、大統領府による傷痍軍人政策を批判していた。Ibid.

⁴⁸ Norman P. Firnstahl to DEPCORDS/MACV, April 27, 1970, “Demonstration at Lower House by Disabled Veterans on Saturday Night 25 April,” folder “MN of War Veterans, 1970, 2 of 4,” box 1, War Veterans Division, CORDS, RG472.

⁴⁹ Liaison Office, Ministry of War Veterans, to William M. King, May 30, 1970, “Report on the Demonstration of Disabled Veterans at the Ministry of War Veterans on 29 May 1970 at about 0800Hr,” folder “MN of War Veterans, 1970, 2 of 4,” box 1, War Veterans Division, RG472.

⁵⁰ “Special Report,” June 24, 1970, folder “Veterans Protest (Squatters),” box 18, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁵¹ アメリカ陸軍特殊部隊「グリーンベレー」が高地の少数民族を組織して作った南ベトナム陸軍の指揮下でない戦闘部隊のこと。

⁵² “War Veterans Demonstration Activities,” September 2, 1970, folder “MN of War Veterans, 1970, 1 of 4,” box 1, War Veterans Division; “Memorandum for Record: Disability Compensation Claim of HO VAN DUA, 153/A Bin Duc Village, Chau Thanh District, An Giang Province,” September 2, 1970, “Request for Assistance by Mr. Ho Van Dua, 1970,” folder “Veterans Protest (Squatters),” box 18, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁵³ “Memorandum for Record: Disabled Veterans Demonstrations in Bien Hoa and Saigon,” August 18, 1970, and “Memorandum for Record: For William H. King,” September 4, 1970, folder: “Veterans Protest (Squatters),” box 18, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁵⁴ From Charles W. Young to Franklin R. Stuart, September 4, 1970, “War Veterans,” folder “MN of War Veterans, 1970, 1 of 4,” box 1, War Veterans Division, CORDS, RG472.

⁵⁵ “Summary of Law 8/70, ‘Rights and Benefits of Disabled Soldiers, Families of War Dead, and War Veterans,’ signed by President Thieu July 9, 1970,” folder “Veterans Law: MWV Decree,” box 18, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁵⁶ 南ベトナム退役軍人省が必要な人員を確保するまでに、2年かかると試算されていた。“Recommendation for US Support/ Ministry of War Veterans,” September 17, 1970, folder “Programs of Assistance for MWV,” box 18, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁵⁷ CORDS War Victims Directorate, “USAID/Vietnam Spring Program Review,” August 1, 1970, folder “Civil Affairs Report 1/3,” box 15, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁵⁸ しかし、ここでもプログラムの実施を現場で担う人材の不足が問題になった。“Status Report on War Veterans and Dependents Program,” n.d., folder “MN of War Veterans, 1970, 1 of 4,” box 2, War Veterans Division CORDS, RG472.

⁵⁹ William E. Colby to Assistant Chief of Staff, October 9, 1970, “War Veterans Program,” folder “MN of War Veterans, 1970, 1 of 4,” box 2, War Veterans Division, CORDS, RG472.

⁶⁰ なかでも、農村開発は南ベトナム政府が強く主張したものであった。“Memorandum of Conversation: William E. Colby, James R. Dumpson, and James S. Brown,” November 10, 1970; and Franklin R. Stewart to William E. Colby, November 11, 1970, “Social

Development Planning,” folder “Ministry of Social Welfare,” box 1, War Veterans Division, CORDS, RG472.

⁶¹ Eric Wright to Martin Teitel, November 6, 1969, folder “ISD RPO Asia Programs South Vietnam: Correspondence Letters #D From South Vietnam (SVN-P) Nov-Dec, 1969, 44108,” box “ISD RPO 1969, Africa-con’t Nigeria-con’t, Asia Hong Kong, Vietnam – N. Vietnam,” American Friends Service Committee Archives, Philadelphia, PA.

⁶² War Victims Directorate, “USAID/Vietnam Spring Program Review.

⁶³ CORDS, May 17, 1969, “Memorandum for the Record: Meeting on Refugee Problems,” folder “Memos for Records,” box 9, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁶⁴ 反共国家の建設というアメリカの企図がベトナム戦争の原因であり、また、当の戦争が南ベトナムの国家としての自立を決定的に失敗させたとする、以下の研究を参照。Carter, *Inventing Vietnam*.

⁶⁵ 土屋和代「アメリカの福祉権運動と人種、階級、ジェンダー—「ワークフェア」との戦い」『越境する 1960 年代—米国・日本・西欧の国際比較』油井大三郎編（彩流社, 2012 年）, 170-179; Felicia Kornbluh, *The Battle for Welfare Rights: Politics and Poverty in Modern America* (Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press, 2007), 96-100.

第5章 戦時下南ベトナムのリハビリにおける「自立」概念の多様化

はじめに

1960年代後半、クエーカー教徒の平和・人道団体「アメリカ・フレンズ奉仕会 (American Friends Service Committee、略称 AFSC)」は、南ベトナム北部、クアンガイ省の省都クアンガイに託児所を設け、ベトナム人家族から就学前の児童を受け入れていた。同施設が受け入れた5歳の少女アンの父親は、戦火が及ぶ前に「チフス」が原因で亡くなっていた。残された母や二人の兄と当時3歳のアンは戦争によって家と土地を失い、クアンガイ近隣の仏教徒難民キャンプに身を寄せた。一家の稼ぎ手であった兄たちは18歳になるなり ARVN に徴兵され、一人は1967年に戦死してしまう。母は、自身の収入では米とわずかな野菜しか買えない。そこで、栄養価のある食事や遊びと健康・衛生のチェックを提供し、公立の小学校に入学するための読み書きまで教えてくれる AFSC の託児所に、娘を預けたのである。¹この託児所の他に、障害者リハビリ・センターや難民対象の授産事業も展開した AFSC は、戦争被害を受けて困窮する家族のための支援を行う民間団体の一つであった。当時、南ベトナムでは、アン一家のような母子家庭や障害者の困窮が特に甚だしく、その生活をいかに支えるかは民間援助団体の大きな課題になっていたのである。

二次大戦後のリハビリ政策の集大成である南ベトナムでのプログラムには、男性稼ぎ手モデルとも、シングルマザーに就労を強制するワークフェアとも異なる特徴が多数みられた。具体的には、女性の就労の条件となる各種の支援を重視すること、拡大家族や地域コミュニティ、障害者のコミュニオンなど、多様な集団による個人の包摂を重視すること、そして、ベトナムと西洋の文化的差異を強調し、ベトナムの外国からの「自立」を展望することなどである。これらの方針は、従来からのリハビリ政策の経験に戦時下の南ベトナム社会と経済の諸条件を加味したうえで、ベトナムと西洋の違いを際立たせる文化論なども参照しながら、決められていった。

これらの特徴的なプログラムの担い手は、主に民間団体であった。南ベトナムの平定作戦を統括する CORDS は、難民および戦争被害者のリハビリ政策に人心掌握の効果を期待し、その実施を南ベトナム政府に求めていた。しかし、南ベトナム政府が ARVN の傷痍軍人以外を対象とするリハビリ・プログラムにほとんど関心を向けなかったことは、前章で見たとおりである。アメリカの NGO 「世界リハビリテーション基金 (以下、リハビリ基金)」は、USAID と契約して南ベトナム政府を指導し、包括的なリハビリ政策を実施させようとした。しかし、軍事と治安に偏重する政府の民生機能は脆弱で、その目的は果たされなかった。いきおい、AFSC のようにアメリカ政府から距離を置いて活動する団体も含め、多くの民間団体が、公的なリハビリ・プログラムの空白を補うことになった。裏を返せば、南ベトナムでは、国家が全国共通のリハビリ・プログラムを一元的に管理・実施することが困難だったということでもある。結果として、プログラムの多様性と現場の自律性自体が南ベトナムのリハビリ政策の特徴になった。

南ベトナムのリハビリに表れた自立概念と、男性稼ぎ手モデルに依拠した従来の開発思想の相違は、先行研究ではほとんど注目されずにきた。ケネディ政権期に創設された平和

部隊のイデオロギーを分析したモリー・ガイドルは、冷戦リベラリズムの系譜に位置づけられる開発の思想が、脱植民地化を目指す第三世界の社会や家族の構造を「女権的」で「遅れた」ものと見なし、「近代化」されたアメリカの社会や家族と対比した、と主張する。ここでいう近代化には、父権的な社会と家族関係を確立することが含意されており、ホモソーシャルな先進資本主義国の国際サークルに入る資格として捉えられていたのだという。²しかし、ベトナム戦争期まで開発思想の中核にあったとされる、このようなイデオロギーが、それほど普遍的なものだったかは疑わしい。少なくとも、アメリカのインドシナ政策や戦争に対する批判が高まりつつあった1960年代末以降、その根拠は揺らいでいたと考えるべきである。実際、男性稼ぎ手モデルを標準とする硬直的な「自立」の思想は、ベトナムの援助の現場において、なんら自明視されてはいなかった。特に、「中立」の人道援助を志向する団体や、アメリカ政府に批判的な反戦運動起源の団体によるリハビリ・プログラムに、その傾向が強かった。ガイドルが指摘する通り、人道援助としての開発に対する期待は政府に批判的な団体にも共有されていた。しかし、男性稼ぎ手モデルと近代化論に基づく冷戦期アメリカの同化主義的な開発思想は、少なからず相対化されていたのである。

以下では、南ベトナムで自立支援プログラムを実施した四つの組織を取り上げ、それぞれの史料から活動の実態を分析する。4つの組織とは、前述したAFSCのほか、障害を負った子どものリハビリに取り組んだ反戦運動団体「戦争で火傷や傷を負ったベトナムの子どもたちを救助する責任を果たす委員会」、略称「責任委員会」(The Committee of Responsibility)、南ベトナムの政府機関である「国立リハビリ研究所(以下、リハビリ研)」とこれを補佐・指導した先述のリハビリ基金である。第1節では、リハビリ研とリハビリ基金が傷痍軍人を対象に実施したプログラムに焦点を当て、男性稼ぎ手モデルの要素を強く残した、冷戦プロパガンダとしてのリハビリの実施過程を分析する。ただし、1970年代初頭までには、政府のリハビリ・プログラムにも単純な男性稼ぎ手モデルではない発想が生まれつつあったことにも注目する。第2節では、責任委員会の活動に注目し、リハビリの目標である「自立」が意味するものの中に、ベトナムの伝統や文化の保持が含まれていく経緯を追う。その際、責任委員会のリハビリ・プログラムが想定した自立の概念が、ベトナムからのアメリカの影響の除去という目標と密接な関係にあったことを示す。第3節では、南ベトナム北部の激戦地で難民支援に当たったAFSCの活動に焦点を当て、男性の稼ぎ手を失った家族や重度障害者のために計画・実施された自立支援について分析する。ここでは、多様なリハビリ・プログラムを構想したAFSCの創意を示すだけでなく、AFSCと南ベトナム政府からの「自立」を求め始めたベトナム人スタッフの動きにも目を向ける。以上のような作業を通して本章では、戦時下のリハビリ・プログラムの多様性から、冷戦期の「自立」概念の揺らぎを浮き彫りにし、20世紀末の新自由主義的な福祉改革を目前に示された、リハビリ政策の可能性と限界について論じていく。

第1節 国家による傷痍軍人のリハビリと「男性稼ぎ手モデル」の見直し

南ベトナム政府の障害者リハビリテーション・プログラムがスタートしたのは、アメリカ軍による大規模な地上戦が開始された1965年のことである。この年、サイゴンに国立の「整形外科リハビリ・センター」が開設された。

この動きは間もなくサイゴン以外の都市にも拡大するが、そのきっかけとなったのはリンドン・ジョンソン大統領の依頼を受けたハワード・ラスクの南ベトナム視察だった。ラスクが、現状の10倍以上の規模の障害者リハビリテーションが必要だと述べたことを受け、1966年、サイゴン市内のかつて刑務所だった建物にリハビリ研が設置される。³同機関の立ち上げに当たっては、ラスクが代表を務めるリハビリ基金がUSAIDと契約を結び、プログラムの策定とスタッフ教育を担当することになった。それまでのリハビリ基金の活動は途上国でリハビリを学ぶ学生に海外留学の機会を提供することが主だったが、これを機に、途上国におけるリハビリ政策の立ち上げという、より野心的な事業に乗り出したのである。リハビリ基金スタッフによる指導の下、リハビリ研はダナン、カントー、クイニョンの各都市、そして、コンホアのARVN病院内にも分院を設置した。これらの施設では、南ベトナム国内で不足する身体障害者用の義肢や装具の生産と技術者の養成が行われた。⁴また、理学療法や作業療法、発話療法などが処方され、専門人材の育成も行われた。

リハビリ研の設立は、他の民生プログラムと同様、南ベトナム政府の正統性を増すためのプロパガンダであった。この点について、南ベトナム保健省の高官は、ベトナム滞在中のラスクに宛てた手紙の中で率直に語っている。ラスクらの物的・技術的援助により「南ベトナムの民衆はその苦しみと障害を和らげることができる」だろうし、「戦争被害者はだれが味方で、だれが敵かを理解する」だろう、というのである。⁵一方、援助するアメリカ政府の側でも、こうした効果は十分に意識されていた。帰国したラスクから報告を受けたジョンソン大統領は、民間主導による南ベトナム援助の拡大を希望するとともに、そこから期待される二つの効果に言及した。第一の効果は、南ベトナムにおける保健、教育、社会福祉の向上であった。第二の効果はアメリカ国内に対するもので、「ピープル・トゥー・ピープル」のプログラムを通して、市民が「ベトナムの盟友の気質と精神をよりよく知り」、両国民が「益々の友好と相互理解をもって協力し、平和を勝ち取る」ことであった。⁶

南ベトナムで行われたアメリカのリハビリ政策は、明らかに、冷戦期に民間主導で実施されてきた途上国支援の系譜に連なっている。とりわけ、ラスクによる南ベトナム視察から援助実施に至る一連の過程は、朝鮮戦争の際の韓国におけるそれと多くの点で重なり合う。1953年初頭、ラスクは、ペンシルバニア大学学長ミルトン・アイゼンハワー（ドワイト・アイゼンハワー大統領の実弟）から依頼を受け、彼が代表を務める民間団体「米韓財団（American Korean Foundation）」のチームを率いて、8日間の日程で韓国を訪れた。この訪問の目的は、主に戦争被害者に対する医療と社会福祉の実施状況を調査し、戦後復興の計画と必要とされる援助について提言することであった。戦時中、朝鮮半島を南北に行き来する戦線の両側では多数の民間人が戦火に追われ、故郷をあとにしていた。こうした人々の移動を管理し、その生活を支援することは、国連軍の主力であるアメリカ軍の任務の一つになっていた。⁷これを補佐する米韓財団には、戦争被害者のニーズを整理し、民間団体のハブとなって国連軍の活動を支える役割が期待された。そのため、ラスクらの調査にはアメリカ極東軍および国連軍司令部、さらに、韓国政府も協力し、その動向は韓国

のメディアでも連日報じられた。⁸帰国後、ラスクと米韓財団は各種の団体と個人に韓国向けの寄付を募り、医薬品などの緊急援助物資と現金を分配した。⁹休戦後は、国連韓国復興機関（United Nations Korean Rehabilitation Agency, 略称 UNKRA）や韓国政府をはじめとする各機関・団体と提携して、教育、児童福祉、傷痕軍人・障害者のためのリハビリ、医療専門家の育成、そして、医療施設の建設などを支援した。¹⁰さらに、1956年初夏以降、緊急援助を縮小した米韓財団は、より長期的な社会開発の支援にその活動を移行させていく。具体的には、大学などの公共施設と住宅の再建事業、青年団体「4-Hクラブ」による農業技術者・指導者の養成、農村部の医療改善のための病院建設、戦争寡婦家庭と孤児のための授産事業など、様々な活動に専門家を派遣し、資金援助を行った。特に農業指導や職業訓練などに投資するプログラムは、「自助」による開発を強調する米韓財団が好んだもので、年次報告書等に写真入りで繰り返し紹介されている。¹¹ラスクによる朝鮮戦争時の韓国訪問とベトナム戦争中の南ベトナム訪問は、時の政府の意向によること、その主目的が保健・医療・福祉の調査にあったこと、アメリカ政府と密接に連携した民間レベルの援助プログラムにつながったことなど、実施の背景と事後の経過がよく似ている。

ただし、韓国で米韓財団が実施した総合的な援助に比べると、南ベトナムでリハビリ基金が実施した支援の中身は著しく限定されていた。それは保健・医療分野の中の、さらに狭い、障害者リハビリテーションという領域に特化したものだった。リハビリ基金の活動に限らず、1960年代後半の南ベトナムで行われた開発援助が全体として小規模かつ個別的な中身にとどまったことは、前章で論じた。その背景に政府による農村支配の破たんがあったことも、すでに指摘したとおりである。韓国における総合的な戦災復興援助が戦況の膠着から停戦後に実施されたのに対して、南ベトナムにおける社会開発プログラムは政府と解放勢力による支配地域の争奪戦が解放勢力に有利に展開するなかで行われた。そのため南ベトナムでは、難民や戦争被害者、傷痕軍人など、生活困窮者に的を絞った福祉プログラムを優先せざるを得なかったのである。障害者リハビリテーションという、あえて言えば眼前の問題に対する弥縫策のようなプログラムこそが、戦時下の南ベトナム政府の課題に適合的だったとも言える。

ベトナム戦争は、開発援助の一部として行われてきた西洋型のリハビリに見直しを迫り、「就労による自立」というその目標を修正させた。1971年3月、CORDSの指示を受けたリハビリ基金は、戦争被害者の職業リハビリテーション（VR）実施に向けて予備調査を開始した。パリ和平協定締結直前の1973年1月にUSAIDに提出された調査報告書は、南ベトナムでのリハビリを、それまでにない「ユニーク」な課題と呼んでいる。¹²報告書はその冒頭で、障害者を雇用に近づけるといふ、伝統的な職業リハビリテーションの理念を修正することを提案した。報告書によれば、西洋のリハビリは障害者が個人として職を得ることを標準的な目標としてきた。これは産業化が進み、「完全雇用」が概ね実現されている社会には適合的な考え方だが、農業中心の開発途上国で、なおかつ戦時下にある南ベトナム社会では非現実的であるという。工業化よりも速く都市化が進む現在の南ベトナムでは、健常者の多くも失業状態に置かれている。そのような状況で、障害者に産業労働者としての技能を身につけさせたとしても、実際に就労し、賃金を得られる可能性は低い。したがって、障害者の職業リハビリテーションも雇用以外のところにその目標を定めなけれ

ばならない。具体的には、農業のように家族や集団を単位として営まれる生業に障害者が直接・間接に貢献することが現実的な目標になる、というのがリハビリ基金の見解であった。¹³

こうした新しいリハビリ観の背景には、南ベトナムの経済と文化に対するリハビリ基金なりの理解があった。まず、経済の面では、戦争による破壊と農業中心の産業構造が既存の職業リハビリテーションが機能しない理由とされた。上記の報告書は戦争継続中の大規模なVRプロジェクトは実施困難との認識を示している。大規模プロジェクトは、戦争が終結し、国家建設の青写真が描かれてから、しかるべき時期に取り組みられるべきだとされた。¹⁴特に、南ベトナム経済の中心である農民や漁民が戦争によって最大の被害を受け、彼らを吸収するはずの都市や工業も被害を受けているなかでは、障害者の雇用は到底かなわないとみていた。¹⁵他方、ベトナムの伝統的な価値観や文化も、西洋的なリハビリの単純な適用を難しくするとされた。リハビリ基金によれば、就労と賃金の獲得を目標とする職業リハビリテーションの理念は、自己実現を個人単位で考える西洋的な価値観に基づいており、ベトナムの文化にとっては異質なものであった。家族や地域など集団の中で個人が果たす役割に重きを置き、個人が集団に包摂されることに価値を見出すのがベトナムの文化であり、そこでは個人が賃金を得ることが必ずしも重視されない。ベトナムでのリハビリ政策には、こうした文化や価値観、言語を理解し、それにふさわしい目標とプログラムを策定することができる専門家の存在が不可欠だとされた。¹⁶

ベトナムの社会・経済的条件と文化・伝統を重視するリハビリ観は、リハビリ基金との交流を通して国際団体にも伝播した。世界保健機関（WHO）の西太平洋支部は1973年後半に南ベトナムのリハビリについて分析したが、そこにはリハビリ基金の報告書から影響を受けたと思しい記述が散見される。いわく、西洋的なリハビリの概念では「生産的な生への再統合」が最終目標とされるが、これは高度に産業化した国を想定しており、農業国で、平均年齢が若く、戦争の被害も甚大なベトナムには適さない。したがって、南ベトナムでは、家族やコミュニティへの障害者の統合が現実的だ、といったような指摘である。¹⁷1960年代の後半から1970年代初頭、リハビリ基金は元・国際労働機関（ILO）事務局長のデヴィッド・モース理事を仲立ちとして、国際機関のリハビリ・プログラムに示唆を与え続けていた。リハビリ基金はWHOやILO、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）などと不定期に協議の場を持ち、途上国を中心とする世界各地のリハビリの普及について議論していたのである。¹⁸WHOの上記レポートも、こうした交流を背景にして作成されたものと思われる。南ベトナムにおけるリハビリ政策自体に国際機関の関与はほとんどなかったが、開発途上国に固有の問題を織り込んだリハビリの必要性を強調し、家族や地域による障害者の包摂を訴えるラスクらの指摘は、のちに国際機関が主導した障害者リハビリテーションの潮流の中に取り込まれていった。WHOリハビリ部門の責任者であるアイナー・ヘランダーらが1979年にマニュアル化した「地域に根差したリハビリ（community based rehabilitation, 略称 CBR）」は¹⁹、専門施設に頼らないリハビリの方法論として、開発途上国の都市スラムや農村に広まっていく。CBRは、工業発展とインフラ整備が不十分な地域でも、他国からの経済資源の再分配や大規模な援助をとまわずに実施可能な医療プログラム、すなわち「プライマリー・ヘルス・ケア」の一部として普及

が図られた。家族や地域による障害者の包摂と脱施設化を促すことが、CBRの要諦だったからである。²⁰南ベトナムにおいて冷戦期の開発援助から派生した新しいリハビリの理念は、こうした1980年代初頭以降の国際機関によるグローバルな途上国援助に、取り込まれていく。

しかし、新しいリハビリの提言がリハビリ基金と南ベトナム政府自身の手によって実現されることは、ついになかった。上述したリハビリ基金の報告書は、将来のリハビリ政策の第一義的な担い手は政府であるべきとしていた。しかし、現実には南ベトナム政府のリハビリ政策への関心は低く、特に前章で触れた傷痍軍人のデモが収まってからは、ほとんど失われていた。²¹1975年の南ベトナム消滅まで、政府主導による大規模な職業リハビリテーションは実施されていない。²²この間、リハビリ基金は、各地域や都市のレベルで、それぞれのニーズに合わせた特色のある小規模なりハビリ・プログラムを個別に実施するよう推奨していたが、これを実行したのは、むしろ次節以下で取り上げる民間団体であった。

第2節 民間団体による子どものリハビリと「文化」への注目

1999年2月、歴史雑誌『アメリカン・ヘリテージ』の読者投稿欄に、かつて南ベトナムの少年を里子として受け入れた一人の女性の体験談が掲載された。この女性パット・サーラーは、1960年代の後半、責任委員会の活動に参加していた。責任委員会は、ベトナムで膨大な数の子どもが死傷していることに危機感を持った医師・科学者・宗教家・反戦運動家らが、重症の子どもを南ベトナムからアメリカ国内に移送し、治療するべく、1966年末に結成した団体である。ハワイを含むアメリカ国内で多くの支部が作られ、500人以上の医師が無償の医療を行い、最終的に南ベトナムの子ども87人を救援・治療したといわれる。²³サーラーは、この団体の協力者としてイェン・バン・ドアンを、一年ほどの間ニューヨーク郊外の自宅に住ませた。サーラーの寄稿記事は主に幼いドアンの思い出と彼のベトナムでの近況に割かれており、責任委員会の活動の詳細は語られない。ただ、自身が責任委員会の活動に参加した理由について以下のように短く記している。

「夫のアーヴィンと私は反戦運動に参加していましたが、里親として働きたいという私たちの希望は、そうした活動以上のものに動機づけられていました。」「三人の健康な子どもとともに郊外の素敵な家に住む私たち夫婦は、自分たちがとても幸運な人間だということを知っていました。」「そうした幸運には、それほど幸運ではない人たちへの責任が伴うものだ、ということも。」²⁴

この語りからは、都市郊外で安定した生活を営む白人ミドルクラスの善意が責任委員会の人道援助活動を支えていたことが読み取れる。また、ベトナム反戦運動に関わった人々が責任委員会の活動に参加していたこともわかる。実のところ、責任委員会自体が反戦運動団体と人道援助団体という二つの顔を持つ組織であり、後者の活動には南ベトナムにおける子どものリハビリが含まれていた。

責任委員会が反戦団体として設立された背景には、アメリカ軍が使用したナパーム弾の被害報告と、それが引き起こした抗議運動の広がりがあった。ガソリンなどを配合して作られるナパームは、二次大戦の太平洋戦線や朝鮮戦争でも用いられたが、ベトナムでの使用量は1966年だけで5万5千トン近くにのぼっていた。²⁵アメリカ軍機から目につく限りの集落に無差別投下されたというナパーム弾は、付着した人体を激しく損傷した。反戦デモに登場した被害者の写真は見る者に強い衝撃を与え、アメリカ最大のナパーム生産者であるダウ・ケミカルズ社のサララップがボイコットされた。こうした抗議運動の中心には、女性たち、特にベトナムの子どもの被害に憤る多くの主婦がいた。5月末には、カリフォルニア州サンホセで4人の主婦がナパーム弾を運び出そうとするトラックを7時間にわたって足止めし、さらに、近隣の町アルビソにある大規模なナパーム弾の貯蔵施設でも輸送を妨害して、逮捕されている。²⁶

同年暮れに責任委員会が設立され、瞬く間に全国的な組織化がなされるにあたっては、こうした女性たちの反戦ネットワークが大きな役割を果たした。12月の初会合で選出された責任委員会の理事には、社会運動・平和運動の経験を持つ北東部の女性たちが多く含まれていた。1961年に設立され、反核からベトナム反戦へと運動を拡大した「平和のための女性ストライキ」(Women Strike for Peace、以下、WSP)²⁷からヘレン・フルーミンとハニー・ノップ、ユダヤ教学者の組合オーガナイザーで、ニューヨーク市スタイベサントタウン住宅の反人種差別運動に参加したエスター・スミス、同じくニューヨーク在住の資産家で反戦諸団体のスポンサーを務めたアンヌ・ファーンズワースなどである。さらに、責任委員会の西海岸における拠点となったサンフランシスコでは、WSPに参加したマドリン・ダックルズが代表を務めるなど、女性と平和運動家の存在感は大きかった。このほか、化学者で平和運動家のフランソワ・ドルールなど、数人の男性活動家も理事をつとめていた。こうした人々は反戦デモンストレーションを責任委員会の活動の中心に据えようとした。フルーミンは「ワシントンの国務省に対して衝撃を与えられる唯一のものは、ナパームの被害にあった子どもたちだ」と語り²⁸、ダックルズも後年、「戦争の実態をアメリカ人に知らせることも責任委員会の目的だった」と語っている。²⁹そもそも、設立の準備段階までは、移送・治療の対象となる子どもをナパーム被害者に限定する方針であったことも、責任委員会の当初の目的が反戦アピールにあったことを示している。³⁰

他方で、責任委員会のメンバーとして現在まで記憶されている人々の多くは医師であった。全国代表を務めた神経科医ハーバート・ニードルマン(テンプル大学)をはじめ、小児心臓医療の先駆者ヘレン・タウッシング(ジョンズ・ホプキンス大学)、1961年に反核運動のため結成された「責任を果たす医師たち」(Physicians for Responsibility、以下、PFR)から心臓外科医のバーナード・ロウン(ハーバード大学)、同じく精神科医のポール・ローヴィンジャー(ペンシルヴェニア大学)など、著名な医師たちが責任委員会の理事をつとめた。ロウンと同じくPFRから責任委員会に参加し、ロサンゼルス支部の代表を務めた心臓外科医のロバート・ペック(南カリフォルニア大学)は、のちに、責任委員会がPFRの「副産物」だったと評している。³¹平和運動家による問題提起と組織化活動の重要性を考えると、ペックの発言は誇張を含んでいるといわざるを得ないが、広報や資金調達、医療関係者のリクルートなどで医師たちが大きな役割を担ったことは間違いない。そして、平

和運動家たちが国内の反戦世論を高めることを重視したのに対して、医師たちはベトナムの子どもへの医療提供を重視し、極力多くの子どもをアメリカへと移送することにこだわった。こうした考え方の違いが、両者の間に対立を生むことになる。

1967年末に最初の子どもの移送が実現したあと、責任委員会の内部では活動継続の是非が議論になった。平和運動家たちが、反戦世論を喚起するという責任委員会の目的がすでに達せられたと主張したからである。ノップやスミス、ドルールらは、これ以上の子どもの移送が南ベトナム国内における責任委員会の活動拡大につながりかねず、ひいてはアメリカ・南ベトナム両政府を民生面で支援する結果になると危惧していた。³²これに対して医師たちは、できるだけ多くの子どもをアメリカに移送し、治療を施すことにこだわった。結局、医師たちの意見が通り、責任委員会の人道援助活動は継続されることになる。

さらに、医師たちは、子どものアメリカへの移送と治療だけでなく、南ベトナム国内での子どもの社会復帰支援も拡大しようとする。その背景には、子どもの移送活動に批判的なハワード・ラスクとの論争が影響を与えていた。1966年、ラスクはベトナムの子どもたちを言語・食事・習慣の異なるアメリカへ移送する責任委員会の活動が、患者に「心理的トラウマ」を与える不適切な行為だと批判した。³³これに反発した責任委員会は、現在の南ベトナムの医療環境は劣悪であり、重症をおった子どもの治療には限界があることから、緊急の措置としてアメリカへの移送が必要なのであって、ラスクの議論はそうした現実の深刻さを踏まえていないと反論した。³⁴論争自体は、経口ポリオ・ワクチンの開発で著名な責任委員会の名誉議長アルバート・セイビンが仲立ちし、ラスクが、アメリカへの移送・治療も含めて「できることはすべて行うべき」と態度を軟化させたことで、終息した。³⁵しかし、この論争は責任委員会の関心を治療後の子どものベトナム社会への復帰に向けさせた。この後、責任委員会は反戦運動としての主張を抑制し、自らラスクの専門分野であるリハビリの世界に踏み込んでいくことになる。

責任委員会によるリハビリは、子どものアメリカ滞在中に始まり、南ベトナムの家族の下に帰るまで続いた。アメリカ国内では里親を支援するソーシャルワーカーが配置され、ボストン、バークレー、サイゴンには、子どものベトナム社会への復帰を支援するための中間施設（リハビリ・シェルター）が設置された。³⁶また、「子ども」とひとまとめに呼ばれる者の中には帰国時点で10代半ばから後半になる者も多く含まれていたが、責任委員会は、彼らにアメリカ・ベトナムの両方で学校や職業訓練を斡旋し、就学のための資金援助も行った。³⁷かつてAFSCのリハビリ・センターで働いたこともあるイギリス人理学療法士のビル・クーパーは、サイゴンのシェルターで近隣住民の関心を高めるための講演会を企画し、障害者による工芸作品の展示や市場での販売を行った。さらに、子どもに理学療法や装具製作の技術を身に着けさせることで、南ベトナムで不足するリハビリ人材の育成にも寄与しようとした。こうした取り組みはサイゴンのリハビリ・センターを中心に南北の統一を挟んで1978年まで継続し、ベトナム社会で障害を持った子どもたちが生きていくために、家族や周囲の社会をまき込んだ、「西洋式リハビリ（western rehabilitation）」の教育が実施された。³⁸

こうした人道援助活動の拡大は、平和運動家の危惧通り責任委員会とアメリカ・南ベトナム両政府との協力を促進した。子どもをベトナムからアメリカに連れ出して治療するに

は、CORDS や南ベトナム当局の協力を受けて、緊急度の高い重症者を見つけ出し、彼らの出国に必要な各種の手続きをクリアし、アメリカ空軍による輸送支援を取りつける必要があったからである。³⁹また、南ベトナム保健省と覚書を結んで活動する責任委員会のリハビリ・プログラムは、必然的にリハビリ研との接点を生んだ。1971年、責任委員会がサイゴンにマヒ患者専用のリハビリ・センターを開設する意思を伝えた際、リハビリ研の医師は熱烈な賛意を示している。リハビリ研は、かつて USAID にマヒ患者プログラム創設への財政支援を打診したが、拒否され、民間団体にも同様の依頼を拒否されていた。こうした挫折と失望を経ていたリハビリ研は、責任委員会の申し出を絶好の機会ととらえたのである。⁴⁰リハビリ研は、自身のリハビリ・プログラムを補完する民間の活動を望んでおり、このことが南ベトナムにおける責任委員会の活動がスムーズに拡大する背景になっていた。

リハビリ研と責任委員会の間を媒介したのは、医師、理学療法士、ソーシャルワーカーらが持つ、専門知識と技能であった。リハビリの理念と方法論に関して、リハビリ基金の指導を受けたリハビリ研スタッフと民間団体のスタッフの間に、大差はなかった。⁴¹リハビリ研の主たる目標は、ベトナムの障害者が「自立」することと、彼らが自分の属する家族とコミュニティに有意な貢献ができるようになること、そして、適切な医療と訓練によって障害者が健常者以上に「生産的」になることの三つであった。加えて、障害者以外の人々にリハビリの必要性を周知することも目的にしていた。⁴²一方、責任委員会による子どものリハビリも、障害のある子どもができる限り自分自身で生活上の必要を満たし、可能であれば就学・就労するというもので、リハビリ基金やリハビリ研が掲げるのと同じ、当時のリハビリの一般的な考え方に沿うものだった。責任委員会は、南ベトナム政府が求める医療資源の一部となることで、監視と制限付きながらも活動の余地を得たのである。

責任委員会とリハビリ研のプログラムの共通性は、ベトナム人のリハビリへの無理解を嘆き、啓蒙と教育の必要性を力説する、スタッフの言動にも表れた。先述した理学療法士クーパーの報告書は、この点で典型的である。クーパーは、シェルターの子どもたちについて、責任委員会が無制限に世話をすると思っている節があり、与えられるものは何でも受け入れるし、自助の責任を持っているとも認識していない、と批判的に述べている。また、ベトナム人スタッフ、特にソーシャルワーカーについては、「患者は食事を与えられ、住居を与えられ、忙しくして、幾ばくかの金銭を与えられてさえいれば、それでケアされている」と考える「ベトナム人ソーシャルワーカー症候群」に罹っている、と低く評価していた。また、シェルターの子どもが大半の時間を車椅子で過ごしていること、彼らのうち施設を出ても生活できるのは少数であることなどから、子どもたちが社会に戻り「コミュニティで自立した生産的な個人」になるためには、いまだ多くの課題があるとしていた。クーパーは、患者たちの自助を習慣にまで押し進めるための監督と規律訓練が必要であり、カウンセリングを通して彼らに明確な目標を与えるべきだ、と訴えていた。⁴³クーパーは、障害者とスタッフの双方に、アメリカやヨーロッパで培われてきたリハビリの理念と技術を移植し、彼らが「自立」することを強く求めたのである。

しかし、もともとアメリカのインドシナ問題への関与を批判する反戦団体でもあった責任委員会は、西洋的なリハビリの移植に努める一方で、ベトナムへのアメリカの影響を除

去することにも高い関心を寄せていた。特に、子どもの「アメリカ化 (Americanization)」を予防することは、責任委員会のリハビリ・プログラムの核心に位置する課題であった。この場合のアメリカ化とは、子どもがアメリカの病院での治療後、一次的に里親の下へと引き取られ、ミドルクラス家庭での生活を経験した結果、アメリカの消費生活や娯楽、文化、英語、個人主義に慣れ親しみ、ベトナムでの生活や文化を忘れてたり、嫌悪したりするようになること、また、そのことによって帰国後の南ベトナム社会への適応に困難を抱えるようになることを指す。スワスモア・カレッジの責任委員会史料には、ベトナムの子どもたち 80 人について、一人ずつファイルされた記録が残されているが、これらの史料の多くが、アメリカでの生活がベトナムの子どもに与える文化的・心理的・経済的な悪影響を指摘している。ベトナムからのアメリカの撤退とその文化的な影響の除去を求める責任委員会にとって、自らの活動が子どものアメリカ化とベトナム社会への不適応につながってしまうことは、なんとしても避けねばならなかった。

こうした問題関心は、アメリカのインドシナ政策や南ベトナム援助に対する同時代の批判から影響を受けていたように思われる。1960 年代には、経済援助を通じてベトナム人のアメリカへの依存傾向が生まれていることを非難する声が上がっていた。北緯 17 度線を超えて南へやって来たカトリック難民に対する支援では、当初こそ同情的であったアメリカの民間援助団体の中からも、援助物資が難民の依存を強めているとの批判が出ていた。⁴⁴一方、南ベトナムで人々の間に生じたアメリカへの依存傾向は彼ら自身に原因があるのではなく、むしろベトナムにおけるアメリカ (軍) の存在こそが問題だとする者もいた。全体主義や被爆者に関する研究で知られる精神科医のロバート・リフトンは、南ベトナムで聞いたアメリカ人・ベトナム人双方の証言から、同地の「アメリカ化された雰囲気」について記し、アメリカ人による「まがい物のおもいやり」が南ベトナムの人々のアメリカに対する依存を生み出しているだけでなく、彼らの尊厳と自発性を損なっていると論じた。⁴⁵また、サイゴンなどの都市部に居住するベトナム人知識層のなかには、共産主義には強く反対しながら、ベトナム社会のアメリカ化にも批判的なナショナリストの思潮が存在した。⁴⁶こうした言論は、責任委員会が子どもの「アメリカ化」を問題視する背景になっていた。

子どものアメリカ化を防ぐため、責任委員会は、アメリカへの移送から治療、帰国後まで、すべての段階に細心の注意を払った。アメリカで子どもを預かる里親家庭では、「アメリカとアメリカ的なものに対する過度な依存」の発生を抑えるため、ベトナム家庭での一般的な子どもへの接し方を模倣し、ベトナムの言葉と歴史を教え、英語の学習を避け、子どもを常に「ホームシック」の状態に置くことが推奨された。なかでも英語学習は極力避けるべきだとされたが、それは南ベトナム社会で英語を話すベトナム人はアメリカへの依存を強めて「ベトナム社会から乖離する傾向」があり、「ポン引き」や「物乞い」になりやすいからであった。⁴⁷また、帰国後の子どもと里親との連絡は厳しく制限され、手紙のやり取りは責任委員会を通して行うよう求められた。⁴⁸さらに、教育や就労、家族生活など、子どもたちの南ベトナムへの社会・経済的な再適応過程における「アメリカ化」も警戒された。サイゴンの現地スタッフは、南ベトナムにおける障害者雇用の厳しい状況を指摘し、責任委員会の子どもたちが専門技能を身につける必要性を強調した。⁴⁹その際にも、子どもたちが英語を用いた仕事に就き、アメリカ人から賃金を得ることをよしとせず、ア

アメリカ撤退後のベトナムでも生計を立てていけるような技能訓練を重視した。責任委員会によるリハビリは、既存の秩序への適応を自立と定義する点や、個人としての経済的自立を重視する点では西洋のリハビリの伝統に忠実だった。一方、目前で拡大する戦争被害とアメリカ軍の影響によるベトナム社会の変化や混乱を押しとどめようとする点では、ベトナム社会の秩序を防衛しようとする意図を持った。責任委員会にとって、ベトナム社会とは、アメリカにより定義される近代化を抵抗なく受け入れる、受け身の存在であってはならないのであった。

とはいえ、1973年のパリ和平協定を受けてアメリカの軍事要員が撤退を完了するまで、アメリカ軍・アメリカ人の存在は南ベトナムに厳然としてあり、責任委員会はアメリカ(軍)が子どもに及ぼす影響を規制しきれないことに、焦りやいらだちを感じていた。⁵⁰また、責任委員会によるリハビリ自体に西洋由来の「自立」概念を押しつける面があり、その点で「アメリカ化」の否定に限界があったことは、すでに述べたとおりである。

さらに、反戦運動家が危惧したように、責任委員会による人道援助活動の拡大には、南ベトナム政府の民生政策を支援し、アメリカ軍のベトナムにおける活動を正当化する面が確かにあった。責任委員会は、1969年に、西ドイツのアメリカ軍基地と周辺の将校居住区などで募金活動を行った。基地の司令官から許可を受けて行われたこの活動には、将校の妻たちで組織されるボランティア団体も協力したが、彼女らの夫の多くはベトナムでの勤務を経験していた。妻たちは、募金活動がベトナムの子どもの命を救い、夫の戦地での「善行」を補助するものだとして理解していたという。CORのスタッフはこうした反応に対して否定的な感想を抱いたが、人道援助団体としての活動資金を得ることを優先し、直接の批判は避けた。そもそもこのとき、責任委員会自身が「非営利の慈善団体」と名乗り、反戦運動団体に出資を持つことを隠していたのである。⁵¹また、組織の外部には、アメリカの戦争責任を強調する委員会の言動が、人道援助活動への支持の拡大という目標と齟齬をきたすと見る者もいた。責任委員会から資金集めの方法について相談を受けたアメリカ国内のマーケティング企業は、「サイレント・マジョリティ」からの資金集めを重視するなら、アメリカの罪を強調して「タカ派的目標」を持つ人々を刺激するような広報は改めるべきだと答えている。⁵²南ベトナム民衆への人道援助を志し、西洋的理念の一方的な押しつけではないリハビリを実践しようとした責任委員会は、そのことによって政府批判の言論を抑制せねばならなくなり、冷戦プロパガンダの一部にすらなってしまうジレンマにとらわれていたのである。

次節で見る AFSC のリハビリ・プログラムも、これと同様のジレンマに直面した。AFSC は平和の要求や人権侵害に対する抗議と人道援助活動の両立に悩みつつ、ベトナム人自身にとっての「自立」の意味を様々に定義し、特色あるプログラムを考案していくことになる。

第3節 ベトナム人家族の再建と「自立」の意味

AFSC が託児所やリハビリ・センターを運営したクアンガイ市は、南シナ海沿岸を南北に結ぶ国道1号線に面した人口約1万の都市であった。そこは北ベトナムとの国境に接す

る第一軍管区の南端で、アメリカ海兵隊・ARVN・韓国軍と解放勢力が村落の支配をめぐって激しく争っていた。⁵³当時、クアンガイ省には8～9万人の難民がいると考えられたが、これは南ベトナム全体で2番目に多く、その約半数は省都クアンガイから8キロ以内の難民キャンプに居住していた。AFSCの予備調査チームが訪れた1966年3月から5月の時点では、市の周辺に32ヶ所の難民キャンプがあり、激しい戦闘によってその人口は日々増えていた。また、戦闘による死傷者も民間人を中心に増え続け、ヘリコプターのピストン輸送で一日500人が市内の病院に運ばれることもあった。こうした状況にもかかわらず、当時のクアンガイには難民や戦争被害者の支援のために活動する外国の民間団体が存在せず、AFSCによる援助は地元当局から大いに歓迎されていた。⁵⁴キャンプには保健や生活必需品など幅広いニーズが存在したが、AFSCは金銭や物資の提供による緊急支援ではなく、多様な形態をとる難民家族の「自立」支援を自らの役割に選んだ。

AFSCが最初に開いた託児所は、戦争により増加する難民母子家庭の自立に焦点を当てた施設だった。1966年12月の開所にあたりAFSCは、「戦時下の苦境で弱まり、制限されている、クアンガイ地域の家族生活の土台を強化する」という目標を掲げた。⁵⁵ここでいう家族とは、従来のリハビリ政策で標準とされてきた男性稼ぎ手モデルの家族ではなく、主として戦争寡婦とその子どもを中心に構成される家族を指す。難民キャンプに住む家族の多くは、戦闘の激化や徴兵の拡大、あるいは南ベトナム政府やCORDSによる解放勢力シンパの取り締まりで男性の働き手を失っていた。また、土地や家財の大半を捨てて故郷を後にしていたため、多くの母親は現金収入を得るべく子どもを置いて都市に働きに出ねばならなかった。ところが、こうした人々の保育ニーズに応える親族や地域コミュニティのつながりが、難民キャンプにはほとんど存在しなかった。AFSCが託児所で子どもに給食を提供し、健康状態を常時確認することではじめて、母親は子どもの世話から一時的に解放され、経済活動に従事することができたのである。ちなみに、1968年1月の解放勢力によるテト攻勢後に、クアンガイ周辺では託児所の利用希望者が急増している。この事実は、戦闘や治安政策の強化が母子家庭を生み出し、保育需要の増大につながっていたことを示している。⁵⁶

AFSCの託児所は、キャンプで孤立した母子家庭を支援するだけでなく、その周辺のコミュニティ形成を促す役割も期待されていた。そこで、AFSCは施設の機能を段階的に拡充し、コミュニティ・センターに発展させることを計画する。託児所では、子どもだけでなく、大人に対しても各種の教育や職業訓練、レクリエーション、育児や生活についての指導などが行われることになっていた。母親たちのための裁縫教室や若者のための英語教室など、かつてアメリカの都市の移民居住区で発展したセトルメントハウスをほうふつとさせるプログラムも実施された。⁵⁷

AFSCの援助ワーカーがベトナムの福祉事業に移植しようとした自立の理念の一端は、クアンガイ周辺の難民キャンプで実施された生活実態調査の記録に垣間見える。市街地にある託児所が難民のためのコミュニティ・センターとして機能するには、郊外にある難民キャンプでの情報収集や住民とのコミュニケーションが不可欠であった。特にソーシャルワーカーによるキャンプの生活実態の把握が望まれたため、AFSCは、1967年末に難民キャンプに住む50家族の聞き取り調査を実施した。この調査の目的は5つあり、第一に個々

の家族について収入をはじめとする生活状態を把握すること、第二にキャンプの全体的な状況を把握すること、第三に省政府の役人やCORDS、ボランティア団体との協議の機会を得ること、第四に難民の失業問題解決のための共同起業プロジェクトの可能性を探ること、そして最後に、同行するベトナム人ソーシャルワーカー候補の適性を見極めることであった。⁵⁸ 難民キャンプや地元有力者との関係構築と、それを担うベトナム人スタッフの育成が、AFSCの課題となっていたことが見て取れる。この調査には、サイゴンのカトリック系社会事業専門学校（カリタス）で数か月間の短い教育を受けたベトナム人女性たちが同行した。AFSCの担当者も彼女らの訓練が不十分なことは承知しており、あくまで将来、AFSCの業務を補助する適性があるかどうかを見極めようとしていたにすぎない。しかし、南ベトナム全土を見わたしてもソーシャルワークの正規教育を受けた者がほとんどいない状況では、カリタスが輩出する人材への評価は、おおむねベトナム人ソーシャルワーカーに対する評価を代表していたともいえる。結論から言えば、彼らに対するAFSCの評価は非常に低かった。AFSCスタッフの目から見て、ベトナム人ソーシャルワーカーは難民の要求に安易に答えて、金銭や物資の提供を約束してしまっていた。⁵⁹ AFSCがソーシャルワーカーに期待したのは、難民家族に就労と経済的自立の重要性を説き、それに必要な助言や支援を行うことだった。難民キャンプに対する支援は難民家族の経済的自立を促すものでなくてはならず、無条件の施しからは区別されるべきだというのが、AFSCスタッフの立場であり、この点は先述した責任委員会の認識とも共通している。

一方で、AFSCのリハビリ・プログラムが難民への自立の押しつけにならないよう、運営にはキャンプ住民自身の参加が呼びかけられた。託児所の開所時にはアメリカ・南ベトナム両政府の代表、国連や民間福祉団体のスタッフなどのほか、地元コミュニティの指導層が集められ、託児所運営のための諮問委員会を組織することが議論された。⁶⁰ また、日常の施設運営には入所児童の母親など地域の女性たちがボランティアとして参加し、食事の用意や子どもの身の回りの世話をを行ったほか、施設の保育主任もベトナム人のシングルマザーが務めた。⁶¹ AFSCは、当初からこの施設の運営を地元のベトナム人に引き継ぐことを計画しており、一時しのぎの援助ではない持続的なコミュニティ・センターとして機能することを期待していたのである。

母子家庭の自立支援と並び、障害者の自立支援もAFSCのプロジェクトの中心に置かれた。1967年夏にクアンガイに開設されたAFSCの障害者リハビリ・センターでは、患者の85パーセントから95パーセントという圧倒的多数を占める民間の戦争被害者に、義肢・装具と理学療法が無料で提供された。⁶² また、テト攻勢後には、同じ敷地内に立つクアンガイ省立病院に2部屋11床のマヒ患者「病棟」が設置されたが、これをAFSCの医師とリハビリ・スタッフが中心となって運営した。⁶³ 加えて、介護を引き受ける家族のいない重度障害者にケアを提供する「回復ホーム」や授産施設の設置も検討されたほか、プレイクなどを候補地として高地少数民族を対象とした二つ目の義肢工房を作ることも計画された。こうしたAFSCの活動は、責任委員会によるリハビリ・プログラムと同様、南ベトナム政府から好意的な反応を得ていた。⁶⁴

一方、難民キャンプの障害者を経済面で支援するAFSCの活動では、自立についての新しいイメージが提起された。ちょうど、CORDS内部で職業リハビリテーションの必要性

が議論されていたのと同時期の1970年11月、フィラデルフィアのAFSC本部に「障害者共同農場プロジェクト」の計画書が提出される。この計画は、養鶏をはじめとする事業によって経済的に自立した重度障害者のコミュニティを複数作り、地域経済への貢献を目指すことを骨子とした。この計画の前提には、現在のクアンガイで障害者が雇用に与る機会ほとんどない、というAFSCスタッフの冷めた現状認識があった。クアンガイ周辺では、裁縫など、障害者のための職業訓練も行われているが、そこで教えられる技能の供給は需要を上回っている状態であった。これでは、いくら職業リハビリテーションを実施しても、その経験を生かす場がないということになる。一部、タイピングやラジオ修理など需要の大きい技術もあるが、それとてアメリカ軍の駐留が前提となっており、長期にわたる生業とはなり得ない。このような認識の下、AFSCのチームが導き出した結論は、共同経営方式の農業こそが重度障害者の才覚や貢献を最もよく引き出し得る、というものであった。

65

この計画で注目される点は、家族や既存の地域コミュニティによる障害者の包摂という選択肢を退け、障害者のみの集団による自立を目指した点である。これは、先述した職業リハビリテーションに関するリハビリ基金の調査報告が、家族とコミュニティに期待をかけたこととは対照的である。AFSCの計画書によれば、クアンガイ周辺ではすでに多くの農民が難民となっているが、村ごと移住した人々は少数にとどまるため、地域コミュニティのつながりは崩壊状態にあった。また、難民家族にはそのメンバー全員を十分に養うだけの生計能力は存在せず、特に経済活動で不利な立場に置かれやすい障害者は家族の中に居場所を見つけることが難しい。障害者リハビリテーションの専門家の中には拡大家族の機能に期待する向きもあるが、それは難民キャンプでは望むべくもない。重度障害者を無理に難民家族の中に戻せば、彼らの自殺すら引き起こす危険性がある。むしろ、元農民の障害者が集団で一定の規模の農場を営めれば、小規模な家族農業よりも大きな利益が期待でき、安定した生計の道を用意できるというのが計画書の趣旨であった。むろん、かつての救貧農場（poor farm）を想起させるような共同農場には、デメリットも指摘されていた。すなわち、障害者が地域社会から孤立し、「別の種類の動物」と見なされてしまうこと、家族によるケアを阻害し、共同農場が障害者の遺棄の場にされること、そして、結局は農場が経済的に立ち行かなくなることなどである。しかし、こうした危険性を踏まえたうえでも、より実現性の高い障害者の自立の道として共同農場を組織する意義はあるとされた。⁶⁶日々拡大する難民キャンプの実情をリハビリ基金よりも批判的にとらえた上での提案である。⁶⁷そこでは、二次大戦後のアメリカのリハビリ政策を特徴づけてきた個人の「人的資本」に対する投資や家族ユニットごとの自立が、戦時下の南ベトナムの現実にそぐわないものとして退けられていた。⁶⁸

ところで、母子家庭や重度障害者を対象とした多様な自立支援のプロジェクトはAFSCによる戦争協力という側面を排除することができず、そのことは平和を求め、アメリカ政府のインドシナ政策の見直しを望むスタッフを困惑させた。⁶⁹特に、人道援助の伝統的な規範である「中立」を重視し、解放勢力側の利用者であっても受け入れていたAFSCスタッフは、自分たちの活動を平定作戦に利用しようとする南ベトナム政府の態度に反発せざるを得なかった。⁷⁰上述の共同農場計画を進める際にも、AFSCの現地スタッフは南ベト

ナム社会福祉省の高官と接触し、クアンガイ省の知事や開発銀行に支援を促す約束を取りつけた。しかし、その高官の口ぶりが共同農場をあたかも平定作戦の一つとして評価するものだったことには、口頭で強く抗議している。⁷¹AFSC が高地少数民族のためのリハビリ・センターの設置を見送った背景にも、予算不足のほか、同施設を自分たちの目的に利用しようとする南ベトナム政府と CORDS の意図への警戒感・不信感があった。⁷²

こうして、AFSC のスタッフが人道援助事業と反戦・平和の主張の間で板挟みになる一方、シングルマザーや身体障害者を含むベトナム人スタッフは、国家のための自立ではなく、政府からの独立という、よりラディカルな目標を見出し始めていた。託児所とリハビリ・センターについて、AFSC は当初から「ベトナム」に委譲することを計画していた。しかし、これを受け取るのが政府であるのか、それとも民間の団体や地域コミュニティであるのかについては明確にされていなかった。実際、1969 年 6 月、社会福祉省の高官と会談した AFSC スタッフは、リハビリ・センターと託児所の委譲に関して、運営を担う市民委員会を組織してはどうかと勧められている。⁷³結局、地域社会による受け入れ態勢が整わなかったため、南ベトナム政府社会福祉省とクアンガイ省立病院が委譲先となった。しかし、自身もシングルマザーであるベトナム人の保育主任はこれに強く反対した。彼女は、仮に政府に委譲された場合には施設をやめるつもりであると述べ、AFSC と省政府が説得に苦慮する一幕もあった。最終的にこの女性責任者は残留し、それ以外の保育スタッフは全員政府の人員に入れ替えられたが、その後も女性責任者は、「政府のためには決して働かない」と公言していた。⁷⁴同様の事態はリハビリ・センターでも予想され、理学療法部門の責任者を務めるベトナム人男性が南ベトナム政府への施設の委譲に反対することが心配されていた。⁷⁵

さらにリハビリ・センターは南ベトナム政府だけでなく、AFSC の指導からも自立を始める。遅くともパリ和平協定締結の年である 1973 年以降、施設における日常業務では障害を持つベトナム人スタッフの意向が徐々に影響力を増していった。例えば、AFSC スタッフが新しいソーシャルワーカーの雇用をベトナム人スタッフに無断で決めたところ、「ベトナム人スタッフの参加」というモットーにもとるとして強い抗議を受け、人材の選定が白紙に戻ることもあった。⁷⁶国家と外国の援助者の両方から「自立」してベトナム人自身が施設運営を担う方向が、ベトナム戦争の終結と南ベトナムの崩壊を目前に模索されていたのである。

おわりに

相互に独立した団体や組織がばらばらに実施した南ベトナムのリハビリ・プログラムについて、その性格を一律に論じることは難しい。ここではひとまず、政府機関と民間団体のプログラムとに大きく分けたうえで、両者の間の目立った相違点や、各プログラムに共通する特徴などを整理しておきたい。

南ベトナムの政府機関が直接に実施したリハビリ・プログラムは、その大半が傷痍軍人の男性障害者を対象とし、主に医療的なケアを提供した。アメリカの冷戦プロパガンダの一環として始まったリハビリ研のプログラムは、南ベトナム政府による民生への無関心の

結果、その射程が著しく狭いものにとどまった。一方、ベトナム戦争に批判的な AFSC や責任委員会など、アメリカ政府から財政支援を受けない民間団体による独自のリハビリ・プログラムでは、男性の稼ぎ手を失った家族や子ども、受け入れる家族のない重度障害者など、より多様な人々に生計維持のための支援が提供された。結果として、国家によるリハビリは男性稼ぎ手モデルを志向し、民間団体はそうしたモデルに当てはまらない人々への支援を重視する、という分岐が生じた。成人男性以外のリハビリが主に民間団体によって担われたことは、ARVN の強化を推し進める南ベトナム政府にとって、民間人のリハビリの優先順位が低かったことを示している。しかし、リハビリ政策の分権性は、民間人向けのリハビリが国家のリハビリにはない独自の特徴を持つ背景ともなった。その特徴とは、医学的な処置のほか、託児サービス、職業訓練、授産事業など様々なアプローチの自立支援プログラムを組み合わせ提供したことである。

一方、政府機関と民間団体のリハビリの間には共通点も存在した。具体的には、就労が困難と見なされた重度障害者に対して、大家族や地域社会、あるいは共同農場などの集団による包摂を推奨したこと、伝統的な社会における家族や地域コミュニティの重要性を強調し、ベトナムの文化や歴史に配慮する必要性を指摘したことである。それは、障害者の自立を個人の問題ではなく、コミュニティの問題として捉えなおす視点であり、二次大戦以来のアメリカのリハビリ政策に特徴的な、人的資源政策の視点からの転換でもあった。

1960 年代末の南ベトナムで、集団を重視する「自立」の概念が提起された背景には、大きく分けて 3 つの要因が作用していた。第一は、難民や寡婦の増加、農民の土地喪失、低開発など社会・経済的な要因で、その多くは戦争に起因した。第二の要因は、ベトナムの家族形態や「伝統社会」と西洋のそれとの相違についての、やや図式的な理解である。ベトナムの文化とアメリカや西洋のそれを対比的にとらえる視線は、現地社会の伝統と文化を尊重しようとするリベラルな思想と結びつくことで、「ベトナムに固有のリハビリ政策」という観念を生んだ。こうした観念が、反戦や人道の観点からアメリカ政府の政策を批判的にとらえる団体のプログラムに特に色濃く表れたことは、偶然ではない。それは、冷戦期の開発援助が想定した「同化可能な他者」の像に、一定の修正を加えるものであった。さらに、前章でも取り上げたコミュニティ・ディベロップメントなど、プログラム参加者の「自主性」と「共同性」を強調する 1960 年代の開発思想の影響が、第三の要因として指摘できるだろう。当初から戦争と深いかかわりを持って発展してきた 20 世紀アメリカのリハビリ政策は、ベトナム戦争という冷戦期最大の局地戦争の中でかつてない条件への対応を迫られた結果、核家族以外の中間集団と個人の間を重視する方向で、「自立」という概念を再定義したのである。

¹ Jill Richards, October, 1, 1967, "Condition of the Admission of New Children to the CDCC," folder "Child Day Care Center of Quang Ngai," box "ISD PRO 1968, Asia, S. Vietnam-con't," American Friends Service Committee Archives (AFSC), Philadelphia, PA.

² Molly Geidel, *Peace Corps Fantasies: How Development Shaped the Global Sixties* (Minneapolis, MN: University of Minnesota Press, 2016).

-
- ³ American Friends Service Committee Vietnam Refugee and Rehabilitation Program, “New AFSC Programs for the Civilian War Injured,” July, 1967, folder “ISD RPO Asia Programs 1967, South Vietnam: Projects Rehabilitation Center,” box “Refugee Program, Overseas, 1967,” AFSC.
- ⁴ その結果、1971年3月までには全センターの合計で月840個の義肢・装具を生産できるようになった。これは当時、単一の組織としては世界最大の生産数とも言われた。The World Rehabilitation Fund, Inc. (WRF), “Final Report Contract AID/VN-92: Vocational Rehabilitation in the Republic of South Vietnam, November 1970 - April 1975,” folder 434, Howard A. Rusk Papers, the State Historical Society of Missouri, MO.
- ⁵ Nguyen Ba Kha to Howard A. Rusk, September 3, 1965, folder 419, Rusk Papers.
- ⁶ Howard A. Rusk to Henry Cabot Lodge, October 7, 1965, folder 420, Rusk Papers.
- ⁷ しかし、アメリカ軍は難民の生存に対して十分な保護を与えることを怠っていた。1951年末には、赤十字国際委員会が国連軍による難民保護の適切性に疑念を抱き、これに対する調査を望んだが、アメリカ軍は難民キャンプの現状がジュネーヴ条約の求める基準（1949年8月12日に45カ国が署名した「ジュネーヴ諸条約」の第4番目、「戦時における文民の保護に関する条約」）を満たしていないことが明るみに出ることを恐れ、これを拒否した。また、戦後長らく経って明るみに出た国連軍による難民への銃撃事件は、戦時下でアメリカ軍自身が難民の虐殺に関与していたことを示している。Sahr Conway-Lanz, “Beyond No Gunri: Refugees and the United States Military in the Korean War,” *Diplomatic History* 29, no. 1 (January, 2005): 49-81.
- ⁸ 一例として以下を参照。「“不具者援助하겠다” 美國에 建議書提出—韓美財團代表『라스크』氏言明（『障碍者援助する』米國に建議書提出—韓米財團代表『ラスク』氏明言）」『서울신문（ソウル新聞）』, March 14, 1953; 「社説 韓美救済財團一行을 맞으며（社説 韓米救済財團一行を迎えて）」『서울신문』, March 14, 1953; 「全的援助를 確言—18日離韓『라스크』氏（全面的援助を確言—18日離韓した『ラスク』氏）」『조선일보（朝鮮日報）』, newspaper clippings in folder 330, Rusk Papers.
- ⁹ アイゼンハワー大統領も、5月に行われた米韓財団の募金集会で演説し、この動きを歓迎している。Dwight D. Eisenhower, “Statement by the President on the Fund-Raising Campaign of the American-Korean Foundation,” May 5, 1953, American Presidency Project, <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=9835> (accessed on February 24, 2016).
- ¹⁰ Leonard W. Mayo to Palmar Bevis, July 13, 1953, “Suggestions Relative to Statement on the Program of the American Korean Foundation,” folder 307, Rusk Papers.
- ¹¹ C. W. Christenberry to Mrs. Howard A. Rusk, August 27, 1956, folder 310; “Brief Informal Report by General C. W. Christenberry, President the American-Korean Foundation, upon his return on June 4, 1956, from a month’s survey trip to the Republic of Korea,” folder 295, Rusk Papers. このほか、1959-60年度から1965-66年度までの米韓財団の写真入り年次報告書は、ラスク文書の以下のフォルダーを参照。Folder 297, “Organizations, A-K Foundation, Administrative, 1960-1961”; folder 298, folder 299, folder 300 and, folder 301, Rusk Papers. 1950年代末から1960年代にかけての韓国では、朴正熙政権下で、「自助」や「共同」を強調する農村開発や産業開発などの「近代化プロジェクト」が盛んに進められた。権慈玉「韓国における朴正熙政権の開発主義と家族計画事業—1960—1970年代を中心に」木本喜美子・貴堂嘉之編『ジェンダーと社会—男性史・軍隊・セクシュアリティ』（旬報社, 2010年）, 282-283.
- ¹² WRF, “A Program to Assist the Government of South Vietnam in the Vocational Rehabilitation of Disabled War Victims,” January, 1973, folder 432, Rusk Papers.
- ¹³ こうした貢献は賃金の額のような「客観的」な指標で評価することは難しいため、「主観的」・「文化的」な観点も交えて評価する必要がある、とされた。Ibid., vi-vii.

-
- ¹⁴ Ibid., 87-88.
- ¹⁵ Ibid., 22-23, and 89.
- ¹⁶ Ibid., 81-87.
- ¹⁷ A. C. Gostad, "Assignment Report, 6 August – 20 October, 1973," file "VTN-SHS-005: Rehabilitation of Physically Handicapped," World Health Organization Archives (WHO), Geneva.
- ¹⁸ "Inter-agency Meeting on Rehabilitation of the Disabled 28 to 30 September, 1970, Geneva," August 28, 1970, file "R 4/522/2(70): Ad Hoc Inter-agency Meeting on Rehabilitation of the Disabled, Geneva, September 1970," WHO; "Summary – Meeting of the Directors General, or their Representatives, of the United Nations and its Specialized Agencies and the World Rehabilitation Fund – October 27, 1970," folder 2 "World Rehabilitation Fund: Board of Directors 1971," box 65, David A. Morse Papers, Mudd Manuscript Library, Princeton University, NJ.
- ¹⁹ 同マニュアルの作成に当たっては、アフリカ・アジア・ラテンアメリカにおいて、すでに実施されていた、その土地ごとのリハビリの方法が研究・参照された。最初のマニュアル発表後に世界各地で実践された CBR の結果を踏まえて、1989 年に作られた同マニュアルの改定版は、WHO のウェブサイトから入手可能。Einer Helander, et al., *Training in the Community for People with Disabilities* (Geneva: World Health Organization, 1989), World Health Organization, <http://apps.who.int/iris/> (accessed June 5, 2016).
- ²⁰ 中西由紀子「第 7 章 地域に根差したリハビリテーション (CBR) の現状と展望」森壯也編『開発問題と福祉問題の相互接近—障害を中心に』アジア経済研究所, 2006 年, 140-164.
- ²¹ WRF, "A Program to Assist," 90-93 .
- ²² WRF, "Final Report, Contract AID/VN-92: Vocational Rehabilitation in the Republic of South Vietnam, November 1970 – April 1975," folder "Organizations, WRF, Vietnam Projects, 1970s," Rusk Papers.
- ²³ "History of the COR," folder "history," box 1, DG 173, the Committee of Responsibility Records (COR), Swarthmore College Peace Collection, Swarthmore, PA; Tom Wells, *The War within: America's Battle over Vietnam* (Bloomington, IN: iUniverse, 2005), 87.
- ²⁴ Pat Koch Thaler, "Worlds Apart," *American Heritage* (February, 1999): 36 and 38-39.
- ²⁵ これは、一年分で二次大戦と朝鮮戦争での合計使用量 3 万 2515 トンを大きく上回る。J. B. Neilands, "Vietnam: Progress of the Chemical War," *Asian Survey* 10, (March, 1970), 213.
- ²⁶ Tom Wells, *War Within*, 84-86.
- ²⁷ WSP については、自身も運動参加者であったエイミー・スワドローによる研究のほか、同書が打ち出した「母性」を紐帯とする運動としての WSP イメージに、参加者と活動内容の多様性から再考を加えた、佐藤雅哉の研究も参照。Amy Swerdlow, *Women Strike for Peace: Traditional Motherhood and Radical Politics in the 1960s* (Chicago: University of Chicago Press, 1993); 佐藤雅哉「1960 年代アメリカ合衆国における女性平和運動再考—「平和のための女性ストライキ」の事例から—」『アメリカ研究』第 45 号 (2011 年) , 137-156.
- ²⁸ Frances Early, "Canadian Women and the International Arena in the Sixties: The Voice of Women/La voix des femmes and the Opposition to the Vietnam War," in *The Sixties: Passion, Politics, and Style*, ed. Dimitry Anastakis (Kingston, ON, Canada: McGill-Queen's University Press, 2005), 32.
- ²⁹ Interview of Madeline Taylor Duckles, in *Peace Work: Oral History of Women Peace Activists*, Judith Porter Adams (Boston, MA: Twayne Publishers, 1990): 159-165. ダックルズは人道援助の側面も重視し、自らベトナムの子どもの里親となっている。
- ³⁰ "Minutes of Board of Directors, January 13, 1967," folder "Board Meetings 1967," box.1, COR.

-
- ³¹ Robert Peck, “Why I Won’t Give Up in the Fight for Single Payer,” Physicians for a National Health Program, <http://www.pnhp.org/news/2011/october/why-i-won%E2%80%99t-give-up-in-the-fight-for-single-payer> (accessed May 7, 2016).
- ³² “Minutes of Board of Directors, October 26, 1968,” folder “Board Meetings 1968”; and “Minutes of Board of Directors, March 1-2, 1969,” folder “Board Meetings 1969,” box.1, COR.
- ³³ “Committee’s Works Cited,” *New York Times (NYT)*, February 24, 1967: 2. こうした責任委員会の活動に対しては、1967年4月時点で、AFSCを含む大方のボランティア団体がやはり批判的だった。彼らは、特に家族からの引き離しが子どもに与える悪影響を懸念していた。そのため、責任委員会の医師たちに南ベトナムへ来て活動するよう説得を試みている。David Stickney to Dave Elder, April 10, 1967, folder 54228, box “ISD ‘Refugee Program, Overseas,’ Asia, Vietnam, N. Vietnam, S. Vietnam, 1967,” AFSC.
- ³⁴ “Minutes of Board of Directors, April 2, 1967,” folder “Board Meetings 1967,” box.1, COR.
- ³⁵ “Sabin Acts to Save Disfigured Children: Asks Support for Campaign to Bring Vietnamese Here,” *NYT*, April 5, 1967: 5.
- ³⁶ ボストンとカリフォルニア州バークレーに設置されたシェルターは、主に子どもの「アメリカ化」（後述）を予防することを目的としていた。これに対して、サイゴンのシェルターはマヒ患者の社会復帰支援を目的としていた。
- ³⁷ アメリカ滞在中から職業訓練学校に通い、自動車修理を学ぶ少年もいた。Folder “Bui ngoc Huong (C74),” box 22, COR.
- ³⁸ From Bill Cooper to Florence, June 24, 1972, folder “Saigon Office Corresp. of Bill Cooper, June- Dec. 1972,” box 3, COR.
- ³⁹ アメリカ政府による輸送の便宜を拡大するため、ニードルマンはヘンリー・キッシンジャー国家安全保障担当補佐官にも依頼文を送付している。Herbert L. Needleman to Henry Kissinger, October 22, 1969, folder “COR – Corresp. w/organizations: U.S. govt. – Nat’l Sec. Council & Dept. of State,” Box 15, COR.
- ⁴⁰ “Interview with Dr. Thac, February 13, of NRI Concerning Paraplegic Center (1971)” folder “COR – Saigon Office: Proposals for Building Saigon Children’s Shelter,” box 7, COR.
- ⁴¹ 例えば、AFSC クアングアイ・リハビリ・センターの理学療法部門責任者ドロシー・ウェラーは、アメリカ陸軍で療法士としての教育を受けた。Dorothy Weller to Lt. Col. Elizabeth Lamberton, n.d., folder 48622, box “ISD RPO 1971, Aisa-con’t Hong Kong, Vietnam, N. Vietnam, S, Vietnam,” AFSC.
- ⁴² Wells, “World Rehabilitation Fund.”
- ⁴³ Bill Cooper, “Re: One Month Evaluation of COR Shelter,” n.d., folder “Saigon Office Corresp. of Bill Cooper, June- Dec. 1972,” box 3, COR.
- ⁴⁴ Delia T. Pergande, “Private Voluntary Aid and Nation Building in South Vietnam: The Humanitarian Politics of CARE, 1954-61,” *Peace & Change* 27, no.2 (April, 2002): 165-197.
- ⁴⁵ Robert J. Lifton, “America in Vietnam – The Circle of Deception,” *Trans-Action: Social Science and Modern Society* 5, (March, 1968): 10-19.
- ⁴⁶ Van Nguyen-Marshall, “The Associational Life of the Vietnamese Middle-class in Saigon (1950s-1970s),” in *The Reinvention of Distinction: Modernity and the Middle Class in Urban Vietnam*, eds. Van Nguyen-Marshall, Lisa B. Welch Drummond, and Danièle Bélanger (Dordrecht, Netherland: Springer, 2012): 59-77.

-
- ⁴⁷ “Notes on the Care of Vietnamese Children,” n.d., folder “Rehab – Care of Vietnamese Children,” box 21, COR.
- ⁴⁸ Folder “Dao thi Thai (C23),” box 23, COR.
- ⁴⁹ John Balaban to Robert M. Goldwyn, January 16, 1969, folder “Truong Tu (C50),” box 28, COR.
- ⁵⁰ 特に責任委員会は、アメリカ・南ベトナムの支配地域と解放勢力の支配地域が接する場所で、子どもが米兵による尋問の対象となったり、米兵との接触により解放勢力との関係が悪化したりすることを危惧していた。Folder “Pham van Dao (D4); and folder “Phan/ Pham thi Huong (C78),” box 27, COR.
- ⁵¹ Correspondence to Dr. Needleman, December 18, 1969; Colonel Jay D. Carpenter, memorandum for unit commanders, November 30, 1969; leaflet of the Committee of Responsibility, folder “Fundraising: Contributions from Military Personnel,” box 7, COR.
- ⁵² Edward S. Cook, “Public Service Programs for the Committee of Responsibility, Inc.,” folder “Fundraising: General,” box 7, COR.
- ⁵³ クアンガイ市の北方 13 キロの地点には、1968 年 3 月 16 日にアメリカ軍が住民を虐殺したソンミ村があった。クアンガイ省ではほかにも、アメリカ軍・韓国軍による多数の虐殺事件が発生している。今井昭夫「ベトナム中部クアンガイ省におけるベトナム戦争の記憶」『東京外大東南アジア学』第 16 号（2011 年）, 70.
- ⁵⁴ “South Vietnam Refugee Resettlement Services Report #1,” May 26, 1966; and “Vietnam Refugee Program Report #2,” August, 1966, folder “Quaker Service –Vietnam, 1966-67,” box “AFSC Serial Countries,” AFSC.
- ⁵⁵ Vietnam Refugee Program, “Report #4,” March, 1967, folder “Quaker Service –Vietnam, 1966-67,” box “AFSC Serial Countries,” AFSC.
- ⁵⁶ “Report #16,” May, 1968, folder “Quaker Service –Vietnam, 1968-69,” box “AFSC Serial Countries,” AFSC.
- ⁵⁷ “Vietnam Refugee Program Report #3,” October, 1966, folder “Quaker Service –Vietnam, 1966-67,” box “AFSC Serial Countries,” AFSC.
- ⁵⁸ From Jill Richards to Roger Frederickson, November 1, 1967, folder “Correspondence Letters from South Vietnam, Oct-Dec,” box “Refugee Program, Overseas, Asia, Vietnam, N. Vietnam, S. Vietnam, 1967,” AFSC.
- ⁵⁹ “AFSC Buddhist Refugee Families Report, 1967,” folder 52589, box “Refugee Program, Overseas, Asia, Vietnam, N. Vietnam, S. Vietnam, 1967,” AFSC.
- ⁶⁰ その顔ぶれは、地元の学校長、教員、公共事業・社会福祉・難民・宣伝などの政府担当者のほか、仏教代表、尼僧、カオダイ教代表、キリスト教代表、ボーイスカウト代表など様々であった。“Vietnam Refugee Program Report #8,” October, 1967, folder “Quaker Service –Vietnam, 1966-67,” box “AFSC Serial Countries,” AFSC.
- ⁶¹ Colin W. Bell to members of the AFSC corporation, April 3, 1967, folder “ISD RPO Asia Programs, Vietnam: General, Program Descriptions, 1967, 54195,” box “Refugee Program, Overseas, Asia, Vietnam, N. Vietnam, S. Vietnam, 1967,” AFSC.
- ⁶² “Report #14,” February, 1968, folder “Quaker Service –Vietnam, 1968-69,” box “AFSC Serial Countries,” AFSC.
- ⁶³ Caroll to Corinne Johnson, “SV-P 39,” March 28, 1969; Dorothy Weller to Roger Frederickson, “SV-P#48,” April 3, 1969, folder “ISD RPO Asia Programs, Vietnam: General, Program

Descriptions, 1969, 44111,” box “ISD RPO 1969, Africa-con’t Nigeria-con’t, Asia Hong Kong, Vietnam – N. Vietnam,” AFSC.

⁶⁴ リハビリ研が、AFSC のリハビリ・センターで理学療法や義肢製作を学ぶ学生に資格を認定したり、リハビリ研で製造した松葉づえや装具を AFSC が購入したりといった交流も行われた。Eric Wright to Dr. Thach, November 13, 1969, folder “ISD RPO Asia Programs South Vietnam: Correspondence Letters #D From South Vietnam (SVN-P) Nov-Dec, 1969, 44108,” box “ISD RPO 1969, Africa-con’t Nigeria-con’t, Asia Hong Kong, Vietnam – N. Vietnam,” AFSC.

⁶⁵ Quaker Service, Vietnam, “Proposal for the Establishment of an Experimental Production Cooperative for Civilian Handicapped in Quang Ngai, S. Viet Nam,” folder 50083, box “ISD RPO, Asia, Vietnam, South, 1970,” AFSC.

⁶⁶ Ibid.

⁶⁷ 重度障害者の社会参加の困難さについては、CORDS も認識していた。多くの人々が困窮する南ベトナムでは、傷痍軍人自身が就労などの社会参加を躊躇しているため、彼らを集住させるコミュニン（「退役軍人村」と呼ばれる）の建設が必要との議論もなされていた。“Briefing Paper: War Veterans Benefits,” April 6, 1970; “Briefing Paper: Disabled Veterans – Amputees/Severe Cases Establishment of Veterans Villages,” April 6, 1970, folder “Pensions, Benefits, Claims, folder 2 of 2, 1970” box 17, Refugee Division, CORDS, RG472.

⁶⁸ 共同農場計画について、フィラデルフィアの AFSC 本部は、クアンガイからのプロジェクト開始許可の申請に即座には対応せず、より詳細な計画の策定を要求した。これに対して、現地責任者はこれが「自助プログラム」であることを強調し、事前に AFSC が詳細な計画を作って押しつけるべきではないと主張した。さらに、地元の仏教徒団体からソーシャルワーカーの紹介も受け、資金援助の当てもあることから、すぐにでもプロジェクトを進めたいと主張したが、結局、許可は下りなかった。Lou to Marty Eitel, June 8, 1971, “SV-P-78,” folder 48625, box “ISD RPO 1971, Aisa-con’t Hong Kong, Vietnam, N. Vietnam, S, Vietnam,” AFSC.

⁶⁹ AFSC のメンバーは、政治犯とされた人々に対する南ベトナム治安当局の拷問や非人道的処遇について調査を行うなど、南ベトナム国内でも政府批判につながり得る活動を続けていた。Jill G. Richards, “Quaker Service Vietnam, Report on Work and Contacts at the Quan Ngai Prison since Autumn 1968,” folder 52588; Roger Fredrickson to Overseas Refugee Program Committee, September 13, 1968, “Treatment of Prisoners in South Vietnam and a Proposal for Refugee Program Action, folder 52602, box “ISD RPO 1968, Asia, S. Vietnam-con’t, AFSC.

⁷⁰ 人道援助団体による「中立」の追求にも関わらず、その活動が不可避的に政治と結びついてしまうことについて、以下を参照。Michael Barnett, *Empire of Humanity: A History of Humanitarianism* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 2011).

⁷¹ Lou to Marty Teitel, June 8, 1971, “SV-P-78,” folder 48625.

⁷² Dorothy Weller, May 11, 1969, “newsletter,” folder 44117; and Corinne Johnson to Ed Snyder, April 25, 1969, folder 44130, box “ISD RPO 1969, Africa-con’t, Nogeria con’t, Asia Hong Kong, Vietnam, N. Vietnam,” AFSC. AFSC の度重なる申し入れにもかかわらず、リハビリ・センターの男性スタッフの徴兵が猶予されなかったことから、南ベトナム政府がリハビリ事業の意義を軍事に従属させていることは明らかであった。H. Carroll Collings to Minister of Health, Welfare, and Assistance, February 6, 1969; Carroll Collings to Corinne Johnson, February 14, 1969, “SV-P-1,”; To Roger, April 13, 1969, “SV-P 51,” folder 44111; and Marty Teitel to International Service Division Executive Committee, November 21, 1969, “Current Status of Quang Ngai Program and Assistance to the Democratic Republic of Viet Nam and the Provisional Revolutionary

Government,” folder 44077, box “ISD RPO 1969, Africa-con’t, Nogeria con’t, Asia Hong Kong, Vietnam, N. Vietnam,” AFSC.

^{7 3} Eric Wright to Marty Teitel, November 6, 1969, folder 44108.

^{7 4} Roger T. Marshall to Marty Teitel, November 2, 1971, “sv.p. 173.,” folder 48623; “Team Meeting Notes,” December 9, 1969, folder 44108; Dorothy Weller, February 1, 1971, “SV-P #14”; Lou to Marty Teitel, May 18, 1971; and Dorothy Weller, June 3, 1971, “SV-P #75,” folder 48625, box “ISD RPO 1971, Aisa-con’t Hong Kong, Vietnam, N. Vietnam, S, Vietnam,” AFSC.

^{7 5} Dorothy Weller to Marty Teitel and Roger Frederickson, December 25, 1969, “SV-P #247,” , folder 44108.

^{7 6} Keith to Marty Teitel, June 29, 1973, folder 44347, box “ISD ASIA PROG 1973, North Vietnam., South Vietnam., Done,” AFSC.

終章

第1節 遍在するリハビリと変容する自立の意味

本論文は、アメリカ政府が障害者や戦争被害者など幅広い人々を対象に実施した就労支援政策とそこでの自立の定義の変化に焦点を当て、1930年代のニューディールと1970年代以降のワークフェア福祉改革をつなぐ、福祉政策の漸進的な発展を分析してきた。以下では、まず、20世紀後半に実践されたりハビリの展開を振り返りつつ、軍事・安全保障と福祉政策の相互影響関係、人的資源政策としてのリハビリの特徴と限界、多様な自立概念の生成と変容についてまとめる。

1. 軍事・安全保障とリハビリ政策

本論文は、戦時動員解除や難民支援など幅広い目的に用いられたりハビリ政策の分析を通して、二次大戦後のアメリカの福祉政策が広義の軍事・安全保障政策と密接に関わるものだったことを明らかにした。第1章で取り上げた二つのGIビルは、戦時動員解除のためのリハビリ政策であり、それぞれ総力戦としての二次大戦と「長期にわたる部分的動員」としての冷戦に対応した。特に朝鮮戦争GIビルは、二次大戦終結時に社会の混乱を防ぐための一時立法として作られたGIビルが、アメリカの安全保障政策を構成する恒常的なプログラムに変化したものであった。第2章で取り上げた障害者リハビリ・プログラムも、二次大戦中の軍隊により整備され、戦後も、安全保障政策と密接な関係を持つ退役軍人政策として存続・拡大した。さらに、傷痍軍人のリハビリに携わってきた人々は、朝鮮戦争に際して民間の障害者のリハビリも拡大しようとしたが、これは、冷戦のための人的資源の有効活用と福祉受給者の削減という二つの観点から正当化された。朝鮮戦争以後、1970年代初頭まで最低でも250万人の兵力が維持されたアメリカでは、徴兵解除後の兵士のスムーズな社会復帰を促したり、兵力の動員に伴う生産人口の減少を障害者の就労によって補ったりすることが、リハビリ政策に期待される役割となったのである。

第二部で焦点を当てた南ベトナムでのリハビリ政策は、アメリカ国内以上に直接的に戦争や軍事と結びついていた。それは、南ベトナム政府が解放勢力との戦いを勝ち抜くために実施する「もう一つの戦争」、すなわち平定作戦の一部であった。村落に対する支配の安定化と解放勢力の根拠地の孤立・弱体化を目指す平定作戦は、住民の歓心を買ひ、解放勢力との接触を断つという必要上、難民のためのキャンプ運営や彼らの農村への帰還と再定住の事業、教育、インフラ整備などを含む幅広い施策の実施を必要とした。そこで、アメリカ国内の福祉事業に従事したソーシャルワーカーや、障害者リハビリテーションの専門家、難民支援の専門家などが来訪して、南ベトナムの福祉政策に対する提言を行った。戦

争遂行のため、二次大戦終結以来の自立支援に関する経験が南ベトナムに集められたのである。

ベトナムにおけるリハビリ政策拡大の背景には、1968年1月のテト攻勢と、その後に進められた戦争の「ベトナム化」も影響を与えた。解放勢力による都市部への一斉攻撃により、農村支配の不安定さと南ベトナム政府に対する民衆の支持の欠如があらわになる中、反共・親米政権による国家建設という長期的な課題はいったん脇に置かれた。他方で、戦争被害者の不満を緩和しながら、彼らの経済的自立を促し、社会秩序を維持する方法として、リハビリ政策が注目を集めた。さらに、インドシナからの撤退を準備するアメリカ軍が、戦闘任務の南ベトナムへの委譲を進めたことも、リハビリ政策の導入を促した。解放勢力との戦闘を ARVN 独力で遂行することが求められる中で、徴兵と戦死・負傷による男性の稼ぎ手の減少が起これ、それが民衆の反政府感情につながるのではないかと恐れられた。そうした事態を避けるための措置として、傷痍軍人や戦争被害者に対するリハビリ政策に期待が寄せられたのである。それまで広義の社会開発の中の一プログラムに過ぎなかったリハビリは、軍事政策として、その優先順位を高めたのだった。

2. 人的資源政策としてのリハビリ政策と無視される不平等

次に、軍事・安全保障と密接な関係にある二次大戦後のリハビリ政策が、「人的資源政策」としての性格を持つことで、社会・経済の構造的不平等に対する関心を失ったことを明らかにした。二次大戦中に開発された障害者リハビリテーションのプログラムは、医療や理学療法に限らず、心理面でのケア、軽度の軍事訓練、各種の技能教習、学科教育、就業カウンセリング、ソーシャルワークなど多様な方法を駆使して個人の能力を開発し、できるだけ多くの障害者の軍務復帰や就労を実現しようとした。つまり、総力戦に対応して労働力の供給を維持することが、リハビリ政策のそもそもの目的であった。当初、その予算規模の大きさゆえに地域間の教育資源の再分配機能を持っていた GI ビルも、朝鮮戦争の前後から、冷戦という「部分的動員」体制に対応した人的資源政策としての性格を強めていく。あくまでも兵士の除隊を支援する軍事の機能が重視される中で、GI ビルが定める連邦政府から私立の職業教育機関への補助金は減少した。これにより、GI ビルの職業教育支援の恩恵を受けていた人々の職業選択の幅が狭まっただけでなく、低所得層が多く住む地域コミュニティの教育資源も縮小した。同時に、個人の「自己責任」による人的資本投資という観点を導入する制度改変も行われたことで、居住地域や人種などによる教育機会の格差が等閑視され、GI ビルの再分配機能が弱められることになった。

傷痍軍人に対する自立支援から始まったアメリカのリハビリ政策も、その規模の大きさの割に概して保守的な影響を社会に与えたが、それは、障害者リハビリテーションという専門領域の性格によって規定された面が大きい。障害者の社会復帰を個人の能力の全面的な発揮によって成し遂げようとする思想（「全人的リハビリ」）には、個別の障害によって

社会参加の機会が制限されるべきではないとする進歩的な発想が含まれた。その反面、障害者の社会参加や就労を困難にする構造的な問題への視座は欠けていた。典型的には、企業等に対する障害者雇用の数値目標を設定する施策が、「アメリカ的」ではないとして退けられた点が指摘できる。個人が自立するためであっても、労働市場への政府の介入は最小限にとどめられるべきだと考えられていた。

南ベトナム政府による傷痍軍人を対象としたリハビリでも、民間団体による難民向けの就労支援や授産事業でも、主眼は被援助者の「依存」を防ぐことに置かれた。また、リハビリ・プログラムは、単に就労可能な技能を身につけるだけでなく経済的自立を志向する行為態度をも涵養しようとしただけに、規律訓練を課す者に特有の温情主義的な要素を払しょくすることができなかった。

3. リハビリ政策における自立概念の多様化とアジア観の変容

ここまで、二次大戦後のリハビリ政策に一貫した特徴として、軍事・安全保障との密接なかかわりや、人的資源政策としての出自に由来する構造的な不平等への無関心があることを述べてきた。他方で、リハビリ政策が想定する「自立」の定義には必ずしも一貫性はなく、多様かつ流動的でした。

男性稼ぎ手モデルは、二次大戦から 1950 年代にかけてのリハビリ政策に一般的な自立の観念であった。男性が家の外で働き、主婦である女性が家内の再生産労働に従事するという領域分離を前提としたこのモデルでは、男性の稼得能力を回復させ、核家族の生計を支えさせることが目標となる。これは、二次大戦後のリハビリ政策の起源が兵士の社会復帰支援にあったことの帰結でもあるが、同時に、高齢退職年金の家族加給や遺族年金制度など、同時代の福祉政策にも共通してみられるモデルであった。一方、このモデルにのっとりリハビリ政策の下で、女性は男性が稼得能力を回復する際の補助を求められた。この点で典型的なのが、赤十字の病院ボランティアである。赤十字ボランティアは、白人ミドルクラスの主婦としてのリスペクタビリティと、専門的な医療行為の末端につらなる非専門労働者としての効率性という二つの規範に従うことを求められた。二次大戦以降、医療の専門性を高めようとする退役軍人庁の方針に従い、女性ボランティアたちはリハビリや職業訓練を補佐して患者の「自立」を促す役割を演じた。郊外核家族における幸福な主婦像が喧伝された 1950 年代において、リハビリ政策は、白人ミドルクラスの女性たちに、兵士の就労や社会復帰を促し、彼らの「男性性」を再建する役割を与えたのである。

男性の自立の補助を女性の役割として位置づける男性稼ぎ手モデルは、一面で女性の活動範囲の拡大を促した。病院でのボランティア活動は、「地域コミュニティ」における草の根の善意として表象されたが、その実態は、病院の周辺地域を越えて広がる労働力動員であった。自家用車の普及により移動の範囲を広げた女性たちは、ローカルな草の根の小結社ではなく、赤十字や有力な退役軍人団体の女性補助組織によって募集・訓練され、退役

軍人病院へと送り込まれた。なかでも赤十字は、全国本部と州や地方レベルの支部の間で緊密な連携を行いながら、病院ボランティア・プログラムを展開した。アメリカのボランティアリズムは、必ずしも地域ごとに孤立したものではなく、都市、州、連邦などのレベルに階層化された全国組織のネットワークに接続されていたといわれる。¹そうした組織が、広範囲に散らばる郊外の女性ボランティアを安全保障政策の末端に組み込んだのである。

1950年代末には、「自立＝男性の就労」という構図にも若干の変化が生じる。背景には、退役軍人病院におけるリハビリ・プログラムの焦点が、急性期患者の身体機能の回復から、高齢の入院患者の退院に移ったことがあった。退役軍人庁は、急性期患者のケアに医療資源を集中するため、慢性患者のケアの負担を家族や地域コミュニティに転嫁しようとした。これに伴い、男性に就労を促すという冷戦期のジェンダー規範を強く反映したボランティアの役割は後景に退いた。かわりに、高齢化する人口を地域コミュニティの自助によって支えるための無給労働力として、ボランティアの役割は再定義された。1960年代末から始まる障碍当事者の「自立生活運動」が障碍者や高齢者の脱施設化を進めたことは知られているが²、医療資源の節約を目論む退役軍人庁は、全く異なる動機からこの流れを先取りし、ボランティアや地域コミュニティに新たな課題を与えたのである。

リハビリにおける男性稼ぎ手モデルの相対化は、他の場所でも生じていた。本論で触れた範囲では、ニューヨーク市の貧困対策事業やキューバ難民に対する再定住支援が、女性に就労を促したリハビリ政策の例として挙げられる。しかし、「男性稼ぎ手モデル」の見直しは、アメリカの開発援助による「近代化」が目指されていた南ベトナムで、最も多様に展開した。1960年代後半の南ベトナムは、リハビリ政策の実施経験を持つ様々な専門家が結集する場であった。彼らが持ち寄った過去の経験と戦時下のベトナムにおける社会経済的な条件が複雑に作用する中で、男性稼ぎ手モデルに当てはまらない多様な自立支援のプログラムが計画・実施された。具体的には、拡大家族による障碍者の包摂や、重度障碍者のコミュニケーション建設などの案が提起された。そこには、男性の就労と家族単位での生計の維持に限定されない、集団主義的とも呼び得るリハビリの理念が共通する。また、ベトナムで提供された民間団体の保育サービスは、単に母親が働く間、子どもを預かることにとどまらず、保健や教育、衛生、栄養など、子どもの生存と成長を支援することを目的としたプログラムであった。さらに、ベトナムの文化や伝統の保持、リハビリ施設のベトナム人自身による運営といった観点から「自立」の意味が再定義され、個人の就労を自立と見なす西洋式のリハビリが相対化された。

こうした多様な自立モデルを構想・実践したのは、主として民間の団体であった。反戦や人道援助など、多様な政治的動機を持つこれらの団体は、南ベトナム政府やアメリカ政府からの要望を受けつつも、現地のニーズを自ら把握し、独自財源を基にして活動した。冷戦プロパガンダの一環でもあった男性稼ぎ手モデルのリハビリは、アメリカの冷戦政策を批判する民間団体の手によって換骨奪胎されたのである。

第2節 リハビリ政策からワークフェア型福祉改革へ

次に、二次大戦後のリハビリ政策と1970年代以降の福祉改革の関係について、連続と断絶の両面から考察する。

南ベトナムにおけるリハビリ政策の特徴は、その多くが1980年代までにアメリカのリハビリ政策から失われていった。それは、ベトナム戦争後の難民政策を分析した先行研究により既に示されている。佐原彩子によれば、インドシナ難民のアメリカへの受け入れと再定住を受けて成立した「1980年難民法」が、「経済的な自立」を難民の合衆国社会への適応の指標と位置づけた。³ 1975年のベトナム統一後、アメリカはインドシナからの難民受け入れによって、傷ついた外交的威信の回復と国内におけるナショナリズムの慰撫という二つの課題を成し遂げようとする。このとき、共産主義国の抑圧から逃れて庇護を求める人々を「慈悲深く」受け入れるアメリカのイメージが喧伝され、インドシナ難民がアメリカ社会に定住・適応することを促す政策は、「恩恵」と位置づけられた。⁴ この場合、多様な集団による個人の包摂も、伝統や文化、言語の保持も、難民に対するリハビリの目的とはされず、核家族単位で生計を維持し、アメリカ社会に溶け込むことのみが理想とされる。このような変化は、敗戦にともなうインドシナ政策の再編で、ベトナムの「近代化」がひとまず断念される一方、冷戦初期に強まったアジアの新興独立国への同化圧力が国内の難民に向けられていく過程でもあった。

南ベトナムでのリハビリ・プログラムとアメリカ国内におけるリハビリ・プログラムの間のこうした断絶は、サイゴン陥落の直後に、すでに生じていた。このことは、戦時中に南ベトナムでの難民支援にたずさわった後、インドシナ難民のアメリカへの再定住支援事業にも従事した2つの民間団体の動きに見取ることができる。超教派のプロテスタント宣教団体「クリスチャン・ミッショナリー・アライアンス (Christian and Missionary Alliance, 以下 C&MA)」と全国福音派協会の国際援助部門である「世界救援委員会 (World Relief Commission, 以下、救援委員会)」は、いずれも戦時中から南ベトナムの難民や孤児、戦争被害者の援助を行っていた。C&MAは、宣教活動のかたわら、職業訓練、託児所、小児科病院の運営、救援物資提供などの幅広いプログラムを実施していた。他方、二次大戦後にヨーロッパ難民を援助する「戦時救援委員会」として発足した救援委員会は、難民を対象とした職業訓練や物資提供などの活動を行ったほか、1969年以降はC&MAから小児科病院の運営を引き継いでいる。⁵ サイゴン陥落直前の1975年3月にベトナムから撤退した救援委員会は、その後も、ベトナム人プロテスタント教徒の団体である「キリスト教青年社会奉仕会 (Christian Youth Social Service, 以下 CYSS)」を通じてベトナムへの援助物資の発送を続けていた。⁶

南ベトナムの崩壊後、救援委員会とC&MAはインドシナ難民のアメリカへの再定住支援事業に乗り出していく。C&MAは、ベトナム人プロテスタント教徒600人のアメリカへの輸送の便宜取りつけを皮切りに、「ベトナムの鼓動作戦」と称するインドシナ難民の再定住

支援事業を実施した。⁷その主な中身は、アメリカ国内の軍事基地に設置されたキャンプでプロテスタント教徒の難民に宗教的なサービスを提供すること、さらに、キャンプを出た後の再定住地で、後見人となる教会や個人を紹介することなどからなっていた。⁸一方、全国福音派協会と救援委員会はこれに協力することとし、まずは、オレゴン州ポートランド周辺に住むCYSSのメンバーや他のインドシナ難民に対して、再定住のための相談や教育を実施することになった。さらに、C&MAと協力し、1600人の難民の再定住を支援することも計画していた。⁹

二つの団体によるアメリカ国内での難民支援は、就労による家族単位の生計の確立と、居住する社会への同化・適応という伝統的なリハビリの手法に基づいて行われた。ただし、C&MAについて言えば、そもそも難民の経済状況や生活の行方自体に関心が薄かったことを指摘せねばならない。同団体の活動が政府との連携や協力関係をほとんど持たずに進められたのも、プロテスタント教徒以外の難民の支援を拒否し、信仰と関係のない支援業務を最小限にとどめたいがためであった。¹⁰これに比べれば、救援委員会の方が難民の生活支援に積極的な態度をとったが、その方針は、あくまで短期の職業訓練や英語教育などを通じたアメリカ社会への適応と同化により「自立」を促すというものであった。¹¹ときには、シカゴ郊外のプロテスタント・コミュニティに「人種差別がない劇的な証拠を明白に示す」ため、少数の難民家族をそこへ移住させるといったことも計画している。¹²難民同士の紐帯やベトナムの言語・文化の保持に対する関心は薄かったと言わざるを得ない。少なくとも、これら二つの団体に関わる範囲では、南ベトナムの難民と戦争被害者を対象としたリハビリ・プログラムの多様性が、アメリカ本土での再定住支援に影響を与えた形跡は見当たらない。AFSCや責任委員会と同じようにベトナム戦争を経験した民間団体も、アメリカ本土では、世帯単位の自立とアメリカ主流社会への同化を迫る伝統的なリハビリ観を採用していたのである。ちなみに、アメリカの「非編入領土」であるグアムでは、救援委員会とC&MAが難民の共同経営による農業・漁業プロジェクトを支援しており、本土との対応の違いがみられた。¹³

アメリカ本土の内外における難民支援事業のこうした断絶は、これまでほとんど注目されてこなかった。近年の「批判的難民研究」は、むしろ、太平洋を経てアメリカ本土にいたる難民の経験と、それを生み出したアメリカの政策の連続性を強調する。その背景には、アメリカによるインドシナ難民の受け入れ政策とその原因となったインドシナ政策の歴史的関係を切断し、前者だけをことさらに取り上げてアメリカ外交の人道性として評価する既存研究への批判がある。¹⁴カンボジア難民がタイの難民キャンプからアメリカへ移住する過程と、その後のブロンクスでの生活史を追ったエリック・タンの研究も、この潮流に掉さしている。タンは、難民キャンプとアメリカ本土の「ハイパーゲトー」の間に環境的類似性があることを指摘するだけでなく、どちらもアメリカの戦争遂行と秩序維持の都合に基づいて、難民を遺棄・隔離する場となっていることを指摘している。¹⁵

たしかに、南ベトナムでの難民政策も、アメリカへの難民の受け入れも、戦争被害を補償し、生活を再建するための実効性には乏しく、アメリカの戦争が生み出した「社会問題」としての難民を主流社会から隔離するものだった。本論文が注目した南ベトナムでのリハビリ・プログラムも、その多くは構想の段階にとどまっており、効果を論じるまでもない。実行に移された一部のリハビリ・プログラムについても、膨大な数に上る農村部の戦争被害者を「自立」させるには、あまりに不十分であった。¹⁶また、アメリカの戦争により生活の基盤を喪失した人々を「難民」認定し、保護の対象とすることで、恩恵的・人道的な自己イメージを構築し、インドシナへの介入をも正当化しようとするアメリカ政府の身振りが太平洋を越えて一貫していることは、批判的難民研究が指摘する通りである。こうした点を踏まえて、難民の排除と抑圧がインドシナで始まり、アメリカ移住後も続いたと評価することは、おそらく正しい。しかし、そのこととは別に、故国においてベトナム人としてのアイデンティティーの維持を「自立」の名の下に求められた人々と、アメリカで就労による経済的な「自立」のみを求められた人々の、「難民」としての境遇の対照性も注目し得る。それは、帰属する国家を失って文字通りの難民となった後者が、1970年代に起きたアメリカ福祉政策の新自由主義的転換から、最も露骨な影響を受けた傍証となっているからである。

一方、南ベトナムでのリハビリ政策と、アメリカ国内におけるワークフェアとの間には共通点も見られる。まず指摘できるのは、「人的資本」への投資を重視する姿勢である。1980年代のワークフェア政策では、就労とキャリア形成の前提となる教育や職業訓練の意義が強調され、保守的な福祉観に基づき扶助受給者の労働義務を強化した1970年代の政策が修正されたといわれる。¹⁷1988年にロナルド・レーガン政権の下で成立した家族支援法は、各州にAFDC受給者の就労努力を拡大するよう義務づけるとともに、「就労機会基本技能訓練プログラム（略称JOBS）」と呼ばれる就労支援制度の創設を求め、これに対する連邦補助金の支払いも定めた。各州のJOBSは、基礎教育や職業訓練、託児サービスなどを提供することとされている。¹⁸しかし、1980年代までのワークフェア政策に見られた職業訓練や教育の重視は、1980年代後半から1990年代前半にかけての州・地方レベルの福祉改革や、連邦福祉改革を経て、後退する。公的扶助受給者の人的資本形成よりも就労義務を強調する傾向が再び強まったのである。¹⁹二次大戦後のリハビリ政策と世紀末の福祉改革との共通点が、また一つ消失したわけだが、それでは、1990年代の福祉改革以後にも残ったリハビリ政策の遺産がなかったかといえば、そうではない。扶助を受給する女性の就労を「自立」と位置づけ、肯定する視点だけは残った。

これを端的に示すものとして、カリフォルニア州社会事業局長のエロイーズ・アンダーソンが、全国知事会の福祉改革提案を審議する公聴会で行った発言を取り上げたい。旧来の性役割規範である男性稼ぎ手モデルを退けつつ、個人に「自立」の責任を求める論理が、1960年代末から1970年代にかけて生じたリハビリ政策の変化を思い起こさせるからである。1996年2月に開かれた下院人的資源小委員会の公聴会では、前年に共和党主導の福祉改革

法案が大統領の拒否権発動にあった後、議論の仕切り直しを狙う全国知事会が提出した独自の修正案について検討していた。一度は法案の議会通過にまでこぎつけた福祉改革論議において、困窮状態にあると認められる個人の扶助受給の権利（エンタイトルメント）を廃止すること、連邦政府から定額の一括補助金を州に給付する制度に変更すること、公的扶助の支給期間を制限して、受給者により強く就労を促すこと、などの方向性は固まっていた。しかし、細部においては依然として多様な考えが存在し、改革を求める動機や正当化の論理にも差異が見られた。特に保守的な人々は、「家族」の擁護を掲げてシングルマザーや婚外子に対する懲罰的な福祉制度の構築を目論んでいた。²⁰なかでもアンダーソンは、ウィスコンシン州とカリフォルニア州で AFDC 受給者に即時の就労を求めてきた、急進的な福祉改革の擁護者である。アンダーソンは、AFDC ができて 60 年が経ち、制度を取り巻く状況が全く変わったとして、以下のように述べる。

「我々はもはや、親、特に母親が家で子どもと一緒にいることを期待しません。」「この制度が施行された 1930 年代よりも多くの母親が、家の外で働いています。」「また、我々は男性、特に父親や夫が家族で唯一の稼ぎ手になることを期待しません。」「しかし、このプログラム（AFDC のこと一注）はそのような決めつけに基づいて運営されています。」「なぜなら、男性を主たる稼ぎ手とし、女性を家に押しとどめることを政策の核としているからです。」「AFDC は、特に貧困層の間で就労への意欲をそぎ、依存を生み、婚外出産を助長し、家族の崩壊に手を貸し、結婚して二親家族を形成する意欲をそぐのです。」²¹

アンダーソンは、男性稼ぎ手モデルの自立支援を明確に否定し、女性の就労を肯定的に評価している。同時に、男女二親家庭の一人親家庭に対する道徳的・経済的優位を所与とした上で、前者の形成を阻害し、後者の形成を助長する「我々のよく知る福祉＝AFDC」を批判している。しかも、家族の在り方に深くかかわるはずの社会・経済的格差や労働市場の問題は「貧困層」自身の意欲の問題へとすり替えられ、家族形成の「失敗」の原因は福祉に依存する個人の責任に帰されている。つまり、異性愛主義的な家族規範と新自由主義が、脱・男性稼ぎ手モデル化が進む 1960 年代以降のリハビリ政策の潮流に接合されているのである。

ここに示されているのは、女性を含む公的扶助受給者の就労の規範化と社会的不平等への無関心である。それは、リハビリ政策から世紀末の福祉改革に受け継がれた最大の遺産だった。リハビリにおける自立の意味を就労に限定する一方で、自立を求める対象を女性にまで拡大したものが、20 世紀末の福祉改革であったと言い換えてもよい。

第 3 節 リハビリ政策とアメリカ現代国家の形成

最後に、二次大戦からベトナム戦争にかけてのリハビリ政策を通して見えるアメリカ現

代国家の特徴とその形成を促した歴史的背景について論じる。

現代国家とは、単に「現代の国家」という意味ではない。それは、19世紀末から20世紀にいち早く産業化を成し遂げた諸国に共通した特徴を、19世紀以前の近代国家のそれと区別するために用いる語である。しかし、この用語は多くの歴史家にとってなじみが薄く、その意味するところも明確に定義・共有されているとは言い難い。²²さしあたり、ここでは以下のような内容において共通する国家を現代国家と呼ぶことにする。

20世紀初頭までに西欧諸国やアメリカ、日本など、産業化と労働者階級の増加を経験した国々は、人種や性差、出身地域などによる人口内部の差異化・序列化をとめないながらも、大衆の政治参加とその国民としての一体感の醸成にある程度成功していた。このような統合は、1930年代の経済不況への対応と、各国民の軍事的、経済的、文化的な潜在力を根こそぎ動員する二つの総力戦を経て、一段と深化する。二次大戦後の資本主義国に注目すると、堅調な経済発展を背景に不熟練労働者の中産階級化が進展し、その消費購買力の上昇が国民経済の浮沈にとって枢要な位置を占めるようになった。また、組合による労働者の組織化の進展と政治勢力としての影響力の増大は、国家に労働者の利害に配慮した政策の実施を強いるようになった。このような変化は、資本主義国の場合、概ね1950年代から1970年代初頭にかけて進行したとされる。そこには、東西冷戦を背景に対抗イデオロギーとしての影響力を強める、社会主義への対応という側面もあった。

こうした見取り図は複数の国家間の差異を捨象した一般論であり、労働者の政治勢力としての力量や一体化の度合い、それに応じた福祉や労働政策の展開は、資本主義国だけを取っても、多様であった。そこで、西欧諸国やアメリカ、日本などがたどった現代国家としての軌跡を比較・検証し、いくつかの「福祉国家レジーム」に分類する試みもなされている。この分野の先駆者たるイエスタ・エスピノ＝アンデルセンによれば、国政を担う労働者政党が存在し、社会サービスの脱市場化の度合いの高い北欧の「社会民主主義レジーム」と、労働者の厚生市場への依存度が高く、労働者政党も存在しないアメリカの「自由主義レジーム」との間には、同じ福祉国家と呼ばれながら、その様態に大きな違いが認められる。²³北欧や1970年代までのイギリスを典型的な福祉国家と見なした場合、アメリカを同じ福祉国家と呼ぶことすら難しい。アメリカを「及び腰の福祉国家」と呼ぶ場合もあるが、これは、北欧や20世紀イギリスの福祉国家を標準と位置づけたうえで、アメリカがそこに当てはまらないことを表現しているに過ぎない。やはり、20世紀後半のアメリカを含む幅広い国家類型を指しうる概念としては、現代国家の語が適切であるように思われる。

それでは、複数の現代国家間の差異を前提に、二次大戦後のアメリカ現代国家にいかなる特徴を認めるべきか、また、そのような特徴はいかなる歴史を経て形成されたのか。この問いを考えるに当たり、本論文が論じてきたリハビリ政策の展開はいかなる示唆を与えるか。

序章でも述べたとおり、1930年代にリベラル派と呼ばれた人々が目指した国家体制は

北・西欧の福祉国家との共通点を多く持っていたが、二次大戦後に成立した現実の体制は、これとは大きく異なるものになった。ニューディール期のリベラル派が想定すらしなかった「労働者政党」の不在は当然としても²⁴、リベラル派の構想において労働者階級全体の利害を代表する社会改革の担い手たることを期待された組合は、自らの狭い利害のほかには無関心な利益集団となった。²⁵結果、労働者の賃金水準や生活保障は彼らが所属する個別企業・産業セクターと組合との間の合意に強く規定され、生活保障において国家が果たす役割が小さく、所得の再分配機能が脆弱な福祉制度が成立した。それは、組合の組織化と労使協調が進んだ職場から外れた途端、セーフティネットの不在と「自己責任」のリスクに直面するような仕組みである。

もう少し詳しく述べれば、現代国家アメリカにおいて、健常者男性やミドルクラス以上の階層など、「標準」とされる人々の生活保障は市場に依拠する度合いが高い。他方、AFDCをはじめとする公的扶助は、共同体の成員としての十全な地位、すなわち「シティズンシップ」の条件である「自立」を損なうものとして、スティグマ化される。これらの制度が、国民間の所得移転や経済的同権化に果たす効果も、西欧諸国との比較において、見劣りする。²⁶また、この二層化された福祉システムの中で、「依存」から「自立」への移行を促すために実施されるリハビリ政策は、西欧諸国における職業教育や職業紹介のような、階層上昇を促す仕組みにはなっていない。²⁷二次大戦以来、一人前の「人的資源」としての自立を求める価値観が、アメリカのリハビリ政策には通底してきた。GI ビルの高等教育支援を除くと、自立とは個人のキャリアや階層の上昇を含意するものではなく、あくまで目先の就労と公的扶助からの離脱を意味した。なかでも軍事と結びついたリハビリは、戦時体制のための動員を支える政策として、この価値観を際立たせる傾向にあった。二次大戦 GI ビルは、労働者階級の男性の階層上昇に寄与したとされるが、それすら、黒人男性や障害者男性、そして、女性など、多くの人々を排除していた。その後、1970 年代初頭までに、リハビリ政策の中心にあった「男性稼ぎ手モデル」が相対化され、より多様な自立のイメージが生まれてきたことは、本論で見たとおりである。しかし、個人の就労による扶助からの離脱そのみを自立の条件と見なし、人が扶助を必要とする社会構造や不平等に思いを致さない姿勢は、20 世紀後半のアメリカ福祉政策の基調であり続けた。南ベトナムに移植されたリハビリ政策はこのような狭い自立の観念にいくつかの変化を生じさせたが、新自由主義的な風潮が強まる中で、その変化がアメリカ本土に逆流することもなかった。ただ、扶助を受給する女性の就労を肯定する視点だけは、20 世紀末の福祉改革にも取り込まれていく。二次大戦後のリハビリ政策は、軍事政策の都合から、「自立」の責任を個人と家族と地域コミュニティに帰してきた。そして、社会・経済の構造に由来する不平等を無視し続けたまま、女性の公的扶助受給者に「自立」という名で就労を求める「福祉との戦い」に、転用されていったのである。

¹ Theda Skocpol, *Diminished Democracy: From Membership to Management in American Civic Life* (Norman, OK: Oklahoma University Press, 2003).

² Doris Zames Fleischer and Frieda Zames, “Deinstitutionalization and Independent Living,” in *The Disability Rights Movement: From Charity to Confrontation* (Philadelphia: Temple University Press, 2001): 33-48.

³ 佐原彩子「自立を強いられる難民—1980年難民法成立過程に見る『経済的自立』の意味」『アメリカ史研究』第37号（2014年）, 60-78.

⁴ 佐原彩子「帝国主義政策としての難民救済—ベトナム戦争終結において Operations New Life/Arrival が果たした役割」『アメリカ史研究』第33号（2010年）, 91-109; 佐原彩子「冷戦政策としての人道主義—70年代後半からのアメリカのインドシナ難民救済活動」『アメリカ太平洋研究』第14号（2014年）, 38-46.

⁵ Paul E. Grennel to Dr. Graffam, April 5, 1968, “Vietnam Field Report,” folder “Minutes,” National Association of Evangelicals Records (NAE), Wheaton College Archives & Special Collections; “Report for World Relief Commission for October 2&3 Administrative Meeting,” folder “WRC 1972,” NAE.

⁶ “WRC Aids New Refugees,” March 24, 1975, folder “WRC 1975,” NAE.

⁷ Louis T. Dechert to Billy A. Melvin, July 5, 1975; and Louis T. Dechert to Brethern, July 1, 1975, “Operation Viet Nam Heart Beat,” folder “World Relief Commission, Permanent File #2,”; and World Relief Commission (WRC), “News Release, #75-22,” October 3, 1975, folder “WRC 1975,” NAE.

⁸ Operation Vietnam Heartbeat, “Mission, Responsibilities, Operations,” May 21, 1975, folder “World Relief Commission, Permanent File #2,” NAE.

⁹ Louis T. Dechert to Billy A. Melvin, June 9, 1975, folder “World Relief Commission, Permanent File #2,” NAE.

¹⁰ “Viet Nam Heart Beat.”

¹¹ Richard W. Pendell, n.d.; and Russel A. Shive to CBA of America Churches, May 29, 1975, “Vietnamese Refugees,” folder “World Relief Commission, Permanent File #2,” NAE.

¹² Donald E. Hoke, “Suggested Plan for Vietnam Refugee Relocation,” n.d., folder “World Relief Commission, Permanent File #2,” NAE.

¹³ “Phone call to L. L. King, subject: Vietnam Refugees,” June 2, 1975, folder “World Relief Commission, Permanent File #2,” NAE. ただし、難民の協同組合形式による事業設立の試みはフロリダのキューバ人漁民に対する保健教育福祉省の「自助」支援の中でも行われていた。したがって、難民支援の形態の地理的な境界が本土とそれ以外の間で厳密に引かれていたと結論づけることはできな。 “The Free Fishermen’s Association of Florida, INC.: A Story of the First Self-Help Organization by Cuban Refugees,” Resettlement RE-CAP, August, 1965, folder “FY1966, Cuban Refugee Program Resettlement General,” box 3, Cuban Refugee Program, RG 47, Social Security Administration Records, NARA.

¹⁴ 批判的難民研究の視座については佐原上掲論文の他、以下を参照。 Yén Lê Espiritu, *Body*

Counts: The Vietnam War and Militarized Refugees (Oakland, CA: University of California Press, 2014).

¹⁵ Eric Tang, *Unsettled: Cambodian Refugees in the New York City Hyperghetto* (Philadelphia, PA: Temple University Press, 2015).

¹⁶ このことは、2000年代初頭にベトナムを再訪した元 AFSC の補装具技師ロジャー・マーシャルの証言からも明らかである。マーシャルは、農村に住むクアンガイ省の身体障害者の多くが都市部の医療施設にアクセスすることができず、依然としてケアを受けられずにいることを指摘している。また、戦争終結から30年近くたっても、戦時中に埋められた対人地雷によって障害者が生み出されるなど、ベトナム戦争の被害が継続していることも指摘している。Aimee Dolloff, “Mainer Pushes Rehab Center in Vietnam,” *Bangor Daily News*, Oct. 25, 2003.

<http://archive.bangordailynews.com/2003/10/25/mainer-pushes-rehab-center-in-vietnam/> (accessed April 30, 2016).

¹⁷ 小林勇人「カリフォルニア州の福祉改革—ワークフェアの二つのモデルの競合と帰結」渋谷博史・中浜隆編『アメリカ・モデル福祉国家 I—競争への補助階段』昭和堂, 2010年, 70-71.

¹⁸ Richard P. Nathan, *Turning Promises into Performance: The Management Challenge of Implementing Workfare* (New York: Columbia University Press, 1993), 28. また、1996年の福祉改革以降、アメリカ各地で公的扶助受給者に対する就労プログラムの民間委託が拡大しているが、これは本論文が検討した南ベトナムでの福祉プログラムやリハビリ政策にすでに見られた要素である。木下武徳『アメリカ福祉の民間化』日本経済評論社, 2007年; 佐藤千登勢『アメリカの福祉改革とジェンダー—「福祉から就労へ」は成功したのか?』彩流社, 2014年, 72-75. 特に、現在の就労プログラムで大きなシェアを占める民間団体の中に、救世軍やグッドウィル・インダストリーズなど、南ベトナムのリハビリ政策にも名前の現れる団体が含まれることは興味深い。LaDonna Pavetti et.al., “Changing the Culture of the Welfare Office: The Role of Intermediaries in Linking TANF Recipients with Jobs,” *Economic Policy Review* (September, 2001), 66-67.

¹⁹ 人的資本形成よりも早期の就労を優先する「労働力拘束型」ワークフェアの典型として、1980年代後半からカリフォルニア州の一部で実施された「リバーサイド方式」が挙げられる。小林勇人「カリフォルニア州 GAIN プログラムの再検討—ワークフェア政策の評価にむけて」『社会政策研究』第6号, 2006年: 165-183; 小林「カリフォルニア州の福祉改革」.

²⁰ 1990年代の福祉改革論議における多様な立場については、以下を参照。大辻千恵子「1996年福祉改革の意味—20世紀アメリカ社会と『家族』」『アメリカ史研究』第26号, 2003年: 51-69; 西山隆行「アメリカの福祉国家再編—クリントン政権期における社会福祉政策をめぐる政治」『甲南法学』第46巻, 第1・2号, 2005年: 65-99; 佐藤『アメリカの福祉改革とジェンダー』第1章: 21-50; R. Kent Weaver, *Ending Welfare as We Know It* (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 2000).

²¹ House Subcommittee on Human Resources of the Committee on Ways and Means, *The National Governors' Association Welfare Reform Proposal*, 104th Cong., 2nd sess., 1996: 55.

²² 現代国家をタイトルに掲げた歴史学の論集として以下を参照。木村靖二、中野隆生、中嶋毅編『現代国家の正統性と危機』（山川出版社、2002年）。

²³ G・エスピン-アンデルセン『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』（ミネルヴァ書房、2001年）。

²⁴ ニューディール期の民主党リベラル派が考えた「産業民主主義」の含意や、労働者との同盟構想の特質、その社会民主主義との関係などについては、以下を参照。中島醸『アメリカ国家像の再構成—ニューディール・リベラル派とロバート・ワグナーの国家構想』366-378。

²⁵ Nelson Lichtenstein, “From Corporatism to Collective Bargaining,” in *The Rise and Fall of the New Deal Order, 1930-1980*, eds. Steve Fraser and Gary Gerstle (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1989); Nelson Lichtenstein, “Labor in the Truman Era: Origins of ‘the Private Welfare State’,” in *The Truman Presidency*, ed. Michael J. Lacey (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 1989).

²⁶ Oliver Denk et al., “Inequality and Poverty in the United States: Public Policies for Inclusive Growth,” OECD Economic Department Working Papers, no. 1052 (2015), 20, 36-48. (http://www.oecd-ilibrary.org/economics/inequality-and-poverty-in-the-united-states_5k46957cwv8q-en?crawler=true) 2016年8月31日、接続確認。

²⁷ 近年、西欧諸国やカナダと比較した場合、アメリカにおける所得階層間の移動がより困難であることが、様々な研究により指摘されている。Jason DeParle, “Harder for Americans to Rise from Lower Rungs,” *New York Times*, January 4, 2012.

資料文献一覧

マニユスクリプト

American Friends Service Committee Archives, Philadelphia, PA
American Friends Service Committee Records

Arthur M. Schlesinger Library, Harvard University, Cambridge, MA
North Bennet Street Industrial School Records

Harry S. Truman Library, Independence, MO
Official File
Staff Member and Office Files
White House Central Files

La Guardia and Wagner Archives, Long Island, NY
Robert F. Wagner Documents Collection
(<http://www.laguardiawagnerarchive.lagcc.cuny.edu/COLLECTIONS.aspx?ViewType=1&ColID=6>)

Library of Congress, Manuscript Division, Washington, D.C.
Omar N. Bradley Papers

Mudd Manuscript Library, Princeton University, Princeton, NJ
David A. Morse Papers

National Archives and Records Administration, College Park, MD
Record Group 47, Social Security Administration Records
Record Group 200, Records of the American National Red Cross
Record Group 233, Records of the United States House of Representatives
Record Group 472, Records of the U.S. Forces in Southeast Asia

National Archives and Records Administration, Washington D.C.
Record Group 15, Records of the Department of Veterans Affairs

State Historical Society of Missouri
Howard A. Rusk Papers

Swarthmore College Peace Collection, Swarthmore, PA
Committee of Responsibility Records

Wheaton College Archives & Special Collections, Wheaton, IL
National Association of Evangelicals Records

World Health Organization Archives, Geneva, Switzerland
World Health Organization Records

政府刊行物

Administrator of Veterans Affairs. 1948. *Annual Report of the Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1947*.

----- 1949. *Annual Report of the Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1948*.

----- 1950. *Annual Report for Fiscal Year Ending June 1959*.

----- 1961. *Annual Report of the Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1960*.

----- 1964. *Annual Report of the Administrator of Veterans Affairs, Fiscal Year 1963*.

U.S. Congress. 1944. *Congressional Records*. 78th Cong. 2nd sess., 90, pt. 3.

U.S. Congress. House. Select Committee to Investigate Educational Training, and Loan Guaranty Programs under GI Bill. 1952. *Investigating Education and Training Programs under GI Bill*. 82nd Cong., 2nd sess. H. Rep.1375.

----- Committee on Education, Training, and Other Benefits for Veterans. 1952. *Hearings on H.R.59, 296, 297, 353,474, 1217, 1505, 1624, 1882, 2095, 2153, 2335, 2376, 4107, 4171, 4392, 4526, 5038, 5040, 5702, 5869, 5872, 5896, 6045, 6096, 6372, 6377, 6391, 6425, 6426, 6427, 6428, 6432, 6462, 6474, 6579, 6756, 6757, 6895*. 82nd Cong., 2nd sess.

----- Subcommittee on Human Resources of the Committee on Ways and Means. 1996. *The National Governors' Association Welfare Reform Proposal*. 104th Cong., 2nd sess.

U.S. Congress. Senate. Subcommittee of Veterans' Legislation of the Committee on Finance. 1944. *Veterans' Omnibus Bill: Hearings on S.1617*. 78th Cong., 2nd sess.

----- Special Subcommittee on Veterans' Education and Rehabilitation Benefits of the Committee on Labor and Public Welfare. 1952. *Veterans' Readjustment Act of 1952: Hearings on H.R.7656*. 82nd Cong., 2nd sess.

National Resources Planning Board. 1943. *After the War, 1918-1920*.

-----, 1943. *Demobilization and Readjustment: Report of the Conference on Postwar Readjustment of Civilian and Military Personnel.*

President's Commission on the Health Needs of the Nation. 1952-53. *Building America's Health.*

President's Commission on Veterans' Pensions. 1956. *The Historical Development of Veterans' Benefits in the United States: A Report on Veterans' Benefits in the United States.*

同時代資料

Anderson, David L. 1963. Hospital Discharge of the Geriatric Patient: A Team Progress. *Journal of American Geriatric Society* 11, no.3: 266-277.

Anderson, Myrtle A. 1948. Educational Reconditioning at Crile VA Hospital. M.A. thesis, Kent State University.

Boserup, Ester. 1974. *Women's Role in Economic Development.* New York: St. Martin's Press.

Commission of Organization of the Executive Branch of the Government. 1949. *The Hoover Commission Report on Organization of the Executive Branch of the Government.* New York: McGraw Hill.

Dulles, Foster Rhea. 1950. *The American Red Cross: A History.* Westport, CT: Greenwood Press.

Helander, Einer. et al. 1989. *Training in the Community for People with Disabilities.* Geneva: World Health Organization. <http://apps.who.int/iris/>

Lifton, Robert J. 1968. America in Vietnam – The Circle of Deception,” *Trans-Action: Social Science and Modern Society* 5 (March): 10-19.

Magnuson, Paul B. 1960. *Ring the Night Bell: The Autobiography of the Surgeon.* Boston, MA: Little, Brown and Company.

Moynihan, Daniel P. 1965. *The Negro Family: The Case for National Action.* Washington, D.C.: Government Printing Office.

Palmer, Ingrid. 1977. Rural Women and Basic Needs Approach to Development. *International Labour Review* 115, no.1: 97-107

Rusk, Howard A. 1972. *A World to Care for: The Autobiography of Howard A. Rusk, M.D.* New York: Random House.

Thomas, John F. 1967. Cuban Refugees in the United States. *International Migration Review* 2: 46-57.

Waller, Willard. 1944. *The Veteran Comes Back.* New York: Dryden Press.

新聞・雜誌・定期刊行物

American Heritage
American Legion Magazine
Bangor Daily News
East Tennessee Labor News
Journal of American Medical Association
Journal of Physical Education
Ladies' Home Journal
Los Angeles Times
New York Age
New Yorker
New York Times
Volunteers
Washington Post

研究書・研究論文

- Adams, Judith Porter. 1990. *Peace Work: Oral History of Women Peace Activists*. Boston, MA: Twayne Publishers.
- Adams, Leonard P. 1969. *The Public Employment Service in Transition, 1933-1968: Evolution of a Placement Service into a Manpower Agency*. Ithaca, NY: New York State School of Industry and Labor Relations.
- Altschuler, Glenn C., and Stuart M. Blumin. 1996. *The GI Bill: A New Deal for Veterans*. Oxford: Oxford University Press.
- Alvah, Donna. 2007. *Unofficial Ambassadors: American Military Families Overseas and the Cold War, 1946-1965*. New York: New York University Press.
- Amott, Teresa M. 1989. Black Women and AFDC: Making Entitlement Out of Necessity. In *Women, the State, and Welfare*, ed. Linda Gordon: 280-300. Madison, WI: University of Wisconsin Press.
- Anderson, Warwick. 2007. *Colonial Pathologies: American Tropical Medicine, Race, and Hygiene in the Philippines*. Durham, NC: Duke University Press.
- Barnett, Michael. 2011. *Empire of Humanity: A History of Humanitarianism*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Batlan, Felice. 2015. *Women and Justice for the Poor: A History of Legal Aid, 1863-1945*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Bell, Jonathan. 2004. *The Liberal State on Trial: The Cold War and American Politics in the Truman Years*. New York: Columbia University Press.

- Belmonte, Laura A. 2008. *Selling the American Way: U.S. Propaganda and the Cold War*. Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press.
- Berkowitz, Edward. 1980. *Rehabilitation: The Federal Government's Response to Disability*. New York: Arno Press.
- . 1987. *Disabled Policy: America's Programs for the Handicapped*. New York: Cambridge University Press.
- Barnett, Michael. 2011. *Empire of Humanity: A History of Humanitarianism*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Bertram, Eva. 2015. *Workfare State: Public Assistance Politics from the New Deal to the New Democrats*. Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press.
- Binnendijk, Hans, and Patrick M. Cronin, eds. 2008. *Civilian Surge: Key to Complex Operations*. Washington, D.C.: National Defense University Press. National Defense University. file:///C:/Users/dell/Downloads/ADA492662.pdf
- Bon Tempo, Carl J. 2008. *Americans at the Gate: The United States and Refugees during the Cold War*. Princeton: Princeton University Press.
- Boris, Eileen, and Jennifer Klein. 2012. *Caring for America: Home Health Workers in the Shadow of the Welfare State*. Oxford: Oxford University Press.
- Boushey, Heather. 2002. "Former Welfare Families Need More Help: Hardships Await Those Making Transition to Workforce." Briefing Papers. Economic Policy Institute. http://www.epi.org/publication/briefingpapers_123/
- Briggs, Laura. 2002. *Reproducing Empire: Race, Sex, Science, and U.S. Imperialism in Puerto Rico*. Berkeley, CA: University of California Press.
- Brinkley, Alan. 1995. *The End of Reform: New Deal Liberalism in Recession and War*. New York: Alfred A. Knopf, 1995.
- Buhler-Wilkerson, Karen. 2001. *No Place Like Home: A History of Nursing and Home Care in the United States*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press.
- Burt, Larry W. 1986. Roots of the Native American Urban Experience: Relocation Policy in the 1950s. *American Indian Quarterly* 10, no.2: 85-99.
- Campbell, Alec Duncan. 1997. *The Invisible Welfare State: Class Struggle, the American Legion and the Development of Veterans' Benefits in the Twentieth Century United States*. Ph.D. diss., University of California, Los Angeles.
- Canaday, Margot. 2009. *Straight State: Sexuality and Citizenship in Twentieth-Century America*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Cancian, Maria. 2001. Rhetoric and Reality of Work-Based Welfare Reform. *Social Work* 46, no.4: 309-314.

- Capshew, James H. 1999. *Psychologist on the March: Science, Practice, and Professional Identity in America, 1929-1969*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Carden-Coyne, Ana. 2009. Painful Bodies and Brutal Women: Remedial Massage, Gender Relations and Cultural Agency in Military Hospitals, 1914-18. *Journal of Culture and War Studies* 1 (May): 139-158.
- Carroll, Tamar W. 2015. *Mobilizing New York: AIDS, Antipoverty, and Feminist Activism* Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press.
- Carter, James. 2008. *Inventing Vietnam: The United States and State Building, 1954-1968*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Chambers II, John Whiteclay. 1987. *To Raise an Army: The Draft Comes to America*. New York: Free Press.
- Chappell, Marisa. 2010. *The War on Welfare: Family, Poverty, and Politics in Modern America*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Clawson, Marion. 1981. *New Deal Planning: the National Resources Planning Board*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press.
- Coffey, Ross. 2006. Revisiting CORDS: The Need for Unity of Effort to Secure Victory in Iraq. *Military Review* (March-April): 24-34.
- Cohen, Lizabeth. 2003. *A Consumers' Republic: The Politics of Mass Consumption in Postwar America*. New York: Alfred Knopf.
- Conway-Lanz, Sahr. 2005. Beyond No Gunri: Refugees and the United States Military in the Korean War. *Diplomatic History* 29, no. 1 (January): 49-81.
- Cott, Nancy E. 2000. *Public Vows: A History of Marriage and the Nation*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Cullather, Nick. 2010. *The Hungry World: America's Cold War Battle against Poverty in Asia*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Dearing, Mary R. 1952. *Veterans in Politics: The Story of the G.A.R.* Baton Rouge, LA: Louisiana State University Press.
- Denk, Oliver. et al. 2015. Inequality and Poverty in the United States: Public Policies for Inclusive Growth. OECD Economic Department Working Papers, no. 1052. http://www.oecd-ilibrary.org/economics/inequality-and-poverty-in-the-united-states_5k46957cwv8q-en?crawler=true
- Early, Frances. 2005. Canadian Women and the International Arena in the Sixties: The Voice of Women/La voix des femmes and the Opposition to the Vietnam War. In *The Sixties: Passion, Politics, and Style*, ed. Dimitry Anastakis. Kingston, ON, Canada: McGill-Queen's University Press: 25-41.

- Ekbladh, David. 2010. *The Great American Mission: Modernization and the Construction of an American World Order*. Princeton: Princeton University Press.
- Espiritu, Yên Lê. 2014. *Body Counts: The Vietnam War and Militarized Refugees*. Oakland, CA: University of California Press.
- Feldstein, Ruth. 2000. *Motherhood in Black and White: Race and Sex in American Liberalism, 1930-1965*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Fisher, Christopher. 2006. The Illusion of Progress: CORDS and the Crisis of Modernization in South Vietnam, 1965–1968. *Pacific Historical Review* 75, no. 1: 25-55.
- Fitzgerald, Maureen. 2006. *Habits of Compassion: Irish Catholic Nuns and the Origins of New York's Welfare System, 1830-1920*. Urbana, IL: University of Illinois Press.
- Fixico, Donald L. 1986. *Termination and Relocation: Federal Indian Policy, 1945-1960*. Albuquerque, NM: University of New Mexico Press.
- Flynn, George Q. 2002. *Conscription and Democracy: The Draft in France, Great Britain and the United States*. Westport, CT: Greenwood Press.
- Fogel, Walter. 1970. *Negro in Meat Industry*. Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press.
- Fraser, Steve, and Gary Gerstle eds. 1989. *The Rise and Fall of the New Deal Order 1930-1980*. Princeton: Princeton University Press.
- Frydl, Kathleen J. 2011. *The G.I. Bill*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Gambone, Michael D. 2005. *The Greatest Generation Comes Home: The Veteran in American Society*. College Station, TX: Texas A&M University Press.
- Gerber, David A. 1994. Heroes and Misfits: The Troubled Social Reintegration of Disabled Veterans in “The Best Years of Our Lives.” *American Quarterly* 46 (December): 545-574.
- Geidel, Molly. 2016. *Peace Corps Fantasies: How Development Shaped the Global Sixties*. Minneapolis, MN: University of Minnesota Press.
- Glaser, William A. 1963. American and Foreign Hospitals: Some Sociological Comparisons. In *The Hospitals in Modern Society*, ed. Eliot Freidson. London: Free Press.
- Goldin, Claudia. 1998. America's Graduation from High School: The Evolution and Spread of Secondary Schooling in the Twentieth Century. *Journal of Economic History* 58 (June): 345-374.
- Goldberg, Chad Alan. 2008. *Citizens and Paupers: Relief, Rights, and Race, from the Freedmen's Bureau to Welfare*. Chicago: University of Chicago Press.

- Goldstein, Alyosha. 2013. *Poverty in Common: The Politics of Community Action during the American Century*. Durham, NC: Duke University Press.
- Goodwin, Joanne L. 1995. "Employable Mothers" and "Suitable Work": A Re-evaluation of Welfare and Wage-earning for Women in the Twentieth-century United States. *Journal of Social History* 29, no. 2: 253-274.
- . 1995. "Employable Mothers" and "Suitable Work": A Re-evaluation of Welfare and Wage Earning in the Twentieth Century United States. *Journal of Social History* 29, no.2: 253-274.
- . 1997. *Gender and the Politics of Welfare Reform: Mothers' Pensions in Chicago, 1911-1929*. Chicago: University of Chicago Press.
- Gordon, Howard R. D. *The History and Growth of Vocational Education in America*. Boston, MA: Allyn and Bacon.
- Gordon, Linda. 1994. *Pitied but not Entitled: Single Mothers and the History of Welfare*. New York: Free Press.
- Gottschalk, Marie. 2000. *The Shadow Welfare State: Labor, Business, and the Politics of Health Care in the United States*. Ithaca, NY: ILR Press.
- Gritzer, Glenn, and Arnold Arluke. 1985. *The Making of Rehabilitation: A Political Economy of Medical Specialization, 1890-1980*. Berkley, CA: University of California Press.
- Hacker, Jacob S. 2002. *The Divided Welfare State: The Battle Over Public and Private Social Benefits in the United States*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Harris, Richard. 1998. The Silence of the Experts. "Aided Self-Help Housing" 1939-1954. *Habitat International* 22, no.2: 165-189.
- . 1999. Slipping through the Cracks: The Origins of Aided Self-help Housing, 1918-53. *Housing Studies* 14, no. 3: 281-309.
- Hickel, Karl Walter. 1999. Entitling Citizens: World War I, Progressivism, and the Origins of the American Welfare State, 1917-1928. Ph.D. diss., Columbia University.
- . 2001. War, Region, and Social Welfare: Federal Aid to Servicemen's Dependents in the South. *Journal of American History* 87 (March): 1362-1391.
- . 2001. Medicine, Bureaucracy, and Social Welfare: The Politics of Disability Compensation for American Veterans of World War I. In *The New Disability History: American Perspectives*, eds. Paul K. Longmore and Lauri Umansky. New York: New York University Press: 236-267.
- Higgins, George Cilmory. 1945. *Voluntarism in Organized Labor in the United States, 1930-1940*. New York: The Catholic University of America Press.

- Hogan, Michael J. 1998. *A Cross of Iron: Harry S Truman and the Origins of the National Security State, 1945-1954*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Honn, Mandy, Farrah Meisel, Jacleen Mowery, et. al. 2011. A Legacy of Vietnam: Lessons from CORDS. *InterAgency Journal* 2, no. 2: 41-50.
- Howard, Christopher. 1997. *The Hidden Welfare State: Tax Expenditures and Social Policy in the United States*. Princeton: Princeton University Press.
- Humes, Edward. 2006. *Over Here: How the G.I. Bill Transformed the American Dream*. Orlando, FL: Harcourt.
- Hunt, Richard A. 1995. *Pacification: the American Struggle for Vietnam's Hearts and Minds*. Boulder, CO: Westview Press.
- Hutchinson, John F. 1996. *Champions of Charity: War and the Rise of the Red Cross*. Boulder, CO: Westview Press.
- Irwin, Julia F. 2013. *Making the World Safe: The American Red Cross and a Nation's Humanitarian Awakening*. Oxford: Oxford University Press.
- Jacobson, Mathew Frye. 2001. *Barbarian Virtues: The United States Encounters Foreign Peoples at Home and Abroad, 1876-1917*. New York: Hill & Wang.
- Jaquette, Jane S. 1982. Women and Modernization Theory: A Decade of Feminist Criticism. *World Politics* 34, no. 2: 267-284.
- Katz, Michael. 1989. *The Undeserving Poor: from the War on Poverty to the War on Welfare*. New York: Pantheon Books.
- . 1996. *In the Shadow of the Poorhouse: A Social History of Welfare in America*. 10th anniversary edition. New York: Basic Books.
- Kaufman, Jason. 2002. *For the Common Good?: American Civic Life and the Golden Age of Fraternity*. Oxford: Oxford University Press.
- Keene, Jennifer D. 2001. *Doughboys, the Great War, and the Remaking of America*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press.
- Kessler-Harris, Alice. 2001. *In Pursuit of Equity: Women, Men, and the Quest for Economic Citizenship in 20th-Century America*. Oxford: Oxford University Press.
- Keys, Barbara J. 2014. *Reclaiming American Virtue: The Human Rights Revolution of 1970s*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Klein, Christina. 2003. *Cold War Orientalism: Asia in the Middlebrow Imagination, 1945-1961*. Berkley, CA: University of California Press.
- Klein, Jennifer. 2003. *For All These Rights: Business, Labor, and the Shaping of America's Public-Private Welfare State*. Princeton: Princeton University Press.
- Kleinberg, S. J. 2006. *Widows and Orphans First: The Family Economy and Social Welfare Policy, 1880-1939*. Urbana: University of Illinois Press.

- Kornbluh, Felicia. 2007. *The Battle for Welfare Rights: Politics and Poverty in Modern America*. Philadelphia, PA: University of Pennsylvania Press.
- Kunzel, Regina G. 1993. *Fallen Women, Problem Girls: Unmarried Mothers and the Professionalization of Social Work, 1890-1945*. New Haven, CT: Yale University Press.
- Ladd-Taylor, Molly. 1994. *Mother-Work: Women, Child Welfare, and the State, 1890-1930*. Urbana: University of Illinois Press.
- Latham, Michael E. 2000. *Modernization as Ideology: American Social Science and "Nation Building" in the Kennedy Era*. Philadelphia, PA: Temple University Press.
- . 2011. *The Right Kind of Revolution: Modernization, Development, and U.S. Foreign Policy from the Cold War to the Present*. Ithaca: Cornell University Press.
- Lichtenstein, Nelson. 1989. From Corporatism to Collective Bargaining. In *The Rise and Fall of the New Deal Order, 1930-1980*, eds. Steve Fraser and Gary Gerstle. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- . 1989. Labor in the Truman Era: Origins of "the Private Welfare State". In *The Truman Presidency*, ed. Michael J. Lacey. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Linker, Beth. 2011. *War's Waste: Rehabilitation in World War I America*. Chicago: Chicago University Press.
- Little, Douglas. 2008. *American Orientalism: The United States and the Middle East since 1945*. 3rd edition, Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Maloney, Thomas N. 1995. Degrees of Inequality: The Advance of Male Black Workers in the Northern Meat Packing and Steel Industries before World War II. *Social Science History* 19 (Spring): 31-62.
- Mann, Anastasia. 2003. All for One, But Most for Some: Veterans Politics and the Shaping of the Welfare State during the World War II Era. PhD diss., Northwestern University.
- May, Elaine Tyler. 1988. *Homeward Bound: American Families in the Cold War Era*. New York: Basic Books.
- McAlister, Melani. 2001. *Epic Encounters: Culture, Media, and U.S. Interests in the Middle East, 1945-2000*. Barkley, CA: University of California Press.
- McClintock, Megan J. 1996. Civil War Pensions and the Reconstruction of Union Families. *Journal of American History* 83 (September): 456-80.
- McConnell, Stuart C. 1992. *Glorious Contentment: The Grand Army of the Republic, 1865-1900*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.

- Mckee, Guian A. 2008. *The Problem of Jobs: Liberalism, Race, and Deindustrialization in Philadelphia*. Chicago: University of Chicago Press.
- McMichael, Philip. 1994. *The Global Restructuring of Agri-Food Business*. Ithaca: Cornell University Press.
- Mettler, Suzanne. 1998. *Dividing Citizens: Gender and Federalism in New Deal Public Policy*. Ithaca: Cornell University Press.
- . 2005. *Soldiers to Citizens: The GI Bill and the Making of the Greatest Generation*. Oxford: Oxford University Press.
- . 2005. The Creation of the GI Bill of Rights of 1944: Melding Social and Participatory Citizenship Ideal. *Journal of Political History* 17 (October): 345-374.
- Meyerowitz, Joanne, ed. 1994. *Not June Cleaver: Women and Gender in Postwar America, 1945-1960*. Philadelphia, PA: Temple University Press.
- Michel, Sonya. 1999. Danger on the Home Front: Motherhood, Sexuality, and Disabled Veterans in American Postwar Films. *Journal of the History of Sexuality* 3, no. 1 (July): 109-128.
- Miller, Edward. 2013. *Misalliance: Ngo Dinh Diem, the United States, and the Fate of South Vietnam*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Mink, Gwendolyn. 1996. *The Wages of Motherhood: Inequality in the Welfare State, 1917-1942*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Mittelstadt, Jennifer. 2005. *From Welfare to Workfare: The Unintended Consequences of Liberal Reform, 1945-1965*. Chapel Hill, NC: North Carolina University Press.
- . *The Rise of the Military Welfare State*. Cambridge: Harvard University Press, 2015.
- Morris, Andrew J. 2011. *Limits of Voluntarism: Charity and Welfare from the New Deal through the Great Society*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Mosch, Theodore R. 1970. The GI Bill: A Breakthrough in Educational and Social Policy in the United States. PhD diss., The University of Oklahoma.
- Nathan, Richard P. 1993. *Turning Promises into Performance: The Management Challenge of Implementing Workfare*. New York: Columbia University Press.
- National Institute of Health. The Health Benefits of Pets: NIH Technology Assess Statement Online. September 10-11, 1987. National Institute of Health, (<http://consensus.nih.gov/1987/1987HealthBenefitsPetsta003html.htm>).
- Neilands, J. B. 1970. Vietnam: Progress of the Chemical War. *Asian Survey* 10 (March): 209-229.

- Nelson, Barbara J. 1989. The Origins of Two-Channel Welfare State: Workmen's Compensation and Mothers' Aid. In *Women, the State, and Welfare*, ed. Linda Gordon, 123-151. Madison, WI: University of Wisconsin Press.
- Nguyen-Marshall, Van. 2012. The Associational Life of the Vietnamese Middle-class in Saigon (1950s-1970s). In *The Reinvention of Distinction: Modernity and the Middle Class in Urban Vietnam*, eds. Van Nguyen-Marshall, Lisa B. Welch Drummond, and Danièle Bélanger. Dordrecht, Netherland: Springer: 59-77.
- Oakes, Guy. 1994. *The Imaginary War: Civil Defense and American Cold War Culture*. Oxford: Oxford University Press.
- O'Brien, Ruth. 2001. *Crippled Justice: the History of Modern Disability Policy in the Workplace*. Chicago: University of Chicago Press.
- O'Connor, Alice. 2001. *Poverty Knowledge: Social Science, Social Policy, and the Poor in Twentieth-Century U.S. History*. Princeton: Princeton University Press.
- Olson, Keith W. 1974. *The G.I Bill, the Veterans, and the Colleges*. Lexington, KY: University Press of Kentucky.
- Onkst, David H. 1998. "First a Negro ... Incidentally a Veteran": Black World War Two Veterans and the G.I. Bill of Rights in the Deep South, 1944-1948. *Journal of Social History* 31 (Spring): 517-543.
- Ortiz, Stephen R. 2006. "The New Deal" For Veterans: The Economy Act, the Veterans of Foreign Wars, and the Origins of New Deal Dissents. *Journal of Military History* 70 (April): 415-438.
- , 2009. *Beyond the Bonus March and G. I. Bill: How Veterans Politics Shaped the New Deal Era*. New York: New York University Press, 2009.
- Pash, Melinda. 2008. Standing in the Shadow of the Greatest Generation: Men and Women of the Korean War. Ph.D. diss., University of Tennessee.
- Patterson, James T. 2000. *America's Struggle against Poverty in the Twentieth Century*. 4th ed. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Pavetti, LaDonna, Michelle K. Derr, Jacquelyn Anderson, Carole Trippe, and Sidnee Paschal. 2001. Changing the Culture of the Welfare Office: The Role of Intermediaries in Linking TANF Recipients with Jobs. *Economic Policy Review* 7, no.2 (September): 63-76.
- Pencak, William. 1989. *For God & Country: The American Legion, 1919-1941*. Boston, MA: Northeastern University Press.
- Pergande, Delia T. 2002. Private Voluntary Aid and Nation Building in South Vietnam: The Humanitarian Politics of CARE, 1954-61. *Peace & Change* 27, no.2 (April): 165-197.

- Plant, Rebecca Jo. 1999. The Veteran, His Wife, and Their Mothers: Prescriptions for Psychological Rehabilitation after World War II. *American History* 85: 95-105.
- Plotke, David. 1996. *Building a Democratic Political Order: Reshaping American Liberalism in the 1930s and 1940s*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Poole, Mary. 2006. *The Segregated Origins of Social Security: African Americans and the Welfare State*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Pratico, Dominick. 2001. *Eisenhower and Social Security: The Origins of the Disability Program*. New York: Writers Club Press.
- Quadagno, Jill. 1996. *The Color of Welfare: How Racism Undermined the War on Poverty*. Oxford: Oxford University Press.
- Quiroga, Virginia A. M. 1995. *Occupational Therapy: The First 30 Years 1900 to 1930*. Bethesda, MD: American Occupational Therapy Association.
- Rodell, Paul A. 2002. International Voluntary Services in Vietnam: War and the Birth of Activism, 1958–1967. *Peace & Change* 27, issue 2 (April): 225–244.
- Rose, Nancy E. 1993. Gender, Race, and the Welfare State: Government Work Programs from the 1930s to the Present. *Feminist Studies* 19, no.2: 319-342.
- Rose, Sarah F. 2011. The Right to a College Education?: The G.I. Bill, Public Law 16, and Disabled Veterans. *Journal of Policy History* 24 (January): 26-52.
- Rosenau, William, and Austin Long. 2009. *The Phoenix Program and Contemporary Counterinsurgency*. Santa Monica, CA: RAND Corporation.
- Rosenthal, Nicolas G. 2012. *Reimagining Indian Country: Native American Migration and Identity in Twentieth Century Los Angeles*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Ross, Davis R. 1969. *Preparing for Ulysses: Politics and Veterans during World War II*. New York: Columbia University Press.
- Sanders, Heywood T. 1980. Paying for the ‘Bloody Shirt’: The Politics of Civil War Pensions. In *Political Benefits: Empirical Studies of American Public Programs*, ed. Bary S. Rundquist. Lexington, KY: Lexington Books.
- Schäfer, Axel R. 2012. *Piety and Public Funding: Evangelicals and the State in Modern America*. Philadelphia, PA: Pennsylvania University Press.
- Scoville, Thomas W. 1982. *Reorganizing for Pacification Support*. Washington D.C.: Government Printing Office.
- Skocpol, Theda. 1993. America’s First Social Security System: The Expansion of Benefits for Civil War Veterans. *Political Science Quarterly* 108 (Spring): 85-116.
- , 1995. *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States*. Cambridge, MA: Harvard University Press.

- , 1997. The GI Bill and U.S. Social Policy, Past and Future. *Social Philosophy and Policy* 14 (June): 95-115.
- , 2003. *Diminished Democracy: From Membership to Management in American Civic Life*. Norman, OK: Oklahoma University Press.
- Sorley, Lewis. 1999. *A Better War: The Unexamined Victories and Final Tragedy of America's Last Years in Vietnam*. Orland, FL: Harcourt.
- Sparrow, James T. 2011. *Warfare State: World War II Americans and the Age of Big Government*. Oxford: Oxford University Press.
- Starr, Paul. 1982. *The Social Transformation of American Medicine: The Rise of the Sovereign Profession and the Making of a Vast Industry*. New York: Basic Books.
- Stevens, Rosemary. 1999. *In Sickness and in Wealth: American Hospitals in the Twentieth Century*. Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press.
- Stoltzfus, Emilie. 2003. *Citizen, Mother, Worker: Debating Public Responsibility for Child Care after the Second World War*. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press.
- Swerdlow, Amy. 1993. *Women Strike for Peace: Traditional Motherhood and Radical Politics in the 1960s*. Chicago: University of Chicago Press.
- Tang, Eric. 2015. *Unsettled: Cambodian Refugees in the New York City Hyperghetto*. Philadelphia, PA: Temple University Press.
- Tani, Karen M. 2016. *States of Dependency: Welfare, Rights, and American Governance, 1935-1972*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Telford, Jennifer C. 2010. The American Nursing Shortage during World War I: The Debate over the Use of Nurses' Aides. *Canadian Bulletin of Medical History* 27, no.1: 85-99.
- Thomas, Susan L. 1998. Race, Gender, and Welfare Reform: The Antinatalist Response. *Journal of Black Studies* 28, no. 4 (March): 419-446
- Tinker, Hugh. 1961. Community Development: A New Philosopher's Stone? *International Affairs* 37, no.3 (July): 309-322.
- Turner, Sarah E., and John Bound. 2003. Closing the Gap or Widening the Divide: The Effect of the GI Bill and World War II on Educational Outcomes of Black Americans. *Journal of Economic History* 63 (March): 145-177.
- Van Eells, Mark D. 2001. *To Hear Only Thunder Again: America's World War II Veterans Come Home* Lanham, MD: Lexington Books.
- Verville, Richard. 2009. *War, Politics, and Philanthropy: The History of Rehabilitation Medicine*. Lanham, MD: University Press of America.

- Waddell, Brian. 2001. *The War Against the New Deal: World War II and American Democracy*. Dekalb, IL: Northern Illinois University Press.
- Walker, Martha L. 1985. *Beyond Bureaucracy: Mary Elizabeth Switzer and Rehabilitation*. Lanham, MD: University Press of America.
- Walkowitz, Daniel J. 1999. *Working with Class: Social Workers and the Politics of Middle-Class Identity*. Chapel Hill, NC: University of North Carolina Press.
- Wall, Wendy L. 2008. *Inventing the "American Way": The Politics of Consensus from the New Deal to the Civil Rights Movement*. Oxford: Oxford University Press.
- Weatherford, Doris. 2009. *American Women during World War II*. New York: Routledge.
- Weaver, R. Kent. 2000. *Ending Welfare as We Know It*. Washington D.C.: Brookings Institution Press.
- Webb, George E. 2009. Local Press Response to the Atomic Bomb Announcements, August-September 1945. In *The Atomic Bomb and American Society: New Perspectives*, ed. Rosemary B. Mariner and G. Kurt Piehler. Knoxville, TN: University of Tennessee Press.
- Weir, Margaret. 1988. The Federal Government and Unemployment: The Frustration of Policy Innovation from the New Deal to the Great Society. In *The Politics of Social Policy in the United States*, eds. Margaret Weir, Ann Shola Orloff, and Theda Skocpol: 149-190. Princeton: Princeton University Press.
- Wells, Tom. 2005. *The War within: America's Battle over Vietnam*. Bloomington, IN: iUniverse.
- Willrich, Michael. 2000. Home Slackers: Men, the State, and Welfare in Modern America. *Journal of American History* 87 (September): 460-489.
- Wu, Judy Tzu-Chun. 2013. *Radicals on the Road: Internationalism, Orientalism, and Feminism during the Vietnam Era*. Ithaca, NY: Cornell University Press.
- Zames Fleischer, Doris, and Frieda Zames. 2001. *The Disability Rights Movement: From Charity to Confrontation*. Philadelphia: Temple University Press.
- Zunz, Olivier. 2012. *Philanthropy in America: A History*. Princeton: Princeton University Press.

邦語文献

- 今井昭夫 (2007年) 「南部メコン・デルタにおけるベトナム戦争ーヴィンロン地方における解放勢力側の戦士8人への聞き取り調査」『東京外国語大学論集』第74号.
- (2011年) 「ベトナム中部クアンガイ省におけるベトナム戦争の記憶」『東京外大東南アジア学』第16号.

- 岩井美佐紀 (1999 年) 「ベトナム北部農村における社会変容と女性労働ーバックニン省チャ
ンリエット村の事例から」『東南アジア研究』第 36 卷 4 号.
- エスピン-アンデルセン, G (2001 年) 『福祉資本主義の三つの世界ー比較福祉国家の理論と動態』
ミネルヴァ書房.
- 大辻千恵子 (2003 年) 「1996 年福祉改革の意味ー20 世紀アメリカ社会と『家族』」『アメリカ史研究』
第 26 号.
- 貴志俊彦, 土屋由香編 (2009 年) 『文化冷戦の時代ーアメリカとアジア』国際書院.
- 木下武徳 (2007 年) 『アメリカ福祉の民間化』日本経済評論社.
- 紀平英作 (1993 年) 『ニューディール政治秩序の形成過程の研究ー20 世紀アメリカ合衆国政治社
会史研究序説』京都大学学術出版会.
- (1996 年) 『パクス・アメリカーナへの道ー胎動する戦後世界秩序』山川出版社.
- 木村靖二, 中野隆生, 中嶋毅編 (2002 年) 『現代国家の正統性と危機』山川出版社.
- 木村哲三郎 (2008 年) 「戦時下の南ベトナム経済ー土地革命と被援助経済の構造」『東アジ
ア近代史』第 11 号.
- 権慈玉 (2010 年) 「韓国における朴正熙政権の開発主義と家族計画事業ー1960ー1970 年
代を中心に」木本喜美子・貴堂嘉之編『ジェンダーと社会ー男性史・軍隊・セクシュア
リティ』旬報社.
- 小瀧陽 (2015 年) 「冷戦期アメリカ軍の軍人家族保護政策」『歴史評論』第 780 号.
- 後藤道夫 (1997 年) 「帝国主義と大衆社会統合一現代帝国主義把握の歴史的構図」渡辺治,
後藤道夫編『現代帝国主義と世界秩序の再編』第二部, 大月書店.
- 小林勇人 (2006 年) 「初期ワークフェア構想の帰結ー就労要請の強化による福祉の縮小」
『コア・エシックス』第 2 号.
- (2006 年) 「カリフォルニア州 GAIN プログラムの再検討ーワークフェア政策の評価
にむけて」『社会政策研究』第 6 号.
- (2010 年) 「カリフォルニア州の福祉改革ーワークフェアの二つのモデルの競合と帰
結」渋谷博史・中浜隆編『アメリカ・モデル福祉国家 Iー競争への補助階段』昭和堂.
- コルコ, ガブリエル (2001 年) 『ベトナム戦争全史ー歴史的戦争の解剖』社会思想社.
- サイード, エドワード・W (1986 年) 『オリエンタリズム』平凡社.
- 佐藤千登勢 (2008 年) 「アメリカ合衆国における福祉国家の再編と市民権ー1996 年福祉改
革法の移民への影響ー」『地域研究』第 28 号.
- (2014 年) 『アメリカの福祉改革とジェンダーー「福祉から就労へ」は成功したのか?』
彩流社.
- 佐藤雅哉 (2011 年) 「1960 年代アメリカ合衆国における女性平和運動再考ー「平和のため
の女性ストライキ」の事例からー」『アメリカ研究』第 45 号.
- 佐原彩子 (2010 年) 「帝国主義政策としての難民救済ーベトナム戦争終結において
Operations New Life/Arrival が果たした役割」『アメリカ史研究』第 33 号.

- (2014年) 「冷戦政策としての人道主義—70年代後半からのアメリカのインドシナ難民救済活動」『アメリカ太平洋研究』第14号.
- (2014年) 「自立を強いられる難民—1980年難民法成立過程に見る『経済的自立』の意味」『アメリカ史研究』第37号.
- 土屋和代 (2012年) 「アメリカの福祉権運動と人種、階級、ジェンダー—「ワークフェア」との戦い」油井大三郎編『越境する1960年代—米国・日本・西欧の国際比較』彩流社.
- 中島醸 (2014年) 『アメリカ国家像の再構成—ニューディール・リベラル派とロバート・ワグナーの国家構想』勁草書房.
- 中西由紀子 (2006年) 「地域に根差したリハビリテーション (CBR) の現状と展望」森壮也編『開発問題と福祉問題の相互接近—障害を中心に』アジア経済研究所.
- 中野耕太郎 (2015年) 『20世紀アメリカ国民秩序の形成』名古屋大学出版会.
- 中野聡 (2007年) 『歴史経験としてのアメリカ帝国—米比関係史の群像』岩波書店.
- 西川秀和 (2006年) 「ポイント・フォー計画の歴史的意義—冷戦戦略の一環としての発展途上国援助計画」『社会学論集』第8号.
- 西山隆行 (2005年) 「アメリカの福祉国家再編—クリントン政権期における社会福祉政策をめぐる政治」『甲南法学』第46巻, 第1・2号.
- 日本労働研究機構 (2003年) 『資料シリーズ no. 136 教育訓練制度の国際比較調査、研究 ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス、日本』日本労働研究機構
(http://www.jil.go.jp/institute/siryo/index_jil.html) .
- 原ひろみ (2004年) 『労働政策レポート vol. 2 アメリカの職業訓練の政策評価—サーベイを通じて』労働政策研究・研修機構 (<http://www.jil.go.jp/institute/rodo/index.html>) .
- 古田元夫 (1991年) 『歴史としてのベトナム戦争』大月書店.
- 宮本太郎 (2004年) 「就労・福祉・ワークフェア—福祉国家再編をめぐる新しい対立軸」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会.
- 吉澤南 (2009年) 『ベトナム戦争—民衆にとっての戦場』吉川弘文館.
- リー, ロバート・G (2007年) 『オリエンタルズ—大衆文化の中のアジア系アメリカ人』岩波書店.